

平成 2 2 年度

包括外部監査結果報告書

「岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する
行政の財務に関する事務の執行について」

岡山県包括外部監査人
大 土 弘

目 次

第 1 章	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の体制	1
5	利害関係	1
6	特定事件の選定の理由	1
第 2 章	備前・備中及び美作県民局の概要（平成 21 年度）	3
1	3 県民局の所管区域	3
2	3 県民局の組織、所管事務及び配置人員	4
第 3 章	3 県民局への再編整備の経緯	16
1	地方振興局の設置	16
2	地方振興局から 3 県民局への再編整備の経緯	16
第 4 章	「地方振興局の再編」の内容	23
1	序論	23
2	再編による新たな行政体制	23
3	県民局の所管区域	24
4	県民局の組織と業務	24
5	県民局の機能強化	26
6	市町村への権限・事務の移譲	27
7	再編に伴う削減効果の目標	27
8	再編に伴う課題への対応	27
第 5 章	他県の動向	32
1	他県の動向	32
2	総合出先機関を廃止した理由	32
第 6 章	監査に当たって	34
第 7 章	包括外部監査の結果と意見	37
第 1 節	総論	37

第 1	包括外部監査の結果（総論）	37
第 2	結果及び意見	41
第 2 節	各論	43
第 1 款	地域政策部	43
第 1	地方振興局から県民局への再編時の課題と再編の目的	43
第 2	組織体制	44
第 3	業務の概要	44
第 4	地域政策部協働推進室について	47
第 5	県民局長の施策提案	72
第 6	結果及び意見	72
第 2 款	税務部	75
第 1	3 県民局への再編整備の経緯	75
第 2	組織体制	76
第 3	業務の概要	78
第 4	他都道府県の事務の共同処理の取組	89
第 5	結果及び意見	91
第 3 款	健康福祉部	97
第 1	健康福祉部再編における経緯	97
第 2	組織体制	107
第 3	各県民局の健康福祉部における予算の概要	112
第 4	業務の概要	114
第 5	県民局の機能強化	130
第 6	他府県比較	133
第 7	結果及び意見	135
第 4 款	農林水産事業部	141
第 1	地方振興局から県民局への再編時に検討された課題と再編の目的	141
第 2	組織体制	142
第 3	業務の概要（平成 22 年度県民局概要より）	147
第 4	他府県の特徴ある取組状況	159
第 5	結果及び意見	163

第 5 款	建設部	171
第 1	再編に先行して行われた業務仕分け	171
第 2	組織体制	174
第 3	業務の概要（平成 22 年度県民局概要より）	184
第 4	予算執行状況	187
第 5	道路事業について	191
第 6	入札の現状	193
第 7	他県の動向	197
第 8	結果及び意見	197

第 1 章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づき包括外部監査

2 監査の対象

(1) 対象事項（選定した特定の事件）

岡山県備前県民局、同備中県民局及び同美作県民局が所管する行政の財務に関する事務の執行について

(2) 対象箇所

対象事項に関係する全部局及び地域事務所

(3) 平成 21 年度。ただし、必要に応じて平成 20 年度以前も監査の対象とする。

3 監査の実施期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

4 監査の体制

包括外部監査人	弁 護 士	大 土 弘
同 補 助 者	弁 護 士	井 上 雅 雄
同 補 助 者	弁 護 士	市 本 昭 彦
同 補 助 者	弁 護 士	有 田 玲 子
同 補 助 者	公 認 会 計 士	和 田 治 郎
同 補 助 者	公 認 会 計 士	鳥 越 貞 成

5 利害関係

包括外部監査人及び各補助者は、いずれも監査の対象とした事件について自治法第 252 条の 29 に規定する一切の利害関係を有していない。

6 特定事件の選定の理由

岡山県は、昭和 49 年、総合的な出先機関として 9 地方振興局を設置した。その後、社会経済状態が大きく変化したことに伴い、新しい時代に対応した真に効率的な行政体制の確立を目指して、平成 17 年から再編を開始し、平成 21 年 4 月、3 県民局に地域事務所を設置することを内容とする再編が完了した。

上記再編完成後1年が経過したため、同再編が当初の目的をどの程度達成しているのかは県民にとって関心の大きいものと思われる。

そこで、3県民局が所管する行政の財務について合理性、経済性、効率性の観点から監査を行うことが有意義であると考えた。

第2章 備前・備中及び美作県民局（以下「3県民局」という）の概要（平成21年度）

1 3県民局の所管区域

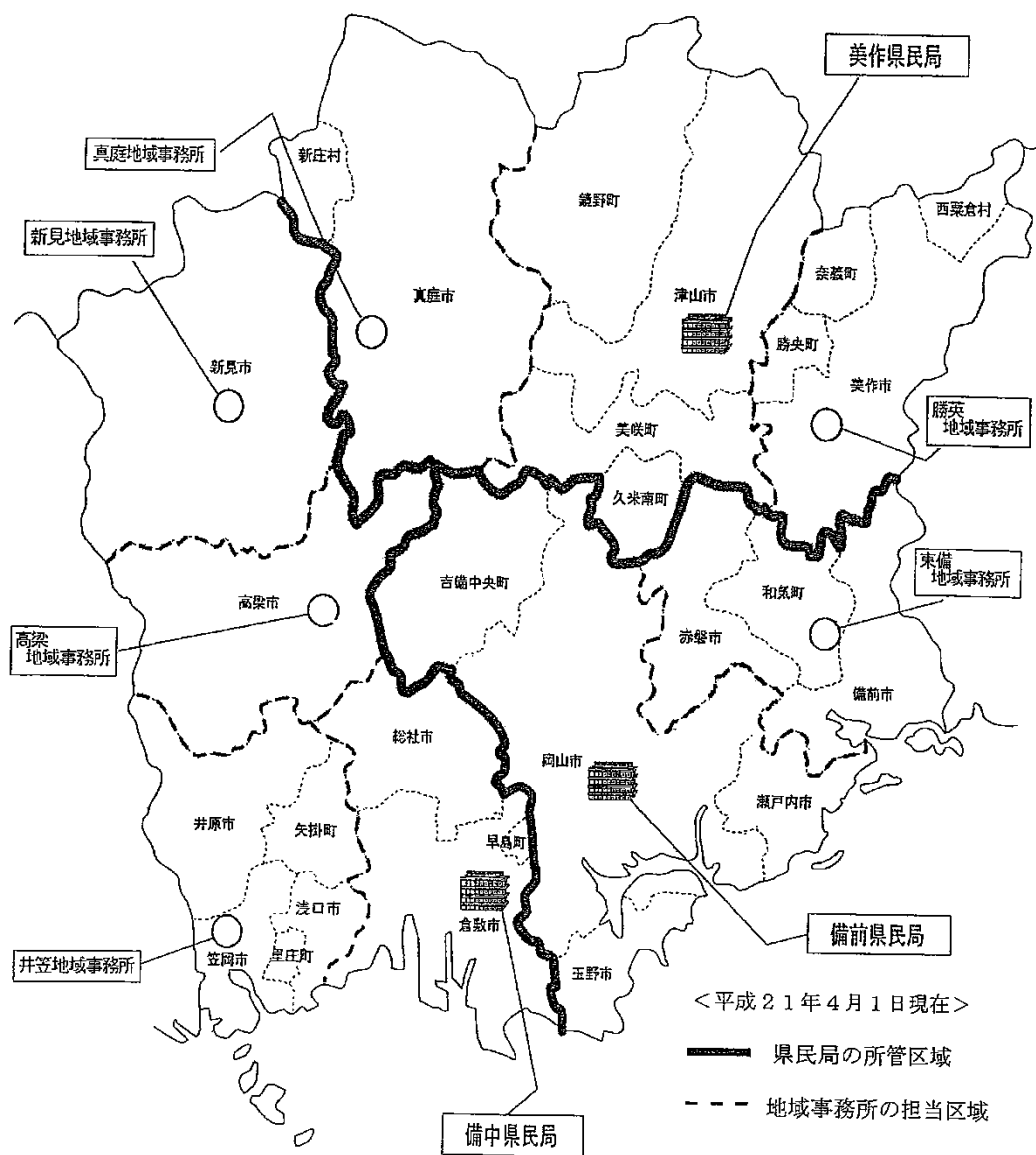
(1) 3県民局の所在地

ア 備前県民局	岡山市北区弓之町6-1
東備地域事務所	和気郡和気町和気487-2
イ 備中県民局	倉敷市羽島1083
井笠地域事務所	笠岡市六番町2-5
高梁地域事務所	高梁市落合町近似286-1
新見地域事務所	新見市高尾2400
ウ 美作県民局	津山市山下53
真庭地域事務所	真庭市勝山591
勝英地域事務所	美作市入田291-2

(2) 3県民局の所管区域

局別	所管区域 (地域事務所は担当区域)	市町村数	(km ²) 面積 (%)	(人) 人口 (%)
備前県民局	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	7	1,899.69 (26.73)	916,674 (46.8)
東備	備前市、赤磐市、和気町			
備中県民局	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	10	2,463.31 (34.67)	788,993 (40.3)
井笠	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町			
高梁	高梁市			
新見	新見市			
美作県民局	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	10	2,743.08 (38.60)	251,597 (12.9)
真庭	真庭市、新庄村			
勝英	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村			
岡山県計		27	7,106.08 (100.0)	1,957,264 (100.0)

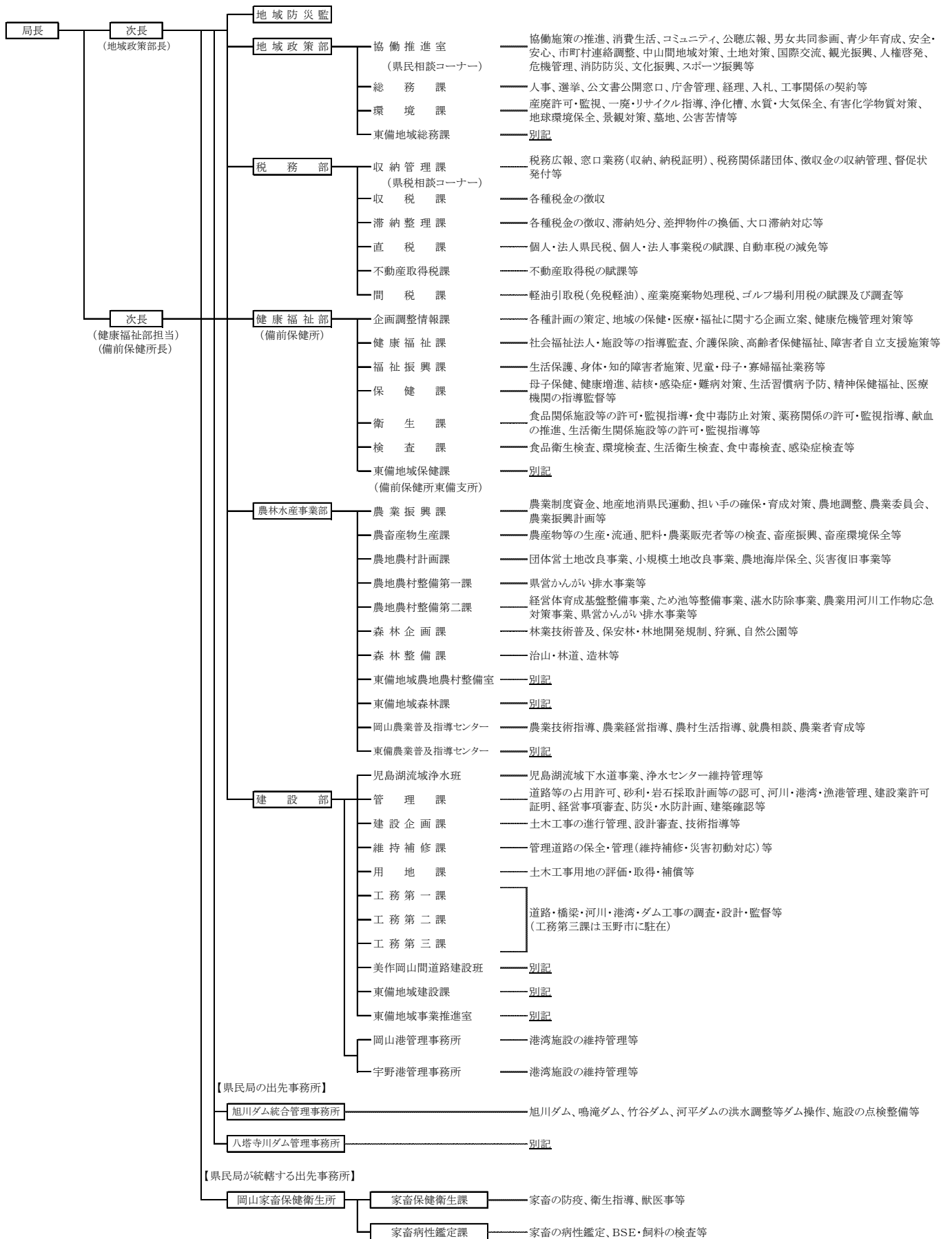
人口は、平成17年国勢調査結果(平成17年10月1日現在)
面積は、国土交通省国土地理院調べ(H20.10.1現在)による。
ただし、児島湖(7.13km²)は含まず、玉野市(103.63km²)については推定している。



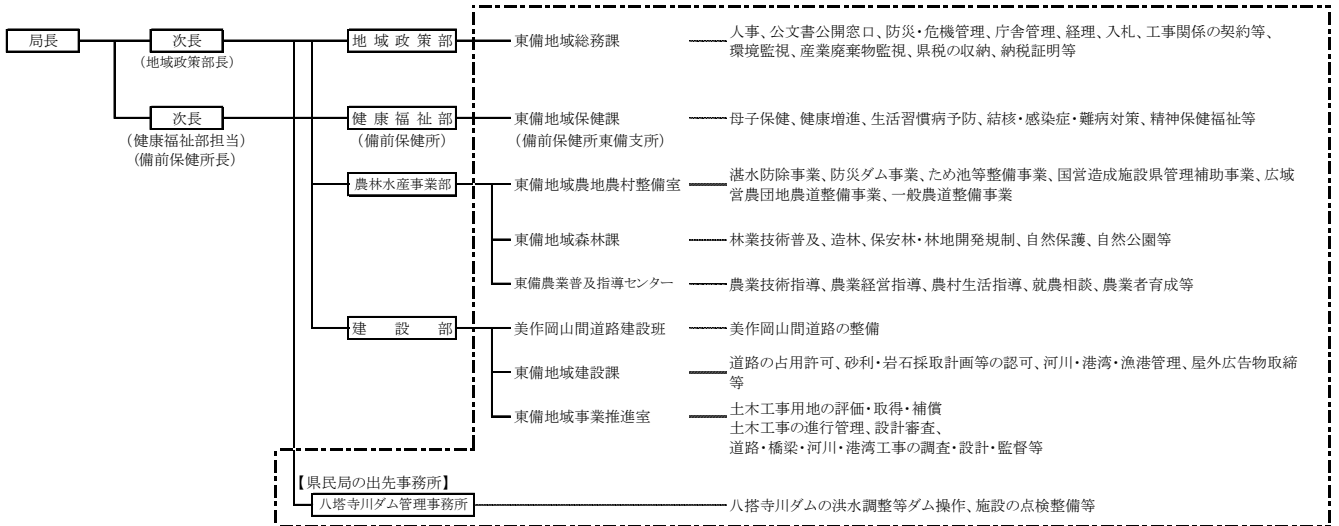
2 3 県民局の組織、所管事務及び配置人員

(1) 3 県民局の組織と所管事務

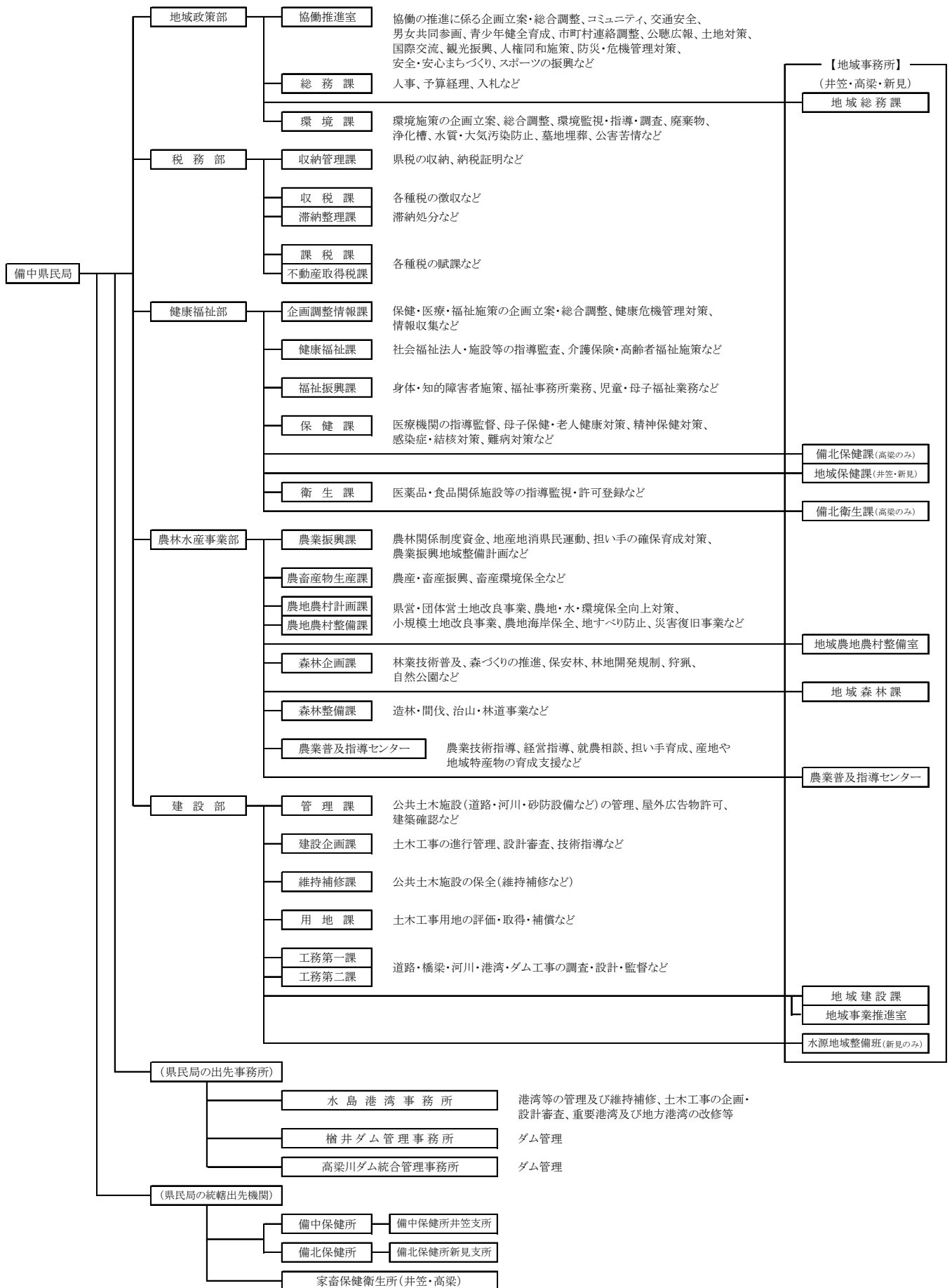
ア 備前県民局の組織と所管事務



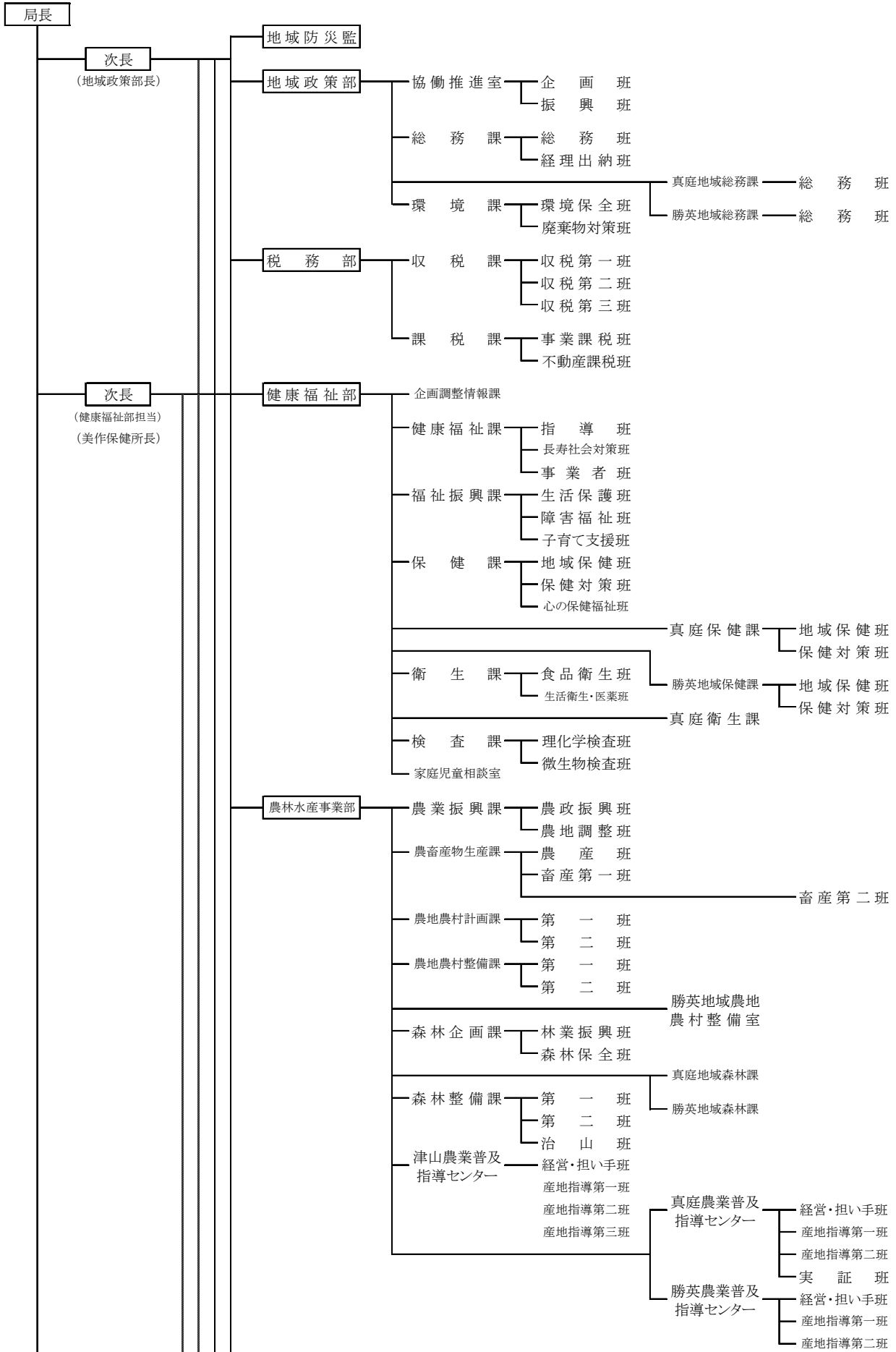
機構及び分掌事務(東備地域)

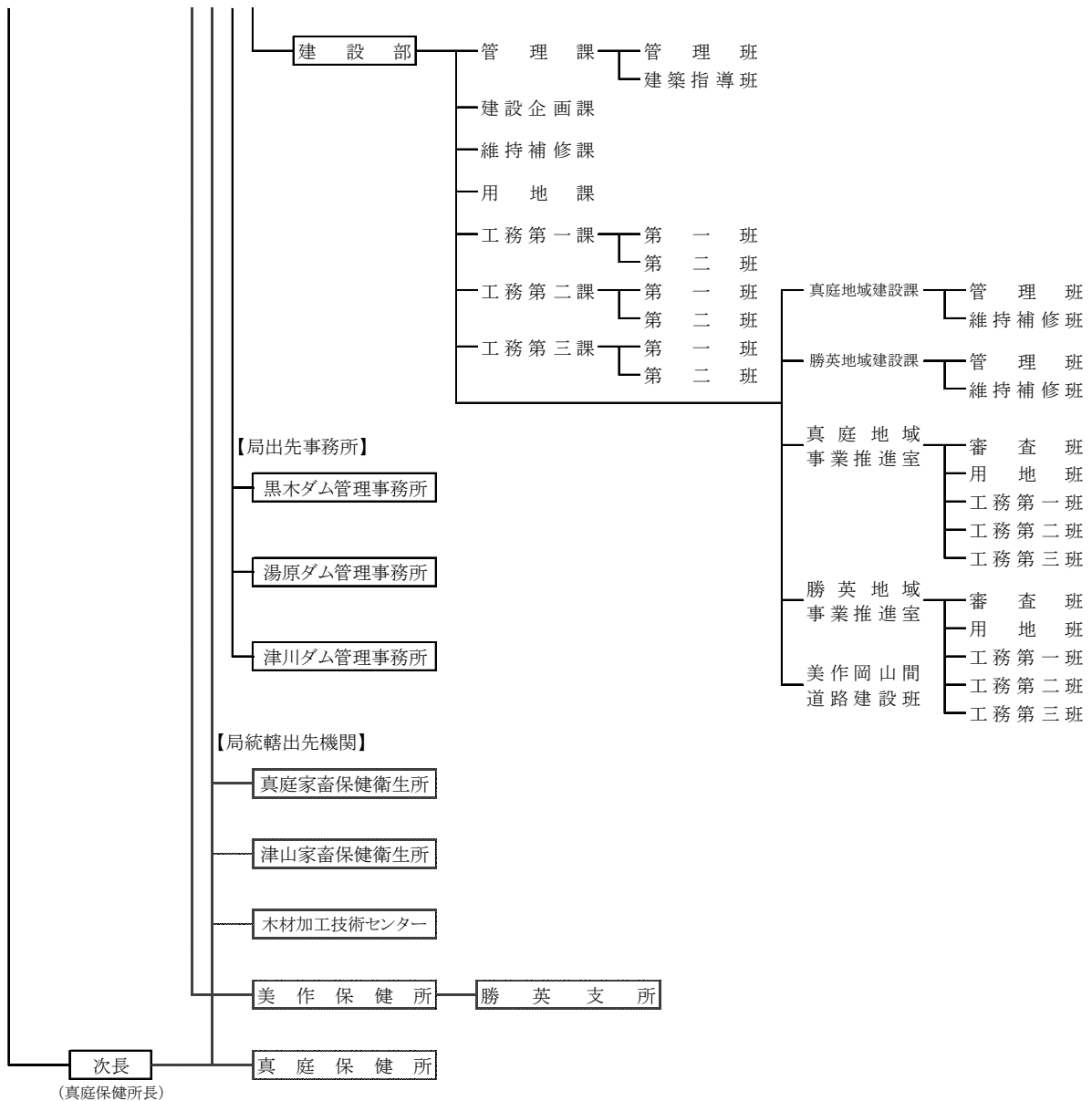


イ 備中県民局の組織と所管事務



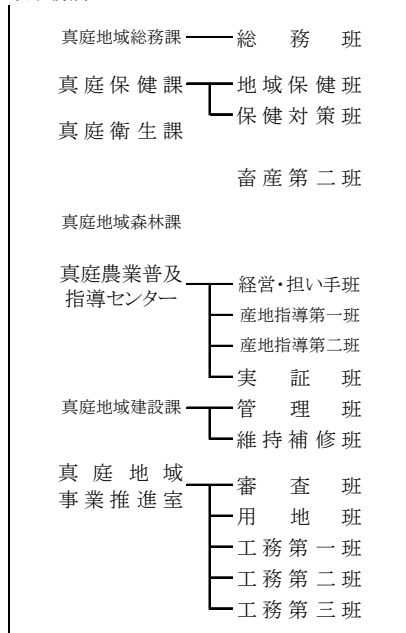
ウ 美作県民局の組織と所管事務



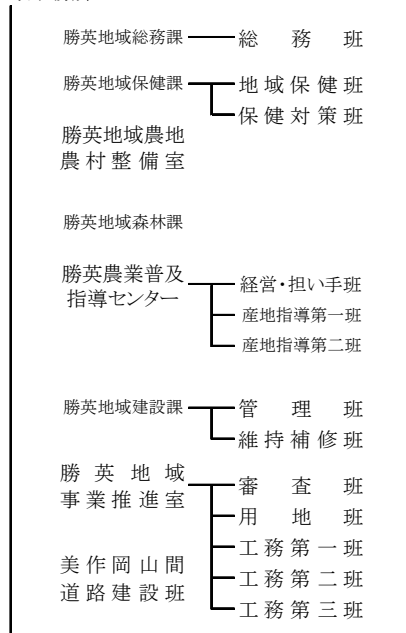


【参考】各地域事務所の状況

真庭地域事務所



勝英地域事務所



(2) 3 県民局の組織別職員現員数

ア 備前県民局の組織別職員現員数

H21. 4. 1 現在

	局長	次長・参与	部長	監事	参与	課長	総括参与・参事 (6級以上)	所長	課長	総括副参事・副参事	総括主幹・主幹	総括主任・主任	主事	技師	技術員	計
地域政策部	1					8				14	12	18				53
協働推進室						2				7	3	4				16
総務課	1					3				3	8	9				24
環境課						3				4	1	5				13
税務部						7				48	23	19				97
健康福祉部						7				44	35	15				101
農林水産事業部						9				50	40	16				115
建設部						8				39	43	14				104
計	1					39				195	153	82				470
東備地域事務所	地域政策部					1				1	4	2				8
	健康福祉部					1				8	2	4				15
	農林水産事業部					1				19	8	5				33
	建設部					5				14	16	4	10			49
	計					8				42	30	15	10			105
出先事務所	旭川ダム統合管理事務所									3	2	4	2			11
	八塔寺川ダム管理事務所									1		1				2
	計									4	2	5	2			13
統轄出先機関	岡山家畜保健衛生所					4				5	9	2				20
	計					4				5	9	2				20
合計	1					51				246	194	104	12			608

イ 備中県民局の組織別職員現員数

(ア) 備中県民局

内訳 部課所名		現員数									備考	
		局長	次長	部長 課長 室長	副部長 課長 所長 参事	課長 副参事 主幹	主任	主事・ 技師	主任 技術員	技術員		計
地域 政策 部	協働推進室			2		9	5	3			19	地域防災監含む
	総務課	1	2	1		3	9	6			22	備中保健所長含む
	環境課			1	2	7	2	4			16	
税務部				1	5	31	22	13			72	
健康福祉部				1	6	48	22	16		1	94	地域事務所担当1除く
農林水産事業部				1	8	46	31	13			99	本庁定数の参事2含む 新見地域事務所駐在3除く
	うち倉敷農業普及指導センター				2	6	11	5			24	
建設部				1	6	25	24	13	3	14	86	本庁定数の参事1含む 市町派遣職員2除く 倉敷市研修生1含む 地域事務所の副部長3除く
計		1	2	8	27	169	115	68	3	15	408	
水島港湾事務所					4	16	11	8			39	本庁定数の参事1含む
櫛井ダム管理事務所						1					1	高梁地域事務所に再掲
高梁川ダム統合管理事務所						3	2	6			11	新見地域事務所に再掲
合計		1	2	8	31	189	128	82	3	15	459	

(イ) 井笠地域事務所

内訳 部課所名		現員数									備考	
				地域事務 所長	副部長 所長 課長 室長 参事	課長 室長 副課長 副参事 主幹	主任	主事・ 技師	主任 技術員	技術員		計
地域総務課				1	1	1	5	1			9	備中保健所井笠支所長含む
地域保健課					1	7	7	2		1	18	
地域農地農村整備室 地域森林課						10	4	1			15	
地域建設課 地域事業推進室					4	18	11	7	3	6	49	本庁定数の参事1含む 備中局定数の副部長1含む
計				1	6	36	27	11	3	7	91	
井笠農業普及指導センター					1	13	8	3		3	28	
合計				1	7	49	35	14	3	10	119	

(ウ) 高梁地域事務所

内訳 部課所名	現員数									備考	
			地域事務所 所長	副部長 所長 課長 室長 参事	課長 室長 副課長 副参事 主幹	主任	主事・ 技師	主任 技術員	技術員		計
地域総務課			1	1	1	4	2			9	備北保健所長含む
備北保健課・衛生課				2	8	6	4			20	備中局定数の副参事1含む
地域農地農村整備室 地域森林課					6	3	3			12	
地域建設課 地域事業推進室				4	12	10	3		12	41	本庁定数の参事1含む 備中局定数の副部長1含む
計			1	7	27	23	12	0	12	82	
高梁農業普及指導センター				1	8	5	1			15	
檜井ダム管理事務所					1					1	
合計			1	8	36	28	13	0	12	98	

(エ) 新見地域事務所

内訳 部課所名	現員数									備考	
			地域事務所 所長	副部長 所長 課長 室長 参事	課長 室長 副課長 副参事 主幹	主任	主事・ 技師	主任 技術員	技術員		計
地域総務課			1		1	4	2			8	
地域保健課					5	2	2			9	
地域農地農村整備室 地域森林課					9	6	2			17	備中局定数3(畜産第二班) 含む
地域建設課 地域事業推進室 水源地域整備班				5	14	8	9	1	9	46	本庁定数の参事1含む 備中局定数の副部長1含む
計			1	5	29	20	15	1	9	80	
新見農業普及指導センター				1	8	4	1			14	
高梁川ダム統合管理事務所					3	2	6			11	
合計			1	6	40	26	22	1	9	105	

(オ) 家畜保健衛生所

内訳 部課所名	現員数									備考	
				所長	副参事 主幹	主任	技師	主任 技術員	技術員		計
井笠家畜保健衛生所				1	4	4	1			10	
高梁家畜保健衛生所				1	4	3	1			9	
合計				2	8	7	2	0	0	19	

ウ 美作県民局の組織別職員現員数

	局長	次長 所長	部長 課長、所長 地域防災監	副部長、所 長、課・室 長、参事	課長 副参事	主幹	主任	主事 技師	再任用	技術員	計	
美作県民局	地 域 政 策 部	1	2	3	3	5	14	9	15		52	
	税 務 部			1	3	4	11	5	6	1	31	
	健 康 福 祉 部			1	6	24	19	20	21	1	92	
	農 林 水 産 事 業 部			1	8	28	20	44	18		119	
	建 設 部			1	6	13	10	20	21		18	89
	計	1	2	7	26	74	74	98	81	2	18	383
真庭地域事務所	地 域 政 策 部		1	1		1		5	2		10	
	健 康 福 祉 部				2	7	2	2	5		18	
	農 林 水 産 事 業 部				1	7	5	13	4	1	31	
	建 設 部				4	6	4	6	14		12	46
	計		1	1	7	21	11	26	25		13	105
勝英地域事務所	地 域 政 策 部			1		1		3	3		8	
	健 康 福 祉 部				1	6		3	2		12	
	農 林 水 産 事 業 部				1	11	5	7	3		27	
	建 設 部				5	5	5	15	9	9	48	
	計			1	7	23	10	28	17	9	95	
黒木ダム管理事務所					1		2			3		
湯原ダム管理事務所					1		1	2		4		
津川ダム管理事務所					1					1		
真庭家畜保健衛生所				1	2	2	4			9		
津山家畜保健衛生所				2	1	1	8	3		15		
木材加工技術センター				2	2	1	1			6		
総 計	1	3	9	45	126	99	168	128	2	40	621	

エ 3 県民局の合計配置人員

(平成21年4月1日)

	管理部門				税務部	健康福祉部	農林水産 事業部	建設部	局人員 ①	局事務所 出先人員 ②	合計 ①+②
	地域政策部										
	協働推進室	総務課	環境課	計							
備前県民局	16	24	13	53	97	101	115	104	470	13	483
東備地域事務所		8		8	0	15	33	49	105	0	105
備中県民局	19	22	16	57	72	94	99	86	408	51	459
井笠地域事務所		9		9	0	18	43	49	119	0	119
高梁地域事務所		9		9	0	20	27	41	97	0	97
新見地域事務所		8		8	0	9	31	48	96	0	96
美作県民局	16	21	15	52	30	91	119	89	381	7	388
真庭地域事務所		10		10	0	18	31	46	105	0	105
勝英地域事務所		8		8	0	12	27	48	95	0	95
計	51	119	44	214	199	378	525	560	1,876	71	1,947

オ 地方振興局（平成16年4月1日）の合計配置人員

(平成16年4月1日)

部 別 局 別	管 理 部 門			税 務 部	健 康 福 祉 部	農 林 水 産 事 業 部	建 設 部	局人員 ①	局出先 事務所 人員 ②	合 計 ①+②
	総務振興部									
	総 務 振 興 課	県 民 環 境 課	計							
岡 山	32	11	43	83	80	74	192	472	12	484
東 備	22	8	30	15	48	35	61	189	2	191
倉 敷	28	10	38	52	50	36	79	255	44	299
井 笠	22	8	30	17	51	35	63	196	—	196
高 梁	20	6	26	12	43	46	44	171	3	174
阿 新	22	6	28		29	38	52	147	9	156
真 庭	21	6	27		37	42	58	164	3	167
津 山	30	11	41	26	74	60	82	283	1	284
勝 英	23	8	31	9	38	41	60	179	—	179
計	220	74	294	214	450	407	691	2,056	74	2,130

第3章 3 県民局への再編整備の経緯

1 地方振興局の設置

岡山県は、昭和49年7月、地域の特性に応じながら、地域住民に密着した総合的で効率的な行政を推進するため、それまで県下各地域に数多く点在していた縦割りの単独事務所のうち、県税事務所、福祉事務所、労政事務所、農林事務所、農業改良普及所、土木事務所など、地域の基幹的な出先機関を9つの生活圏ごとに整備・統合した地方振興局を設置した。

以来、地方振興局は、総合的な出先機関として地域の振興発展に寄与すべく運営されてきた。

しかしながら、岡山県は、①モータリゼーションの急速な浸透や道路網の整備による生活圏の広域化、通信網の整備による高度情報化、少子・高齢化の進行、分権型社会への移行、市町村合併の進展など、岡山県を取り巻く社会経済状況が著しく変化したこと、②環境問題への対応や、県政の目標である「快適生活県」を実現させるための様々な分野での協働の推進など、新たな課題に対応していく必要があること、③国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、今まで以上に、限られた財源を有効に活用し、効率的な行政運営を一層進めていくことが求められていることから、地方振興局の再編整備を行った。

そこで、岡山県がどのような経緯を経て地方振興局の再編整備を行ったのかを概観する。

2 地方振興局から3 県民局への再編整備の経緯

(1) 第1次岡山県行財政改革大綱

岡山県が地方振興局制度の在り方について検討を始めたのは、平成9年ころからであった。平成9年11月に発表された岡山県行財政改革大綱（未来を志向したスリムで活力のある行財政をめざして）において、岡山県は、財政が

危機的な状況にあるという認識^{*1}の下、行財政改革の基本的な考え方を示し、それに対応する改革の方策を示した。上記行財政改革の方策の一つとして柔軟でスリムな行政システムの構築を挙げ、県民に分かりやすい組織の在り方を検討するとし、地方振興局制度について「発足以来20年以上にわたって地域振興に大きな役割を果たしてきたが、中核市制度の施行や地方分権の進展を踏まえ、今後、所管区域も含めた振興局のあり方を再検討する」と示した。ただ、この段階は、上記のとおり、具体性に欠ける抽象的な指摘にとどまっていた。

(2) 第2次岡山県行財政改革大綱

岡山県は、第1次行財政改革大綱に基づき行財政改革に取り組んだ結果、財政の健全化及び柔軟でスリムな行政システムの構築に関し一定の効果が出たものの、県財政が、平成12年度に134億円程度、平成13年度に120億円程度の収支不足が生じると見込まれており、引き続き極めて厳しい状況にあること^{*2}等の認識の下、更なる行財政改革を着実に推進することが必要と考え、上記岡山県行財政改革大綱から2年しか経過していない、平成11年11月17日、第2次岡山県行財政改革大綱（さらなる行財政改革への取組み）を発表した。

そして、同行財政改革大綱において、重点的な実施が必要な事項の筆頭に地方振興局の見直しを挙げた。

^{*1} 平成9年11月に発表された岡山県行財政改革大綱によると、岡山県の財政の現状について以下のとおり報告されている。

① 県債残高の増加

県債残高が1兆円に近づき、平成8年度決算では公債費比率が20.1%、起債制限比率が15.5%になるなど県債関係の比率が急速に上昇し、全国で最悪の数字になっている。

② 財源調整のための基金の減少

財源調整のための基金が、ピーク時（平成5年度末）の562億円から平成9年度末では124億円になることが見込まれている。

③ 大幅な収支不足

平成9年8月の試算によれば、平成10年度の収支不足額は381億円、今後4年間の収支不足額の累計は1849億円と大幅に拡大し、これが解消されなければ財政再建団体への転落を念頭に置かざるを得ない規模である。

^{*2} 第2次岡山県行財政改革大綱によると、平成11年度の岡山県の財政の現状について以下のとおり報告されている。

① 県税収入の柱である法人関係税がピーク時（平成3年度）のほぼ半分の490億円程度にまで減少する見込み。

② 財源調整のための基金の減少

37億円程度になる見込み。

③ 収支の均衡

人件費を含めた更なる歳出削減による収支の改善のほか、特定目的基金等からの借入、退職手当債の発行などの臨時、異例の歳入対策により、何とか収支の均衡が図られた。

ここでは、地方振興局の在り方を、①行政の効率化、組織のスリム化、②生活圏の拡大、広域的行政課題の増大への対応、③地方分権の時代における県と市町村の役割分担、④情報ハイウェイ等の活用、⑤総合調整機能及び住民サービスの維持の視点から見直すこととし、上記視点から、（１）早期に取り組むものと（２）将来の方向性について次のとおり発表した。

早期に取り組むものとしては、現行の９局体制を基に、地方振興局内部組織の見直し^{*3}、出先機関の見直し^{*4}及び事務の整理合理化^{*5}等を挙げ、将来の方向性については、地方分権の進展や市町村合併の動きが具体的に数年の間に抜本的な見直しを検討するとした。

以上のとおり第２次行財政改革大綱では、地方振興局の見直しを具体的に示したものの、市町村合併が十分進んでいなかったことから、抜本的な見直しは先送りにされた。

（３）第３次岡山県行財政改革大綱

岡山県は、平成１５年１１月２０日に決定した第３次岡山県行財政改革大綱（創造のための改革）において、地方振興局の抜本の見直しを掲げた。

第３次行財政改革大綱は新たな行財政改革の取組の必要性について、次のように述べている。すなわち、第１次及び第２次行財政改革の結果、５５７億円の歳出削減（平成１５年度における一般財源ベースでの単年度効果）を達成し、起債制限比率についても低下させることに成功するなど、歳出面では一定の成

^{*3} 振興局内部組織の見直しとして、以下の３点を挙げている。

①総務課と振興部の再編

総務課を振興部（地域振興室、環境対策室）に統合して総務振興部とし、総務振興部に総務振興課及び県民環境課を設置する。

②税務部の再編

・阿新局及び真庭局の税務部を廃止し、高梁局、津山局の賦課徴収に係る所管区域をそれぞれ拡大する。

・岡山局及び倉敷局の税務部の不動産取得税課を強化し、津山局税務部に不動産取得税課を新設して、広域的対応を行う。

③健康福祉部の再編

４局にある検査課のうち、倉敷局、高梁局の検査課を廃止する。

^{*4} 出先機関の見直しとして以下の２点を挙げている。

①耕地関係３事務所を廃止し、工事箇所を管轄する振興局へ統合する。

②地域保健福祉センター（９センター）を振興局へ統合する。

^{*5} 事務の整理合理化等として６項目を挙げている。

①本庁と振興局の事務の再分配

②県（振興局）と市町村の事務の見直し

③予算編成に局要望が反映されるシステムの確立

④広域行政推進のための人材育成機能の強化（市町村研修生の受入）

⑤機動的な職員配置の実施

⑥情報公開の推進

果を得た。他方、平成14年から県税収入の大幅減少に加え、地方交付税の抑制傾向が顕著になるなど歳入の減少に伴う危機へと新たな段階へ向かった。そこで、将来にわたった自主的・安定的な県政運営を維持しつつ、岡山県にとって真に必要な施策を推進するため、あらゆる歳出をゼロベースから徹底して見直すなど財政の健全化を強力に推進する必要性があり、また、予算配分の重点化・戦略化を図り、持続可能で効率的・効果的な財政運営を確立する必要もあること、さらには、県内各地で市町村合併に向けた取組が進められている状況を踏まえながら、真の地方分権型社会の実現に向けて、将来の都道府県の在り方をも視野に入れた分権時代にふさわしい行財政システムの構築を図る必要があることから、新たな行財政改革を進めることが必要不可欠であるとしている。そして、改革の基本的視点として、①地方分権時代における県の役割の見直し、②時代の変化に対する的確な対応、③県民本位の開かれた県政の推進、④効率的で質の高い行政運営の推進、⑤持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進を挙げている。

上記基本的視点の下、いくつもの改革の具体的取組を挙げているが、その中の一つに、地方振興局を市町村合併特例法の期限後の平成17年4月に再編することを挙げている。

そこでは、地方振興局が担うべき機能として、①総合出先機関としての機能（総合調整機能）、②広域行政支援機能、③行政分野ごとの出先機関としての機能、④住民サービス機能を挙げ、再編の方向性として今後地方振興局は、3局又は4局への再編を目指す一方、現地で行う必要がある業務については、地方振興局の出先機関を置いて行うこととした。さらに、事務事業の見直し等により、地方振興局の出先機関の再編、縮小に取り組むとした。

(4) 岡山県県民局設置条例

平成15年11月20日に決定した第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、同年12月12日、地方振興局再編プロジェクトチームを発足し、平成16年には地方振興局の各部についての業務仕分に着手したり、全国の総合出先機関を設置している府県のうち、人口・面積等岡山県と類似する5府県について比較整理するなどして（資料1参照）、同年5月27日、岡山県行財政改革推進本部会議が「地方振興局再編の考え方（案）」を公表した後、パブリックコメ

ントを実施するなどいくつもの議論を経て*⁶、同年12月22日、岡山県議会12月定例会で「岡山県県民局設置条例」（資料2）が議決され、平成17年1月、地方振興局の再編（地方振興局から県民局へ）という冊子が出された。

*⁶ 地方振興局再編取組の経過

平成16年7月26日	岡山県行財政改革推進本部会議「地方振興局再編（素案）」公表
同年7月27日	パブリックコメント実施
～8月31日	意見：261件（170名）
同年8月9日	公聴会開催（県下9会場）
～9月10日	参加者：527名、発言者：122名
同年11月11日	岡山県行財政改革推進本部会議「地方振興局再編（案）」公表
同年11月19日	岡山県議会全員協議会開催
同年11月24日	岡山県行財政改革推進本部会議「地方振興局再編（案）」決定
同年12月3日	岡山県議会12月定例会「岡山県県民局設置条例案」上程

資料 1

総合出先機関等の状況

県名	宮城県	三重県	広島県	熊本県	大分県	平均	岡山県	
名称	地方県事務所	県民局	地域事務所	地域振興局	地方振興局		地方振興局	
設置数	7	7	7	10	12	8.6	9	104.7%
人口(千人)	2,365	1,857	2,879	1,859	1,221	2,036.2	1,951	95.8%
面積(km ²)	7,285	5,772	8,477	7,402	6,337	7,054.6	7,111	100.8%
市町村数	71	69	86	94	58	75.6	78	103.2%
人口/局	337.9	265.3	411.3	185.9	101.8	260.4	216.8	83.2%
面積/局	1,040.7	824.6	1,211.0	740.2	528.1	868.9	790.1	90.9%
市町村数/局	10.1	9.9	12.3	9.4	4.8	9.3	8.7	93.2%

県名	宮城県	三重県	広島県	熊本県	大分県	平均	岡山県		
保健所	設置数	7	9	8	10	9.4	9	95.7%	
	HC対象人口(千人)	1,357	1,857	1,374	1,197	785	894		
	人口/HC	194	206	172	120	60	99	66.0% 3割超	
税務事務所	設置数	10	8	8	11	8.8	7	<u>79.5%</u>	
	人口/事務所	237	232	360	169	174	279	118.9%	
土木事務所	設置数	8	11	13	11	11.0	11	100.0%	
	面積/事務所	911	525	652	673	528	646	98.3%	
	県道延長(km)	2,029	2,659	3,238	2,987	2,535	3,562		
	延長/事務所	254	242	249	272	211	324	<u>131.9%</u>	
農業普及センター	設置数	9	8	9	11	9.8	9	91.8%	
	農家数(戸)	28,670	16,510	15,430	35,490	15,600	18,010		
	農家数/センター	3,186	2,064	1,714	3,226	1,300	2,001	87.1%	
土地改良事務所	設置数	7	7	8	11	9.0	9	100.0%	
	耕地面積(ha)	114,148	47,417	40,461	86,359	42,662	66,209.4	50,950	
	面積/事務所	16,307	6,774	5,058	7,851	3,555	7,908.9	5,661	71.6% 2割超

(注) ・調査はH15. 4. 1現在

- ・県道延長=(主要地方道+一般県道) : 公共施設状況調(自治省財務局・H13.3.31現在)
- ・農家数=(主業農家+準主業農家) : 農業構造動態調査報告書(農林水産省・H14.1.1現在)
- ・耕地面積 : 農業構造動態調査報告書(農林水産省・H14.1.1現在)

【状況説明】

全国22府県で、概ね全域を分割所管する総合出先機関を設置しているが、そのうち人口、面積等岡山県と類似する5府県について、比較、整理した。

- ・平均設置数は8.6機関(岡山県 9)、平均面積は869km²(岡山県 790km²)と平均規模であるが、1局当たりの平均所管人口は260千人であり岡山県(217千人)はやや少ない。
- ・保健所: 平均設置数は9.4事務所(岡山県 9)と平均的であるが、**1事務所当たりの平均対象人口は150千人であり岡山県は99千人と大きく異なり検討が必要と考えられる。**
- ・税務事務所: 平均設置数は8.8(岡山県 7)、1事務所当たりの人口は234千人(岡山県 279千人)と、岡山県はやや設置数を絞っているといえる。
- ・土木事務所: 平均設置数は11.0(岡山県 11)、1事務所当たりの面積は658km²(岡山県 646km²)とほぼ平均規模であるが、1事務所当たりの県道延長は245kmであり岡山県(324km)はより長い延長を管理している。
- ・農業普及センター: 平均設置数は9.8(岡山県 9)、1センター当たりの農家戸数は2,298戸(岡山県 2,001戸)と概ね平均規模である。
- ・土地改良事務所: 平均設置数は9.0(岡山県 9)と平均規模だが、**1事務所当たりの平均耕地面積は7,909haであり岡山県は5,661haとかなり異なり検討が必要と考えられる。**

○岡山県県民局設置条例

平成十六年十二月二十四日
岡山県条例第五十三号

岡山県県民局設置条例をここに公布する。

岡山県県民局設置条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第一項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、県民局を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第二条 県民局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
岡山県備前県民局	岡山市	岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町
岡山県備中県民局	倉敷市	倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町
岡山県美作県民局	津山市	津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町

2 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第五項に規定する事務は、同法附則第七項の規定により、県民局においてつかさどる。

3 知事は、前二項の規定にかかわらず、二の県民局の所管区域にわたる事務を円滑かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、一の県民局に他の県民局の所管区域に係る事務を分掌させることができる。

(平一七条例一・平一七条例五〇・平一八条例六二・一部改正)

(出先事務所等)

第三条 知事は、必要があるときは、県民局に出先事務所等を設置することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(岡山県地方振興局設置条例の廃止)

2 岡山県地方振興局設置条例(昭和四十九年岡山県条例第三十八号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、法令等に基づき、次の表の上欄に掲げる地方振興局長が行った行政処分その他の行為又は当該地方振興局長に対して行われた申告、申請その他の行為のうち施行日においてまだ完結していないものについては、当該行政処分その他の行為を当該地方振興局長が行った時又は当該申告、申請その他の行為が当該地方振興局長に対して行われた時において、それぞれ同表下欄に掲げる県民局長が行った行為を行い、又は当該県民局長に対し当該行為が行われたものとみなす。

岡山県岡山地方振興局	岡山県備前県民局
岡山県東備地方振興局	
岡山県倉敷地方振興局	岡山県備中県民局
岡山県笠井地方振興局	
岡山県高梁地方振興局	
岡山県阿新地方振興局	
岡山県真庭地方振興局	岡山県美作県民局
岡山県津山地方振興局	
岡山県勝美地方振興局	

4 前項の規定にかかわらず、施行日前において、法令等に基づき、岡山県高梁地方振興局(以下「高梁局」という。)の長が行った行政処分その他の行為で次の表の上欄に掲げる区域に係るもの又は高梁局長に対して行われた申告、申請その他の行為のうち、施行日においてまだ完結していないもので当該区域に係るものについては、当該行政処分その他の行為を高梁局長が行った時又は当該申告、申請その他の行為が高梁局長に対して行われた時において、それぞれ同表下欄に掲げる県民局長が行った行為を行い、又は当該県民局長に対し当該行為が行われたものとみなす。

真庭市(平成十七年三月三十日現在における上房郡北房町の区域に限る。)	岡山県美作県民局
吉備中央町(平成十六年九月三十日現在における上房郡賀陽町の区域に限る。)	岡山県備前県民局

(関係条例の一部改正)

5 岡山県職員特殊勤務手当支給条例(昭和二十六年岡山県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則(平成一七条例第一二号)

この条例は、平成十七年三月二十二日から施行する。

附 則(平成一七条例第五〇号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第八条、第十条、第十二条、第十四条から第十六条まで、第二十条及び第二十三条の規定 平成十七年八月一日

二 第二条、第五条、第十七条及び第二十一条の規定 平成十八年三月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月二十一日

附 則(平成一八条例第六二号)

この条例は、平成十九年一月二十二日から施行する。

第4章 「地方振興局の再編」の内容

上記「地方振興局の再編」において述べられている要旨は次のとおりである。

1 序論

(1) 再編のねらい

広域的な地域の総合出先機関として、地域の実態を踏まえた施策を、多様な主体との協働を進めながら、迅速・的確に展開することを目指し、また、新しい時代に対応する柔軟でスリムな組織体制の整備を目指す。

(2) 再編後の地方振興局が担うべき機能

- ① 総合出先機関としての機能…総合調整機能の発揮、二重事務処理の防止
- ② 広域行政支援機能
- ③ 県民の参画、地域との協働による地域のプロデューサー機能
- ④ 行政分野ごとの出先機関としての機能
- ⑤ 住民サービス機能

(3) 再編への取組

- ① 広域化による機能強化…本庁から県民局への権限の委譲
- ② 多様な主体との協働の推進…NPO等との協働、市町村への権限・事務の移譲
- ③ 簡素効率的な組織、執行体制の確立…官・民・県・市町村の役割の見直し

2 再編による新たな行政体制

(1) 新たな行政体制

ア 県民局

平成17年4月から3つの「県民局」に再編する。

イ 地域庁舎

現地で行う必要のある県施設の管理業務や災害・危機管理などの業務を実施するため、統合される6つの地方振興局が置かれている地域に「地域庁舎」を設ける（平成21年4月から）。

(2) 再編の進め方 — 2段階の見直し —

< 現行 >

地方振興局

→

< 第1段階 > H17.4～

県民局（3）

→

< 第2段階 > H21.4～

県民局（3）

└ 支局（6）

└ 地域庁舎（6）

3 県民局の所管区域

歴史的・地理的背景、市町村合併への対応、行政効率、住民の生活圏域等を総合的に勘案し、備前県民局（岡山市）・備中県民局（倉敷市）・美作県民局（津山市）の3局に再編する（第2章、1、（2）3県民局の所管区域参照）。

4 県民局の組織と業務

（1）再編に伴う組織と業務

地方振興局の組織及び業務は、資料3ないし5のように変わっていくことになる。

（2）各機関で実施する業務の考え方

ア 本庁へ集約して実施する業務

（業務の種類）

- ・極めて高い専門的知識を要する業務
- ・年間処理件数が少ない業務
- ・全県的な啓発業務
- ・調査等の管内集計業務など

（業務の内容）

大型店出店調整、企業立地促進補助、農協等の指導監督、地方交付税検査、地方債許可など

イ 県民局で実施する業務

県民局では、原則としてこれまで地方振興局で行ってきた業務を行う。

ウ 地域庁舎で実施する業務

平成21年4月以降、地域庁舎では次の業務のみを実施する。

(ア) [災害・危機管理への対応]

業務の種類	考え方・業務の内容
自然災害や健康被害、環境破壊などへの初期対応の業務	被災状況の確認、2次災害の防止等のため、関係職員が一定の時間で現場に到着できるよう、引き続き、現地で実施します。 地震、風水害、崩土・落石、食中毒、感染症、児童虐待、精神保健緊急対応、水質汚濁事象の発生など
環境破壊や健康被害の未然の予防の業務	県民の生命、財産に直接関わる重大な危機の発生を未然に予防するための監視業務を効率的に実施するため、引き続き、現地で実施します。 産業廃棄物、大気・水質、医薬品・食品関係施設等の監視・指導・調査など

(イ) [現場における業務実施の効率性確保]

業務の種類	考え方・業務の内容
農業※・林業普及指導の業務	農家や林家へ赴き、直接、現地で指導や研修を行うなど、現場に出向くことが基本であること、さらに来局者の負担にも配慮し、引き続き、現地で実施します。 農業普及指導、林業普及指導など

※ 農業普及指導の業務は、現在、農業改良普及センターで実施していますが、今後、県民局への統合を検討します。

(ウ) [県民サービスの確保]

業務の種類	考え方・業務の内容
県民を対象とした許認可、窓口対応の業務	多くの県民が地方振興局を訪れる主要な窓口対応業務については、県民サービスの著しい低下を避けるため、引き続き、現地で実施します。 〔しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、業務を縮小していきます。〕 旅券発給、税の収納、納税証明の発行など

(エ) [県道等県が管理すべき施設の維持管理・補修]

業務の種類	考え方・業務の内容
県管理道路、河川・ダム等の維持管理、補修の業務	県は公共施設の管理者として維持管理、補修業務を行い、不慮の事故の防止や荒天等による災害発生の防止に努める必要があるため、引き続き、現地で実施します。 〔しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託するなどにより、業務を縮小していきます。〕 道路・河川等の占用許可、道路パトロール、除雪など 維持補修業務(工事金額1千万円未満) 路面舗装工事、交差点改良等交通安全施設設置工事、崩土・落石等による危険箇所防除施設設置工事など

(3) 県民局の設置に伴う出先機関の見直し

ア 保健所

平成17年度は、引き続き現在の場所で保健・衛生業務を行う。

今後は、健康危機管理体制の確保の観点及び市町村合併の動向を踏まえ、保健所の設置の在り方について見直しを検討する。

イ 農業改良普及センター

平成17年度は、引き続き現在の場所で普及指導業務を行う。

農業改良助長法の一部改正法の施行に伴い、平成18年4月の県民局への統合も含め、設置の在り方について見直しを検討する。

ウ 玉野建設事務所及び建部建設事務所

出先事務所としては廃止し、平成17年4月から備前県民局建設部及び美作県民局建設部に業務を集約する。

ただし、玉野建設事務所が担っている港湾管理機能（宇野港管理事務所）については、引き続き現在の場所で実施する。

エ その他の出先機関

上記以外の出先機関についても、近年の交通機関の発達や情報化の進展、さらには、市町村合併の進展を踏まえ、統合や所管区域の見直しを行う。

5 県民局の機能強化

(1) 企画・立案機能の強化

- ・「地域政策部協働推進室」を設置する（局の企画・立案機能、総合調整を担う）。
- ・「夢づくり協働プログラム」を策定する。

(2) 総合調整機能の強化

- ・本庁から県民局へ権限委譲を進め、二重行政解消に取り組む。
- ・地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進する。

(3) 地域住民との協働による施策の展開

- ・地域住民をはじめ市町村・各種団体など多様な協働の主体の参画による「協働の推進と地域の意見を聞く場」を設ける。

(4) 地域ニーズの県政への反映

- ・ 県民局長が本庁の政策企画推進会議等の構成員となるなど、本庁と局の連携強化のための体制を整備する。

(5) 市町村支援機能の強化と連携体制の構築

- ・ 市町村への権限・事務の移譲などへの対応のため、県民局からの市町村への職員派遣や職員交流などによる人的支援を強化する。
- ・ 県民局において、より広域的・専門的な視点から、合併後の市町村等に対して助言、協力するなど、密接な連携体制を構築する。

6 市町村への権限・事務の移譲

平成16年度末を目指して権限移譲を推進するための指針の策定に取り組み、できるだけスムーズな移譲が進められるよう対応する。

7 再編に伴う削減効果の目標

- ・ 職員340人程度の純減を図る

現在約2100人いる地方振興局職員について、平成21年度の再編完了までに370人程度の削減を行った上で、現在見込み得る新たな行政需要等への対応に必要な再配置を行う。

- ・ 今後5年間で合計50億円以上の削減効果を生み出す
人件費40億円以上、事務経費等の削減10億円以上

8 再編に伴う課題への対応

(1) 二重行政への対処の考え方

ア 制度上の見直し

(ア) 本庁から県民局への権限委譲

- ・ 4ha以下のすべての農地転用事務
- ・ 県営土地改良事業の法手続、財産処分等に関する事務
- ・ 国土利用計画法の土地取引の規制事務
- ・ 廃棄物再生事業者及び浄化槽保守点検業者の登録事務など

(イ) 本庁への事務処理権限の引揚げ

- ・ 大型店出店調整に関する事務
- ・ 農協等の指導監督に関する事務
- ・ 地方債の許可に関する事務など

(ウ) 支局及び地域庁舎における事務処理

支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるように支局に配置する責任者に権限を付与する。

地域庁舎における窓口対応業務等についても、県民サービスの観点から地域庁舎で完結するよう地域庁舎に課を設置し、その責任者に権限を付与する。

イ 運用上の見直し

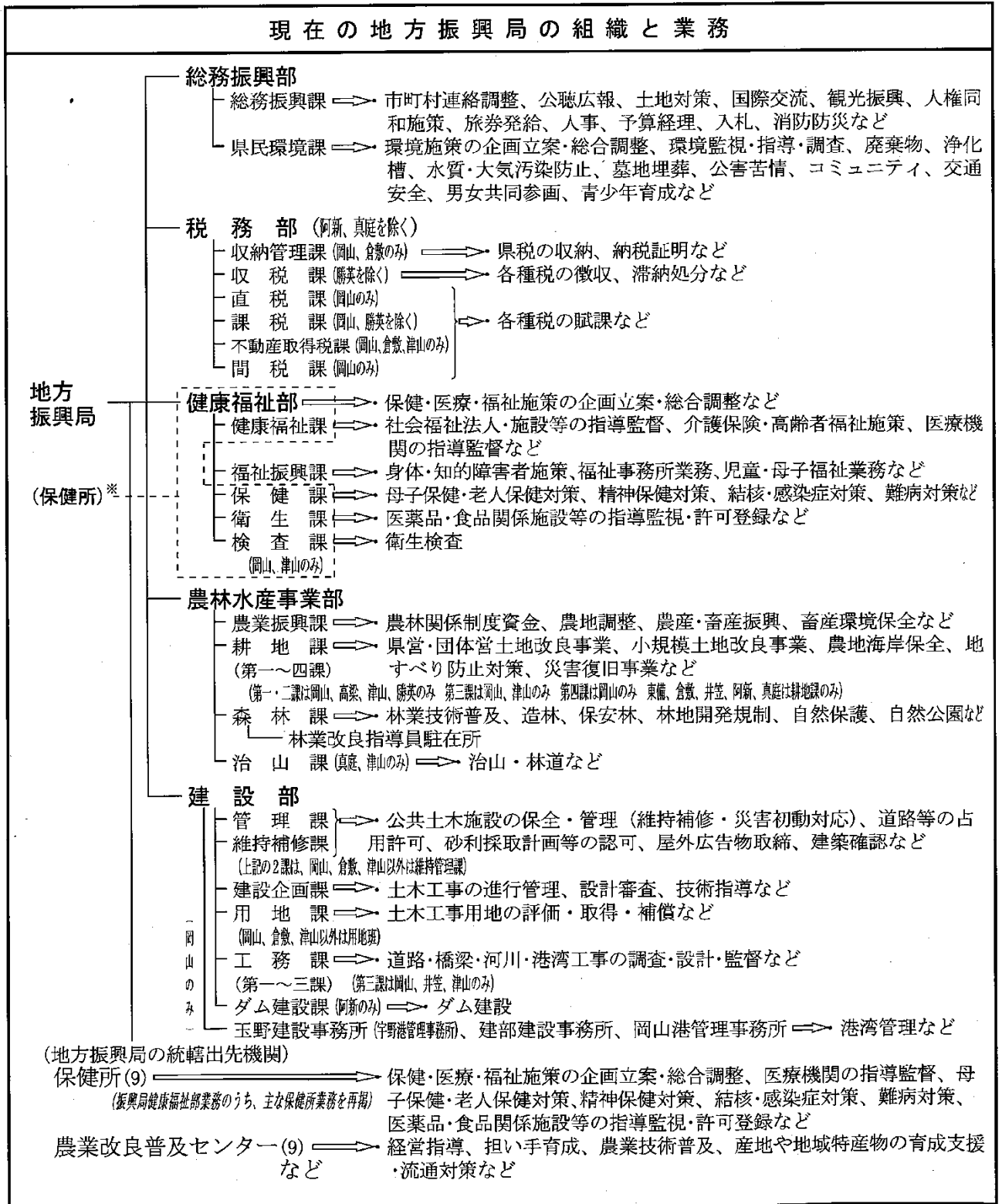
- ① 市町村補助金の交付事務等は、原則として最終的に意思決定する機関でワンストップで処理することを運用上も徹底する。
- ② 各種調査事務等で、各地方振興局において、管内集計したものについて、再度本庁で集計しているような事務は、原則として直接本庁で行う。
- ③ 本庁と県民局の間の単なる経由事務は廃止する。

ウ 県民への周知

パンフレットやホームページなど各種の広報手段を活用して県民への周知を図る。

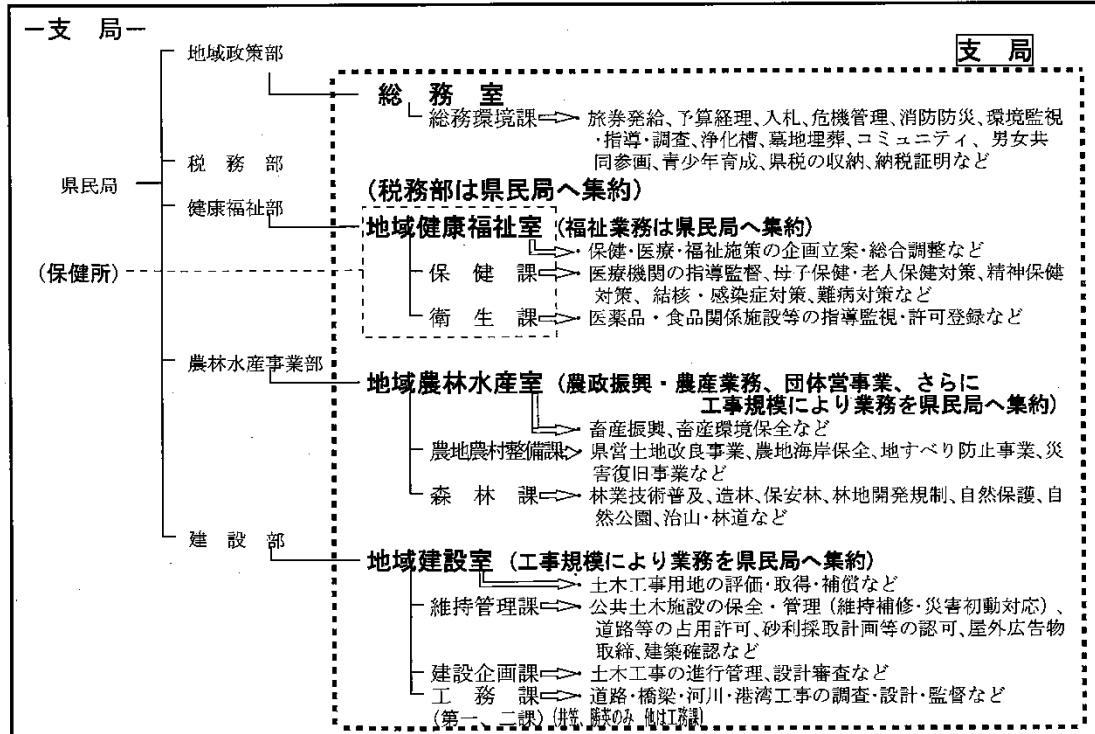
(2) 災害・危機管理対応への考え方

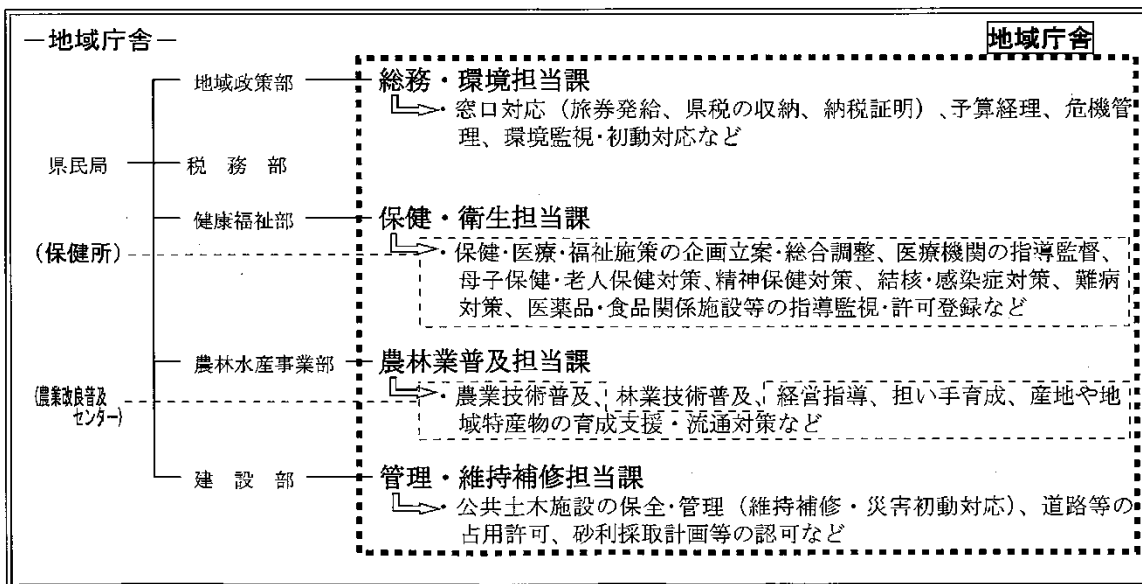
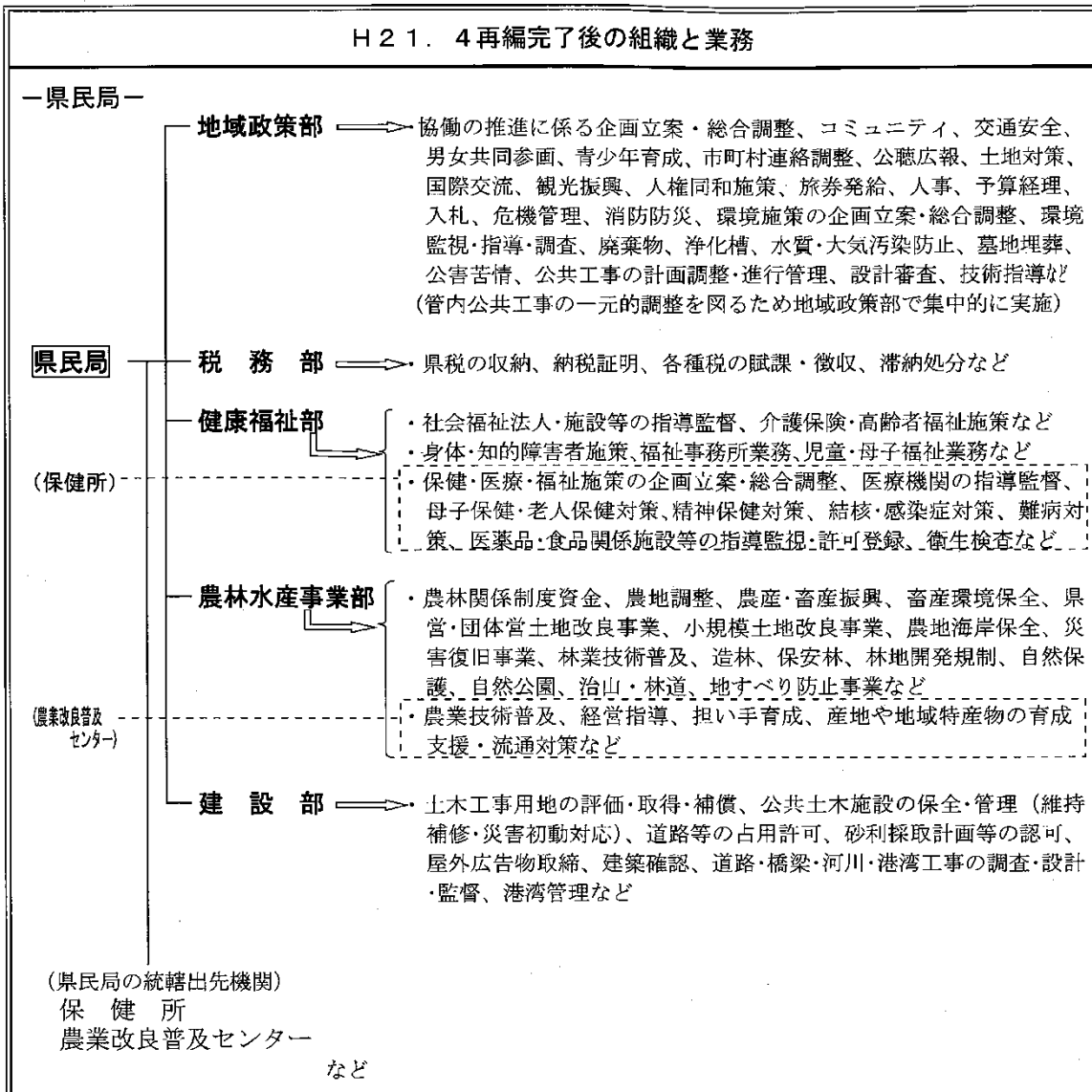
災害・危機発生時における市町村・本庁・県民局・支局のそれぞれの役割分担を明確にするとともに、新たに県民局に危機管理を担当する責任者を配置するほか、支局においても責任体制を明確化するなど、組織的な防災体制を強化する。そして、災害発生時の情報収集・伝達体制、支局の災害対応に必要な職員を県民局から出動させる体制などを構築する。



※保健所は地方振興局に併置しています。

H17. 4再編時の組織と業務・・・再編完了までの過渡的体制





注) H21年度における課体制については、今後の事務事業の細部に関し未定部分が多いことから、現時点では示すことはできない。

第5章 他県の動向

1 他県の動向

(1) 地方機関をどのように設置するのかは、全国の都道府県においても関心が高い課題と思われる。

そこで、全国の都道府県が、現在どのような取組をしているのかについて、県の担当課からヒアリングを行ったところ、予想どおり多くの府県において近年地方機関の再編・統合が行われていることが分かった。

(2) 注目すべきは、千葉県、茨城県、山梨県、静岡県、三重県、滋賀県及び広島県等が、総合出先機関を廃止し、単独事務所体制へ再編・移行し、岐阜県等も、上記各県と同様に総合出先機関の廃止を検討していることである。

特に、岡山県が地方振興局の再編をするに当たり比較・整理対象とした三重県、広島県は、既に総合出先機関を廃止しており、熊本県も今後地域振興局の統廃合に向けた取組を実施していることに注意を払う必要がある。

2 総合出先機関を廃止した理由

(1) 上記各県がなぜ総合出先機関を廃止したかの調査をしたところ、大旨各県とも次のような説明が挙げられていた。

すなわち、多くの都道府県は、まず、財政問題に直面する中で、総合出先機関の機能を強化させつつ、簡素で効率的・効果的な機関にするために見直しをしてきた。ところが、市町村合併が進む中、地域の課題に最も的確に対応し得る主体は市町村であることから、地域行政は、総合出先機関が担うのではなく、市町村が担うべきと考えた。

その上で、複雑化・広域化している地域の問題は本庁において対応する一方、地域において必要とされる県民サービスについては、それぞれ地域機関を設置して対応することとしたということであった。

(2) 上記説明の代表的な例として、山梨県が、平成17年2月、「地域振興局組織等の見直しに関する基本的方向」の中の「地域振興局体制を廃止し、本庁直轄の単独事務所（出先機関）に再編」に記載している内容をここに紹介しておく。

・市町村合併が大きく進展し、総合調整機能については、従来の地域振興局単位での機能よりは、県全体での機能の発揮が求められる状況になってきている。

また、広域行政についても、従来の地域振興局単位を超え、県全体として対応していくレベルとなっており、本庁での対応が望ましい状況になっている。

こうしたことから、地域の複合的課題に対する総合調整機能や広域行政への対応については、政策秘書室や本庁各部などへ移管し、出先機関に配置する地域の情報収集機能と横断的な連絡調整機能との連携により、広域化した課題にも迅速に対応できるよう機能を充実する。

・市町村合併後の新市町を支援するとともに、市町村と県が地域課題に共通認識を持ち対応していくため、市町村等の要請に応じて職員の派遣などの人的支援を進める。

・地域振興局における総合窓口の設置や総務事務の集約など、効果の高いシステムは新たな組織に引き継ぎ、県民サービスの向上や事務効率の向上を実現する。

第6章 監査に当たって

1 岡山県は、既に述べたとおり、平成9年から平成15年の間に3次にわたる行財政改革大綱を策定した。地方振興局から県民局への再編は、平成15年11月に策定された第3次行財政改革大綱に基づくものであった。上記3次にわたる行財政改革の結果、大幅な歳出削減が実行された。ところが、平成16年度になり、地方交付税等が大幅に削減されたため、平成17年12月、第3次行財政改革大綱の見直しにより、財政健全化の取組を強化し、財政再生団体への転落を防止すべく、平成20年6月2日、岡山県財政危機宣言が出された。そして、同年11月18日、持続可能な財政構造を確立し、上記3次にわたる行財政改革の総仕上げとなる「岡山県財政構造改革プラン」を決定し、この改革プランを基に、同年12月、「岡山県行財政改革大綱2008」を策定した。

この大綱では、構造的な巨額の収支不足を解消し、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど、行政システムの再構築に取り組むことを策定している。

地方振興局から県民局への再編は、平成15年当時の財政状況を踏まえて策定されたものであったが、平成21年に県民局体制が完成したときには、さらに県財政が厳しい状況になっていた。

2 岡山県が、上記の財政問題と並んで地方振興局から県民局への再編を企図した理由の一つに、市町村合併に伴い市町村への権限移譲が進んでいくこともあった。

すなわち、岡山県は、地域の実態を踏まえた施策を多様な主体との協働を進めながら迅速・的確に展開できる広域的な地域の出先機関を設置する必要があると考えたのである。

岡山県の市町村数の推移は、資料6のとおりであるが、昭和50年には78市町村数であったものが、平成16年には73市町村数（10市63町村）、となり、平成19年には27市町村数（15市12町村）となり、この市町村数は、平成16年の4割を切る数となっている。

また、市町村への権限移譲について、総合政策局地方分権推進課によると、平成23年4月までに合計196の事務を権限移譲しようとしており、現在、123の事務が権限移譲されているとのことであった。

3 上記の点を踏まえ、まず地方振興局から県民局への再編に伴う削減効果の目標としていた「職員340人程度の純減」及び「(5年間で)合計50億円以上(人件費40億円以上、事務経費等の削減10億円以上)」という点が達成できたのかを監査することとした。

また、県民局の機能強化の一つとして挙げられた「総合調整機能の強化」の表れとして、各県民局がそれぞれ約2億円から約3億円を執行している「地方振興事業調整費」があるところ、これが適法・適正に執行されているかという点、及び同執行が県民にとって経済的合理性のある執行といえるのかという点を監査することとした。

次に、今回の県民局への再編は、上記削減効果の目標にもなっているように、危機的な財政状況の下での再編であったため、経費の削減は最も大きな課題といえよう。そこで、今回の再編により地方振興局時代に比して経費がかえって増加しているものはないかという点、あるいは、二重行政が改善されていないため事務費用等の削減ができていないものはないかという点からの監査をすることとした。他方、財政状況の改善を図るためには、経費の支出を抑えるだけでなく、収入(税込)を増加することが大切である。そこで、県民局への再編後の課税・徴収業務が適正かつ効率的に行われ、その結果徴収率の改善につながっているのかという点の監査もすることとした。

そのほか、県民局へ再編するに当たり、保健所及び農業改良普及センター等の出先機関の見直しをすることとしたが、その結果人件費をはじめとする経費等の支出が適正かつ経済的合理性を持ってなされているかという点も監査することとした。

市町村数の推移

	市町村数			備 考
		市	町 村	
明治 22 年	455	1	454	市制町村制施行
昭和 28 年 10 月	268	9	259	町村合併促進法施行
昭和 40 年 4 月	97	12	85	市町村の合併の特例に関する法律施行
昭和 50 年 5 月 1 日	78	10	68	○藤田村が岡山市に編入合併
平成 16 年 10 月 1 日	73	10	63	○高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町の新設合併により「高梁市」設置 ○加茂川町、賀陽町の新設合併により「吉備中央町(きびちゅうおうちよう)」設置
平成 16 年 11 月 1 日	71	11	60	○牛窓町、邑久町、長船町の新設合併により「瀬戸内市(せとうちい)」設置
平成 17 年 2 月 28 日	67	11	56	○加茂町、阿波村、勝北町、久米町が津山市に編入合併
平成 17 年 3 月 1 日	62	11	51	○美星町、芳井町が井原市に編入合併 ○富村、奥津町、上齋原村、鏡野町の新設合併により「鏡野町」設置
平成 17 年 3 月 7 日	59	12	47	○山陽町、赤坂町、熊山町、吉井町の新設合併により「赤磐市(あかいはし)」設置
平成 17 年 3 月 22 日	51	12	39	○御津町、灘崎町が岡山市に編入合併 ○総社市、山手村、清音村が新設合併により「総社市」設置 ○備前市、日生町、吉永町が新設合併により「備前市」設置 ○中央町、旭町、柵原町が新設合併により「美咲町(みさきちよう)」設置
平成 17 年 3 月 31 日	34	14	20	○新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町が新設合併により「新見市」設置 ○北房町、勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村の新設合併により「真庭市(まにわし)」設置 ○勝田町、大原町、東粟倉村、美作町、作東町、英田町の新設合併により「美作市(みまさかし)」設置
平成 17 年 8 月 1 日	32	14	18	○船穂町、真備町が倉敷市に編入合併
平成 18 年 3 月 1 日	31	14	17	○佐伯町、和気町が新設合併により「和気町」設置
平成 18 年 3 月 21 日	29	15	14	○金光町、鴨方町、寄島町が新設合併により「浅口市(あさくちい)」設置
平成 19 年 1 月 22 日	27	15	12	○建部町、瀬戸町が岡山市に編入合併

第7章 包括外部監査の結果と意見

第1節 総論

第1 包括外部監査の結果（総論）

1 岡山県は、平成15年に策定した第3次行財政改革大綱に基づく地方振興局体制から県民局体制への再編を平成21年4月に完成させた。多くの他府県においても同様の再編をしているとはいえ、大変な労力をかけて真摯に取り組んだことは評価に値する。

2（1）県民局の組織及び所管事務

県民局の再編によってできた組織及び所管事務は、「地方振興局の再編」で企図したものと大旨同様の内容となっている。

出先機関（保健所、農業改良普及センター、玉野建設事務所及び建部建設事務所）についても見直しがなされている。これらの出先機関の見直しについては、各論において言及する。

（2）県民局の機能強化

ア 企画・立案機能の強化

「地方振興局の再編」で企図したとおり、地域政策部協働推進室が設置され、「夢づくり協働プログラム」も策定された。

地域政策部協働推進室の取り扱う重要な事務事業の一つとして「地方振興事業調整費」がある。各県民局は、約2億円から約3億円を「地方振興事業調整費」として執行している。具体的な執行状況は各論において述べるが、「地方振興事業調整費」の採択方法に問題はなかった。

イ 総合調整機能の強化（二重行政の解消）

（ア）制度上の見直し

a 本庁への事務処理権限の引揚げ

「地方振興局の再編」では、①大型店出店調整に関する事務、②農協等の指導監督に関する事務、③地方債の許可に関する事務の3つが挙げられていたが、実際には、3つの事務のほか、商工会法の施行に関する事務、森林組合法の施行に関する事務、農業災害補償法の施行に関する事務も本庁へ引き揚げられている。

b 本庁から県民局への権限委譲

「地方振興局の再編」では、①4ha以下のすべての農地転用事務、②県営土地改良事業の法手続、財産処分等に関する事務、③国土利用計画法の土地取引の規制事務、④廃棄物再生事業者及び浄化槽保守点検業者の登録事務の4つが挙げられていたが、実際には、県営土地改良事業の法手続、財産処分等に関する事務を除く3つの事務が権限委譲されたにとどまっている。

(イ) 運用上の見直し

「地方振興局の再編」では、①市町村補助金の交付事務等は、原則として最終的に意思決定する機関でワンストップで処理することを運用上も徹底する、②各種調査事務等で、各地方振興局において、管内集計したものについて、再度本庁で集計しているような事務は、原則として直接本庁で行う、③本庁と県民局の間の単なる経由事務は廃止する、と記載されている。

この点について、どのような見直しがなされたかという確認をしたところ、組織的体系的に運用上の見直しをかけてはいないが、それぞれの現場で見直しているとのことであった。具体的には、市町村補助金の交付事務等について、県民局長がワンストップで処理するように見直し、本庁と県民局の間の単なる経由事務についても見直しがなされたとのことであった。

(3) 市町村支援機能の強化と連携体制の構築

ア 「地方振興局の再編」では、市町村への権限・事務の移譲などへの対応のため、県民局からの市町村への職員派遣や職員交流などによる人的支援を強化する、県民局において、より広域的・専門的な視点から、合併後の市町村等に対して助言、協力するなど、密接な連携体制を構築する、と記載されている。

イ 市町村への権限移譲

平成23年4月までに、合計196事務の権限移譲が計画されているうち、現在123事務の権限移譲がなされている。ただ、市町村への権限移譲は県民局が所管しておらず、総合政策局地方分権推進課が所管している。

ウ 人的支援

平成16年から平成21年までの岡山県の市町村への職員派遣状況は下記の表のとおりである。これによると、平成16年の63人をピークに減少傾向にあり、平成20年及び平成21年は、それぞれ33人となっている。

なお、下記の表によると、平成21年は合計72人となっているが、これは岡山市が政令指定都市に移行したことによる割愛派遣職員39人が含まれているためであり、それを除くと平成20年と同様の33名となる。職員の派遣者数が平成16年に多かったのは、平成16年から平成17年にかけて市町村合併がピークとなっていたためであった。その後職員の派遣者数が減少したのは、派遣すべき市町村数が減少したからであり、職員の派遣者数が減少していることに特段の問題はない。ただ、市町村への更なる権限移譲の観点からは、職員の派遣を積極的に推進すべきと考える。この点は、各論において再度触れることとする。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総務・企画	6	4	4	5	2	5
財政・行革	5	2	3	2	1	1
市町村合併	13	1	0	0	0	0
消防	0	0	1	1	1	1
情報	1	1	0	0	1	1
環境	1	0	1	2	1	0
衛生	12	11	8	5	6	6
保健	9	5	4	0	1	1
福祉	1	5	6	4	3	16
商工	0	0	1	2	2	2
農業振興	3	0	1	2	1	0
土木(農土含む)	6	10	10	10	8	33
都市計画	5	3	3	4	5	4
建築	1	1	1	1	1	2
合計	63	43	43	38	33	72

(4) 再編に伴う削減効果

「地方振興局の再編」では、再編に伴う削減効果の目標として、地方振興局職員数に対し、340人程度の純減を図ること及び平成17年から平成21年までの5年間で人件費40億円以上、事務経費等で10億円以上、合計50億円以上の削減を図るとしている。

上記期間中の職員純減数は383人であった。ただ、そのうち、岡山市の政令指定都市移行に伴う削減数が41人であったことを捨象すると、差し引き職員純減数は342人となり、上記目標には達している。

他方、人件費の削減額は約42億円、事務経費等の削減は約4億円であり、合計約46億円の削減となっている。人件費の削減額は目標を達成したものの、事務経費等の削減額が目標を約6億円下回ったため、合計も目標を約4億円下回った。これは、職員数を減少させる時期が遅くなったため、事務経費等の削減が遅れたことに起因しているとのことである。

- 3 県民局へ再編したことによって運営上に何か問題が発生しているかという点について、総論的にいうと、特別大きな問題は存在しない。ただ、経済的合理性等の観点から更なる検討を要する問題として、滞納処分管理がコンピューターシステムと滞納処分票による二重管理となっている点（税務部）、検査業務が2か所に分散している点（健康福祉部）、及び地域事務所で事務が完結できないため地域事務所の職員が県民局に移動することが多くなっている点（農林水産事業部及び建設部）等があり、これらの点については各論において言及する。
- 4 岡山県は、今回の県民局への再編直後の平成21年5月、内部の事務レベルの会議において、3県民局体制の実施における課題・問題点についての意見交換を実施し、それに対する対応策を検討した。また、同年6月から7月にかけて、各県民局及び地域事務所単位で意見交換会を実施した。上記会議では、公印の作製、県民局体制における保健所長の位置づけ、人事評価者、通知文書の送付、地域事務所への情報の流し方、地域事業推進室の執行体制、及び建設（土木）工事の設計書類の運搬等の事務手続上の問題点並びに対応策等について議論されている。

上記のとおり、岡山県は、県民局への再編による事務手続上等の問題点については検討をしたものの、職員数の削減が十分であったのか、あるいは、経費削減が十分であったのかという点はもちろんのこと、そもそも、県民局への再編が県

民に対してどのような利益をもたらしたのかといった県民局への再編そのものに対する検証の機会を設けていないし、今後も、設ける予定はないとのことである。

第2 結果及び意見

1 県民局への再編に対する検証の機会を設けること（意見）

地方振興局から県民局へ多大な労力をかけ移行した。その結果、職員数の削減や人件費を含む経費等の削減に寄与している。

他方、今回の監査により、県民局への再編の目的が十分達成できていないと思われる点が出てきた。その例として、「支局や地域庁舎で事務が完結できるような体制の確立」が達成できていない点が挙げられる。これは、土木工事関連業務を含め、多くの業務を地域事務所で引き続き行うことになったためである。また、十分な市町村支援機能の強化ができていないため、町村に福祉事務所が設置できていないこともその一つの例であり、税務部の滞納整理機構による市町村との連携が不十分な点も同様の問題である。

次に、県民局の再編によってかえって経済的合理性を欠くと思われるものもあった。その例は、職員の移動距離が増加したことである。

上記の問題等があるにもかかわらず、県民局への再編にどのような問題があるのかという点の検証をする機会を設けようとしていないため、県民局への再編における問題点があるのか、あるいは、今後どのような方向にいくべきなのかといったことを検討することができない状態にある。どのように素晴らしい体制であろうとも、作り上げたときからその制度が陳腐化していくというのは経験則上明らかである。

さらに、岡山県が、県民局への再編を考えるに当たり、参考にした5府県のうち、三重県や広島県では既に総合出先機関を廃止し、特に、三重県は、総合調整機能は従来の振興局単位での機能よりは県全体での機能の発揮が求められる状況にあると言い切っている。市町村合併が大きく進展した現在、総合出先機関を廃止するという考えが全国の都道府県の中で一つの流れとなっていることは間違いない。

上記のことから、県民局への再編がなされ1年以上が経過した現在、県民局への再編の検証をする機会を設ける必要がある。

上記の点について、指摘事項とはせず意見にとどめるが、早期に措置がなされることを強く望むものである。

2 二重行政の解消のための運用上の見直しを組織的体系的に行うべきである

(意見)

「地方振興局の再編」において二重行政の解消のために運用上の見直しをすると記載されているが、その見直しは、各現場に任せたものであり、組織的体系的に行われていない。せっかく二重行政の解消のために制度上の見直しをかけたにもかかわらず、運用上の見直しを現場任せにしたために、本来見直さなければならぬ運用上の問題が見過ごされている可能性がある。そこで、二重行政となっている事務がないのかという点の洗い出しを組織的体系的に行い、仮に、その事務が存在する場合には、その対策をすべきである。

第1款 地域政策部

第1 地方振興局から県民局への再編時の課題と再編の目的

地域政策部には、協働推進室、総務課、環境課があるが（第2章、2 3 県民局の組織及び配置人員参照）、地方振興局時代の総務振興課の振興班、総務班、県民環境課がそれぞれ前身に当たる。

平成17年の地方振興局から県民局への再編について実施された業務仕分けでは、表1の課題と再編の目的が掲げられていた。

（表1） 地方振興局から県民局への再編時の課題と再編の目的

総務振興課振興班
【課題】 <ul style="list-style-type: none">・振興局は経由事務が多く、市町村合併により市町村の数が減れば、全県一箇所で対応可能なものが多い。・所期の目的を概ね達成した存在意義の薄い協議会等の事務が存在している。・専門的な知識が必要な事務や全県統一的な判断が求められる事務についても、一旦局を経由している。
【目的】 <ul style="list-style-type: none">・地域ニーズを予算に反映させる仕組みを検討する。・局を経由するだけで判断は本庁に委ねられるものについては本庁を窓口とし、局に必要な情報は本庁から局にフィードバックする体制とする。・振興班の業務は、原則的に再編後の局に一元化する。
総務振興課総務班
【課題】 <ul style="list-style-type: none">・地方振興局のとりまとめ的な仕事が多い。・入札業務については効率化を図るため一部電子化されているが、安定稼働には今しばらく時間がかかる。・零細事業者のことを考えると、全ての入札を電子入札に移行するには、今しばらくの時間がかかる。・指名から契約までの入札事務全体を考えると、電子入札により問題が解決できるとはいえない。・選挙事務については、町村のみを対象としている（現在でも市については本庁でできている）。・庁舎管理事務については施設に付随したものであることから、将来的には全面委託を検討するにしても、当面は現地での対応が必要である。
【目的】 <ul style="list-style-type: none">・庶務業務は原則として、本庁で行う。・公文書開示・諸証明交付事務は、事務事業に付随するものであり、県民への直接サービスであることから現地機関で行う。・収入・支出事務は文書決裁の電子化等を進め、将来的には本局で行うこととする。・入札事務は、電子化をさらに進め、建設部（工務課）業務の見直しに併せ、将来的には本庁で行うこととする。・選挙事務は町村数の減少に伴い本庁直轄とする。

県民環境課
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者対応等にあたり困難事例が多く、マンパワーの集約が必要となった。 ・水質汚濁事象、産業廃棄物不法投棄対応などは、危機管理のための迅速な対応が求められる。 ・森林保全、家畜糞尿による水質汚濁等、農林行政と関係が深い分野がある。 ・浄化槽対策は県が担う一方で生活排水対策は市町村、また、墓地対策は県が担う一方で火葬・埋葬の許可は市町村が担うなど地域住民に関わりが深い行政分野でありながら実施主体が分かれている分野がある。 ・景観保全、衛生害虫は地域住民に関係が深いにも関わらず、県が担っている業務がある。 ・食品衛生監視員、環境衛生監視員の活性化のためには、健康福祉部（保健所）との人事交流が求められる。 ・局は経由事務がほとんどで、市町村合併により市町村の数が減れば、全県一箇所（本庁）で対応可能となるものが多い。 ・青少年対策、消費生活、交通安全対策等の生活行政は、現場では、県が行うより住民に最も近い市町村が担うべき性格のものであるにもかかわらず、局が間に入ることで二重行政となっている。 ・零細補助事業が多く、整理が必要。 ・市町村等の指導的業務、先導的事業は全県的（本庁）にまとめる方が効率的。
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境行政は基本的に規制行政であり、受益者（許可申請業者）には多少遠距離を強いるとしても広域化を進める。 ・環境行政は、原則的に再編後の局に集約し、大括り化した中で機動力を発揮する。 ・水質汚濁事象、産業廃棄物不法投棄対応など危機管理要素の高い業務は、現地機関に初動対応の窓口を設ける。 ・生活行政は、原則として現地機関では対応しない。再編後の局も事業実施機関の役割に徹し、政策立案、市町村指導は本庁が一括実施する方向とする。

第2 組織体制

第2章2 3 県民局の組織、所管事務及び配置人員参照

第3 業務の概要

1 地域政策部協働推進室

3 県民局の地域政策部協働推進室の主要施策は表2のとおりであり、3 県民局の主要施策はほぼ同じ内容である。

(表2) 3 県民局 地域政策部協働推進室の主要施策

事務事業	備前県民局	備中県民局	美作県民局
総合調整機能	1 部所長会議の開催 2 重点施策及び主要事務事業概要の策定 3 地方振興事業調整費の執行	1 新おかやま夢づくりプランの推進 2 県議会議員への主要事業の説明 3 知事・市町村長会議の開催 4 市町長への主要事業の説明 5 地方振興事業調整費の運用	地方振興事業調整費の効果的活用

協働の推進	1 協働推進体制の整備 2 地域ニーズの把握 3 意識啓発と参画等の促進	1 「地域の意見を聞く場」の開催 2 協働ミーティングの開催 3 協働プログラムの策定 4 「夢づくり」推進賞県民局長表彰 5 協働推進研修の実施 6 市町村協働推進担当課長会議の開催	1 美作夢づくり協働プラザの開催 2 協働事業の提案公募 3 夢づくり協働プログラムの作成・実施 4 市町村協働推進連絡会議の開催 5 各種協働交流会・研修会の開催
県政公聴広報の推進	1 青空知事室の開催 2 局長ふれあいトーク 3 県政出前トーク 4 報道機関への情報提供 5 局ホームページの管理運営	1 青空知事室の開催 2 県政出前トーク 3 局事業のPR ・報道機関への情報提供	1 青空知事室の開催 2 県政情報の提供、県民局業務のPR
市町村との連携・地域づくり支援	1 行政懇談会の開催 2 市町村振興計画等の策定に関する助言 3 市町村合併後の支援 4 行政相談 5 市町村振興資金の貸付け 6 財政状況等の調査 7 中山間地域等特別支援事業の推進 8 中山間地域活性化事業の推進	1 中山間地域活性化の支援 2 地方自治法施行事務	1 地域サミット等、市町村との各種連絡会議の開催 2 市町村行政財政運営に関する情報提供や調査等の指導・助言 3 中山間地域等特別支援事業、おかもま晴れの国ぐらし推進事業等
観光振興	管内観光の推進	1 広域観光振興への対応 2 産業観光、体験型観光等の新たな観光の推進、連携 3 関西圏、首都圏等県外での宣伝・PR強化 4 産業の振興	1 観光地等の魅力づくりの支援 2 広域観光の推進 3 観光情報の発信
青少年健全育成	1 青少年健全育成啓発等 2 青少年健全育成条例に基づく立入調査 3 青少年相談員連絡会の活動推進 4 青少年健全育成成功労者局長表彰	1 青少年地域マトリックスの運営 2 青少年相談員研修会 3 わかば賞の贈呈 4 岡山県青少年健全育成条例に基づく立入調査及び研修会の実施 5 局長表彰 6 普及啓発活動 7 (社)岡山県青少年育成県民局会議の支援	1 青少年の健全育成の推進
人権啓発	1 県民局職員を対象とした研修会の実施等 2 隣保館運営事業への助成	人権啓発研修	人権に関する各種啓発や研修会の開催
男女共同参画	1 配偶者からの暴力の防止に関する研修会の開催 2 若い世代の交際相手からの暴力の防止 3 男女共同参画社会づくり功労者表彰	1 男女共同参画研修 2 局長表彰 3 協働ミーティングの開催 4 企画コンペによる委託事業の実施	男女共同参画推進とDV防止に係る啓発事業の実施
コミュニティ活動の推進	1 コミュニティ活動推進事業 2 コミュニティ助成事業	1 コミュニティ活動の促進 2 備中国地域づくり交流会の運営 3 地域づくり全体交流会の開催 4 知事・町内会長等懇談会の開催	コミュニティ活動の推進
消費生活行政	1 立入調査・指導（JAS法等） 2 多重債務者対策	1 立入調査・指導（JAS法等） 2 生活関連物資の価格動向調査	適正な商品表示の指導、消費者被害の防止啓発
県民相談	県民相談の実施	県民相談及び多重債務相談	県民相談の実施
防災対策・安全対策	1 県民局防災体制の整備 2 管内市町との連携による地域防災の強化 3 火薬取締法の施行	1 危機管理対策 A 防災配備 B 防災訓練 C 自主防災組織の設置育成 D 防災意識の普及啓発 2 安全・安心のまちづくり 3 火薬類の保安対策 4 交通安全対策	1 迅速・的確な危機管理 2 即時対応ができる市町村、関係機関との連絡体制の整備 3 図上防災訓練等、各種防災研修・訓練の実施 4 自主防災組織モデル事業の推進等 5 自主防災組織の設置促進 5 防犯意識の醸成、犯罪被害者の支援 6 高齢者や子どもに対する交通安全対策 7 火薬類保安対策
土地対策	1 国土利用計画法の運用 2 県土保全条例の運用	県土保全条例に基づく開発行為の指導等	安全な土地利用環境を守るための開発指導

文化振興・スポーツの振興	1 国民文化祭の開催に向けた気運の醸成 2 岡山県文化振興ビジョンの推進	1 第25回国民文化祭・おかやま2010 2 県内トップスポーツチームへの支援及び応援 3 総合型地域スポーツクラブの設立・育成支援	1 国民文化祭開催に向けた住民の参加気運醸成と期間中開催される関連行事の盛り上げ 2 地域の文化、スポーツ 3 出雲街道など地域の文化資源の再発見事業の推進と国民文化祭関連行事との連携
その他		1 源流の森を知ろう！創ろうプロジェクト事業 2 結婚推進事業	

2 地域政策部環境課

環境行政は基本的に規制行政であることから、3 県民局間で地域政策部環境課の事業内容にはほとんど差異はなく、主要施策は表3のとおりである。

(表3) 地域政策部環境課 主要施策

事務事業	事業内容
地球環境保全・快適環境確保への推進	1 フロン対策 2 地球環境保全普及啓発 3 協働事業の推進 4 快適環境の確保 5 地区衛生組織の育成支援
有害化学物質対策	1 ダイオキシン対策 2 有害物質大気汚染物質環境調査 3 PRTR対策
産業廃棄物の適正処理の推進	1 排出事業者の指導 2 産業廃棄物処理業者・施設の許可指導 3 排出事業者の監視指導等 4 不適正処理対策 5 建設リサイクル法に基づく業者指導 6 自動車リサイクル法に基づく業者指導
一般廃棄物処理対策の推進	1 一般廃棄物の適正処理の推進 2 一般廃棄物処理施設等の適正管理指導 3 廃棄物再生業者の登録
浄化槽対策の推進	1 届出指導 2 保守点検業者に対する指導 3 浄化槽法定検査の指導及び浄化槽放流水検査 4 合併処理浄化槽設置整備事業の推進
大気保全対策の推進	1 ばい煙発生施設等の届出指導 2 発生源の監視指導
水質保全対策の推進	1 公共用水域対策 2 特定事業場対策 3 生活排水対策 4 清流保全意識の高揚
土壌汚染対策	1 土壌汚染状況の把握、調査指導 2 浄化対策指導 3 汚染土壌等の処理に係る適正指導
墓地対策の推進	1 公共墓地等の整備促進指導 2 墓地等の許可・指導
景観対策の推進	1 大規模行為届出の受理 2 景観モデル地区行為届出の受理
公害苦情処理	公害苦情処理
環境マネジメントシステムの運用	県環境マネジメントシステムの適正な運用(試行)

3 地域政策部総務課

総務課は、公文書公開窓口といった県民への直接サービス事業は少なく、県民局内部に対して機能提供を行っており、3県民局間で事業内容に差異はない。

(地域政策部総務課の主要施策)

- ・人事、選挙、公文書公開窓口、庁舎管理、経理、入札、工事関係の契約等

第4 地域政策部協働推進室について

地方振興局から県民局への再編の目的として、県民の参画と協働を推進する地域出先機関として、地域ニーズを把握し、これを県行政へ反映させるため、県民局の機能の強化、体制の充実を図ることが掲げられた(表4参照)。

地域政策部協働推進室は、県民局への再編に伴い、局の企画・立案機能、総合調整を担う組織として設置された。同推進室は、総合調整機能の強化を図り、地域住民との協働による施策の展開等に関連した事務事業を実施するなど、地方振興局の再編のねらいを達成するために最も重要な組織である。そこで、本監査において、地域政策部協働推進室の事業について注目をして監査を行った。

(表4) 県民局への再編による県民局の機能の強化、体制の充実

<p>(1) 企画・立案機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・「地域政策部協働推進室」を設置する(局の企画・立案機能、総合調整を担う)。・県民との幅広い協働をベースに、地域の特色あるプロジェクトや先駆的取組などを体系化した「夢づくり協働プログラム」を策定する。 <p>(2) 総合調整機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・本庁から県民局へ権限委譲を進め、二重行政解消に取り組む。・地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進する。 <p>(3) 地域住民との協働による施策の展開</p> <ul style="list-style-type: none">・地域住民を始め市町村・各種団体など多様な協働の主体の参画による「協働の推進と地域の意見を聞く場」を設ける。 <p>(4) 地域ニーズの県政への反映</p> <ul style="list-style-type: none">・県民局長が本庁の政策企画推進会議等の構成員となるなど、本庁と局の連携強化のための体制を整備する。 <p>(5) 市町村支援機能の強化と連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村への権限・事務の移譲などへの対応のため、県民局からの市町村への職員派遣や職員交流などによる人的支援を強化する。・県民局において、より広域的・専門的な視点から、合併後の市町村等に対して助言、協力するなど、密接な連携体制を構築する。

1 地域政策部協働推進室の事務事業

(1) 総合調整機能について

再編後の県民局が担うべき機能の一つとして、総合出先機関としての総合調整機能が掲げられている。

総合調整機能とは、地域の特性をいかした施策や地域の実情にあった施策を、広域的な視野に立ち、総合的かつ効率的に推進するため、企画立案機能や総合調整機能を発揮しながら、主要事業の円滑な推進を図るもので、事業予算は地方振興事業調整費である（地方振興事業調整費は、事業相互の進捗調整が必要なもの、不測の事態が生じた進行中の関連事業で緊急性が高くかつ事業効果が大きいもの、その他局長がやむを得ないと認める事業等に充てることもある）。

岡山県では、県民局は局独自で立案、採択した施策に対する予算を持っているが、他の都道府県では出先機関の見直しにより、出先機関の企画・立案機能を無くし、専門的機能の提供に特化する方針とした自治体も認められ、出先機関を総合出先機関とし企画立案機能を持たせるか、専門機能に特化させた出先機関とするかにより、組織体制に大きな影響を及ぼしている。

3 県民局ごとに、県民局内の各事業部からの事業要望書を協働推進室が取りまとめ、県民局長が事業採択を行っており、採択方法等は次のとおりである。

(各県民局における地方振興事業調整費の採択方法等)

随時	地域関係者等から各事業部への個別事業の実施要望、行政課題に対する特定の事業のニーズを受ける 各事業部における事業実施、既定予算での対応の可否検討 事業実施可、既定予算対応不可の場合、各事業部における調整費用対応を検討
4 月末	県民生活部から各県民局へ調整費配分（一次）の内示
5 月	①協働推進室から各事業部に事業要望調書等の提出を依頼 ②各事業部において調書等を作成し、各事業部内ヒアリング実施 事業実施、調整費対応の可否、部内における事業実施優先順位を決定
6 月	③各事業部から事業要望書を提出、協働推進室による取りまとめ

④ 県民局長等による個別事業ヒアリング（各事業部）

局長、次長、協働推進室長、地域事務所長等

⑤ 県民局長による審査及び査定

必要に応じ、現地調査等を実施

⑥ 県民局長による事業採択等を決定、各事業部への配分内示

⑦ 各部において事業実施

～3月

10月頃、県民生活部から第二次の予算配分を受け、上記①～⑦の手続を同様に経て事業実施

また、年度中途の執行状況を随時管理し、配分額を調整

（２）地方振興事業調整費の内容

ア 地方振興事業調整費により、県民局独自の施策に対する予算を有しているが、地方振興局時代にも地方振興事業調整費は存在し、再編された県民局に予算の集約がなされた。地方振興事業調整費の取扱要領は以下のとおりである。

（ア）目的

地方振興事業調整費は、地域住民の要望をふまえ、事業相互間の調整を行うことにより、その事業効果の効率化、迅速化を図り、もって地域行政のより実行をあげ、地域の特性を生かした福祉の向上に資することを目的とする。

（イ）対象事業

道路、河川、砂防、港湾、漁港等の土木事業、農林生産基盤整備、治山、林道等農林事業及びその他の事業で、県が単独施策として行う事業

（ウ）事業採択の要件

県単独事業(土木事業、農林事業にあたっては、将来、公共、補助事業に採択される見通しのないもので、その採択基準に準拠するもの)で、既定予算(箇所決定のないものを含む)で処理できないもののうち、次の各号の一に該当する場合

- a 事業相互間の進度の不均衡の調整等のため、必要となる事業〔進度調整〕
- b 事業施行中に生じた不測の関連事業で、緊急性が強く、かつ、事業効果の増大が認められる事業〔不測関連〕
- c 公共施設等の機能強化及び便益向上を図るための附帯事業〔公共附帯〕
- d 防災対策上、緊急に対応する必要が認められる事業〔防災対策〕
- e その他、局長において、必要かつ緊急やむを得ないと認められる事業〔その他〕

(エ) 事業の決定

事業の決定は、その効果が一時的あるいは部分的なものとならないよう総合的な判断の上に立って、局管内の既定事業（国・市町村事業を含む）との調整を行い、局長が決定する。

(オ) 予算

- a 計上科目
- b 局別配分

別に定める基準により、局の実情を勘案して配分する。

(カ) その他

調整費をもって、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例（昭和32年3月29日条例第33号）に規定する事業を実施する場合は、当該条例により負担金を徴収するものとする。

イ 地方振興事業調整費取扱要領5に記載されている別紙の基準は以下のとおりである。

(ア) ルール分・特殊分の配分割合

区分	昭和 49～62 年	昭和 63～元年	平成 2 年～
ルール分	90%	80%	75%
特殊分	10%	20%	25%

(イ) ルール分配率

区分		昭和 49～62 年	昭和 63～元年	平成 2 年～	
規模	人口	20%	10%	5%	
	面積	20%	10%	10%	
	調整	過疎人口	5%	5%	5%
		過疎面積	5%	5%	5%
	計	50%	30%	25%	
公共整備(道路未改良延長)		20%	20%	20%	
交通事業(自動車保有台数)		10%	5%	5%	
産業構造(第一次産業就業者)		20%	—	—	
耕地面積		—	15%	15%	
均等割		—	30%	35%	
合計		100%	100%	100%	

(ウ) 特殊分の配分

各局の毎年度の実情を勘案して決定する。

a 全県的視野での実施事業にかかる関連事業等

大型プロジェクト関連事業及びこれに準ずる事業、並びに事業の性格、経緯から別途措置しなければならない事業

b その他、地域事業等特殊な事業から実施する事業

(3) 3 県民局の平成 21 年度の地方振興事業調整費の執行状況

平成 21 年度の 3 県民局の地方振興事業調整費の事業別の執行状況は、表 5 のとおりである。土木関連事業や農林関連事業のハード事業は県民局独自の施策ではなく、県全体で計画されている事業であり、事業相互間の進度の不均衡の調整などの効率性等の観点から、県民局が実施した事業である。

土木関連事業は県民局が独自に立案した事業はほとんどないが、各県民局の地方振興事業調整費の執行状況は、土木関連事業が大きな割合を占めている。岡山県では、県民局の機能強化として、局に企画・立案機能を持たせており、県民局は独自の政策実施が可能であるが、実際には、岡山県の厳しい財政状況の影響もあり、県民局が企画・立案機能を十分に発揮することが困難な状況に

ある。

(表 5) 平成 21 年度 事業別地方振興事業調整費の執行状況 (単位: 千円)

	備前県民局		備中県民局		美作県民局	
	執行額	構成比	執行額	構成比	執行額	構成比
土木関連事業						
道路・橋梁事業	55,579	25.4%	114,477	34.6%	106,558	34.8%
河川・砂防・海岸事業	24,841	11.3%	120,413	36.4%	97,515	31.9%
港湾・その他事業	51,638	23.6%	20,866	6.3%	9,971	3.3%
土木関連事業 計	132,060	60.3%	255,758	77.3%	214,045	70.0%
農林関係事業						
農業事業	5,012	2.3%	14,452	4.4%	9,329	3.0%
畜産事業					6,333	2.1%
耕地事業					3,440	1.1%
治山・林道・造林事業	150	0.1%	999	0.3%	8,987	2.9%
その他					11,246	3.7%
漁業・水産業事業	27,468	12.5%	7,099	2.1%		
農林関係事業計	32,631	14.9%	22,551	6.8%	39,336	12.9%
その他						
市町村振興事業	8,398	3.8%	8,027	2.4%	5,000	1.6%
観光事業	24,837	11.3%	15,090	4.6%	20,120	6.6%
保健福祉事業	5,370	2.5%	5,143	1.6%	4,244	1.4%
その他	15,662	7.2%	24,170	7.3%	23,248	7.6%
その他 計	54,269	24.8%	52,430	15.9%	52,613	17.2%
合計	218,960	100.0%	330,740	100.0%	305,994	100.0%

(注) 千円未満については切捨表示

各県民局はそれぞれ独自に企画・立案した施策の下、独自のソフト事業（農林関係事業の一部とその他事業（市町村振興事業、観光事業、保健福祉事業、その他））に地方振興事業調整費を執行している。

また、表 5 の「その他」事業に、NPO、市民活動団体等との協働事業が多

く含まれているが、協働事業は、企画・立案機能の強化（夢づくり協働プログラム）、総合調整機能の強化（地域ニーズに基づく施策）及び地域住民との協働による施策の展開に関連した事業であり、県民局への再編の目的である県民局の機能強化に大きく関係する事業である。

以下、県民局への再編の目的である「県民局の機能強化」の具体的な現状を示す各県民局の地方振興事業調整費の執行状況を記載する。

(表6) 平成21年度 地方振興事業調整費 事業費分執行状況 (備前県民局)

〈土木関連事業〉				
	事業名	事業内容	執行額(円)	事業施行主体
1	道路維持修繕(瀬戸内市邑久町地内 他10路線)	位置・路線名 (一)寒河本庄岡山線 瀬戸内市邑久町虫明～本庄 (主)岡山賀陽線 岡山市北区掛畑～吉備中央町吉川 (主)玉野福田線 玉野市玉5丁目～滝地内 他7路線	15,746,325	県民局
2	交通安全事業(山田槌ヶ原線街路灯設置)	位置:玉野市八浜町大崎 路線名:県道 山田槌ヶ原線 内容:街路灯設置工事	945,000	県民局
3	道路維持修繕(寒河本庄岡山線 支障木伐採)	位置:備前市蕃山～鶴海地内 路線名:(一)寒河本庄岡山線 内容:支障木伐採	2,643,900	県民局
4	交通安全施設整備事業	位置:加賀郡吉備中央町上竹他 路線名:(主)高梁御津線他 内容:路側防護柵,車線分離標,区画線復旧等	10,489,500	県民局
5	道路舗装補修	位置・路線名 (主)御津佐伯線 和気町加三方 国道374号 和気郡和気町益原 他	25,356,100	県民局
6	岡山県自然保護センター来所者の安全通行確保事業	横断歩道設置に伴う緑石の切り下げ 植栽の移設,コンクリート舗装等	399,000	(財)岡山県環境保全事業団
道路・橋梁 計			55,579,825	
7	公園施設整備事業(岡山市住吉町 旭川木橋修繕)	位置:岡山市中区住吉町 内容:木橋据付 2カ所 L=14.3m, W=1.5m	363,300	県民局
8	小規模浚渫事業(吉備中央町北地内 槇谷川)	位置:吉備中央町北地内 河川名:一級河川 槇谷川 内容:河川浚渫(河道掘削) L=350m V=842m ³	3,484,950	県民局
9	河川改修事業(瀬戸内市長船町牛文地内 ほ場整備創設換地取得)	位置:瀬戸内市長船町牛文地内 河川名:一級河川 牛文沖川 内容:ほ場整備創設換地(河川堤防)取得 A=3,165m ²	9,495,000	県民局
10	河川関連事業(玉野市用吉地内 転落防止柵設置)	位置:玉野市用吉地内 河川名:二級河川 鴨川 内容:転落防止柵設置	1,499,400	県民局
11	ダム施設整備工事(流芥物処理業務)	位置:岡山市北区建部町鶴田地内 施設名:旭川ダム 内容:流芥物処理業務 (流木・廃プラスチック等)	5,000,000	県民局
12	岡山建設残土センター施設復旧事業	位置:岡山市上高田地内 施設名:岡山建設残土センター 内容:暗渠管復旧 L=150.0m	4,999,050	県民局
河川・砂防・海岸 計			24,841,700	
13	港湾関連事業(岡山港 交通量解析)	位置:岡山市北区船頭町地内 港湾名:重要港湾 岡山港 内容:交通量影響評価	945,000	県民局
14	港湾整備事業(牛窓港 休憩所等設置)	位置:瀬戸内市牛窓町牛窓地内 港湾名:地方港湾 牛窓港 内容:休憩所1箇所,便所1箇所,タラップ	5,350,020	県民局

15	港湾環境整備事業（宇野港日比地区 緑地整備）	位置：玉野市日比5丁目地内 港湾名：重要港湾 宇野港日比地区 内容：緑地整備 1,100㎡	5,438,350	県民局
16	港湾関連事業（岡山港 渡橋補修）	位置：岡山市南区宮浦地先 港湾名：重要港湾 岡山港 内容：渡橋補修	6,378,750	県民局
17	港湾関連事業（牛窓港 流木撤去）	位置：瀬戸内市牛窓町牛窓地内 港湾名：地方港湾 牛窓港 内容：流木等除却2箇所（東町地区、綾浦地区）	8,085,000	県民局
18	港湾関連事業（岡山港（小串地区） 流木撤去）	位置：岡山市南区小串地内 港湾名：重要港湾 岡山港 内容：流木等除却2箇所（東米崎、西米崎）	2,000,000	県民局
19	港湾関連事業（岡山港（九幡地先） 流木撤去）	位置：岡山市東区九幡地先 港湾名：重要港湾 岡山港 内容：流木撤去1箇所	220,500	県民局
20	牛窓ヨットハーバー研修棟多目的トイレ等整備事業	位置：瀬戸内市牛窓町牛窓地内 港湾名：地方港湾牛窓港 （牛窓ヨットハーバー研修棟） 内容：研修棟出入口のスロープ整備 研修棟内の多目的トイレ整備	8,026,200	県民局
21	港湾浚渫事業（岡山港）	位置：岡山市南区小串、玉野市向日比 港湾名：重要港湾 岡山港 他 内容：浚渫 1,000㎡等	5,275,650	県民局
22	港湾関連事業（宇野港）	位置：玉野市築港1丁目他 港湾名：重要港湾 宇野港 内容：案内標識、駐輪場上屋移設、 港湾道路路面表示	2,562,000	県民局
23	港湾海岸整備事業（牛窓港 高潮対策）	位置：瀬戸内市牛窓町牛窓地内 港湾名：地方港湾 牛窓港 内容：事前評価資料作成（費用対効果分析等）	787,500	県民局
24	港湾整備事業（岡山港）	位置：岡山市東区九幡等地内 港湾名：重要港湾 岡山港 内容：高潮対策検討業務	2,245,950	県民局
25	港湾整備事業（岡山港）	位置：岡山市南区築港元町地内 港湾名：重要港湾 岡山港 内容：野積み場整備（耐震岸壁）	4,323,900	県民局
港湾 計			51,638,820	

<農林関連事業>

	事業名	事業内容	執行額	事業 施行主体
26	新技術・新品種等の導入による園芸産地活性化事業	普及指導センターが重点指導対象としている園芸産地において、地域の要望に基づき地元生産組織と協働して活性化対策を実施する。	2,924,925	県民局、営農 集団
27	新技術・新品種等の導入による園芸産地活性化事業	普及指導センターが重点指導対象としている園芸産地において、地域の要望に基づき地元生産組織と協働して活性化対策を実施する。	210,979	県民局、営農 集団
28	東備地域産地推進事業	農商工連携の協働組織による食材探検、活用、PR戦略づくり、産消の具体的結び付けを進め、東備地域の食の魅力づくりによる農業生産及び地域活力の向上を進める。	327,000	県民局
29	「備前おかやま」くだもの高付加価値化事業	備前地域の出荷に向かない特産果実（モモ等）の有効活用のため、風味や肉質が変化しない新しい加工・保存技術等を実用化させ、周年供給により「備前おかやま」ならではのブランド力の強化につなげることにより、農家の所得向上を目指す。	1,550,000	（社）岡山県 農業開発研 究所
農業 計			5,012,904	
30	「自らふれて学ぼう木のすばらしさ」発見事業	県産材の良さを普及啓発するため、小学生等を対象に県産材利用体験や出前講座を実施する。	150,000	東備木材同 業組合
治山・林道・造林 計			150,000	
31	漁港管理事業（虫明漁港フェンス設置）	位置：瀬戸内市邑久町虫明地内 漁港名：第二種 虫明漁港 内容：フェンス設置 L=60m	1,552,950	県民局
32	漁港浚渫事業（久久井漁港、朝日漁港）	位置：岡山市東区久々井、宝伝地内 漁港名：久久井漁港、朝日漁港 内容：浚渫 V=1,000㎡	7,426,750	県民局
33	漁港関連事業（朝日漁港 流木撤去）	位置：岡山市東区宝伝 港湾名：朝日漁港 内容：流木等除去	2,100,000	県民局

34	漁港整備事業（朝日漁港 道路整備）	位 置：岡山市東区宝伝地内 漁港名：第2種朝日漁港（東宝伝地区） 内 容：道路（ボックスカルバート） L = 12.0m W = 7.0m	14,485,800	県民局
35	漁港整備事業（西脇漁港）	位 置：瀬戸内市牛窓町鹿忍地内 漁港名：第一種 西脇漁港 内 容：浮棧橋設計	1,220,100	県民局
36	漁港浚渫事業（西脇漁港）	位 置：瀬戸内市牛窓町鹿忍地内 漁港名：第一種 西脇漁港 内 容：底質調査業務（浚渫事前調査）	682,500	県民局
		漁業・水産業 計	27,468,100	

<その他>

	事業名	事業内容	執行額	事業 施行主体
37	広域的イベント等支援事業	地域振興に資すると認められる広域的イベント等の開催に係る経費の一部を助成する。	6,551,000	市町、各実行委員会等
38	交通対策活動支援事業	地域振興上不可欠の交通に着目した市町等の取組に対して支援する。	1,500,000	赤磐市、JR赤穂線利用を促進する会
39	アドバイザー会議等協働推進事業	協働事業の円滑な実施を図るため、外部の識者から成るアドバイザー会議を設けるとともに、協働事業の公募についてはメディア等を通じて県民に広く周知を図る。	347,106	県民局
		市町村振興 計	8,398,106	
40	兵庫県との交流事業	県際交流事業として担当者会議の開催、地域イベントへの相互出店、ふるさとレール・スタンプラリーの実施のほか「かきまつり」リレーイベントの共同PR等を行う。	2,500,000	県民局、赤穂線沿線地域活性化連絡会議
41	広域観光推進事業	岡山・東備の観光振興を目的とした岡山、東備の各「広域観光推進協議会」の各種活動を支援する。	2,600,000	岡山、東備広域観光推進協議会
42	「備前おかやま」総合情報発信事業	「備前おかやまエリア」のイベント、観光資源及び歴史・文化の魅力を広域的に情報発信するとともに観光グッズ、パンフレットの作成や「まちあるき」による観光振興を行う。	15,915,476	県民局、市町
43	地場産業活性化対策支援事業	備前焼の一層の知名度アップと地元産物の販売促進を図り、備前地域の観光振興を支援する。	3,822,500	（協）岡山県備前焼陶友会、県民局、実行委員会
		観光 計	24,837,976	
44	子育てエール事業	小児救急医療体制の悪化を防止するため、子どもの急病時対応の知識を普及する。また、子どもの心身の健康に視点をあてた子育て支援を行う市民の活動を支援する。	1,103,622	備前保健所
45	県南東部保健医療圏在宅脳卒中患者医療連携推進事業	脳卒中患者の在宅支援推進のため、リハビリテーション病院、かかりつけ医、在宅支援関係者の情報の共有化を推進する。	473,356	備前保健所、脳卒中地域医療連携推進のためのワーキング会
46	東備食育推進啓発事業～東備の食育すすめ隊からの発信～	子ども達に朝食の重要性を分かりやすく、また楽しみながら学べるよう寸劇や人形劇等を媒体として普及啓発する。	489,000	備前保健所東備支所、東備栄養改善協議会
47	子育てオープンカレッジ事業	地域で子育て支援活動を活発に行っている子育て支援団体やNPO組織、保育士養成校と行政が協働し、地域ぐるみの独自の取組を支援する。	1,400,000	県民局、保育士養成校
48	子育てほっとすてい事業	家庭的保育の制度化や拡充が必要とされていることから、保育ママと保護者をつなげる仕組みを構築し、保育ママを養成するとともに、保育ママによるホーム保育をモデル的に実施し、制度化や自治体への普及を図っていく。（提案事業）	585,000	NPO法人ふれあいサポートちやていず
49	ひきこもり支援のためのパネルディスカッション～支援者・支援対象者からのメッセージ～	「不登校・ひきこもり・ニート」の状態から社会復帰できた者をパネリストにパネルディスカッションを開催。社会復帰のきっかけを検証することにより今後の支援のポイントを探る。（提案事業）	400,000	NPO法人リスタート
50	地域子育て支援事業者のための研修プログラム開発事業	地域子育て支援拠点従事者の研修プログラムを開発・実施するとともに学生等を対象に「地域子育てサポーター養成講座」を実施する。また、子育て支援拠点の機能拡充に向けた調査を実施することで、真に子育てしやすい地域環境の構築をめざす。（提案事業）	920,000	NPO法人子ども達の環境を考えるひこうせん
		保健福祉 計	5,370,978	

51	文化による地域づくり支援事業	後楽園の「幻想庭園」と岡山城の「鳥城灯源郷」等ライトアップ事業がカルチャーゾーンでの一体の取り組みとして連携できるよう支援を行う。	2,500,000	後楽園魅力づくり実行委員会及び鳥城灯源郷実行委員会
52	「国民文化祭・おかやま2010」PR事業	国民文化祭のPRを行うため、「ももっち(国文祭バージョン)」を作成する。	317,520	県民局
53	協働研修事業	管内各地域に協働に関する理解と認識を浸透させていくため、県民局及び管内市町職員の研修を行う。	752,857	県民局、市町、NPO団体等
54	協働普及啓発事業	地域住民による協働の取組を推進するため、啓発資材を作成する。	542,290	県民局、市町、NPO団体等
55	排水対策調査事業	災害対策事業に対し支援を行う。	5,000,000	瀬戸内市
56	竜之口教育コミュニティづくり事業	地域ぐるみで子どもたちを育む環境づくりを推進するに当たり、地域が無理なく継続的に取り組んでいくことのできる事業を実践をとおして探っていく。	120,000	竜之口安全・安心・きれいなネットワーク
57	砂川の堤防クリーン作戦	河川、道路等の環境美化について、地域の様々な人々を巻き込み、地域全体で取り組む気運を醸成するための方策を検討・実践し、その効果、経費等を検証する。	492,828	平島学区連合町内会
58	まちなか創生事業～街Café de enjoyしませんか～	中心市街地の賑わい再生のため、「まちづかいリーダー塾」による人材育成やネットワーク化を図る。(提案事業)	990,000	まちづかい塾
59	職業意識を育む小学生からのキャリア形成事業～はたらくおとなの話をきいてみよう!～	不登校やニート・フリーターになることを未然に防止するため、小学校高学年を対象に、勤労観や職業意識を啓発する講座等を開催する。(提案事業)	500,000	NPO法人おかやま不登校支援センター
60	観光案内看板撤去事業	山陽自動車道瀬戸PAの上下線それぞれに設置した観光案内看板が老朽化し倒壊の恐れがあるため撤去する。	1,995,000	県民局
61	低炭素社会をめざし、省エネと自然エネルギーの推進を!	環境教育や省エネ活動の実践に役立つアドバイスを行う「自然エネルギーキャラバン」「省エネ相談所の開設」を実施する。	500,000	NPO法人おかやまエネルギーの未来を考える
62	地域ぐるみでの地球温暖化防止啓発・実践事業	地域の一人ひとりに地球温暖化防止に積極的に取り組む意識を醸成するための地域ぐるみの実践活動を支援する。	140,000	佐伯会
63	児島湖ユスリカ対策事業	児島湖の汚染によりユスリカが大量発生していることから、カキ殻による底泥の改善調査研究事業を行う。	392,700	国立大学法人広島大学
64	「水と緑の循環」から流域環境を考える～里山・里川・里海づくりでコラボしませんか～	美しい瀬戸内海を取り戻すため、地域の一人ひとりに緑の保全、清流の保全、瀬戸内海の保全に積極的に取り組む意識を醸成する活動を支援する。(提案事業)	960,000	NPO法人グリーンパートナーおかも
65	税務広報推進事業	管内の県民に対して、県税への理解と納税意識の高揚を図るため、分かりやすく効果的な広報を実施する。	459,375	県民局
その他 計			15,662,570	
合 計			218,960,979	

(表7) 平成21年度 地方振興事業調整費 事業費分執行状況 (備中県民局)

備中県民局 本局
〈土木関連事業〉

	事業名	事業内容	執行額(円)	事業 施行主体
1	道路工事(舗装)	位置:倉敷市福田町古新田地内 路線名:(一)福田老松線 内容:掘削、舗装工	3,280,200	県民局
2	道路工事(標識)	位置:倉敷市玉島柏島地内 路線名:(一)水島港唐船線 内容:案内標識柱設置	1,375,500	県民局
3	道路工事(取合道)	位置:総社市金井戸地内 路線名:(国)429号 内容:舗装工、路盤工	976,500	県民局
4	道路工事(歩道橋)	位置:倉敷市北浜町地内 路線名:(主)倉敷清音線 内容:歩道橋舗装改良	994,350	県民局

5	交通安全施設工事（路側工）	位置：倉敷市玉島乙島地内 路線名：（国）429号 内容：歩道整備工、張コンクリート、コンクリート吹付工	9,399,600	県民局
6	道路工事（舗装）	位置：総社市下倉地内 路線名：県道倉敷美袋線 内容：舗装、境界ブロック切下げ	1,456,350	県民局
7	道路工事（舗装）	位置：倉敷市連島町亀島新田～倉敷市連島町矢柄地内 路線名：一般県道藤戸連島線 内容：掘削、舗装	1,205,400	県民局
8	道路工事（舗装）	位置：倉敷市粒江団地地内 路線名：主要地方道倉敷玉野線 内容：掘削、舗装	8,400,000	県民局
9	道路工事（舗装）	位置：倉敷市児島田の口地内 路線名：（国）430号 内容：掘削、舗装	8,275,050	県民局
10	道路法面雑木伐採	位置：倉敷市船穂町柳井原地内 路線名：（一）下原船穂線 内容：雑木伐採	769,500	県民局
11	道路工事（消波護岸）	位置：笠岡市北木島町地内 路線名：（一）北木島線 内容：消波護岸工	9,568,650	県民局
道路事業計			45,701,100	
12	河川改修工事（舗装）	位置：倉敷市藤戸地内 河川名：（二）倉敷川水系 倉敷川 内容：舗装工	2,909,550	県民局
13	河川改修工事（舗装）	位置：倉敷市藤戸町天城地内 河川名：（二）倉敷川水系 六間川 内容：舗装工	2,909,550	県民局
14	道路工事（残土処分場整備）	位置：倉敷市児島白尾地内 内容：残土処分場整備 U字溝、管渠工、集水柵、マンホール	12,980,100	県民局
15	河川工事（護岸工）	位置：高梁市下倉地内 河川名：高梁川 内容：監視小屋・ゲージ移設	3,958,150	県民局
16	海岸工事（舗装）	位置：浅口市寄島町地内 建設海岸寄島海岸 内容：舗装工	12,499,200	県民局
17	河川工事（護岸）	位置：小田郡矢掛町南山田地内 河川名：（一）道々川 内容：積ブロック工	20,639,850	県民局
18	交通安全施設工事（改良）	位置：高梁市松山地内 河川名：（一）高梁川 内容：パラペット工	18,931,500	県民局
河川事業計			74,827,900	
土木関連事業計			120,529,000	①

<農林関連事業>

	事業名	事業内容	執行額（円）	事業施行主体
19	笠岡湾干拓地水質保全対策事業	笠岡湾干拓地の水質悪化対策として次の事業を実施する。 ①住民事業者との協働による環境浄化微生物の培養液（えひめAI-2）を使用した環境改善普及啓発事業 ②酪農家（10戸）の搾乳施設から出る排水（ミルクングパーラー排水）を浄化する施設の設置を促進するため、各戸の排水状況を調査し、適切な浄化処理施設の導入に向けた調査検討する。	2,500,000	笠岡市
20	備中地域まるごと食・体・感事業2009	管内市町・意欲ある生産者等と協働し、備中地域の農林水産物や農産加工品を魅力ある観光施設と連携をとりながら、広域的かつ統一的に県内外に幅広くPRし、備中地域の独自性を発揮した「地産地消」、「都市と農山漁村の交流」、「体外的な備中地域ブランドの形成」、「女性の職能を生かしたネットワークづくり」に取り組む。	7,636,029	県民局
21	備中流耕作放棄地再生モデル事業	都市・農山漁村交流や農村景観の保全等に関心を持つ都市住民と地域住民、大学、県民局等が協働し、耕作放棄地の解消方策や耕作放棄地を活用した地域の活性化方策を検討するとともに、都市住民との実践的な交流など耕作放棄地の解消に向けた取組を行う。	2,385,304	県民局
22	トマト黄化葉巻病対策緊急支援事業	倉敷管内で大きな被害を出しているトマト黄化葉巻病の拡大を防止し、効果の高い物理的防除を基幹とした総合的な防除対策に地域全体で取り組むため、先導的な農家において現地実証を行い、総合的な防除モデル体系を確立する。	818,826	県民局
農業事業計			13,340,159	

23	里山の竹林整備協働事業	地元住民、青少年、企業やボランティア団体等との協働による里山の竹林整備活動を推進するため、県民が手軽に里山の整備に取り組むことができるよう竹林整備のつどいや竹林整備体験学習会を開催する。	500,000	県民局
		治山事業計	500,000	
		農林関連事業計	13,840,159	②

<その他>

	事業名	事業内容	執行額（円）	事業施行主体
24	田中窯導入事業	平成21年度中に建設する（仮称）三地域三世交流館の1階に開設する”郷土が生んだ偉人”にちなんだ「田中窯室」にプログラム制御装置一体型の電気窯を導入する。	383,000	井原市
25	「移動青空市」の設置事業	地産地消の推進、農産物の販売促進、中山間地域の振興、商工業・観光の振興及び井原線の利用促進を図るため、井原鉄道「井原駅」で毎月第1日曜日に直売市を開催する。本事業は、矢掛駅（第3日曜）、吉備真備駅（第2日曜）開催分と一体的に実施する。	1,000,000	井原市
26	2010そうじゃ吉備路マラソン	吉備文化発祥の地として全国へ発信される吉備路の一大イベントとして捉え、市民の健康の増進と体力の向上を図るとともに、ボランティア活動を通して接客や責任感を養う。また、全国から参加者を募集して吉備路のPRと地域の活性化、経済状況の向上を図る。	1,000,000	そうじゃ吉備路マラソン実行委員会
27	「たかはしの人・歴史・文化を知る」日本語教室	外国籍高梁市民に対し、家庭ゴミの分別や買い物等の実践を通じた教育から、公民館講座の書道・生花教室等への参加や高梁市の歴史的・文化的遺産等をめぐりながらの日本語の習得など、市民との交流を基本とした生活に密着した日本語教室を行い、日常的な外国人の社会参加意識を促進する。	670,000	高梁市
28	宇喜多堤築堤420周年記念事業	宇喜多堤の築堤に始まる早島のまちづくりの歴史を振り返り、先人達の偉業を顕彰して町民の郷土への愛着と誇りを育むとともに、先人達のまちづくりへの思いを継承し、新しいまちづくりへの飛躍の場とするため、町民聴参加で各種記念事業を開催する。	2,000,000	早島町
29	結婚促進対策事業	里庄町が、矢掛町と連携して、独身男女の出会いの場の創出のイベントを開催し、結婚促進対策事業を広域的に推進する。	221,000	里庄町
30	結婚促進対策事業	矢掛町が、里庄町と連携して、独身男女の出会いの場の創出のイベントを開催し、結婚促進対策事業を広域的に推進する。	221,000	矢掛町
31	「駅前青空市」の設置事業	地産地消の推進、農産物の販売促進、中山間地域の振興、商工業・観光の振興及び井原線の利用促進を図るため、井原鉄道「矢掛駅」で毎月第3日曜日に直売市を開催する。本事業は、井原駅（第1日曜）、吉備真備駅（第2日曜）開催分と一体的に実施する。	1,000,000	矢掛町
32	竹林音楽祭	倉敷市真備町の箭田大塚古墳内の竹林を舞台に、竹を材料とした楽器等の演奏による音楽祭を開催するとともに、整備された竹林の美しさを鑑賞するため、ライトアップや竹キャンドルによる演出を行う。	400,000	エコプロジェクト事業推進委員会
33	「井原線DE得得市」開催事業	地産地消の推進、農産物の販売促進、中山間地域の振興、商工業・観光の振興及び井原線の利用促進を図るため、井原鉄道「吉備真備駅」で毎月第2日曜日に直売市を開催する。本事業は、井原駅（第1日曜）、矢掛駅（第3日曜）開催分と一体的に実施する。	550,000	ふれあい日曜朝市実行委員会
34	井原線ワンコインデー事業	井原線沿線の豊富な観光資源や地元特産品をPRするため、沿線各地域の振興を図る。井原線開業記念イベントとして「井原線ワンコインデー」を実施する。	582,027	井原線振興対策協議会
		市町村振興事業計	8,027,027	
35	大空と大地のひまわりカーニバル2009	観光振興の柱である笠岡湾干拓地の知名度アップを図り、多くの観光客を呼び込むため、広大な大地に広がる「ひまわり畑」の演出や農道離着陸場を利用した「航空ショー」などを実施する。	1,000,000	笠岡市観光連盟
36	井原線利用団体無料観光バス運行事業	井原線の利用促進を図るため、井原市内の駅（美星地区の観光地を訪れる場合は小田駅を含む）で乗降車し、観光バスによる広域観光を行う場合の補助を行う。	247,000	井原市
37	備中たかはし松山踊り事業	若者の参加促進を図りながら次世代へ保存継承するとともに、地域住民と県内外からの観光客との交流を図るため、360年の歴史と伝統を受け継ぐ「備中たかはし松山踊り」を開催する。	500,000	高梁市
38	吹屋ふるさと村観光周遊バス等関連事業	吹屋ふるさと村や、国の重要文化財である備中松山城への二次的交通手段として、観光周遊バスと観光乗り合いタクシーを運行する。	800,000	高梁市
39	サンセットフェスタinこじま～王子が岳夕陽のしらべ～ 夕陽と音のコンサート～	日本の夕陽百選に選ばれた倉敷市児島地区において、王子が岳と鷺羽山での夕陽鑑賞と音楽コンサートを実施する。実施日：王子が岳…5月30日（土）、鷺羽山…9月19日（土） 実施場所：王子が岳芝生スペース、鷺羽山第二展望台 来客数：王子が岳2、300人、鷺羽山1、500人	800,000	サンセットフェスタinこじま実行委員会

40	「巡・金田一耕助の小径」事業	横溝正史小説の主人公「金田一耕助」を広域観光素材として取り上げ、県外からの誘客を図るため、クイズラリー等のイベントや観光モデルコースの設定を行う。	1,500,000	「巡・金田一耕助の小径」実行委員会
41	備中・倉敷あんこめぐり	倉敷市をはじめとする備中地域のあんこ和菓子を観光素材として活用し、観光PRを行う。あんこ巡りマップの作成(35,000部)、スタンプラリー等実施(H21.10.17~H22.2.28)、新聞特集記事掲載(10/15付)。	1,000,000	備中・倉敷あんこめぐり実行委員会
42	第7回倉敷雛めぐり支援事業	倉敷、児島、玉島、水島、真備・船徳の各地区で地域を集約した早春の倉敷統一イベントを実施する。(H22年2月20日~3月7日)	300,000	倉敷市観光客誘致協議会
43	玉島・高梁等広域観光連携事業	歴史的繋がりの深い倉敷市玉島と高梁市を含め、近隣地域との合同による広域連携・交流事業として、各地域の「産業観光」「体験・学習観光」を結びつけ、それぞれの歴史や文化、産業の魅力に触れてもらう産業観光ツアーを実施する。	300,000	玉島商工会織所
44	井笠路魅力発信事業及び観光パンフレット作成・配付事業	井笠地域の観光イベント情報等を紹介するニュースを定期的(年4回)に発行(1回10,000部)する。また、井笠ドライブマップを作成(10,000部)する。	900,000	井笠広域観光協会
45	備中地域観光PR事業	備中地域の観光PR事業として次の事業を実施する。 ・各団体等が行う県内外イベントへの協力での観光パンフレット配布。 ・雑誌・新聞等の取材への協力に要する経費。 ・観光PRでの観光フレンズ派遣経費。 ・観光PRのためのグッズ購入。等	1,686,805	県民局
46	広域観光の振興	広域観光モデルコース「鉄の径」「酒蔵めぐり」の旅行商品化に向け次の取組を行う。 ・県内エージェントが実施するツアーへの支援 ・県内・県外エージェントへのPR(「鉄の径」素材集作成) ・受入地域の体制整備(研修会、セミナーの開催) ・「鉄の道文化圏」(島根県)との連携による情報発信	3,895,877	県民局、倉敷商工会議所
47	「全国ふるさと観光物産展2009」への出展PR事業	大阪府豊中市での「全国ふるさと観光物産展2009」へ出展し、岡山県備中地域の観光物産PRを行う。(9月19日~21日) ・出展団体7団体(4市町、「ビビット備中!農林水産いきいきネットワーク3団体」)	575,180	県民局
48	「第26回全国都市緑化おかやまフェア」サブ会場(岡山城)での観光物産展事業	緑化フェアのサブ会場(岡山城)での観光物産展(県内特産品販売・観光PR)に出店する管内出店団体への支援を行う。(備品借り上げ)	46,410	県民局
49	JR児島駅前啓発塔貼替	県政事業の周知・啓発を図るため、JR児島駅・駅前広場の県政広報用啓発塔について、啓発看板を更新(2面貼替)する ・東面「晴れ、らんまん、岡山の旅」、西面「あつ晴れ!おかやま国文祭」	131,775	県民局
50	「備中」観光パンフレット増刷	観光パンフレット「備中」の増刷版を2万部作製する。	1,071,000	県民局
51	ビビット備中「旬感情報」お届けサイト拡充事業	農林部局(ビビット備中!農林水産いきいきネットワーク)と連携し、県内外への農林水産物等と観光素材の一体的な情報発信による観光客誘致を図る。「旬感情報」お届けサイトへの観光情報の追加拡充	336,000	県民局
観光事業計			15,090,047	
52	笑って健康元気アップ事業	日常生活における「笑い」が、誰もが無理なく継続してできる健康づくり、生涯学習の第一歩であるという考え方を広く普及し、市民生活の質の向上に資するため、次の事業を行う。①笑いと健康講演会、②「笑っちゃ王」笑顔の写真・絵画コンテスト、③笑顔の(体操)講師派遣事業④笑いの講座派遣事業、⑤教師のスキルアップ研修など	1,000,000	井原市
53	食品関連事業者のための新型インフルエンザ対策事業継続計画策定支援事業	新型インフルエンザが強毒化した場合に備え、平素から馴染みがあり、衛生や栄養の観点から評価や指導が可能な保健所機能を発揮して、食品事業者に対し新型インフルエンザに係る事業継続計画の策定を支援する。	555,186	備中保健所
54	大学子育て資源オープン化事業	子育てカレッジ開設に向けての「プレオープン的」かつ「呼び水的」なものとしてソフト事業を実施する。	900,000	県民局
55	備中子育て晴れの国交流会事業	<備中子育て晴れの国交流会事業> 地域を越えた幅広い子育て支援の「つながり」づくりを推進するため、管内の子育て支援に取り組む個人や団体に、全国の子育て支援活動事例の紹介、出会いや情報交換、学びの機会を提供する。 <協働子育て支援学会(研究会)>子育て支援に関する研究を地域で実践しているNPO等の地域活動と結びつけたり、行政施策に反映することを検討する。	300,363	県民局
56	中山間SUN・山プロジェクト	夢すき公園(新見市神郷地区)の活用促進を図りながら中山間地区の生活の困り感を障害者の就労ニーズに結びつけ、障害者の就労の場の確保と障害者の居場所づくりを目指した取組を行う。	588,000	県民局

57	新型インフルエンザ感染拡大防止事業	新型インフルエンザをみんなで防ぐ県民運動の一環として、インフルエンザ流行期の注意事項をまとめたリーフレットを作成し、保育所・幼稚園から高校までを対象に配布し、感染の拡大防止を図る。	499,800	県民局
保健福祉事業計			3,843,349	
58	笠岡市自治基本条例施行一周年記念事業	笠岡市民に「笠岡市は地縁組織との協働を強力に進める。」という思いを伝えるとともに、本格的に地縁組織との協働の仕組み作りを進めていく契機とするため、「地縁組織との協働」をテーマにシンポジウムを開催する。	250,000	笠岡市
59	適応指導教室「新生塾」整備事業	新見市内の不登校等の児童・生徒を支援する「新生塾」の建物が築後40年が経過して老朽化が進んでおり、緊急に改修をする必要があるため、床、壁、天井等の改修を行う。	866,000	新見市
60	浅口市龍宮門修復工事事業	旧鴨方往来や陣屋敷等の周辺施設の象徴的な建物であり、正伝寺(廃寺)の山門(建築年代:江戸後期(推定))であった龍宮門が、シロアリ被害が進んで倒壊の危険があることから、浅口市文化財保護委員会による意見等も踏まえ、一部解体修理を行う。	1,000,000	浅口市
61	義民祭保存顕彰事業	地域文化の継承及び地域振興を図るため、総社市新本地区で開催している義民祭で使用する老朽化した法被の買い換えやオペレッタ用の機材を購入する。	155,000	新本享保義民奉賛会
62	「倉敷ジャム」共催分担金	「第18回中四国文化の集い」開催の機会を捉えて、地元関係者との協働により倉敷のまちを舞台として、文化によるまちづくり、地域づくりを発信する取り組みを行い、国民文化祭に向けて一層の盛り上げを図る。	2,000,000	おかやま県民文化祭実行委員会
63	防災対策推進事業	東海・東南海地震などの災害時の対応をはじめとした意識啓発。地元の防災意識を高めるための防災の専門家による実体験に基づくリアリティーのある講演会の開催。自主防災組織や消防団員等と協働した災害体験や自助・共助の重要性を説く研修会を実施する。	500,000	県民局
64	地域づくり団体等交流推進	備中県民局管内の地域づくり、まちづくりに携わる団体、個人相互の交流・連携を図りながら、備中地域全体の活性化を図るため、管内の地域づくり団体のネットワーク組織である備中国地域づくり交流会と協働で交流・研修会等を実施する。	334,800	県民局
65	協働する人づくり研修事業	「新しい公共」の担い手となる県民、ボランティア、NPO、企業等と行政との協働を積極的に推進する人材育成や、安全・安心など県民局が、重点的に取り組む課題についての研修会等を開催し、県民局職員、市町職員、NPO等との課題の共有を進める。	492,137	県民局
66	あっぱれ!おかやま国文祭マスコットキャラクターもっち衣装制作	「あっぱれ!おかやま国文祭」をPRし、開催気運の盛り上げを図るため、県民局が既に所有するもっちの着ぐるみの着せ替え衣装(国文祭バージョン)を制作し、管内でのイベント等で活用する。	341,250	県民局
67	あっぱれ!おかやま国文祭啓発グッズ(備中版)制作	国民文化祭のPR及び開催気運の醸成を図るとともに、備中地域の特産品のPRを行うため、国民文化祭のプレ事業として開催される「国民文化祭支援フォーラム・連続講演会(4回)」の参加者への記念品として、備中地域の特産品で制作したコースターを作成する。	986,000	県民局
68	青少年南北交流・体験事業	管内南部、北部の子どもが相互に他地域に出向き、普段の生活とは違った農林漁業や生活文化の体験、地域住民や参加者同士の交流を行う。	973,516	県民局
69	男女共同参画啓発事業	備中県民局管内の男女共同参画団体の自主的な活動を支援するため、男女共同参画の県民への意識啓発を目的とした事業を広く募集して企画コンペを実施し、優秀な企画を選定、業務委託により実施する。	736,295	県民局
70	メディアでの観光等PR事業	管内観光情報、イベント情報等の発信を、TV・ラジオ・新聞等を利用して、番組作成等により行う。	6,565,000	県民局
71	備中県民局イベント広報事業	県民局が実施する事業または県民局が支援する市町・民間団体の事業について、県内を主要エリアとするラジオ放送の番組において広く告知、PRすることにより、より効果的、効率的に一般県民への周知を図る。	367,500	県民局
72	スポットCM制作放送	地域に密着したコミュニティ放送を実施しているFMラジオを活用し、主に管内南部に居住する県民に対して備中県民局管内で実施される各種行政施策や地域情報を積極的にPRし、周知を図る。	420,000	県民局
73	FMスポットCM放送委託	平成22年に開催される第25回国民文化祭の周知及び気運の醸成を図るため、管内のコミュニティFMであるFMくらしきでの広報を行う。	420,000	県民局
74	「いきいき備中ホット情報」放送制作事業	備中地域の旬な観光イベント等の情報をRSKラジオでPRする。週2回(各5分)	1,827,000	県民局
75	井原線利用促進テレビPR負担金	春の観光シーズンを控え、井原線の利用促進、観光客等の集客を図るため、RSKの地域情報テレビ番組「VOIC E21」において、井原線とその沿線を紹介する番組を制作、放送する。	2,100,000	県民局

76	まるごと環境体験ツアー	高梁川下流域の小学生を対象として、上流域において清流の水質調査や水生生物の調査等を行うとともに、上流域の小学生を対象として、水島臨海工業地帯において企業の環境対策学び、海上において海ゴミ問題について考えるなど、環境問題を体感し、考える機会となる体験ツアーを実施する。	882,130	県民局
77	地球温暖化防止推進事業（環境セミナー）	環境問題への関心と理解を深めるために、環境に関する講演会・事例紹介（環境セミナー）をNPO等団体と協働して実施する。加えて、井原線が利用しやすい場所を開催場所とすることでイベント開催時の公共交通機関との連携のモデルケースとするとともに、カーボンオフセットに取り組むなど環境に優しいイベント開催を提案する。	159,135	県民局
78	グリーンイベントガイドライン広報資材	管内で開催されるイベント等における「グリーンイベントガイドラインおかやま」の普及及び取組の促進のため、ガイドラインの内容をわかりやすく紹介した広報資材を製作する。	129,822	県民局
その他計			21,505,585	
その他計			48,466,008	③
備中県民局 本局分計			182,835,167	①+②+③

備中県民局 井笠地域事務所
 <土木関連事業>

事業名	事業内容	執行額（円）	事業施行主体
79 道路工事（改良）	位置：井原市大江町地内 路線名：（一）下御領井原線 内容：積ブロック工、重力擁壁工、水路工	11,702,250	県民局
80 道路工事（改良）	位置：浅口郡里庄町新庄地内 路線名：（一）六条院東里庄線 内容：路側整備工、路側継足工、舗装工、防護柵	2,500,000	県民局
道路事業計		14,202,250	
81 地すべり工事（擁壁）	位置：井原市美星町烏頭地内 場所：（地）烏頭地区 内容：擁壁工、暗渠排水工	658,350	県民局
河川事業計		658,350	
82 港湾工事（舗装）	位置：笠岡市港町地内 港湾名：（地）笠岡港 内容：舗装工	6,023,850	県民局
港湾事業計		6,023,850	
土木関連事業計		20,884,450	①

<農林関連事業>

事業名	事業内容	執行額（円）	事業施行主体
83 漁港修繕工事	位置：笠岡市白石島地内 港湾名：（二種）白石島漁港 内容：浮桟橋修繕 ガイドローラー取り替え	5,407,500	県民局
水産業計		5,407,500	
農林関連事業		5,407,500	②
備中県民局 井笠地域事務所分計		26,291,950	①+②

備中県民局 高梁地域事務所
 <土木関連事業>

事業名	事業内容	執行額（円）	事業施行主体
84 道路防災工事	位置：高梁市松原町春木地内 路線名：（一）落合高倉線 内容：簡易防護柵設置工	4,143,450	県民局
85 道路防災工事（落石対策）	位置：高梁市備中町長屋地内 路線名：（一）宇治長屋線 内容：落石防止網設置工	9,857,400	県民局
86 道路防災工事	位置：高梁市備中町布賀地内 路線名：（一）布賀地頭線 内容：簡易防護柵設置工	998,550	県民局
87 道路工事（舗装）	位置：高梁市中井町西方地内 路線名：（一）若代方谷停車場線 内容：舗装工	5,537,700	県民局
88 道路工事（舗装）	位置：高梁市中井町西方地内 路線名：（一）西方北房線 内容：舗装工	3,138,450	県民局

89	道路工事（法面）	位置：高梁市備中町平川地内 路線名：（一）下郷惣田線 内容：落石防止網設置工	4,999,050	県民局
		道路事業計	28,674,600	
90	地すべり対策工事（舗装）	位置：高梁市川上町下大竹地内 場所：（地）下平地区 内容：舗装工	3,937,500	県民局
91	砂防工事（舗装）	位置：高梁市有漢町有漢地内 場所：（砂）郷谷川 内容：舗装工	5,391,750	県民局
		河川事業計	9,329,250	
		土木関連事業計	38,003,850	①

<農林関連事業>

	事業名	事業内容	執行額（円）	事業 施行主体
92	シャクヤク産地復興による耕作放棄地解消事業	高梁市の地域特産物であったシャクヤクは、高齢者にも適した栽培品目であり、耕作放棄地対策としても有望と考えられる。耕作放棄地解消対策モデルとして、シャクヤクの地域特産物としての復興を目指し、新品種試作実証等を行う。	714,000	県民局
		農業事業計	714,000	
93	マツ林・マツタケ再生事業	高梁美しい森におけるマツ林・マツタケの再生に向けた、マツ林所有者、ボランティア等の協働による森林整備の取組を支援するとともに、高梁美しい森のさらなる活用を図るため、整理した広葉樹を利用したシイタケ、ナメコの植菌を実施する。	199,900	県民局
		治山事業計	199,900	
		農林関連事業計	913,900	②

<その他>

	事業名	事業内容	執行額（円）	事業 施行主体
94	地域医療連携推進事業	岡山県5次医療計画に記載された「4疾病5事業に係る医療連携の推進」に関する当医療圏域での具体的な連携体制を構築するため、「医療連携推進協議会」と「地域医療連携実務者協議会（仮称）」を設置する。	200,000	備北保健所
		保健福祉事業計	200,000	
		その他計	200,000	③

備中県民局 高梁地域事務所分計			39,117,750	①+②+③
-----------------	--	--	------------	-------

備中県民局 新見地域事務所

<土木関連事業>

	事業名	事業内容	執行額（円）	事業 施行主体
95	交通安全施設工事（側溝工）	位置：新見市新見地内 路線名：（主）新見勝山線 内容：道路側溝修繕（自由勾配側溝）	12,296,550	県民局
96	交通安全施設工事（転落防止柵工）	位置：新見市上市地内 路線名：（国）180号 内容：防止柵延長	4,618,950	県民局
97	舗装修繕工事	位置：新見市坂本地内 路線名：（国）180号（石原トンネル） 内容：すべり止め対策工	3,412,500	県民局
98	道路法面雑木伐採	位置：新見市足立地内 路線名：（主）新見日南線他 内容：雑木伐採	4,081,000	県民局
99	交通安全施設工事（転落防止柵工）	位置：新見市正田地内 路線名：（国）180号 内容：転落防止柵設置	1,491,000	県民局
		道路事業計	25,900,000	
100	河川環境整備工事（河道掘削）	位置：新見市哲西町上神代地内 河川名：（砂）三光川 内容：河道掘削	5,424,300	県民局
101	砂防工事（護岸修繕）	位置：新見市下熊谷地内 河川名：（砂）国実谷川 内容：根継工・帯工	1,785,000	県民局
102	河川工事	位置：新見市千屋花見地内 河川名：（一）茗荷谷川 内容：練石積み	1,750,350	県民局
103	河川工事（改修）	位置：新見市神郷油野地内 河川名：（一）三室川 内容：護岸ブロック	13,828,000	県民局

104	急傾斜地崩壊対策工事 (水路工事)	位置：新見市大佐大井野地内 場所：急傾「伏谷西地区」 内容：角フェーム、重圧官(φ600)、集水升	2,247,000	県民局
105	河川工事(河道掘削)	位置：新見市長屋地内 河川名：(一)高梁川 内容：河川掘削	8,964,650	県民局
106	河川エ事(伐木)	位置：新見市坂本地内 場所：千屋ダム 内容：伐木工	1,599,150	県民局
河川事業計			35,598,450	
土木関連事業計			61,498,450	①

<農林関連事業>

事業名	事業内容	執行額(円)	事業 施行主体	
107	千屋牛ブランド化促進 事業	和牛のルーツである「千屋牛」の良さを、さらに多くの人々 や地域へ広めるためのPR活動を支援し、もって更なる岡 山県産の和牛振興を図る。	398,840	県民局
108	畜産事業計	398,840		
109	木育でストップ・ザ・ 温暖化事業	小学生に対する森林・林業教育を「木育」としてより積極 的に展開し、将来にわたる林業後継者の育成とグリーン コンシューマー(環境意識の高い消費者)の裾野拡大に資 する。	300,000	県民局
治山事業計			300,000	
農林関連事業計			698,840	②

<その他>

事業名	事業内容	執行額(円)	事業 施行主体	
110	夢づくり新見健やかネ ット事業	県食育推進計画の一層の推進のため、子どもから大人まで の食育と健康づくりを目指し、関係団体等との協働による 健康づくり事業に地域ぐるみで取り組む。	500,000	備北保健所
111	地域医療連携推進事業	岡山県5次医療計画に記載された「4疾病5事業に係る医 療連携の推進」に関する当医療圏域での具体的な連携体制 を構築するため、「医療連携推進協議会」と「地域医療連 携実務者協議会(仮称)」を設置する。	300,000	備北保健所
112	新見地域医療フォーラ ム	新見地域の最近の医療の動向と今後について、安全・安心 の医療の実現を目指して市民とともに考えるフォーラム を実施する。 ・基調講演 ・パネルディスカッション	500,000	備北保健所
保健福祉事業計			1,300,000	
その他計			1,300,000	③

備中県民局 新見地域事務所分計	63,497,290	①+②+③
-----------------	------------	-------

備中県民局 水島港湾事務所

<土木関連事業>

事業名	事業内容	執行額(円)	事業 施行主体	
113	海岸工事	位置：倉敷市玉島乙島地内 場所：港湾海岸 水島港渡里海岸 内容：護岸補強工	7,428,750	県民局
114	港湾修繕工事	位置：倉敷市児島味野地内 場所：地方港湾 児島港 内容：浮棧橋固定用アンカーチェーン取替	6,293,700	県民局
115	水島港利用促進PRポ ード製作事業	水島港の概要、役割、利便性の説明、及び定期航路等を紹 介するPRボードを製作し、東京で開催している水島港セ ミナー等の港湾関係者が出席するイベント会場に展示し て水島港をPRしてさらなる利用促進につなげる。また、 水島港インターナショナルトレード協議会(MITA) と協働して、「JFE西日本フェスタinくらしき」に水 島港PRブースを出展し、このPRボードにより広く一般 の方々にも水島港について普及啓発し、更なる利用促進を 図る。	416,650	県民局
116	海岸エ事	位置：倉敷市玉島柏島地内 場所：港湾海岸 水島港柏島海岸 内容：側溝蓋設置	703,500	県民局
港湾事業計			14,842,600	
土木関連事業計			14,842,600	①

〈農林関連事業〉				
	事業名	事業内容	執行額（円）	事業 施行主体
117	漁港海岸工事	位置：倉敷市玉島黒崎地内 場所：漁港海岸 沙美海岸 内容：便所設置（設計業務、造成工）	1,691,550	県民局
		水産業事業計	1,691,550	
		農林関連事業計	1,691,550	②
〈その他〉				
	事業名	事業内容	執行額（円）	事業 施行主体
118	漁港工事（計画検討業務）	位置：倉敷市玉島黒崎地内 場所：沙美漁港 内容：鋼管式防波堤設計	2,464,623	県民局
		その他計	2,464,623	③
備中県民局 水島港湾事務所分計			18,998,773	①+②+③

(表 8) 平成 21 年度 地方振興事業調整費 事業費分執行状況 (美作県民局)

美作県民局 本局
〈土木関連事業〉

	事業名	事業実施箇所及び内容	執行額（円）	事業 施行主体
1	(国)179号 道路環境整備事業	鏡野町奥津川西地内 道路沿線植栽高木(サクラ・モミジ・コブシ等) N=29本	5,798,100	県民局
2	(県) 栃原久米南線 道路改築事業	美咲町境地内 (県) 栃原久米南線の狭隘部を拡幅するもの L=400m, W=4.0(5.0)m	4,680,900	県民局
3	ふるさとの道、草刈りサポート事業	21年度から久米南町内の県道の草刈りについては、久米南町と地元町内会との協働により実施することとしており町内会作業の安全等を確保するため、安全器具を購入し、配付するもの	413,600	県民局
4	(国)429号 道路改築事業(残土処分場整備)	美咲町南地内 残土処理場整備工(掘削・押土、敷均し) 一式 暗渠排水工 L=220m	5,801,250	県民局
5	(県)西一宮中北上線 交通安全施設整備事業	鏡野町下原地内 施工延長L=12.0m 横断歩道溜まり場 一式 L型コンクリート擁壁、防護柵	1,365,000	県民局
6	(国)482号 道路防災事業	鏡野町上斎原地内 施工延長L=60.0m, 幅員W=6.5(8.5)m 簡易防護柵工L=60.0m	1,733,550	県民局
7	(県)湯原奥津線外3路線交通安全施設整備事業	鏡野町一円 (県) 湯原奥津線 外3路線 スノーポール兼用デリネーター設置 N=200本	1,528,063	県民局
8	(国)181号外交通安全施設整備事業	美作県民局管内一円 道路排水施設・路肩清掃 L=20km	9,342,900	県民局
9	(国)179号・429号外道路維持事業	美作県民局管内一円 国道179号・429号, (一)百谷寺元・上横野兼田 線外 区画線設置 L=34km	16,495,287	県民局
10	(県)工門勝央線・津山智頭八東線外道路維持事業	美作県民局管内一円 ガードレール清掃 L=50km	5,777,100	県民局
11	(県)太田上横野線道路改築事業	津山市下横野地内 (県)太田上横野線に排水路を整備する。排水工 角フリューム(b=300) L=100m W=5.5(6.5)m	1,351,350	県民局
12	(県)湯原奥津線道路舗装補修事業	鏡野町箱地内 (県)湯原奥津線の旧道部分を町移管するに先立ち、舗装補修する。 切削オーバーレイ L=1,410m W=3.0~12.0m A=4,525m ²	10,342,500	県民局
13	(県)押淵皿線道路改良事業	津山市荒神山地内 法面保護工事 L=50m	5,526,150	県民局
14	(国)179号道路修繕事業	鏡野町布原地内 施工延長 L=10.6m 管渠工 L=10.6m	647,850	県民局
		道路事業 計	70,803,600	

15	宮川美化啓発事業	地元町内会との協働により掲示板を制作,小学生の描いた美化啓発ポスターを掲示する。	296,065	県民局
16	宮川遊歩道安全対策事業	津山市橋本町～北園町地内 遊歩道階段への手すり設置 11箇所	823,200	県民局
17	(一)吉井川 河川維持事業	美咲町柵原地内 立竹木伐採 左岸延長 L = 350m 伐採面積 A = 2,450㎡	1,221,150	県民局
18	(一)誕生寺川 大規模浚渫事業	久米南町下二ヶ地内 河道掘削 L = 100m, V = 300m ³	3,197,250	県民局
19	(一)皿川 河川改修事業	津山市一方～平福地内 皿川の可動堰放流通報設備及び細間井堰を津山市に対して引き渡すことに伴い,引渡補償を行う。 可動堰放流通報設備外引渡補償 一式 (15年間分の維持管理費相当)	14,379,400	県民局
20	(一)白水川 河川大規模浚渫事業	美作市白水地内 21年8月の台風9号により,白水川に異常堆積した土砂を撤去する。 河道掘削 L=100.0m V=4,000m ³	11,569,950	県民局
21	(一)吉野川 河川大規模浚渫事業	美作市林野地内 21年8月の台風9号により,吉野川に異常堆積した土砂を撤去する。 河道掘削 L=150.0m V=3,000m ³	12,847,800	県民局
22	(一)山家川 河川大規模浚渫事業	美作市土居地内 21年8月の台風9号により,山家川に異常堆積した土砂を撤去する。 河道掘削 L=200.0m V=3,000m ³	1,358,700	県民局
23	単県 砂防事業 (砂) 真賀谷川	真庭市仲間地内 延長 L = 140m W = 3.0m 掘削工 V = 2,200m ³ 法面工 A = 1,300m ²	14,670,000	県民局
河川事業 計			60,363,515	
24	公共残土処理場整備事業	鏡野町富西谷地内 排水路整備工 L = 80m 法面保護(種子吹付) A = 800㎡ 整地工(クラッシャー) A = 600㎡ 防護柵(擬木ガードレール) L = 100m	4,571,700	県民局
25	公共残土処理場整備事業	鏡野町土生地内 測量・設計業務 1式 外柵工 60m	3,478,650	県民局
その他事業 計			8,050,350	
土木関連事業 合計			139,217,465	

<農林関連事業>

事業名	事業実施箇所及び内容	執行額(円)	事業施行主体
26 美作地域FOOD ACTION展開事業	従来取り組んできた地産地消運動や食育活動等を含む「FOOD ACTION 美作(美作地域食料自給率向上運動推進協議会)」(仮称)を設立し,美作地域の地域活性化に取り組む団体と協働し,食料自給率向上運動を推進する。	5,729,503	各地域直売所 ネットワーク等 「海の市・山の市2009真庭」実行委員会
27 「作州黒」ブランド化推進事業	首都圏市場で高い評価を得ている黒大豆枝豆の「氷温貯蔵」による出荷時期の拡大実証,首都圏市場への販路拡大,消費者への情報発信による作州黒ブランドのPRなどを,勝英地域の生産者,農協等関係者が一体となって実施する。	2,750,000	作州黒推進委員会
28 ぱっとひろがれ!米粉事業	消費者との交流を図りながら農工商連携により,米粉の新たな商品開発や消費者へのPR,販売機会の創出による販路拡大を支援することによって,地産地消による自給率の向上と,地域活性化を促進する。	550,000	津山地方農村生活交流グループ協議会
農業事業 計		9,029,503	
29 ライブストックミュージック計画	地域住民,消費者,畜産農家等で組織する「ふれあいファーム支援ネットワーク(仮称)」を構築し,「ふれあいファーム」と地域住民との交流活動を支援し,畜産と地域との融合を図ることにより,畜産経営の活性化に資する。	793,000	おかやま酪農業協同組合
30 美作発「元気印ソーセージ」開発事業	管内で生産される特産食肉(黒豚やジャージー牛肉)のPRと消費拡大を効率的に進めるため,特産食肉を用いたソーセージなど食肉加工品の開発や商品化,PRのための発表会を開催する。	920,000	岡山県畜産物加工技術研究会

31	生乳集送基地洗浄水確保対策事業	県北の生乳集送基地として設置した「おからくクーラーステーション」の貯乳タンク、送乳ライン等の洗浄水を十分確保するために、濾過槽を整備することにより、集水施設の改善を図る。	2,619,000	おかやま酪農業協同組合
		畜産事業 計	4,332,000	
32	鏡野町かんがい排水整備促進事業	鏡野町かんがい計画の事業促進を図るため、農家負担の軽減を目的に、必要経費の一部を助成する。	2,440,000	鏡野町
33	斜面崩壊対策事業（津山市山方地区）	津山市山方地区内の梅雨期の集中豪雨によって、津山市山方地区内で発生した宅地裏山の斜面の崩土撤去と不安定斜面の整形工事を実施する。	1,000,000	県民局
		耕地事業 計	3,440,000	
34	林地災害復旧事業補助（7.26発生災害 真庭市榎西地区）	真庭市榎西地区のH21.7.26集中豪雨により、真庭市榎西地区で発生した山腹崩壊箇所に残存する崩土の撤去を実施する真庭市に対する補助	4,987,000	真庭市
		治山事業 計	4,987,000	
35	第10回森林を考える岡山県民のつどい開催事業	岡山県北森林・林業活性化促進議員連盟が開催する「第10回森林を考える岡山県民のつどい」に要する経費の一部を助成する。	1,200,000	岡山県北森林・林業活性化促進議員連盟
36	美作材需要拡大普及啓発事業	美作産材を使用した新築木造住宅を美作地域外で建築する工務店に対し助成するとともに、美作材のPR活動に努め、「美作材」の一層の需要拡大を図る	5,278,000	管内3地区の木材組合等
37	サクラ咲くまちづくり推進事業	サクラを地域の財産として後世にのこしていくために、サクラの会、市町村等との協働により、サクラの保護対策を実施する。	148,605	県民局
		その他事業 計	6,626,605	
		農林関連事業 合計	28,415,108	

<その他事業>

	事業名	事業実施箇所及び内容	執行額（円）	事業施行主体
38	平成21年度津山さくらまつり	鶴山公園の桜の開花時期にあわせ、同公園を中心にライトアップや各種イベントを開催する実行委員会への補助	1,500,000	津山さくらまつり実行委員会
39	岡山湯郷 Belle 活動支援事業	サッカーリーグに所属する「岡山湯郷 Belle」の活動支援を行う美作市への補助	3,000,000	美作市
40	津山加茂郷フルマラソン開催事業	県北地域唯一のフルマラソン大会を開催する実行委員会への補助	500,000	美作加茂郷フルマラソン全国大会実行委員会
		市町村振興事業 計	5,000,000	
41	正しく食べていきいき育ておかやまつ子	1 「津山地域食育を進める会」の開催 2 「食育フォーラム」の開催 3 「みまさか食育まつり」の開催 4 「食の学校」の指定・継続支援	990,000	津山地域食育を進める会
42	住民と共に築く美作の地域医療	1 救急医療の実態把握と評価 2 小児救急医療対策の地域発信・出前講座の開催・#8000や情報活用の推進 3 救急フォーラムの開催	1,055,248	美作保健所管内愛育委員連合会
43	0・1・2才の子どもと「アート」のすてきなであい〜アートのシャワーでつもれ・つもれ・こころのえいよう〜	日本全国で人形劇による子育て活動を展開する劇団の代表を招いての講演会、ワークショップの開催や、交流会の実施などによる子育て支援事業を実施する。	283,000	NPO法人みる・あすぶ・そだつ津山子ども広場
44	認知症の重度化予防実践塾	1 従事者と介護者の合同勉強会 ・認知症の重度化防止を図るための必要な基礎知識を学ぶ ・介護者の実際の体験談を聴き、介護者心理を学ぶ 2 実践活動 従事者：合同勉強会で学んだ知識を現場で実践し、経過をレポートしてもらい、添削指導 介護者：合同勉強会で学んだ中で、できることを実際の介護に生かしてみる 3 実践発表会 従事者・介護者それぞれが実践の結果を発表し、全体で共有するとともに関係者に広く伝える	942,382	県民局
		保健福祉事業 計	3,270,630	

45	CQグルメスピードくじラリー事業負担金	美作地域への誘客促進を図るため、「たまごかけご飯」,「ホルモンうどん」,「蒜山焼きそば」に続く第4,第5のB級グルメとなる可能性のある「食」と「観光地」を併せてPRするみまさか観光魅力向上推進協議会に対する負担金	2,900,000	みまさか観光魅力向上推進協議会
46	美作地域観光PR事業(テレビ媒体)	秋の紅葉シーズンにあたり,美作地域の観光PRをテレビ媒体を利用して行うもの H21.11.1に開催予定である「全国選抜ジュニアテニス25周年大会」の番組中に放映予定	850,000	みまさか観光魅力向上推進協議会
47	蒜山焼きそばPR事業補助	美作地域における新たなB級グルメとして脚光を浴びている「蒜山焼きそば」のPR事業を実施する「蒜山焼きそば好いとん会」への補助	200,000	蒜山焼きそば好いとん会
48	局広報事業(関西圏情報発信:F Mおかやま)	美作地域のイベント・観光情報等をFMおかやまの系列局を利用し,関西圏への情報発信を行う。なお,本企画は備前県民局との合同企画として実施	735,000	県民局
49	美作広域観光推進事業	美作広域観光の推進を図るため,観光客の誘客施策を展開する美作観光連盟への補助	9,000,000	美作観光連盟
50	広域観光宣伝事業(真庭地域)	テレビ媒体を利用して「観光回廊真庭」をキャッチフレーズに観光資源の豊富な真庭地域を情報発信する(社)真庭観光連盟への補助	1,000,000	(社)真庭観光連盟
51	観光PR用パンフレット作成事業	岡山県観光立地県戦略を踏まえ,新たな視点で美作地域の観光パンフレットを作成するもの	2,835,000	県民局
52	湯郷温泉PR事業	「出張!開運なんでも鑑定団」の湯郷温泉への誘致を行い,会場設営並びに鑑定依頼人及び観客募集を実施する湯郷温泉旅館協同組合への補助	300,000	湯郷温泉旅館協同組合
53	B級グルメフェスタ支援事業	3月20日,21日両日に予定されている「B級グルメフェスタ in 津山」の開催を支援するとともに,これを契機として,美作地域への観光客の集客等を図るため,メディアを通じてホルモンうどんをテーマとした地域おこしの活動や地域の観光資源等,情報発信するもの	2,300,000	みまさか観光魅力向上推進協議会
観光事業計			20,120,000	
54	新庄村多目的福祉施設駐車場通路整備事業補助	村民のスポーツ,健康及び休養のための施設として整備された同施設内の駐車場通路を整備するもの	749,000	新庄村
55	防災のまちづくりフォーラム・防災講座「みんなで防災」開催事業	災害に強いまちづくりを推進するため,自主防災組織の設置促進及び既存組織の育成するため,左記フォーラム及び防災講座を開催するもの	383,386	県民局
56	「誰もが使える!UDまるごと in 美作」開催事業	UDに関する理解を深めるため,具体的取り組みを紹介する各種催しを実施するもの	1,499,400	まちづくり推進機構岡山
57	交通安全普及啓発事業	高齢者を対象とした交通安全研修等を実施する久米郡高齢者交通安全教育推進委員会連合会への補助	250,000	久米郡高齢者交通安全教育推進委員会連合会
58	美作エリア特産品PR事業	各種イベント等の機会を捉え,美作エリアの特産品を出展し,積極的にPRすることにより,特産品の振興を図るもの	887,634	県民局
59	片山潜生誕150年記念事業	明治・大正期に活動した久米南町出身の社会主義運動家片山潜の生誕150年を記念して講演会等を実施する「片山潜生誕150年記念事業実行委員会」への補助	100,000	片山潜生誕150年記念事業実行委員会
60	がんばれ国文祭「ももっちリニューアル」事業	国文祭を1年後に控え,国文祭の開催気運を醸成するため,PR活動に使用する国文祭バージョンのももっち着ぐるみをリニューアルするもの	341,250	県民局
61	美作県民局広報事業(Burariほっと情報)	管内10市町村のイベント情報等について,全県や近隣府県を対象として,ラジオ,新聞広告等により,PR活動を行うもの	2,310,000	県民局
62	夏・冬アート in 勝山事業	勝山文化往来館ひしおや勝山町並み保存地区を会場として,芸術作品の展示,販売を行うとともに,県内外の造形作家を招へいし,ワークショップ(技術講習)を実施するもの	1,000,000	NPO法人勝山・町並み委員会
63	出雲街道再発見事業	出雲街道をテーマとして,沿道地域に現存する文化,歴史遺産を活かし,地域活性化イベント(出雲街道宿場まつり)を開催するとともに,「出雲街道アーカイブズ」の整備拡充,管理を行うもの	690,920	出雲街道再発見連絡会
64	美作協働推進事業	「協働」に対する理解や,「協働」の取組促進を図るため,美作地域全体のボランティア・NPO等に相互交流や情報交換の場を提供するとともに,協働の担い手を育成するため,協働の実践を行う機会を提供するもの また,ボランティア・NPO団体のネットワーク化を支援するもの	1,307,128	つやまNPO支援センター
65	「命の大切さを語り継ぐまちづくり」事業	犯罪被害者の支援対策を推進するため,犯罪被害者の心情等に対する理解をより一層深めること等を目的としてシンポジウム等を開催するもの	617,396	おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

66	美作地域「芸術文化講演会」開催事業	美作地域の文化振興と県民の文化活動を通じた地域活性化を目的として、芸術文化に関する講演会を開催する実行委員会への補助	1,000,000	津山圏域を活性化する会実行委員会
67	みまさかまちづくりフェスタ パフォーマンスステージ開催事業	青少年健全育成の一環として、まちなかにステージを設置し、青少年が自由な演奏・発表ができる場を提供するもの	1,344,000	みまさかまちづくりフェスタ パフォーマンスステージ実行委員会
68	協働でつくるDVのないまちづくり事業	DVのないまちづくりを実現するため、NPO、ボランティア団体との協働により、普及啓発活動を行うもの	69,150	県民局
69	兵庫・岡山県際事業「岡山・兵庫ふるさとレールスタンプラリー」	県際地域の連携・交流による地域振興を目的とする兵庫・岡山県際交流事業の一環として、県際地域の交流人口・知名度アップと鉄道利用促進を図るため、鉄道を利用したスタンプラリーを実施する実行委員会への補助	1,500,000	岡山・兵庫ふるさとレールスタンプラリー実行委員会
70	自主防災組織モデル地区事業	防災まちづくりを推進するため、自主防災組織の設置促進及び既存組織の強化を目的として、津山市、真庭市、勝央町内においてモデル地区各1地区を選定し、当該地域の实情に応じた自主防災モデル活動の企画・立案を行うとともに、ワークショップ等を実施するもの	1,433,250	まちづくり推進機構岡山
71	FIA世界ツーリングカー選手権開催支援事業	本年10月に岡山国際サーキットで開催が予定されている同選手権実行委員会への補助	500,000	美作市 WTCC 実行委員会
72	地域活性化イベント助成事業	各地域の特色を生かし、人と人とのふれあいの場の創出、郷土の歴史や文化を活用したイベント等を通じて、地域活性化を図ろうとする各種団体の取組に対する助成	3,050,000	各イベント実行委員会
73	さら山時代祭開催事業補助	「さら山時代祭」を開催する同実行委員会への補助	200,000	さら山時代祭実行委員会
74	「Belle Cup2010 女子サッカー交流大会」開催支援事業	美作ラグビー・サッカー場を会場として開催される同女子サッカー交流大会の開催を支援し、地域スポーツの振興及び女子サッカーを契機とした美作地域の情報発信を図る。	350,000	「Belle Cup 2010」実行委員会
75	空路利用促進事業	岡山空港の利用促進を図るため、美作地域からの交通手段であるデマンドタクシーのPR等を実施する津山空路利用促進協議会への補助金	150,000	津山空路利用促進協議会
76	『環境にやさしい美作の国づくり』親子エコフェスタ2009開催事業	6月の環境月間に併せ、地球温暖化防止等、環境問題に対する啓発活動として、子どもから大人までの全年代が参加できる体験型イベントを実施するもの	901,895	NPO法人エコネットワーク津山
77	リユース食器利用拡大事業	リユース食器の貸し出しの利用拡大を図るため、チラシ等を作成するとともに、参加イベントにおいて、食べ残し等食品残渣のリサイクルに取り組むなど、環境に配慮したイベントづくりに取り組むNPOへの補助	360,000	NPO法人津山市消費生活モニター連絡会
78	国文祭PRグッズ制作事業	国文祭PRのためのキーホルダーを制作するもの	196,000	県民局
79	(県)久米中央線外道路改築事業(津山市戸脇地内)	平成18年度から津山市戸脇地内で実施している栄研工業(株)のシュレッダーダスト撤去に必要な搬出道路の整備、補修及び管理を実施するもの	2,058,000	県民局
		その他事業 計	23,248,409	
		その他事業 合計	51,639,039	
美作県民局 合計			219,271,612	

美作県民局 真庭地域事務所
 <土木関連事業>

事業名	事業実施箇所及び内容	執行額(円)	事業施行主体
80 (国)313号道路改築事業	真庭市落合垂水地内 公園整備事業 1式	820,050	県民局
81 (国)313号道路改築事業	真庭市落合垂水地内 水路整備 L=360m W=16.5m	1,102,500	県民局
82 (国)181号道路舗装補修事業	真庭市江川地内 国道181号の舗装を補修する。切削オーバーレイ L=300m W=6.0(7.0)m A=1,950m ² 区画線工 一式	9,135,000	県民局
83 (県)湯原美甘線交通安全施設整備事業	真庭市美甘地内 冬期に凍結事故のおそれがある県道湯原美甘線に自動塩撒機を設置する。自動塩撒機設置 N=2基	7,199,850	県民局
84 (国)181号外交通安全施設整備事業	真庭市及び新庄村一円 国道181号他の区画線消滅箇所の補修を行う。区画線工 L=30km	5,541,325	県民局

85	(国)181号外道路修繕事業	真庭市上河内地区内,真庭市久世地区内 国道181号,(一)西原久世線に設置されている電光表示器の修繕工事を実施するもの	1,279,950	県民局
86	(国)482号道路修繕事業 (道の駅「風の家」駐車場照明修繕)	真庭市上徳山地区内 転倒のおそれがある道の駅「風の家」駐車場照明の取り替えを実施するもの	970,725	県民局
		道路事業 計	26,049,400	
87	(一)旭川 河川樹木伐採事業	真庭市豊栄,下湯原,禾津地区内 旭川に繁茂した樹木を伐採するもの 樹木伐採 L=150m ² , A=450m ²	3,486,000	県民局
88	単県 砂防事業 (砂) 真賀谷川	真庭市仲間地区内 付替林道の整備 延長L=140m W=3.0m 掘削工 V=2,200m ³ 法面工 A=1,300m ²	706,800	県民局
		河川事業 計	4,192,800	
		土木関連事業 計	30,242,200	

<農林関連事業>

事業名	事業実施箇所及び内容	執行額(円)	事業施行主体	
89	美味しいジャージースイーツの全国発信事業	ジャージー牛乳を使用したスイーツ(プリン,ロールケーキ等)を開発,製造拡大するとともに,商品の多様化による加工品全般の販売拡大を図り,酪農経営の活性化に資する。	2,001,000	蒜山酪農農業協同組合
		畜産事業 計	2,001,000	
90	間伐材等森林資源有効利用促進事業	小規模な作業路の開設により,未整備森林の間伐を推進するとともに,未利用間伐材等の森林資源の有効活用を図る。	4,000,000	真庭森林組合
		治山事業 計	4,000,000	
91	未利用木質資源循環促進事業	地域バイオマスの利活用に先進的に取り組んでいる真庭地域において,森林組合が林地残材を収集・利用する仕組みを地域に定着させるための事業を実験的に実施する。	4,620,000	真庭森林組合
		その他事業	4,620,000	
		農林関連事業 計	10,621,000	
		真庭地域事務所 合計	40,863,200	

美作県民局 勝英地域事務所

<土木関連事業>

事業名	事業実施箇所及び内容	執行額(円)	事業施行主体	
92	(県)美作奈義線道路修繕事業	美作市栄町地区内 施工延長L=724m 側溝修繕	6,567,000	美作市
93	(国)374号道路防災事業	美作市巨勢地区内 ロックネット一式 L=60m A=1000m ²	3,138,450	県民局
		道路事業 計	9,705,450	
94	(一)白水川河川大規模浚渫事業	美作市白水地区内 21年8月の台風9号により,白水川に異常堆積した土砂を撤去する。河道掘削 L=1,000.0m V=1,300m ³	6,823,950	県民局
95	(砂)谷の奥川砂防事業	美作市川東地区内 21年8月の台風9号により,地元管理の付替道路上部の法面が崩落,通行できない状態となっており,当該崩土の撤去を行う美作市へ補助 崩土撤去 L=30.0m W=2.5m V=1,369m ³ 種子吹付 A=676m ²	4,372,000	美作市
96	(一)河会川河川 環境整備事業	美作市南地区内 施工延長L=140.0m 遊歩道,木柵	4,988,550	県民局
97	(一)山家川河川大規模浚渫事業	美作市土居地区内 21年8月の台風9号により,山家川に異常堆積した土砂を撤去する。河道掘削 L=200.0m V=3,000m ³	16,774,695	県民局
		河川事業 計	32,959,195	
98	公共残土処理場整備事業	美作市白水地区内外 建設残土処分場の適地基本的設計業務 1式	1,921,500	県民局
		その他事業 計	1,921,500	
		土木関連事業 合計	44,586,145	

＜農林関連事業＞				
	事業名	事業実施箇所及び内容	執行額（円）	事業施行主体
99	売れ筋ぶどう「新商品」の生産技術確立と販売対策事業	家庭消費に向く新商品としての小房ぶどうの栽培技術の研究、並びに販売用のパッケージ等を作製し、小房ぶどうの新商品化を図り販路の拡大を進める。	300,000	勝英農業協同組合
	農業事業 計		300,000	
	農林関連事業 合計		300,000	
＜その他事業＞				
	事業名	事業実施箇所及び内容	執行額（円）	事業施行主体
100	障害者とともに進める心のバリアフリー推進事業	誰もが暮らしやすい地域を目指し、障害者に対する正しい知識と理解を深めるための普及活動を充実することによって、心のバリアフリーを進める。	594,000	元気になろうやフェスタ実行委員会
101	災害時の食事ホッと事業	「災害時において安心して食事を確保できる地域づくり」を目的に様々な活動を行う。	380,000	食生活支援ネットワーク会議
	保健福祉事業 計		974,000	
	その他事業 合計		974,000	
	勝英地域事務所 合計		45,860,145	

（４）協働の推進事業

ア 協働の推進事業は、県民局への再編の目的である県民局の機能強化に関連した事業である。

- ・企画・立案機能の強化

県民との幅広い協働をベースに、地域の特色あるプロジェクトや先駆的取組などを体系化した「夢づくり協働プログラム」を策定する。

- ・総合調整機能の強化

地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進する。

- ・地域住民との協働による施策の展開

イ また、NPO、市民活動団体、ボランティアグループなどの地域で活動する様々な団体との協働により、多様な県民ニーズや地域課題に応えるとともに、ボランティア・NPO等の地域活動の一層の促進を図るため、協働推進のテーマに沿った「協働事業の提案募集」を行い、優良な提案について事業化を行い、多くのソフト事業が実施されており、協働事業について推進が認められる。

協働事業の採択方法等は各県民局で概ね同じで、以下のとおりである。

(協働事業の採択方法等 備前局)

事業提案	県民局と協働して行うことを希望する住民活動団体等から、協働事業にかかる事業実施計画等（提案）を募集
一次審査（書類審査） 4月上旬～5月上旬	アドバイザー会議等による書類審査
二次審査（最終選考） 5月下旬～6月上旬	提案内容を総合的に評価し、事業実施すべき提案を選考
協働事業協議書を締結	実施事業について、県民局長と協働協定書を締結
事業実施	補助金交付
事業評価	実施した事業について、評価

第5 県民局長の施策提案

県民局長から県知事に対する施策提案を行っており、地方振興局の再編の目的である県民局の機能強化のうち、県民局の企画・立案機能の強化と地域ニーズの県政への反映につながるものである。

施策提案の取りまとめは地域政策部協働推進室が行っており、平成21年度では各県民局が2件程度の提案を行い、備中県民局の2提案がそのままの形ではないが採用されている。ただ、晴れ晴れ子育て支援ネット・交流推進事業で提案された事業予算見積りは3事業年度で723万6,000円、中山間地域集落活性化応援事業で提案された事業予算は3事業年度で1,200万円であり、1事業年度の平均予算は約641万2,000円である。採択件数、事業予算ともに少なく、地域ニーズを県政に反映させる機能として、十分であるとはいえない状況にある。

(表9) 平成21年度 県民局長の施策提案内容 (採択事例)

	備中県民局
事業名	晴れ晴れ子育て支援ネット・交流推進事業
提案内容	(1) 地域ごとの取組 事業実施希望地域において、県民局が市町村や子育て支援の実績のあるNPOと連携し、協働組織を立ち上げ、子育て中の親や子育て支援関係者との情報交換、グループワーク等を実施するとともに、地域に必要な子育て支援事業の企画・実施を通じて、市町村単位で子育て支援者等の「つながりづくり」と「資質の向上」を推進する。 (2) 県民局管内全域での取組 子育て支援に取り組む個人や団体に、活動している地域を超えた出会いや情報交換等を通して、県内外の子育て支援活動の好事例の紹介や学び合いの機会を提供することにより、子育てしやすい環境づくりに取り組むための地域を超えた幅広い子育て支援の「つながりづくり」を推進する。
事業名	中山間地域集落活性化応援事業
提案内容	コーディネーターの役割を果たす中間支援組織を立ち上げ、NPO、大学(学生ボランティア)、福祉団体、農業団体、県民ボランティア等の多様な主体の参画による全県的なネットワークを構築し、小規模高齢化集落等のニーズに応じて、諸団体等の活動を適材適所で提供できる人的支援団体を整備する。

第6 結果及び意見

1 地方振興事業調整費による事業について、事業の計画段階での評価及び事後の評価を行うべきである(意見)

地方振興事業調整費を事業費として執行される事業について、計画段階で実施による具体的効果、実施後における事業の網羅的評価が行われていない。

例えば、国民文化祭については、各県民局でPR事業が実施され、備前県民局31万7,000円、備中県民局98万6,000円、美作県民局34万1,0

00円の執行額があるが、支出内容は啓発グッズ（国民文化祭用キャラクター、コースター、飴等）の作成である。この程度の事業を各県民局でバラバラに実施して効果が得られるのか甚だ疑問であり、事業を実施すること自体が目的となっている感がある。

厳しい県財政の状況下、事業採択については、事業の効果をより真剣に検討するとともに、事後の評価を実施し、今後の事業採択にいかす必要がある。

2 県民局における政策立案の対象範囲の見直しを行うべきである（意見）

県民局は、幅広い事業を対象とする政策立案機能を有している。しかしながら、県民局が対象としている事業の一部には、岡山県全体で政策立案すべき事業が含まれているので、現在県民局において行われている政策立案の対象範囲が効率的かについて検討すべきである。

例えば、観光事業は、「新おかやま夢づくりプラン」において、観光消費額を1,416億円から1,560億円に増加させること、及び以下の項目を目標としている。

- ・観光客の入り込み数の増加を図り、宿泊者率を高めるとともに観光消費額の増加を図る
- ・外国人旅行者に対する誘致

すなわち、岡山県は、観光事業に関し、県外及び国外からの旅行者の増加による地域外からの移入を中心とした観光消費額の増加を考えている。それに対し、各県民局で実施されている観光事業は、各県民局エリア内の観光資源に絞ったPRを行っており、県民局管内の県民を主な対象とした事業も多い。

要するに、岡山県の観光事業の目標が、県外及び国外からの観光客の増加による観光消費額の増加であるにもかかわらず、県民局のしている事業は、その目標と食い違っている感がある。

岡山県が目指す観光事業の観点からすると、観光事業に関する政策立案をすべき部署は全県単位で企画できる本庁であると思われる。

観光事業のほかにも同様に本庁が政策立案すべき事業もあると思われる。他県においては、既に述べたように、総合出先機関といった限られた地域における総合調整機能は必要がないとして総合出先機関を廃止した県もいくつか出ている現在において、より効率的な政策立案をできる部署がどこなのかは十分に検討する

必要があると思われる。特に、岡山県の財政状況からすると、優先すべき目標を明確にし、限られた予算の有効な配分方法を検討する必要があると大きく、事業内容によっては一括して本庁の対象範囲とすべきである。

第2款 税務部

第1 3県民局への再編整備の経緯

1 第2次岡山県行財政改革大綱

地方振興局の9局体制を基に、地方振興局内部組織が見直され、平成12年4月から次の税務部の再編が実施された。

・高梁局、津山局の賦課徴収に係る所管区域をそれぞれ阿新局、真庭局まで拡大する。これに伴い、阿新局及び真庭局の税務部を廃止し、両局の総務振興部総務振興課において税の窓口収納を行う。

・岡山局及び倉敷局の税務部の不動産取得税課を強化し、津山局税務部に不動産取得税課を新設して、広域的対応を行う。

第2次行財政改革大綱では、地方分権の進展や市町村合併が十分進んでいなかったことから、抜本的な見直しは先送りにされた。

2 第3次岡山県行財政改革大綱

改革の基本的視点の下、再編の方向性として今後地方振興局は、3局又は4局への再編を目指す一方、現地で行う必要がある業務については、地方振興局の出先機関を置くか、さらに事務事業の見直し等により、地方振興局の出先機関の再編、縮小に取り組むとした。

3 岡山県県民局設置条例

地方振興局は、広域的な地域の出先機関として、3県民局へ再編された。各機関で実施する業務の考え方は、次のとおりである。

(1) 本庁へ集約して実施する業務

極めて高い専門的知識を要する業務、年間処理件数が少ない業務、全県的な啓発業務、調査等の管内集計業務などは、専門性を高めた上で、本庁で一元的に実施することにより、効率的で迅速な処理が可能となることから、県民局では行わず本庁で実施する。

(2) 県民局で実施する業務

県民局では、これまで地方振興局で行ってきた業務を行う。

東備局、井笠局、高梁局、勝英局の各税務部は廃止され、各種税の賦課・徴収、滞納処分など県民サービスへの影響を最小限にとどめながら、一元的に処理することが効果的な業務や集約することで専門性を増すことができる

業務は、各県民局に集約された。

(3) 地域庁舎で実施する業務

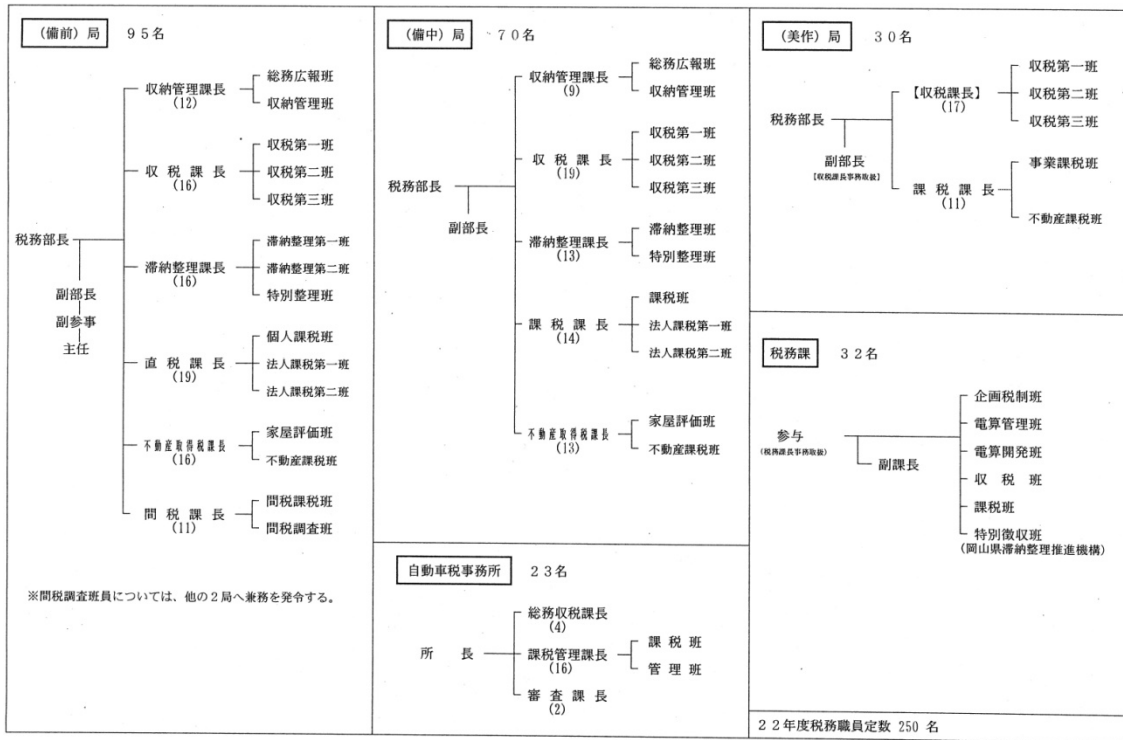
税の収納、納税証明の発行など県民を対象とした主要な窓口対応業務については、県民サービスの著しい低下を避けるため、引き続き、現地（県民局税務部又は地域事務所の地域政策部総務課）で実施する。

しかし、県民に最も身近な自治体である市町村へ権限、事務を移譲・委託する、あるいは、電子申請等を活用するなどにより、業務を縮小していくとしている。

第2 組織体制

1 税務関係機構

税務関係機構（平成22年4月1日）は次のとおりである。



2 県民局と地方振興局

地方振興局と県民局の組織体制は、「第2章 備前・備中及び美作県民局の概要（平成21年度）」の「2-3 県民局の組織、所管事務及び配置人員」に記載している。

3 自動車税事務所

県内の自動車税及び自動車取得税の課税、徴収に関する次の事務を行っている。

- ① 自動車税の賦課及び自動車取得税の賦課徴収に関する事
- ② 継続車検の納税証明書の発行
- ③ 自動車税や自動車取得税の納付や口座振替、抹消による還付
- ④ 自動車税の身体障害者等減免に関する事
- ⑤ 自動車税及び自動車取得税の申告書の受理に関する事

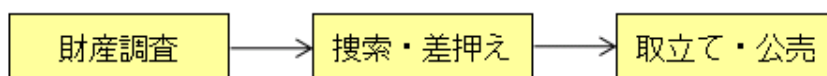
ただし、県内住所の滞納者の自動車税の滞納整理は、各管轄の3県民局税務部収税担当課に引き継いでいる。

4 岡山県滞納整理推進機構

税源移譲により、市町村が賦課徴収する個人県民税の額が大幅に増加したため、県税の滞納額もこれに比例する形で増加しており、その約6割を個人県民税が占めるようになった。

県では、このような状況を踏まえ、県内のすべての市町村と連携を図りながら、滞納整理を一層強力に進めるため、「岡山県滞納整理推進機構」（総務部税務課特別徴収班）を平成21年4月1日に設置した。

岡山県滞納整理推進機構では、個人住民税（個人県民税や個人市町村民税）等を滞納している人について、市町村が滞納整理を行うことが困難であると認める者に係る滞納事案の引継ぎを市町村から受けて、財産調査を徹底的に行い、所得や財産を発見した場合には、速やかに差押えや公売などを行うこととしている。



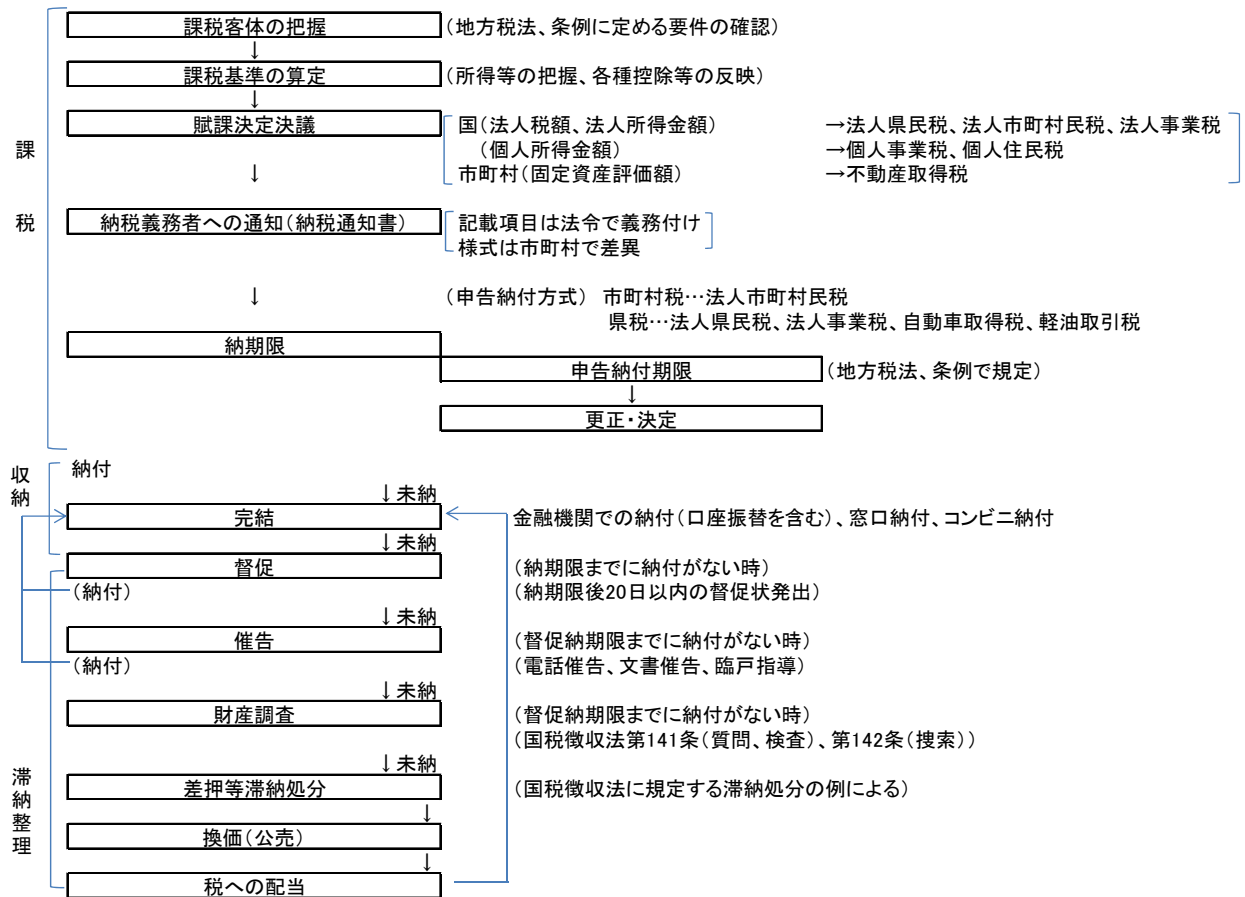
第3 業務の概要

1 課税・徴収業務の概略

(1) 地方税の課税・徴収の概略

(賦課課税方式) 課税件数の9割以上

市町村税…個人住民税、固定資産税、軽自動車税 等 県税… 個人事業税、不動産取得税、自動車税 等



(2) 地方税の課税・徴収方法の特徴

(「地方税関係資料ハンドブック・平成22年」から)

ア 地方団体が徴収している地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税によって課税。

⇒課税対象の把握や評価などに手間がかかる。

* 賦課課税…課税側(市町村、都道府県)が、課税対象について調査(固定資産税の評価などを含む)し、税額を決定し、納税者に通知することで課税するもの。

* 申告納付…納税者側が、納付すべき税の税額などについて申告し、併せてその申告に係る税を納付するもの。

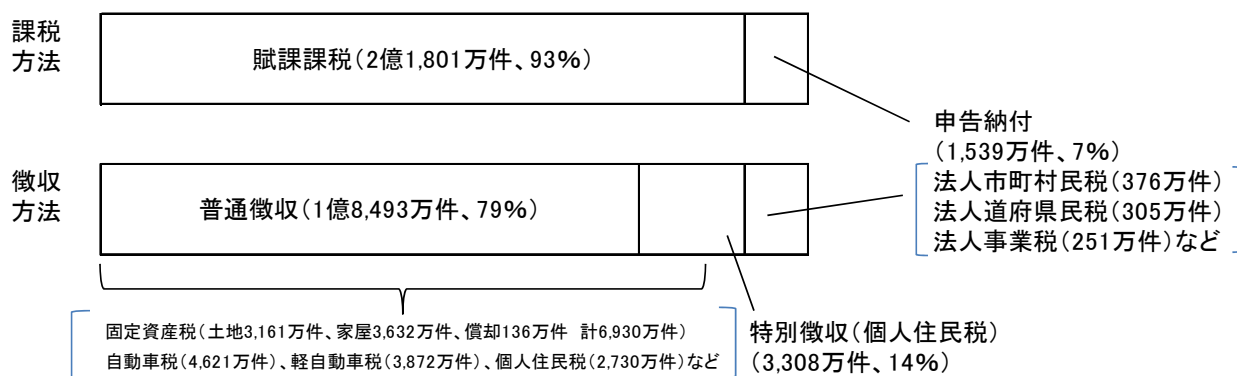
イ 賦課課税の税目のほとんどが、普通徴収によって徴収されており、1件当たりの税額も比較的少額。

(参考) 普通徴収に係る税収は1.7兆円(1件あたり平均税額9.0万円)、特別徴収に係る税収は8.3兆円(同2.5万円)。

⇒納税者が納税通知書を窓口を持参する等によって納付する必要がある、滞納が発生しやすく、督促等に係る事務負担が大きい。

* 普通徴収…課税側(市町村、都道府県)が納税者に納税通知書を交付、納税者に窓口等へ通知書と税額を持参させて、税を納付させるもの。

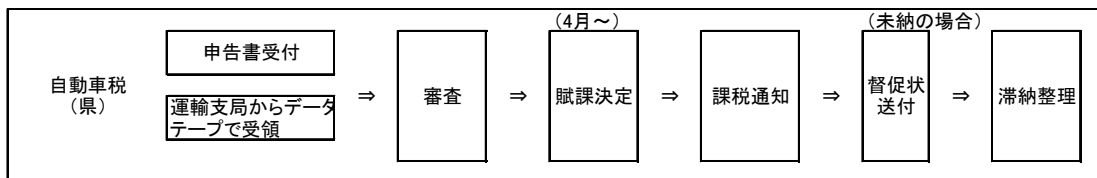
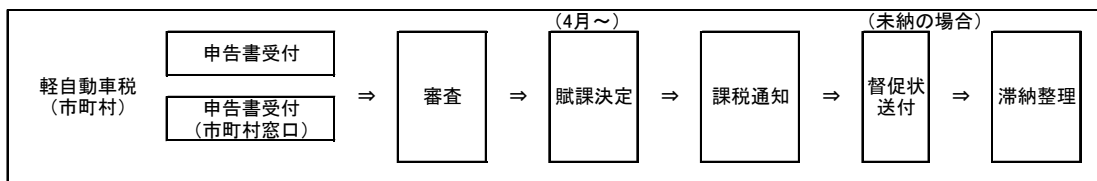
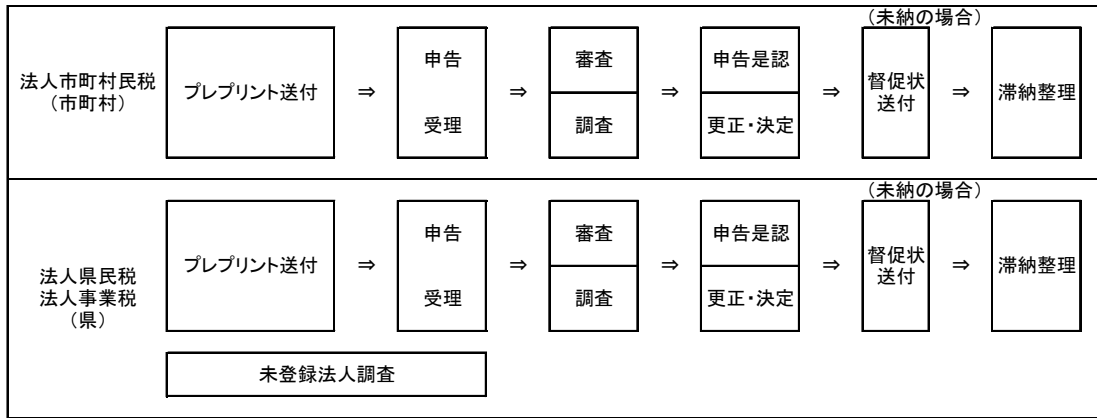
* 特別徴収…税の徴収について便宜を有する者(給与支払者等)を特別徴収義務者とし、その者に納税者から税金を徴収させ、税を納入させるもの。



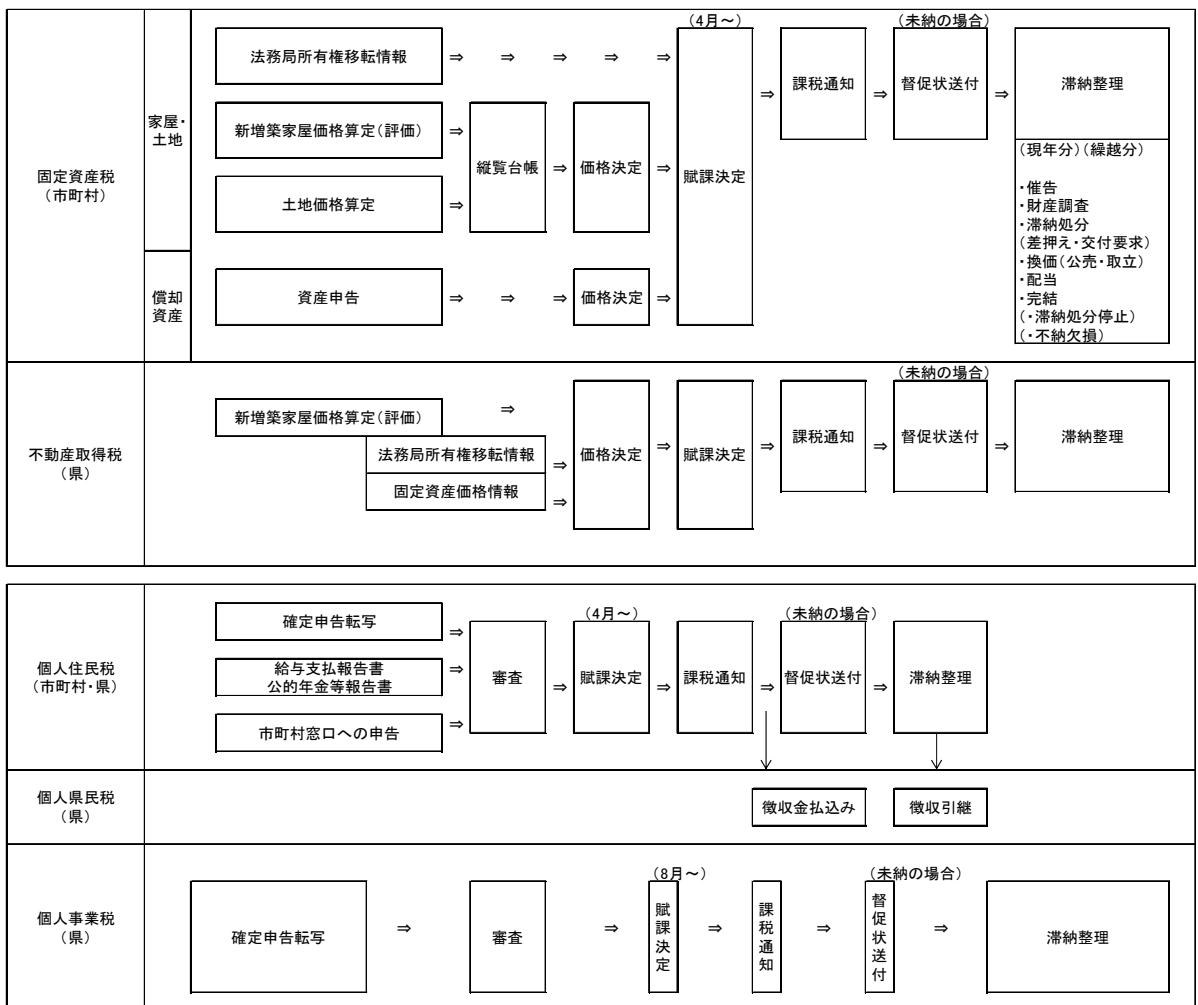
(注) 1. いずれも平成20年度課税状況調などのデータを踏まえ、推計(地方消費税、法定外税については、含まない)。
 2. 固定資産税は、免税点以上の納税義務者数を課税件数とした。
 3. 申告納付には、特別徴収義務者に申告納付させる税目を含む。なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、納入申告書数を課税件数とした。

(3) 県及び市町村の課税・徴収業務の概要

(法人市町村民税・法人県民税・法人事業税、軽自動車税・自動車税)



(固定資産税・不動産取得税、個人住民税・個人事業税)



(4) 滞納整理事務の概要

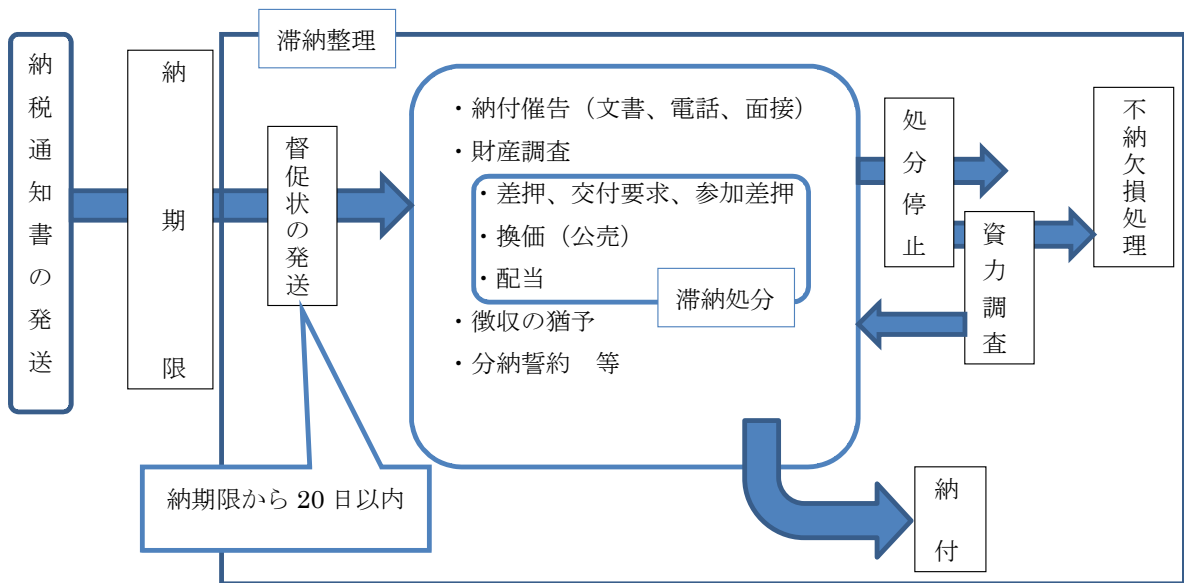
地方公共団体が納税者に対して確定した納税義務の履行を求めることを税の徴収という。

税は原則として納期限内に納められなければならない。しかし、実際にはさまざまな理由により納期限までに納付されず滞納となる額が少なからず発生する。このような滞納が発生した場合には下図のような方法で解決することになる。これら、滞納を解決するための一連の事務手続を滞納整理という。

また、納期限から20日以内に督促状が送付されるが、これによっても納税者が任意に納税をしない場合には地方公共団体は差押等の強制的手段を行使することができる。この強制的手段を滞納処分という。

以上の事務手続を図示すると以下のとおりである。

図 滞納整理事務の流れ



2 県・市町村の業務比較

(1) 県税及び市町村税の主な作業一覧

市 町 村 税

	固定資産税	個人住民税	法人市町村民税	軽自動車税
課税客体の補足	土地・家屋 航空写真 法務局異動情報 建築確認等土地変動情報 実地調査	償却資産 申告書送付 未申告催告 税務署調査 実地調査	給与支払報告書 公的年金等支払報告書 年末調整説明会 税務署単位での確定申告書共同転写等 申告書送付 申告書受理 未申告調査 月例の税務署申告書転写 住民基本台帳照合 住基外者調査 家屋敷課税者調査	諸変更届 申告書送付
課税標準の算定	新増築家屋評価 評価替え再計算 地価下落修正 鑑定評価 土地修正率 価格等経覧台帳作成 固定資産評価委員会運営	課税台帳作成	県内本店分の県通知 法人税更正に係る県通知	岡山市市町村税務協会から申告書入手 新規等申告書
賦課決定	賦課決定 課税免除、減免、【条例制定】	更正・決定 課税免除、減免、【条例制定】	賦課決定 課税免除、減免、【条例制定】	賦課決定 課税免除、減免、【条例制定】
申告			確定申告書 予定申告書 更正請求	
納税通知	作成【納期は条例で制定】 送付	特別徴収分の作成 特別徴収分の送付 普通徴収分の作成【納期は条例で制定】 普通徴収分の送付 月例処理分の作成 月例処理分の送付		作成【納期は条例で制定】 送付

県 税

	不動産取得税	個人県民税	法人県民税	法人事業税	自動車税
課税客体の補足	法務局異動情報 価格等補捉法務局調査 市町村新増築家屋情報 取得申告書 納税義務者基本登録	前年度定期賦課点検 税務署確定申告書転写等 新規納税義務者基本登録 課税対象事業者認定 月例の税務署申告書転写 課税対象所得認定 繰越欠損認定 譲渡損失認定	法務局登記調査 未登録法人調査	法務局登記調査 外形標準課税法人等調査 諸変更届 申告書送付	運輸支局から登録ファイル入手 新規等申告書
課税標準の算定	評価額等市町村調査 新増築家屋評価 (非木造県分担当) 評価額市町村通知	課税対象所得認定 繰越欠損認定 譲渡損失認定	本店県民税務署調査 本店県・市町村通知 本店県からの通知 法人税更正通知 法人税更正市町村通知	本店県民税務署調査 本店県・市町村通知 本店県からの通知 法人税更正通知 法人税更正市町村通知	
賦課決定	賦課決定 課税免除、減免【条例制定】 賦課額変更 徴収猶予決定	賦課決定 課税免除、減免【条例制定】 賦課額変更	更正・決定 課税免除【条例制定】	更正・決定 加算金決定 課税免除【条例制定】	賦課決定 課税免除、減免【条例制定】
申告			確定申告書 予定申告書 更正請求	確定申告書 予定申告書 更正請求 申告期限延長承認	
納税通知	作成 送付 賦課額減額通知書納付 賦課額減額通知書作成 徴収猶予通知書の送付 徴収猶予期間満了通知書の作成 徴収猶予期間満了通知書の送付	定期賦課分の作成 定期賦課分の送付 随時課税分の作成 随時課税分の送付 二期分納付書の作成 二期分納付書の送付 賦課額変更通知書の作成 賦課額変更通知書の送付			作成【納期は条例で制定】 送付

市 町 村 税

	市町村たばこ税	鉱産税	入湯税	事業所税	国民健康保険税
課税客体の補足	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸販売業者	鉱業者 申告書送付	鉱泉浴場における入浴 浴場経営者等特別徴収義務者指定 申告書送付	法人または個人の事業者 申告書送付	国民健康保険の被保険者で世帯主 住民基本台帳照合
課税標準の算定	小売販売業者への売渡し等に係る製造たばこの本数	鉱物の価格	入浴者数	事業所床面積 従業員給与総額	基礎課税額(医療分) 介護納付金課税額(介護分)
賦課決定	更正・決定	更正・決定	更正・決定	更正・決定	賦課決定決議
申告	申告	申告	特別徴収義務者申告	申告	
納税通知					作成【納期は条例で制定】 送付

県 税

	県たばこ税	軽油引取税	ゴルフ場利用税	鉱区税
課税客体の補足	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸販売業者	軽油の引取り 特約業者等特別徴収義務者指定	ゴルフ場の利用 ゴルフ場経営者等特別徴収義務者指定	鉱業権者
課税標準の算定	売渡し等に係る製造たばこの本数	特約業者又は元売業者からの軽油引取りに係る数量 免税軽油使用者証交付	利用人員	
賦課決定	更正・決定	更正・決定	更正・決定	鉱区面積 鉱業権登録調査
申告	特別徴収義務者申告	特別徴収義務者申告	特別徴収義務者申告	
納税通知				作成 送付

(2) 市町村税の納期

区分	個人住民税(普通徴収分)												固定資産税												軽自動車税			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
岡山市			○		○		○			○			○			○		○			○					○		
倉敷市			○		○		○			○			○			○		○			○					○		
美作市			○		○		○			○				○		○				○		○			○			
浅口市			○		○		○			○				○		○				○		○			○			
津山市			○		○		○			○			○			○		○			○				○			
和气町			○		○		○			○				○		○				○		○			○			
玉野市			○		○		○			○			○			○		○			○				○			
早島町			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
笠岡市			○		○		○			○				○		○		○			○				○			
里庄町			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
井原市			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
矢掛町			○		○		○			○				○		○				○		○			○			
総社市			○		○		○			○			○			○		○			○				○			
新庄村			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
高梁市			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
鏡野町			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
新見市			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
勝央町			○		○		○			○				○		○		○			○				○			
備前市			○		○		○		○					○		○		○			○				○			
奈義町			○			○		○		○				○		○		○			○				○			
瀬戸内市			○		○		○			○			○			○				○		○			○			
西粟倉村			○		○		○			○				○		○		○			○				○			
赤磐市			○		○		○		○					○		○		○			○				○			
久米南町			○		○		○			○			○			○		○			○				○			
真庭市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美咲町			○		○		○			○			○			○		○			○				○			
吉備中央町			○		○		○			○			○			○				○		○			○			

3 三税（国税・県税・市町村税）の協力関係

(1) 三税（国税・県税・市町村税）の協力の主な内容

根拠	内容		
地方税法	所得税関係	○個人県民税…市町村による徴収金の納付(§42)、徴収引継(§48)等 ○個人事業税…県による所得税申告書等の閲覧(§72の59)	
	法人税関係	○法人県民税・事業税…国からの更正等による法人税額等の通知(§63) ○固定資産税 …市町村による償却資産関係書類の閲覧(§354の2) ○法人市町村民税 …県による法人税額等の通知(§63)	
	固定資産税関係	○固定資産税 …登記所からの表示登記の通知(§382) ○不動産取得税 … ①県による固定資産税台帳等の閲覧(§73の23) ②県による不動産の価格等の決定(§73の21) ③市町村による取得申告書等の送付並びに不動産の価格等の通知(§73の18、§73の22)  市町村からの登記通知書等の提供、県による移転登記申請書等の閲覧、市町村・県での新增築家屋評価の分担等により対応	
通達	課税上の協力	申告書の送付、受理等	○納税相談会・申告説明会等の開催、申告書の受付事務、特別徴収(源泉徴収)義務者への給与支払い報告書用紙の配布
		課税関係書類の閲覧等	○法人住民税・事業税の課税に必要な法人税等関係書類の閲覧(§63、72の49の2、325)
			○個人住民税の課税に必要な配当所得支払調書等の閲覧 ○税務署からの、相続税・贈与税等国税の課税に必要な固定資産税等関係書類の閲覧 ○所得税申告書への住民税申告用様式の添付
		税務調査	○市町村による所得税失格者調査
	徴収上の協力	資料提供、情報交換	○市町村による不動産登記に関する資料の収集並びに税務署への通知(§423)
			○市町村長による死亡通知書(死亡者所得固定資産税関係資料添付)の税務署長への送付(相続税の課税に協力)
			○固定資産税評価と相続税・贈与税評価の資料(情報)交換
広報上の協力	○地区税務協議会等における大口困難滞納者、所得税等の還付金に関する情報交換		
その他	○地方団体の広報誌への国税関係記事掲載、税務署の行う租税教室等での地方税広報、税の無料相談		
参考	◇「地方税法」(昭和25年7月31日法律第226号)他		

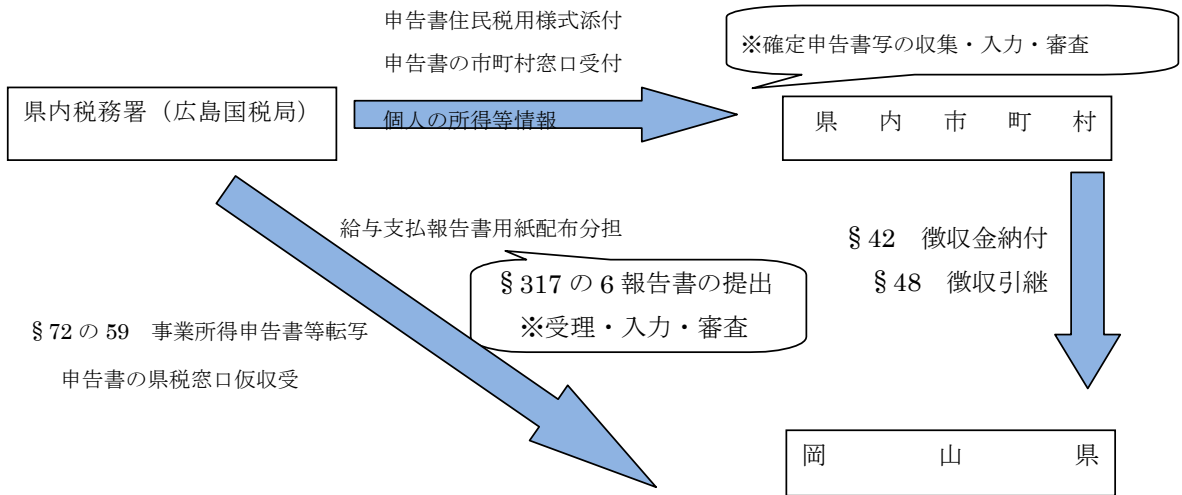
(2) 税業務の協力関係 (フロー図)

◇所得税関係 (個人市町村・県民税、個人事業税)

※個人に係る所得等は、税務署 (国税局) に申告、データが集積。

各市町村、県がそれぞれに必要な情報をそれぞれが税務署から入手。

(①確定申告書の収集・入力・審査、②住民税の (特徴者から提出の) 給与支払報告書等の受理・入力・審査 に係る事務が大きなウェイトを占める)

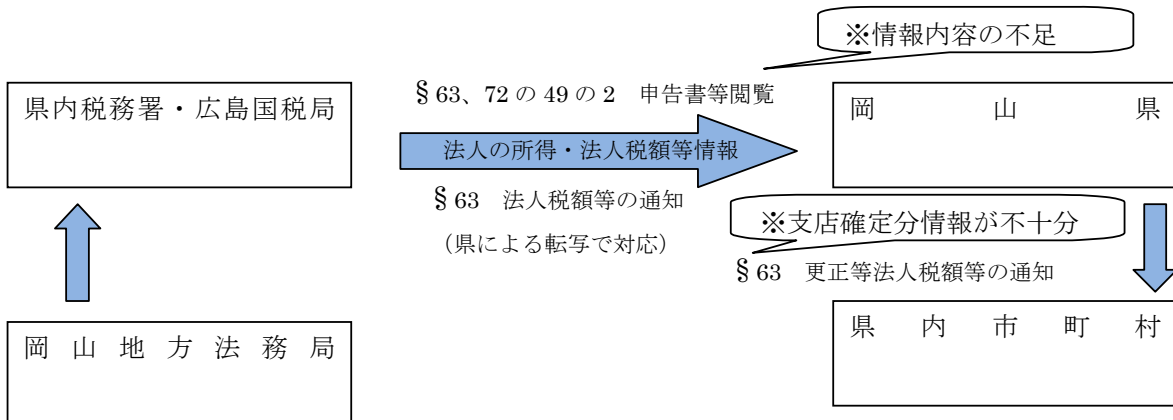


◇法人税関係 (法人市町村民税、法人県民・事業税)

※法人に係る所得・法人税額等は、税務署・国税庁に申告、データ集積。

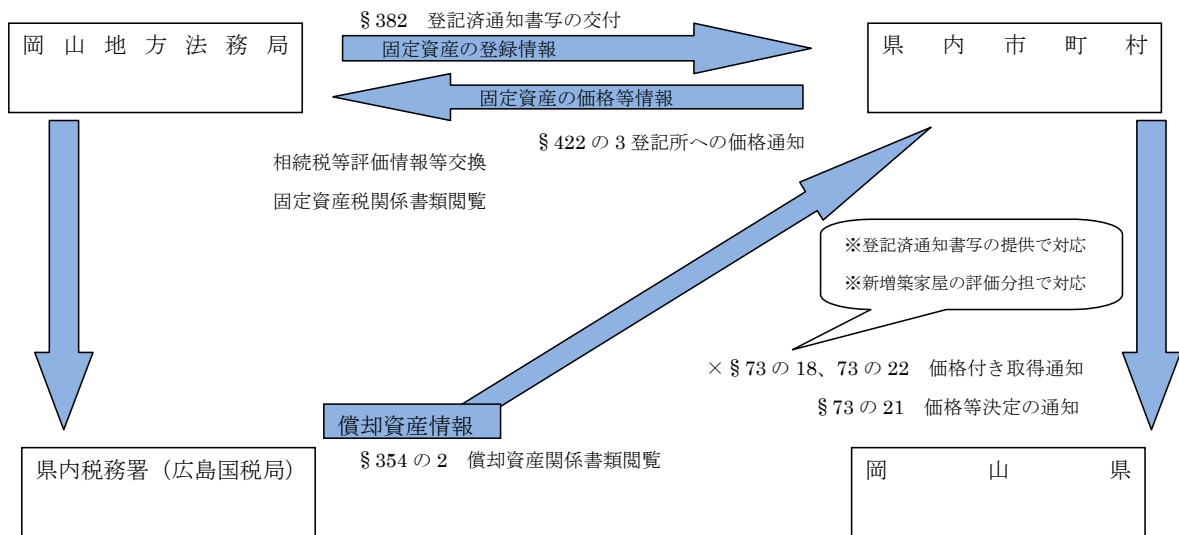
法律で、国から県への通知、県から市町村への通知により情報を共有。

(提供される情報の内容に不足等があるため、調査等補完が必要)



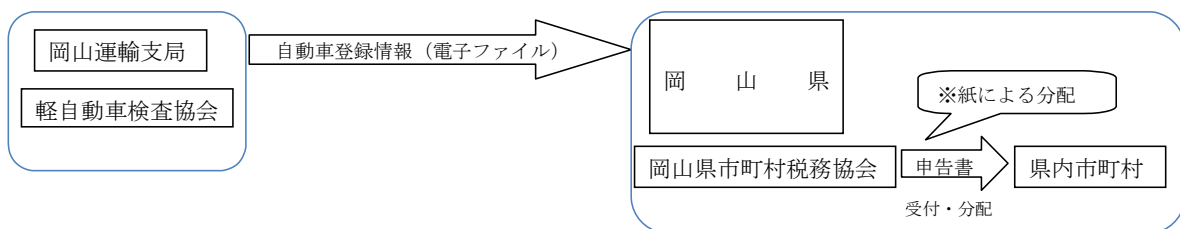
◇固定資産税関係（不動産取得税）

※固定資産の登記情報は国（法務局）が提供、価格等情報は市町村が提供、市町村には登記・価格等情報が集積。市町村と県の間では、法律上の市町村からの価格付き不動産取得通知書の送付に代え、登記済通知書等の提供等による事務配分をするとともに、価格に関して新增築家屋に係る評価を分担。



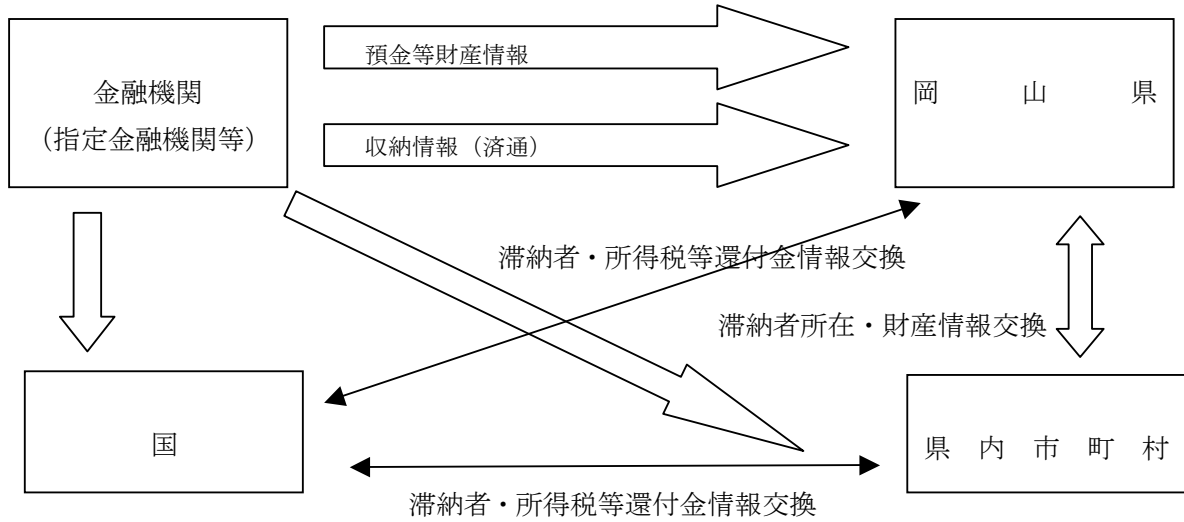
◇軽自動車・自動車税関係

※自動車税の自動車登録情報は岡山運輸支局から電子ファイルで提供。軽自動車税のうち軽自動車に係る申告は岡山県市町村税務協会で一括して受付され、紙ベースで市町村に分配。



◇徴収関係

※国、自治体ごと、滞納者ごとの、個別的・具体的な情報提供・交換。
金融機関が収納、財産調査に果たす役割が大きい。



第4 他都道府県の事務の共同処理の取組

1 滞納整理部門の共同設置

平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲や、厳しい財政状況などを背景に、特に個人住民税について、共同処理により滞納整理部門の徴収体制強化を図っている地方公共団体が増加している。岡山県が県内のすべての市町村と共同設置している岡山県滞納整理推進機構もその一つである。

滞納整理部門については、税務部門の中でも、違法状態の是正業務に特化しており、事務の内容に裁量性がなく定型的事務であること、一定のノウハウが求められることなどから共同処理に適している。また、広域的に実施することで、強制的な措置が取りやすくなるなど効果的な滞納整理が可能になると期待できる。

2 税務部門全体の共同設置

滞納整理部門を越えて、税務部門全体に共同処理を活用する事例もある。京都府と、京都市を除く25市町村は、広域連合「京都地方税機構」を設立し、将来的な課税事務の共同化まで視野に入れて税に関する共同処理を開始した。

一定のルールに基づいて公平で客観的な執行が求められる部門であるという意味で事務の定型性が高いこと、固定資産評価など専門的なものが含まれることから、税務部門全体としても共同処理に適している。

広域連合を設置するということは、一つの「地方公共団体」を立ち上げるということ、構成団体の議会の議決、総務大臣の許可等が要件となっており、県と市町村の意思統一が必要である。

また、電算システムの統合を伴う多大な電算開発費用等が必要となること、税行政に係る各構成団体の責任が不明確になること、各構成団体の議会との関係等の課題についても事前の詳細な検討が求められる。

京都府・市町村税務共同化組織設立！！

(…広域連合「京都地方税機構」がスタートしました…)

京都府と、京都市を除く25市町村は、税業務を共同して行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平公正な税務行政を目指すこととしました。

税業務を共同で行うとは？

- 京都府と、京都市を除く25市町村で、広域連合「京都地方税機構」を設立し、滞納整理や課税に関する事務を共同で行います。
- 府税、市町村税の滞納整理は、従来、府、市町村がそれぞれ個別に行っていましたが、今後は、広域連合「京都地方税機構」が行います。
- 課税に関する事務も順次「京都地方税機構」で行っていく予定です。「京都地方税機構」で、地方税の申告書を一括して受付けることなどを目指します。

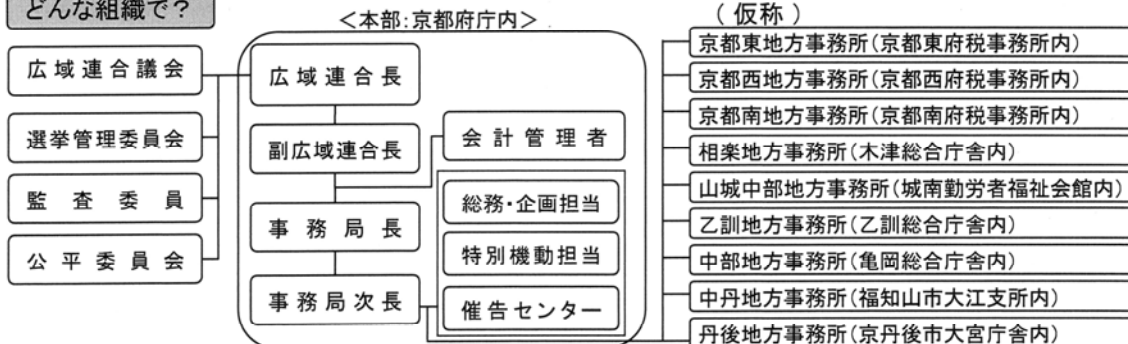
どんな効果が？

- 申告や納税の窓口が一元化されます。
府税、市町村税は、従来、それぞれに対して申告や納税を行う必要がありました。共同化後は、府・市町村税の区別なく「京都地方税機構」で対応します。
- コンビニ納税などの導入で納税しやすくなります。
従来、コンビニ納税は、府と一部の市町村のみで実施されていました。共同化後は、全ての府税、市町村税でコンビニ納税を実施します。
また、クレジット納税やマルチペイメント(電子納税)等、より便利な納税方法も実現していきます。
- 徴収コストの削減と、増収効果が期待できます。
府、市町村がそれぞれ単独で税業務を行う従来のやり方では、コスト削減や増収効果についても一定の限界があります。
府、市町村が、共同して事務を行うことにより、スケールメリットを生かした効果を生み出し、その財源を住民サービスの充実に活用できます。

広域連合ってなに？

- 府県や市町村が、区域をこえて広域的に事務を処理するために設ける団体です。
- 地方自治法で、特別地方公共団体として位置付けられ、議会や各種行政委員会も設置されます。
- 広域的に事務処理を行うとされたものについて総合計画(広域計画)を策定し実施します。

どんな組織で？



地方事務所の所管区域

京都東地方事務所	京都市左京区、中京区、東山区、山科区	乙訓地方事務所	向日市、長岡京市、大山崎町
京都西地方事務所	京都市北区、上京区、右京区、西京区	中部地方事務所	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都南地方事務所	京都市下京区、南区、伏見区	中丹地方事務所	福知山市、舞鶴市、綾部市
相楽地方事務所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	丹後地方事務所	宮津市、京丹后市、伊根町、与謝野町
山城中部地方事務所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町		

滞納整理などの徴収業務は、平成22年1月から、広域連合において行います。
申告書の一括受付などの課税に関する事務は、順次広域連合で行っていきます。

第5 結果及び意見

- 1 収入率向上に向けて、県と市町村が連携して一層効果的な滞納整理を行えるように更なる取組を行うべきである（意見）

主要な税目について、県民局への再編前の平成16年度と21年度について全国平均と岡山県の差を算定すると以下のとおりである。

税目	平成16年度収入率(%)				平成21年度収入率(%)			
	全国平均	岡山県	差	順位	全国平均	岡山県	差	順位
全税目	96.5	96.2	△ 0.3	28	96.1	96.4	0.3	23
個人県民税	90.8	91.2	0.4	24	92.5	93.2	0.7	16
法人県民税	98.6	98.3	△ 0.3	39	98.3	98.7	0.4	30
個人事業税	90.1	78.7	△ 11.4	47	92.9	83.2	△ 9.7	46
法人事業税	98.9	98.3	△ 0.6	42	98.5	99.0	0.5	32
不動産取得税	86.1	84.5	△ 1.6	35	89.4	92.7	3.3	16
自動車税	95.0	93.5	△ 1.5	40	96.3	94.1	△ 2.2	46

岡山県滞納整理推進機構の設置に加え、平成20年度から積極的な滞納整理を行う方針に変更したことにより、収入率は全国平均を上回ったものの、県の厳しい財政状況を鑑みると、更に必要な措置を行うよう改善が求められる。ただし、行き過ぎた滞納整理が実施されないように法令の遵守、適正な事務処理に努めるべきである。

（平成21年度事業所別整理状況）

- 1 平成21年度事務所別整理状況（自動車税、自動車取得税、地方消費税、県たばこ税及び狩猟税を除く。）

(単位：千円)

区分 事務所別	収税職員数 (A)	調定件数 (B)	滞納処分票 受入累計 (C)		(C) (B)	滞納処分票 整理累計 (D)		滞納処分票 未整理 (E)(C)-(D)	(D) の内訳						整理率 (件数) (D) (C)		
			件数	税額		件数	税額		現金納付		委託納付		その他				
					件数			税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額			
備前	29	90,055	10,721	1,179,140	11.9	7,625	967,822	3,096	211,318	4,827	492,222	6	2,155	2,792	473,445	71.1	
備中	31	52,118	6,024	571,212	11.6	4,261	431,171	1,763	140,041	3,052	248,426	1	117	1,208	182,628	70.7	
美作	12	15,981	2,015	248,733	12.6	1,400	192,616	615	56,117	1,075	99,873	2	53	323	92,690	69.5	
計	本年度	72	158,154	18,760	1,999,085	11.9	13,286	1,591,609	5,474	407,476	8,954	840,521	9	2,325	4,323	748,763	70.8
	前年度	(3) 71	174,387	20,072	2,463,758	11.5	13,374	1,807,835	6,698	655,923	9,284	988,786	26	1,950	4,064	817,099	66.6

- (注) 1 収税職員数は、課長を除いた年度末現在の職員数である。
 2 調定件数は、滞納繰越分を含む。
 3 滞納処分票整理累計は、生カード以外の滞納処分票の累計である。
 4 収税職員数(A)欄の()内は、個人住民税徴収対策担当者で別掲。

(年度別整理状況)

(単位：件、千円)

年度	収税職員数 (A) 人	調定件数 (B)	滞納処分票 受入累計		$\frac{(C)}{(B)}$ %	滞納処分票 整理累計 (D)		(D) の内訳						対件数	
			件数 (C)	税額		件数	税額	現金納付		委託納付		その他		1人当たり 受入 $\frac{(D)}{(A)}$	整理率 $\frac{(D)}{(C)}$ %
								件数	税額	件数	税額	件数	税額		
17	72	175,530	23,015	3,614,502	13.1	15,481	2,606,341	10,120	1,080,823	50	99,145	5,311	1,426,373	320	67.3
18	(3) 71	177,860	22,203	3,135,332	12.5	14,726	2,299,866	10,279	1,075,893	26	44,643	4,421	1,179,330	313	66.3
19	(3) 71	175,782	20,848	2,694,061	11.9	14,115	1,939,973	9,839	1,088,708	8	1,728	4,268	849,537	294	67.7
20	(3) 71	174,387	20,072	2,463,758	11.5	13,374	1,807,835	9,284	988,786	26	1,950	4,064	817,099	283	66.6
21	72	158,154	18,760	1,999,085	11.9	13,286	1,591,609	8,954	840,521	9	2,325	4,323	748,763	261	70.8

- (注) 1 収税職員数は、課長を除いた年度末現在の職員数である。
 2 調定件数は、滞納繰越分を含む。
 3 滞納処分票整理累計は、生カード以外の滞納処分票の累計である。
 4 自動車税、自動車取得税、地方消費税、県たばこ税、狩猟税を除く。
 5 収税職員数(A)欄の()内は、個人住民税徴収対策担当者で別掲。

滞納額の縮減を図るには、県税の一部徴収も行う市町村の徴収技術の向上も重要であることから、機構への市町村職員の受け入れを更に積極的に進めるとともに、機構で開拓、蓄積した滞納整理のノウハウを市町村に還元し、県と市町村が連携して一層効果的な滞納整理を行えるように努めることが望まれる。

2 コンピューターシステムと滞納処分票による二重管理から、コンピューターシステムによる一元管理に変更すべきである(意見)

滞納処分と同時に滞納処分票が発行され、これには滞納者の名前、税額、滞納額等が書かれ、滞納処分票の裏には記事欄があり、経過が記録される。何月何日に訪問したときに滞納者が何と言ったとか、取引先の人が滞納者をこう言っていたとか、詳細に経過が記載される。コンピューターシステムと滞納処分票による二重管理であり、また、不適切な管理により滞納処分票を紛失し、滞納者の住所や名前のほか滞納している税の額や納税交渉の経緯などが流出することが考えられるため、コンピューターシステムによる一元管理が望まれる。

滞納処分票（表）

繰越 処理予定年月日

滞納処分票（自動車税）

年度	期別	登録番号	整理番号	現在事務所市町村	徴取猶予	名寄番号	リスト番号
住所 〒							
フリガナ (生年月日) TEL							
氏名							
課税区分 住所・氏名 /							
納期限		指定納期限	督促納期限	法定納期限等	14.0%起算日	納通公示	変更納期限
督促状公示		変更督促納期限					
当初税額	H 交付額収入額		H 収入年月日		H 延滞金収入額		H 収入年月日
更正後の税額	H						
更正年月日							
更正事由	①収入未取		②収入未取		③収入未取		④収入未取
	⑤収入未取						
税額	H						
延滞金額	(法律によって計算した額) H						
滞納処分費	H						
滞納開始期満了日	初度登録		登録番号(B)			変更年月日	前期までの滞納
月	課税時事務所市町村コード	車名	型式	排気量		0cc	
日	老齢・交付要求・参加差押	老齢・交付要求・参加差押	老齢・交付要求・参加解除	老齢・交付要求・参加解除	執行停止	号欠損	嘱託・引継
	号	号	号	号	号	号	号

滞納処分票（裏）

年月日	調査及び処理状況	指導印	認印	年月日	調査及び処理状況	指導印	認印
. .				. .			
. .				. .			
. .				. .			
. .				年月日	財産状況		認印
. .				. .			
. .				. .			
. .				. .			
. .				. .			
. .				自動車の所有関係等調査			認印
. .				自動車の現況等	使用中・使用不能(放置・下取り・解体・所在不明・その他)		
. .				滞納の原因(内容)			
. .				滞納者の所在確認	住民票確認(有・無)・現地確認・行方不明その他		
. .				その他特記事項			

3 岡山県滞納整理推進機構を活用するため、参加市町村に対して積極的な働きかけを行うべきである（意見）

個人県民税の賦課徴収は市町村が個人市町村民税と併せて行うものとされており、岡山県では市町村からの報告によって調定している。県では、市町村が個

人の県民税の賦課徴収に関する事業を行うために要する費用を補償するため、徴収の可否にかかわらず、市町村に対して納税義務者1人当たり3,300円（平成21年度）を個人県民税徴収取扱費として支払っている。岡山県では、個人県民税の専任の担当者がいないので、市町村との共同催告等についてあまり人員を割けない。また、実施に当たっては市町村の要望に合致する必要がある、県の要望どおりの共同催告・共同徴収が必ずできるわけではない。この課題の解決策の一つとして、県と市町村が共同で徴収に当たる岡山県滞納整理推進機構が平成21年4月に設置された。

設置から1年間で市町村から引き継いだ事案は、185件で約6億4269万円、差押え等で確定した滞納税額は約6億2936万円、うち取立、公売、自主納付により9131万円を徴収し、岡山県滞納整理推進機構設置前の総務部総務課滞納（徴収）対策班を大きく上回る実績を残し、評価できる。しかしながら、岡山県滞納整理推進機構に事案を引き継いだのは9市町にとどまっている。岡山県滞納整理推進機構に参画はしているが、引継ぎがない市町村が多数ある。県内の個人県民税、個人市町村民税の滞納総額は100億円を超しているところであり、もっと岡山県滞納整理推進機構を活用するための積極的な働きかけが必要である。

図 岡山県滞納整理推進機構設置前の滞納（徴収）対策班の実績

年度		引 継		差押等滞納処分			取立（公売）による収入			納付額 （円）	未納額 （円）
		滞納者数 （人）	税 額 （円）	件数 （※）	処分に係る 本 税 額 （円）	主 な 内 容	回数	収 入 額 （円）	主 な 内 容		
19	備前県民局	58	28,106,602	8	4,272,058	預金・自動車	4	857,759	預金	3,988,542	23,260,301
	備中県民局	23	9,121,866	3	1,187,372	預金	1	159,347	預金	1,806,900	7,155,619
	美作県民局	0	0	0	0		0	0		0	0
	計	81	37,228,468	11	5,459,430		5	1,017,106		5,795,442	30,415,920
20	備前県民局	28	156,358,218	13	35,765,262	預金・生命保険・敷金	5	14,279,380	預金・生命保険	28,541,610	113,537,228
	備中県民局	3	19,460,105	6	8,706,800	預金・敷金・売掛金	6	7,726,038	預金・売掛金	980,762	10,753,305
	美作県民局	1	30,613,900	8	30,613,900	不動産・動産	7	2,361,961	預金・動産	202,600	28,049,339
	計	32	206,432,223	27	75,085,962		18	24,367,379		29,724,972	152,339,872
合 計		113	243,660,691	38	80,545,392		23	25,384,485		35,520,414	182,755,792

※件数は、差押調書の枚数

4 県民局と市町村の限定的な連携体制を見直し、全県的な新しい組織と税務事務の共同処理の取組を検討すべきである（意見）

現在の岡山県滞納整理推進機構における共同処理については、次のような課題が挙げられる。

- ① 課税部門との連携が取りにくくなる
- ② 滞納情報の二重管理や徴収の移管作業など事務が煩雑になる
- ③ 構成団体（課税部門等）からの依存が強まる恐れがある（困難案件を何らの対応も行うことなく滞納整理推進機構へ移管する等）

また、職員に関して、市町村から税務に通曉した職員を受け入れ、県職員に併任することにより、県と市町村が連携を図りながら滞納整理を進めるということを目指しているが、滞納整理という権力性の強い事務の執行という点を考えると、サービスや事務遂行体制の整備に関しては一定の限界もある。

一方、滞納整理部門を越えて、税務部門全体に共同処理を活用した場合には、税務事務の共同処理に関しては、事務の一部だけでなく、税務部門全体を共同処理の対象とすることで、課税状況全般の把握など課税部門と徴収部門の連携による効果的な徴収が可能になる。また、各団体に共通する事務の効率化も期待できる。

「地方振興局の再編（平成17年1月）」の「序論 3 再編への取組」の中で、次の3つの取組を記載しているが、県税に関する業務は平成17年4月再編時から平成21年再編完了時で重要な変化はない。

- ① 広域化による機能強化
 - ・広域的、専門的な行政課題に対応するため、専門性が必要な部門に行政資源（人員や予算）を集中し、機能の充実・強化を図ります。
 - ・本庁から再編後の地方振興局への権限の委譲を進め、広域化された局で、申請から決定までの一連の手続きが完了するシステムを作ります。
- ② 多様な主体との協働の推進
 - ・NPO、ボランティア等多様な主体との協働を進め、その創造性を県政に反映させます。
 - ・市町村へ権限・事務の移譲を積極的に進め、県民に身近な行政事務は身近な行政主体が担うこととします。

- ・従来の行政の枠を超えた、質の高いサービスの提供を目指します。
- ③ 簡素効率的な組織、執行体制の確立
- ・官・民、県・市町村の役割を見直し、効率的・効果的な組織体制を築きます。

○県税に関する業務

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時				H21再編完了時			
	本庁	県		外部委託	本庁	県		外部委託
		県民局	支局			県民局	地域庁舎	
窓口対応(県税の収納、納税証明の発行)		●	●			◎	◎	
県税の賦課		●				◎		
収納管理・徴収		●				◎		
課税免除								
軽油引取税・免税軽油使用者証の交付		●				◎		
自動車税・身体障害者等課税免除		●				◎		
犯則取締等	●				◎			

「地方振興局の再編（平成17年1月）」の資料「各機関で行う具体的な業務（主なもの）」より

平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲や、厳しい財政状況などを勘案すると、「第4 他都道府県の事務の共同処理の取組」の「2 税務部門全体の共同設置」に記載する課題はあるものの、県民局と市町村の限定的な連携体制を見直し、県・市町村の行政の枠を超えた全県的な新しい組織と税務事務の共同処理の取組を検討する必要がある。

第3款 健康福祉部

第1 健康福祉部再編における経緯

1 健康福祉部における現状と課題及び業務仕分けの方針

平成16年に行われた業務仕分けにおいて、健康福祉部については、以下の現状と課題があるという認識の下、次に記載する業務仕分けの方針が立てられた。

(1) 現状と課題

ア 保健・医療・衛生行政

平成9年に施行された地域保健法により、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスは、基礎的な自治体である市町村が、地域の特性を十分に発揮しつつ、一元的に実施することとされた。他方で、都道府県が設置する保健所においては、精神保健、難病対策、エイズ対策等の専門的かつ技術的な業務について権能を強化するとともに、老人保健、母子保健、障害者福祉、健康づくり、介護保険等の市町村の実施するサービスについて、市町村の求めに応じて専門的な立場から技術的助言等の援助を行うこととなった。

しかしながら、平成17年当時、住民に身近で利用頻度の高い対人業務である保健、福祉サービスの多くを、平成9年の地域保健法の施行にもかかわらず、依然として保健所が行っており、市町村が業務の一部を補完している現状があった。また、対人業務ではない規制行政が主である衛生業務も、その多くを保健所が独占している状態にあった。このため、これら対人業務及び衛生業務について、住民生活に密着し、地域の実情を踏まえた対応が求められた。

他方で、保健所は、大規模食中毒事件や感染症のアウトブレイク^{*1}といった健康危機の発生に備え、地域の保健医療の管理機関として位置づけられており、市町村や医師会といった地元関係団体との連携はもちろん、何よりも重要な健康危機発生時への対応が求められるなど、地域への密着度を増すことが要求された。

*1病気の感染が爆発的に広がること、病気の集団発生

イ 福祉行政

平成15年度から導入された支援費制度^{*2}に見られるように、身体・知的障害者に対する支援の実施主体は都道府県から住民に身近な市町村へシフトしており、今後もその傾向は続いていくものと予想される（児童相談所の相談窓口が市町村に設置されるよう法改正の予定）。また、今後の市町村合併の進展に伴い、市に編入される町村のケースや、新たに市制移行して福祉事務所を設置することになる町村が増加するにつれ、都道府県の設置する福祉事務所の所管対象町村の大多数が新市の設置する福祉事務所へシフトしていくことになると思われる。

こうした変遷により都道府県の福祉行政は、一部町村を除き、サービスの実施者としてではなく、市福祉行政に対するスーパーバイザー^{*3}としての役割を果たすことが求められる。

ウ 健康福祉部全体

保健・医療・福祉の一元的なサービスの拠点であるとの位置づけは今後も変わることはない。複雑化・困難化しながら増加傾向にある児童虐待への対応について考慮する必要がある、地方振興局再編に併せて県立3施設（保健所・福祉事務所・児童相談所）の在り方（統合等）について検討する時期に差し掛かっている。

（2）方針

以上の現状と課題を踏まえて、保健・医療・衛生業務については、本庁又は再編後の局（保健所）で集約する方が効果・効率の高い一部業務（企画調整業務、研修会、対市町村業務（補助事業、ブロック会議・審議会、規制事務、啓発事業等））を除き、出先機関の保健センター（仮称）で管轄を分けて実施する。

福祉業務については、事務事業の大部分が対市町村業務であることを踏まえ

^{*2}支援費制度とは、身体障害者（児）及び知的障害者（児）が、その必要に応じて市町村から各種の情報提供や適切なサービス選択のための相談支援を受け、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度。2003年（平成15年）4月に施行され、2006年（平成18年）4月に障害者自立支援法へ移行した。

^{*3}監督・管理・監修を担当する人物、または監視する主体のこと

ると、再編後の局に集約することが妥当である（対人業務を主に行う福祉事務所は、生活保護業務のみが市へ委託可能であるため、母子・児童を切り離したような組織の細分化を行う（出先機関の設置）よりも、組織を集約しスケールメリットを生かした手法の方がよりよいサービスの提供が可能となる。他方サービスの受け手側の利便性を損なわないよう、市町村窓口の有効活用や出先機関に窓口を設けるなどの手当を行うこととする）。

社会福祉法人等（施設を含む）の指導監査については、再編後の局において行う（本庁との分担ルールは従前どおり）。

その結果、次の表のとおり、業務仕分けが行われた。

○健康福祉部業務

●: H17.4.1再編時の仕分け △: 条件により可能な仕分け ◎: H21.4.1までに目指す仕分け

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時						
	県			市町村	外部委託	廃止	県			市町村	外部委託	廃止	
	本庁	局	支局				本庁	局	地域庁舎				
市町村支援、教育・研修		●						◎					
保健・医療・福祉に関する総合的施策の企画・調整及び連絡調整													
保健所保健福祉サービス調整推進会議、地域保健福祉調整会議		●	●					◎	◎				
地域保健推進特別事業		●						◎					
地域保健福祉に関する情報収集整理活用の推進等		●						◎					
医療安全相談		●	●					◎	◎				
各種協議会の開催等													
保健所運営協議会（審議会）		●	●					◎	◎				
圏域保健医療対策協議会		●	●					◎	◎				
統計調査・各種表彰		●						◎					
保健所長表彰等		●	●					◎	◎				
健康危機管理		●	●					◎	◎				
市町村事業への各種助成事業等		●						◎					
社会福祉施設等の整備		●						◎					
介護保険事業													
市町村支援		●						◎					
介護サービス事業者監査指導 介護支援専門員の養成・研修		●						◎					
社会福祉法人、施設等の指導監査		●						◎					
地域医療体制の整備等													
医療監視、許認可事務		●	●					◎	◎				
医務関係従事者免許交付		●	●					◎	◎	◎			
救急医療体制推進協議会		●	●					◎	◎				
臓器移植等の推進		●	●					◎	◎				
民生委員・児童委員の育成		●						◎					
百歳高齢者訪問		●						◎					△
高齢者虐待		●						◎					
福祉事務所機能		●						◎					
県が実施する福祉事務		●						◎					
福祉のまちづくりの推進													
心・情報・物のバリアフリー 福祉移送特区		●						◎					

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			市	外部	廃止	県			市	外部	廃止
	本庁	局	支局	町村	委託		本庁	局	地域庁舎	町村	委託	
精神保健福祉対策												
在宅支援事業の推進・ケアマネジメント事業の推進		●	●				◎	◎				
県民講座等		●	●				◎	◎				
患者家族会の育成等		●	●				◎	◎				
精神保健相談等		●	●				◎	◎				
引きこもり対策事業等		●	●				◎	◎				
措置入院等（緊急時の対応）		●	●				◎	◎				
感染症対策												
結核・感染症の発生動向調査		●	●				◎	◎				
結核患者登録・訪問指導		●	●				◎	◎				
感染症予防及び発生時対応		●	●				◎	◎				
エイズ相談・抗体検査、啓発		●	●				◎	◎				
母子保健対策												
児童虐待対応・未熟児等の相談・訪問指導等の実施		●	●				◎	◎				
市町村の実施する各種事業への助成		●	●				◎					
難病患者等への各種給付・相談事業												
特定疾患患者への相談事業 原爆被爆者手帳、手当支給、 健康診断実施		●	●				◎	◎				
健康づくりの推進												
栄養指導等の実施		●	●				◎	◎				
集団給食施設の指導 管理者・従事者研修		●	●				◎	◎				
実習指導		●	●				◎	◎				
老人保健事業補助金業務		●					◎					
地域リハビリテーション事業等		●	●				◎	◎				
生活習慣病対策推進事業・データ整理分析		●	●				◎	◎				
指導監視・危機管理対応												
食品関係営業施設監視		●	●				◎	◎				
薬事法関係施設監視指導		●	●				◎	◎				
毒物劇物取扱施設監視指導		●	●				◎	◎				
麻薬取締法関係施設監視指導		●	●				◎	◎				
水道事業監視		●	●				◎	◎				
生活衛生営業施設監視指導		●	●				◎	◎				
その他												
衛生教育、食の安全・食中毒防止キャンペーン		●	●				◎	◎				
薬物乱用防止啓発、献血推進		●	●				◎	◎				
水道事業国庫補助事業、公衆浴場関係補助金、統計調査		●	●				◎	◎				
各種検査業務 (備前県民局、美作県民局のみ)		●					◎					

2 「地方振興局の再編」

上記業務仕分けを受けて、平成17年1月、「地方振興局の再編」という冊子が出された。

その中で、健康福祉部の組織については、総合地域事務所としての数は減少するものの、地方振興局時代と比べて組織形態自体の変更はせず、業務は9地方振興局で行っているものを3県民局で行うこととした。

ただ、出先機関である保健所については、平成17年度末までに岡山県保健医療計画(二次保健医療圏)の見直しを検討することとしていることにリンクさせ、健康危機管理体制の確保の観点及び市町村合併の動向を踏まえ、保健所の設置の在り方について見直しを検討することとされた。

3 保健所の再編

県保健所体制は、平成6年に、保健部門を地域総合行政の一環として位置づけ、保健業務と福祉業務の連携及び一体化を図るため、保健所を地方振興局福祉部に組織統合した。平成9年4月に地域保健法が全面施行されたことを受けて、市町村が住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に実施し、保健所は地域保健に関する広域的専門的技術的拠点と位置づけ、企画調整や市町村への指導支援が主な業務となり、地域総合行政の一翼を担うとして位置づけられた。

さらに、平成17年1月の「地方振興局の再編」計画では、二次保健医療圏の見直し等を踏まえ、保健所設置の在り方について見直しを検討することが示された。まず、二次保健医療圏の見直しがなされ、平成18年4月に岡山県保健医療計画が発表された。この中で、二次保健医療圏について、住民の日常生活行動の状況、交通事情、保健医療関係の既存の地域ブロック、保健医療資源の分布等の要素を勘案し、県内に5圏域を設定してきたところ、これらの圏域の要素に圏域設定の変更を要する大きな変化が見られないことから、従来どおりの5圏域が基本とされた。

そして、それを受けて、保健所について見直しがされた。

その結果、平成20年12月に、「岡山県保健所の再編～『安全・安心の拠点』としての保健所機能の強化～」が発表された。

その中で述べられている要旨は次のとおりである。

(1) 保健所再編の背景

ア 地方分権の進展

平成9年4月の地域保健法の施行後、母子保健、老人保健など住民に身近で頻度の高い保健サービスの提供は市町村の役割とされ、精神保健福祉業務の一部や児童虐待予防対策など地域保健対策についても市町村業務とされた。また、県では分権型社会を展望し、市町村への事務・権限の移譲を進めている。

イ 保健所に求められる新たな専門的ニーズへの対応

新型インフルエンザ対策をはじめ、県保健所に求められるニーズや課題が、複雑化・高度化しており、専門的なニーズ・課題に的確に対応できる組織体制の整備が求められている。

ウ 改訂第3次岡山県行財政改革大綱を踏まえた「柔軟でスリムな組織体制」の整備

岡山県では、地方分権型社会に対応した行政システム、簡素で効率的・効果的な行政システムの構築に取り組んでおり、県保健所においても柔軟でスリムな組織体制の整備が求められている。

エ 県民局への再編や岡山市の政令指定都市移行への対応

平成21年4月に県民局が統合され再編されること、及び岡山市が政令指定都市に移行し精神障害者の入院処置業務等を行うようになることから、保健所は新たな県民局と連携しながら、適切かつ効果的なサービスを提供していく必要がある。

オ その他現行体制での課題・問題点

組織規模や所管規模が小さい保健所が、それぞれ点在する形となっているため、大規模事案、健康危機管理の際における対応の観点からの懸念、保健所間での調整を要するなどの非効率、職員の繁閑調整が行いにくいなどの問題点がある。

(2) 保健所再編の目的

上記背景を踏まえ、以下のような方向で見直しを行うこととなった。

ア 「安全・安心」の拠点としての組織の強化

現在の保健所を集約することにより、規模拡大を図り、広域的に再編することを通じて、保健所が「安全・安心の拠点」としての機能を十分に発揮できる体制を目指す。また、総合出先機関として福祉行政を担っている県民局との連携を図るとともに、住民の利便性や地域の実情等にも配慮した組織を目指した。

イ 保健所機能の重点化・対応力の強化

保健所を巡る様々な環境変化やニーズを踏まえ、次の機能に重点をおき、高めていくことを目指した。

(ア) 健康危機管理への対応機能

新型インフルエンザ等の大規模感染症、食中毒、大規模災害などへの対応（例；訓練等の備えや日常の発生防止対策、発生時の原因究明や拡大防止対策、事後の監視指導など）

(イ) 企画調整・市町村支援機能

- a 地域の関係機関等との連携、県民への情報提供などの企画調整機能
- b 地域の健康課題の診断や評価、助言、人材養成などの市町村を支援する機能

また、県と市町村の役割分担を踏まえながら、県から市町村への権限移譲も含め、より積極的に市町村の能力向上等に取り組んでいく。

(ウ) 専門的・技術的な機能

- a 医療確保や医療連携の推進などの地域における医療提供体制の整備
- b 食中毒対策、食品関係施設の指導監視などの食品安全への対応
- c 生活習慣病、児童虐待、発達障害、心のケアなど新たなニーズ・課題への対応

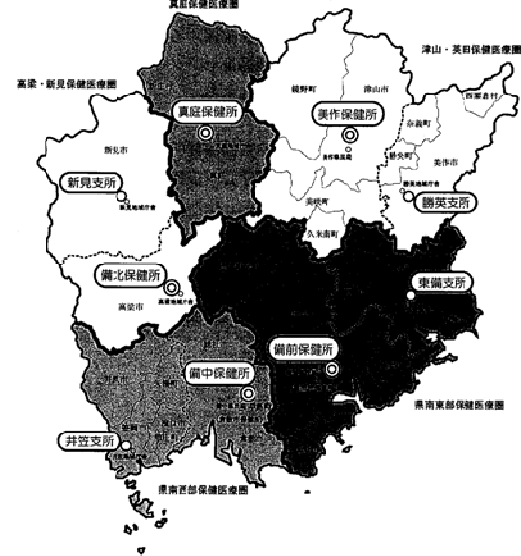
(3) 保健所再編の内容

ア 保健所の体制

二次保健医療圏*4を踏まえ、9あった保健所を5保健所と4支所に再編する。

再編後の体制は、以下のとおりである。

考) 二次保健医療圏と新たな保健所・支所の位置図



二次保健医療圏	現 行	再 編 後
県南東部	岡山保健所 東備保健所	備前保健所 + 東備支所 (岡山市) (和気町)
県南西部	倉敷保健所 井笠保健所	備中保健所 + 井笠支所 (倉敷市) (笠岡市)
高梁・新見	高梁保健所 新見保健所	備北保健所 + 新見支所 (高梁市) (新見市)
真庭	真庭保健所	真庭保健所 (真庭市)
津山・英田	津山保健所 勝英保健所	美作保健所 + 勝英支所 (津山市) (美作市)
5圏域	9保健所	5保健所 + 4支所

※ 県南東部保健医療圏、県南西部保健医療圏には、それぞれ岡山市保健所、倉敷市保健所が設置されています。

備前保健所は備前県民局に、備中保健所は備中県民局に、美作保健所は美

*4医療法第30条の4第2項第10号で規定。特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、「地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（前条に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること」（医療法施行規則第30条の29第1項）と規定されている。複数の市町村を一つの単位として認定される。

一次医療圏；身近な医療を提供する医療圏で、医療法では規定されていないが、保健所（地域保健法第5条の2）や介護保険制度等との兼ね合いから、市町村を単位として設定されている。

三次医療圏；医療法第30条の4第2項第11号で規定。最先端、高度な技術を提供する特殊な医療を行う医療圏で、「都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる」（医療法施行規則第30条の29第2項）と規定されている。原則都道府県を一つの単位として認定される。

作県民局に併設される。

イ 保健所の圏域面積、対象人口及び圏域内市町村

各保健所の圏域面積、対象人口及び圏域内市町村は次のとおりである。

二次保健医療圏	保健所	面積 (km ²)	人口 (人)	圏域内市町村
県南東部	岡山保健所	1,287.80 (497.89)	805,851 (120,287)	岡山市、玉野市、瀬戸内市 吉備中央町
	東備保健所	611.89	101,441	備前市、赤磐市、和気町
県南西部	倉敷保健所	574.32 (219.61)	551,631 (78,961)	倉敷市、総社市、早島町
	井笠保健所	548.70	166,486	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、 矢掛町
高梁・新見	高梁保健所	547.01	35,786	高梁市
	新見保健所	793.27	35,427	新見市
真庭	真庭保健所	895.53	53,356	真庭市、新庄村
津山・英田	津山保健所	1,236.80	146,004	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
	勝英保健所	610.75	52,268	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
5圏域	9保健所			27市町村

1 面積は、国土地理院全国都道府県市区町村別面積調(平成19年10月1日現在)

2 人口は、住民基本台帳調(平成20年3月31日現在)

3 面積、人口の上段は保健所設置市(岡山市、倉敷市)を含み、下段()書きは保健所設置市を除く。

ウ 再編後の保健所(本所)と支所業務の役割

保健所(本所)は、所管区域(二次保健医療圏)内の総合調整や企画調整など、圏域全体の政策・技術拠点としての機能を担う。

支所においては、地域住民により身近な場所で提供する必要性が高い分野の業務である、早期緊急対応を要する業務、相談・申請など住民の利便性の観点から配慮を要する業務、住民への直接訪問・ケア等を要する業務などを

実施する。

さらに、保健所と支所の業務分担をイメージすると、次のとおりとなる。

◎印は、保健所において特に重点化・対応力の強化を行う機能を示す。

県保健所 ～ 広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能 ～	県保健所	
	保健所	支所
○広域的企画調整、技術的支援		
市町村への技術的支援（職員研修、地域診断、スーパーバイズ）	◎	○
地域保健に関する情報収集、調査・研究、総合調整	◎	○
健康危機管理対策	◎	○
○対人保健サービス		
精神保健対策：措置入院、社会復帰支援、自殺・ひきこもり相談など [市町村：一般的相談、訪問指導業務]	○	○
母子保健対策：発達障害、ハイリスク妊産婦相談など [市町村：一般的相談、健診（1歳6か月・3歳）、予防接種]	○	○
児童虐待対策：虐待児童のいる家庭への支援 [市町村：一般的相談、早期発見、通告受理]	○	○
健康増進対策：健康づくり環境整備（禁煙・分煙の推進等） [市町村：健康診査、健康教育・相談]	○	○
感染症対策（結核・エイズ・肝炎等）：採血検査、相談等 [市町村：予防接種、検診]	○	○
難病対策：医療費助成手続、相談等	○	○
医療監視指導	○	
医師確保、医療提供体制の整備	○	
○対物保健サービス（営業等の許認可手続、指導監視等）		
食品衛生対策（飲食店、食品関係施設等）	○	
生活衛生対策（理美容、クリーニング、旅館等）	○	
薬事対策（薬局等）	○	

第2 組織体制

1 組織体制の再編

(1) 現在の組織体制

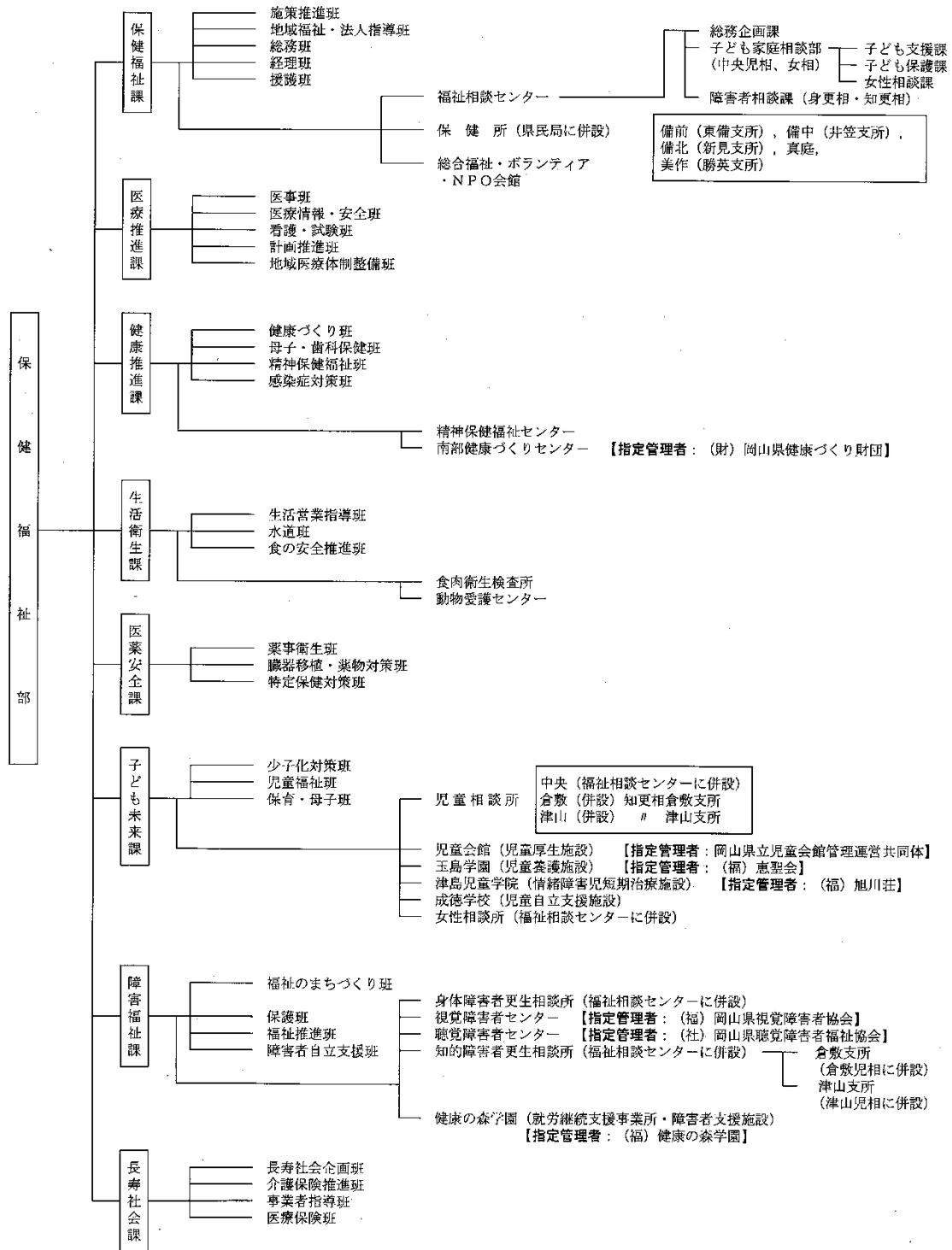
3 県民局及び保健所の組織体制は、「第2章 備前・備中及び美作県民局の概要」で記載したとおりである。なお、次の本庁の保健福祉部の組織図から分かるとおり、児童相談所、動物愛護センター等の出先機関は、すべて本庁が管轄している。

現在本庁が管轄している動物愛護センターを除く出先機関は、地方振興局当時においても、本庁の出先機関であった。

地方振興局時代と比較して異なっている点は、平成17年に動物愛護センターが設立され新たに本庁の出先機関となったこと、県立内尾センターが平成18年3月で廃止されたこと、岡山県立病院が平成19年に地方独立行政法人化し本庁の出先機関ではなくなったこと、公の施設（岡山県立玉島寮、岡山県立おかやま福祉の郷、県立身体障害者授産所、県立知的障害者授産所、吉備の里通勤寮）の譲渡が平成20年度までに行われ本庁の出先機関ではなくなったことである。

1 保健福祉部の行政体制

(1) 保健福祉部行政機構図 (平成22年4月1日現在)



地方振興局当時と同様、各県民局において、健康福祉部と保健所とが混在した状態となっており、二枚看板^{*5}となっている。そのため、保健所長の所管の業務については保健所として、県民局長が所管の業務については県民局の健康福祉部として業務を行うこととなっている。

(2) 再編による変更内容

地方振興局から県民局へ移行した際の変更点としては、支局で健康福祉課及び福祉振興課が無くなったこと、及び保健所再編の時点で衛生課が無くなったことであり、それ以外について特に変更点はない。

なお、再編以前の平成12年に倉敷地方振興局の検査課が無くなっていることから、備中県民局に検査課が整備されなかったことは、再編による変更内容ではない。

2 職員数

平成21年4月1日現在の3県民局及び6地域事務所の健康福祉部における合計職員数は、「第2章 備前・備中及び美作県民局の概要」で示されたとおり378人である。

平成16年度から平成22年度まで職員数は、次の表のように変遷をしている。

*5近年では市町村保健センター、福祉事務所などと統合され「保健福祉事務所」「福祉保健所」「保健福祉センター」「健康福祉センター」といった名称となっているところもあるが、保健所については地域保健法上必置義務があることから、その地方公共団体の組織規定上は〇〇保健所という名称を併せて付けている場合が多い

県民局・地域事務所 職員数(H16~H22)

部署名		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
備前県民局 (岡山地方振興局)	健康福祉部	86	106	110	108	110	115	109
	所長・部長	2	2	2	3	2	2	2
	企画調整情報課(H16~H18班)	2	5	5	5	6	6	6
	健康福祉課	15	36	37	33	36	38	34
	福祉振興課	14	15	17	18	18	18	16
	保健課	20	21	21	20	20	17	18
	衛生課	17	11	11	13	12	17	15
	検査課	16	16	17	16	16	17	18
東備地域事務所(東備 地方振興局・東備支局)	健康福祉部	54	23	23	20	21	15	15
	所長・部長	3	1	1				
	(H16企画調整情報班)	2						
	地域保健課(H16健康福祉課)	11					15	15
	(H16福祉振興課)	14						
	(H16~H20保健課)	17	16	16	14	15		
(H16~H20衛生課)	7	6	6	6	6			
備中県民局 (倉敷地方振興局)	健康福祉部	52	97	97	92	91	98	96
	企画調整情報課(H16~H20班)	2	9	6	5	7	7	9
	健康福祉課	15	40	46	42	40	39	37
	福祉振興課	9	22	20	19	18	21	18
	保健課	17	17	15	16	16	15	16
衛生課	9	9	10	10	10	16	16	
井笠地域事務所(井笠 地方振興局・井笠支局)	健康福祉部	56	25	26	27	28	18	18
	地域保健課(H16健康福祉課)	19					18	18
	(H16福祉振興課)	11						
	(H16~H20保健課)	14	18	19	20	21		
(H16~H20衛生課)	12	7	7	7	7			
高梁地域事務所 (高梁地方振興局・高梁 支局)	健康福祉部	42	20	18	19	19	19	19
	(H16健康福祉課)	13						
	(H16福祉振興課)	8						
	保健課	14	16	14	15	15	12	12
衛生課	7	4	4	4	4	7	7	
新見地域事務所 (阿新地方振興局・新見 支局)	健康福祉部	30	15	15	14	14	9	10
	地域保健課(H16健康福祉課)	13					9	10
	(H16福祉振興課)	5						
	(H16~H20保健課)	8	11	11	10	10		
(H16~H20衛生課)	4	4	4	4	4			
美作県民局 (津山地方振興局)	健康福祉部	76	86	89	88	86	92	87
	企画調整情報課(H16~H20班)	2	6	6	6	6	6	6
	健康福祉課	16	23	24	23	23	23	22
	福祉振興課	12	16	17	17	16	17	14
	保健課	18	20	20	19	20	20	20
	衛生課	17	10	11	12	12	15	15
検査課	11	11	11	11	9	11	10	
真庭地域事務所 (真庭地方振興局・真庭 支局)	健康福祉部	35	16	16	15	17	17	18
	(H16企画調整情報班)	2						
	(H16健康福祉課)	10						
	(H16福祉振興課)	8						
	保健課	10	12	12	11	13	12	13
衛生課	5	4	4	4	4	5	5	
勝英地域事務所 (勝英地方振興局・勝英 支局)	健康福祉部	39	17	17	17	19	12	12
	(H16企画調整情報班)	2						
	地域保健課(H16健康福祉課)	9						
	(H16福祉振興課)	11						
	(H16~H20保健課)	12	13	13	13	15	12	12
(H16~H20衛生課)	5	4	4	4	4			
合計		470	405	411	400	405	395	384

上記表によると、平成16年度の職員の総数が470人であったものが、平成17年度の職員数の総数が411人と59人減少しているが、これは単に地方振興局から県民局になったことだけが影響しているわけではない。本庁の出先機関として動物愛護センターが設立され、保健所の衛生課の職員が動物愛護センターへ19人移動になったことも一因となっている。

なお、平成21年度の備前県民局において、5人職員が増えているが、平成21年4月に岡山市が政令指定都市となり備前県民局の職員が3人削減されたことを照らし合わせると8人の職員が増えた計算となる。

第3 各県民局の健康福祉部における予算の概要

平成21年度の予算執行状況は次のとおりであり、補助金及び負担金が予算の大部分を占めている。

	備前県民局	備中県民局	美作県民局
(一般会計)			
総務管理費			
人事管理費(共済費・賃金)	2,688,585	2,469,025	1,830,132
労政費			
緊急雇用対策事業費	3,424,271	2,563,454	2,092,302
民生費	615,214,724	646,190,988	568,233,784
社会福祉費	382,016,624	425,886,109	288,731,472
社会福祉総務費	76,489,340	86,737,111	64,014,275
負担金, 補助金及び交付金	73,932,000	82,138,000	58,121,000
上記以外	2,557,340	4,599,111	5,893,275
障害福祉費	262,721,455	290,544,048	177,044,174
負担金, 補助金及び交付金	250,494,112	277,830,622	162,520,221
上記以外	12,227,343	12,713,426	14,523,953
老人福祉費	40,531,592	48,019,946	43,926,623
負担金, 補助金及び交付金	37,281,518	46,050,118	42,824,813
上記以外	3,250,074	1,969,828	1,101,810
国民健康保険指導費	575,988	561,664	
女性福祉費		23,340	
保健福祉関係, 地域活性化・経済危機対策事業費	1,698,249		3,746,400
児童福祉費	102,168,483	93,865,736	107,512,631
児童福祉総務費	37,182,216	31,968,648	58,128,858
負担金, 補助金及び交付金	36,341,000	31,811,000	56,132,000
上記以外	841,216	157,648	1,996,858
児童措置費	13,440	2,659,392	3,585,818
負担金, 補助金及び交付金		2,658,032	3,585,818
上記以外	13,440	1,360	0
母子福祉費	64,972,827	59,237,696	45,797,955
負担金, 補助金及び交付金	62,956,000	57,187,000	43,837,000
上記以外	2,016,827	2,050,696	1,960,955
生活保護費	131,029,617	126,439,143	171,239,681
生活保護総務費	2,609,054	3,656,879	2,253,891
扶助費	128,420,563	122,782,264	168,985,790
負担金, 補助金及び交付金	11,238,581	27,545,403	51,907,400
上記以外	117,181,982	95,236,861	117,078,390
災害救助費			750,000
衛生費	674,469,846	550,042,539	252,375,287
公衆衛生費	649,028,324	535,107,662	225,800,194
公衆衛生総務費	643,126,247	525,088,615	215,500,646
負担金, 補助金及び交付金	253,523,000	301,469,000	160,223,000
上記以外	389,603,247	223,619,615	55,277,646
結核対策費	160,695	102,713	428,741
負担金, 補助金及び交付金	160,695	102,713	428,741
予防費	4,752,036	7,543,584	8,085,898
負担金, 補助金及び交付金	106,000	5,386,247	3,490,615
上記以外	4,646,036	2,157,337	4,595,283
精神衛生費	989,346	2,372,750	1,784,909
負担金, 補助金及び交付金	84,000	100,000	
上記以外	905,346	2,272,750	
環境衛生費	9,612,084	1,152,985	4,662,545
食品衛生指導費	9,376,982	1,071,407	4,313,341
環境衛生指導費	235,102	81,578	349,204
負担金, 補助金及び交付金			15,000
上記以外			334,204
保健所費	14,271,241	11,041,574	19,352,213
保健所費	14,271,241	11,041,574	19,352,213
負担金, 補助金及び交付金	110,000	3,000	52,000
上記以外	14,161,241	11,038,574	19,300,213
医薬費	1,558,197	2,740,318	2,560,335
医薬総務費	1,084,447	1,293,756	1,306,307
医務費	373,400	1,318,120	1,134,501
薬務費	100,350	128,442	119,527
事業調整費	2,905,000	2,843,349	3,001,996
(特別会計)			
母子寡婦福祉資金貸付金特別会計	23,311,324	29,173,700	12,929,437

補助金の交付手続は、まず交付要綱に従い、市町村及び各団体に周知をする。そして、申請期間内に、市町村あるいは団体から交付申請が提出される。県民局は、その申請書の趣旨、金額、条件等を確認し、判断基準に従って判断をし、予算内で交付決定を行う。この決定については、第三者を入れて判断されることはなく、行政内部で原則決められている。その後、条件に沿って3月まで事業が行われ、途中変更があれば、変更申請、変更交付決定がなされる。そして、3月末までの補助金の実績報告がなされ、それを受けて、県民局において審査をし、補助金額確認の通知を出すことになる。補助金交付対象者は、市町村がほとんどである。

補助金の交付手続自体に特に問題となる点は見られなかった。

ただし、補助金交付について、事後的な評価は行われていない。

第 4 業務の概要

1 3 県民局における健康福祉部の所管事務の内容

「第 2 章 備前・備中及び美作県民局の概要」記載の組織図のとおりである。

2 3 県民局の業務内容

3 県民局間において、業務内容に特に差異は見られなかった。

業務内容及び対象者を課ごとに整理すると、次のとおりとなる。

担当課	事業	対象者
企画調整情報課	市町村支援, 教育, 研修	市町村・団体
	保健・医療・福祉に関する総合的施策の企画・調整及び連絡調整	
	保健所保健福祉サービス調整推進会議, 地域保健福祉調整会議	内部・市町村
	地域保健推進特別事業	内部・市町村
	各種協議会の開催等	
	保健所運営協議会(審議会)	市町村・関係団体
	圏域保健医療対策協議会	市町村・関係団体
	統計調査・各種表彰	
	保健所長表彰等	
	健康危機管理	市町村・一般・業者・関係団体等
健康福祉課	市町村事業への各種助成事業	
	社会福祉施設等の整備	市町村・業者
	介護保険事業	
	市町村支援	市町村
	介護サービス事業者監査指導, 介護支援専門員の養成・研修	業者
	社会福祉法人・施設等の指導監査	業者・公立施設
	民生委員・児童委員の育成	関係団体
	百歳高齢者訪問	一般
福祉振興課	福祉事務所機能	市町村・一般
	県が実施する福祉事務	一般・市町村
	福祉のまちづくりの推進	
	心・情報・物のバリアフリー, 有償運送	関係団体・一般
保健課	精神保健福祉対策	
	精神保健相談等	一般
	措置入院等(緊急時の対応)	一般
	感染症対策	
	結核・感染症の発生動向調査	医療機関
	感染症予防及び発生時対応	一般
	エイズ相談・抗体検査, 啓発	一般
	母子保健対策	
	児童虐待対応, 未熟児等の相談, 訪問指導等の実施	一般・関係団体
	市町村の実施する各種事業への支援	市町村
	難病患者等への各種給付・相談事業	
	特定疾患患者への相談事業, 原爆被爆者手帳, 手当支給, 健康診断実施	一般
	健康づくりの推進	
	健康づくり環境整備	一般・業者
	栄養指導等の実施	一般
	集団給食施設の指導 管理者・従事者研修	施設
	地域医療体制の整備等	
医療監視, 許認可事務, 医務関係従事者免許交付	業者	
救急医療体制推進協議会	市町村・関係団体	
臓器移植等の推進	一般	
衛生課	指導監視・危機管理対応	
	食品関係営業施設監視, 指導	業者
	薬事法関係施設監視指導	業者
	毒物劇物取扱施設監視指導	業者
	麻薬取締法関係施設監視指導	業者
	水道事業監視, 指導	市町村・関係団体
	生活衛生営業施設監視指導	業者
	その他	
	衛生教育, 食の安全・食中毒防止キャンペーン	一般・業者・関係団体
	薬物乱用防止啓発, 献血推進啓発	一般・市町村・関係団体
公衆浴場関係補助金, 統計調査	市町村・関係団体等	
検査課	各種検査業務	内部

3 各課の主な業務内容

(1) 企画調整情報課

この課においては、地方振興事業調整費の調整、重点事項の企画立案、地域課題に関する調査研究、保健医療福祉に関する総合的施策の企画及び連絡調整、表彰、冊子その他各課の調整並びに総務的なこと（庶務、福利厚生等）を行っている。

(2) 健康福祉課

健康福祉課においては、主に介護保険事業所（者）、社会福祉施設の指導監査を行っている。そのほかには、民生委員・児童委員の育成（美作県民局では福祉振興課が行っている）、高齢者福祉等を行っている。

ア 介護保険事業

県民局が行うのは、あくまで被保険者の資格管理や保険料の徴収、要介護認定、保険給付などの事務を行う保険者としての市町村の支援である。したがって、審査請求の受理は行うが、県民局自身が一般の被保険者から保険の申請を受け、認定及び判断をすることはない。

また、介護保険事業所を指定するとともに、厚生労働省令に定める基準の遵守状況を確認するため、介護保険事業所に対して、実地指導、監査を行っている。

その他、介護に携わる職員の処遇を改善するための交付金の申請受付、介護支援専門員実務研修、受講試験の受験申込の受付等を行っている。

イ 社会福祉施設等の指導監査

各県民局は、社会福祉法に基づき社会福祉法人を、社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、障害者自立支援法、旧身体障害者福祉法、旧知的障害者福祉法及び老人福祉法に基づき、社会福祉施設の指導監査を行っている。

(ア) 指導監査の主体

各県民局が指導監査を行っているのは、各県民局内のみで行っている社会福祉法人及びその法人が運営する社会福祉施設等（精神障害関係の社会福祉施設等を除く）である。

本庁が指導監査を行っているのは、複数の県民局にまたがっている社会福祉施設及び精神障害関係の社会福祉施設等である。なお、岡山市内のみ

に所在する社会福祉施設等は政令指定都市である岡山市が、倉敷市内のみに所在する社会福祉施設（保育所以外の児童福祉施設を除く）等については中核市である倉敷市が、指導監査を行っている。

各県民局及び本庁が指導監査している社会福祉施設等の数は以下のとおりである。

備前県民局 1 4 4 施設等、備中県民局 1 8 8 施設等、美作県民局 1 7 3 施設等、本庁 5 4 施設等

(イ) 指導監査の方法

社会福祉施設等の監査の方法については、本庁が社会福祉法人等指導監査実施要綱を作成しており、共通した指導監査の方法をとっている。

その社会福祉法人等指導監査実施要綱は次のとおり指導監査の方法を定めている。

監査の実施は、社会福祉関係法令の施行事務について十分な知識を有する2名以上でもって編成する班で行う。特に問題があると認められる場合には、本庁に協力を求めることができる。

県民局長は、原則として、定例監査の実施の1週間前までに社会福祉施設等指導監査通知書により、法人等の代表者に対して通知する。ただし、事前に通知することにより監査の成果が得られないと見込まれる場合等には、監査当日に通知書を交付することにより実施することができる。

県民局長は、定例監査の実施に当たって、あらかじめ施設の経営者である法人等の代表者から、監査資料を提出させる。

定例監査は、原則として、1日間の検査で実施するものとするが、必要と認められる場合には2日間の検査で行うことができる。

監査担当職員は、監査当日には、原則として、法人等の代表者及びその法人の監査の権限を有する監事を立ち合わせるとともに、それらの者から事情を聴取し、法人・施設の実態の把握を行う。

監査担当職員は、監査の終了後、監査の結果について講評を行い、後日に文書指摘を行う事項を含め、口頭により講評あるいは指導を行う。

監査担当職員は監査後速やかに復命書*6により県民局長に復命を行う。

定例監査の結果、文書により改善を指導する必要があるものについては、監査後60日以内に、改善を要する内容を示した監査結果通知を法人等の代表者に対して発し、期限を付して改善状況の報告を求める。

県民局長は、定例監査の結果、運営等に重大な問題を有するものと認められた場合には、特別監査の実施を知事と協議するものとする。知事は、原則として、協議から30日以内に特別監査実施の要否を決定する。

県民局長は、定例監査について、監査を行った年度の翌年度の4月末までに知事に報告をする。

(ウ) 指導監査の頻度

指導監査実施要綱によると、児童福祉施設は毎年指導監査するが、それ以外の社会福祉施設等は原則2年に1度の指導監査となる。また、一定の要件を満たす優良な社会福祉施設等は4年に1度とすることができる（ただし、岡山県では取扱がない）。他方、問題がある施設については、毎年指導監査をすることになる。

(エ) 指導監査の基準

指導監査の項目は、指導監査実施要綱に定められている項目について監査するものとし、基準は、法令遵守の状況及び法人の積極的な取組について評価することとなっている。そのため、指導監査基準は、本庁及び各県民局において差異が生じないはずである。

ただ、監査される社会福祉施設等の側から、差異が生じているのではないかとの疑問が生じているようである。

ウ 高齢者福祉

高齢者福祉に関する事務については、都道府県福祉事務所の所管ではないため、福祉事務所機能を行う福祉振興課ではなく、健康福祉課で行っている。

*6職員が上司から会議への出席、調査など特定の事項を命ぜられて出張した場合に、その経過、内容及び結果について上司に報告するために作成する文書をいう。

(ア) 岡山県における高齢者数及び高齢化率

岡山県における高齢者数及び高齢化率は以下の表のとおりである。

県下の人口推移 (各年10月1日現在、単位：人)

年次	県人口	年 齢 別 内 訳		
		0～14歳	15～64歳	65歳以上
7	1,950,750	315,902	1,294,239	339,313
12	1,950,828	291,346	1,265,122	393,658
17	1,957,264 (100%)	275,743 (14.1%)	1,236,318 (63.2%)	438,054 (22.4%)

※国勢調査による。
※人口総数には、外国人及び年齢区分不詳を含む。

高齢化率の推移 (%)

年次	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
岡山県	20.7	21.3	21.7	22.0	22.3	23.0	23.6	24.2	24.8
全国	18.0	18.5	19.0	19.5	20.0	20.8	21.5	22.1	22.7

岡山県の高齢化率は全国平均よりもやや高い水準にある。上記表にはないが、「岡山県備前県民局の概要」、「岡山県備中県民局の概要」及び「岡山県美作県民局の概要」によると、平成22年3月時の備前県民局内の高齢化率は23.2%、備中県局内の高齢化率は25%、平成21年10月1日時点の美作県民局内の高齢化率は30.1%である。

ここで注目すべきは備中県民局である。同県民局の高齢化率は、岡山県の平均と同様であるが、同県民局の県北部の高齢化率は30%を超えており、岡山県平均を大きく上回っている。すなわち、県民局単位で差があるというのではなく、県南と県北によって高齢化率が大きく変わっているのである。

(イ) 高齢者福祉業務

高齢者に対する福祉としては、介護保険対策があるが、そのほかに在宅サービスを推進するための市町村の補助、認知症高齢者への対策等を行っている。

具体的には、介護支援専門員の研修、地域包括支援センターへの支援、認知症高齢者の家族支援・啓発を行っている。

(3) 福祉振興課

福祉振興課においては、福祉事務所としての機能及び福祉のまちづくりの推進を行っている。

ア 福祉事務所機能

福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法並びに知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどるところとされており（社会福祉法第14条第5項、同第6項）、その具体的な内容については、各法に詳細に定められている。各県民局は、福祉事務所が設置されていない町村に対しては、福祉事務所としての機能も有している。

なお、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に関する事務は、市町村の所管となっているため、都道府県福祉事務所においては、福祉三法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法）を所管している。

(ア) 岡山県下の福祉事務所設置状況

岡山県下の福祉事務所		
岡山市	岡山市北区中央福祉事務所	岡山中央、清輝、岡南、鹿田、大元、御野、牧石、石井、三門、大野、西、御南、陵南、吉備(小学校区)
	岡山市北区北福祉事務所	伊島、津島、野谷、横井、庄内、加茂、鯉山、足守、大井、高田、福谷、中山、桃丘、平津、馬屋上、馬屋下、御津、御津南、五城、建部、福渡、竹枝(小学校区)
	岡山市中区福祉事務所	旭東、平井、三勲、宇野、操南、操明、旭操、富山、財田、幡多、旭竜、高島、竜之口(小学校区)
	岡山市東区福祉事務所	古都、可知、政田、開成、雄神、太伯、幸島、朝日、大宮、浮田、平島、御休、角山、豊、西大寺、西大寺南、芥子山、城東台、江西、千種(小学校区)
	岡山市南区西福祉事務所	妹尾、箕島、福田、興除、曾根、東畦、第一藤田、第二藤田、第三藤田、灘崎、七区、彦崎(小学校区)
	岡山市南区南福祉事務所	福浜、平福、芳泉、甲浦、小串、浦安、福島、南輝、芳田、芳明(小学校区)
倉敷市	倉敷市倉敷社会福祉事務所	倉敷市(水島、児島、玉島支所管内を除く)
	倉敷市水島社会福祉事務所	倉敷市(水島支所管内)
	倉敷市児島社会福祉事務所	倉敷市(児島支所管内)
	倉敷市玉島社会福祉事務所	倉敷市(玉島支所管内)
備前県民局管内	玉野市社会福祉事務所	玉野市
	瀬戸内市福祉事務所	瀬戸内市
	備前市福祉事務所	備前市
	赤磐市社会福祉事務所	赤磐市
備中県民局管内	総社市社会福祉事務所	総社市
	笠岡市社会福祉事務所	笠岡市
	井原市社会福祉事務所	井原市
	浅口市福祉事務所	浅口市
	高梁市社会福祉事務所	高梁市
	新見市社会福祉事務所	新見市
美作県民局管内	真庭市福祉事務所	真庭市
	新庄村住民福祉課	新庄村
	津山市社会福祉事務所	津山市
	美咲町保健福祉課	美咲町
	美作市福祉事務所	美作市
	西粟倉村保健福祉課	西粟倉村

福祉事務所が設置されていない市町	
備前県民局管内	吉備中央町
	和気町
備中県民局管内	早島町
	里庄町
	矢掛町
美作県民局管内	鏡野町
	久米南町
	勝央町
	奈義町

(イ) 生活保護

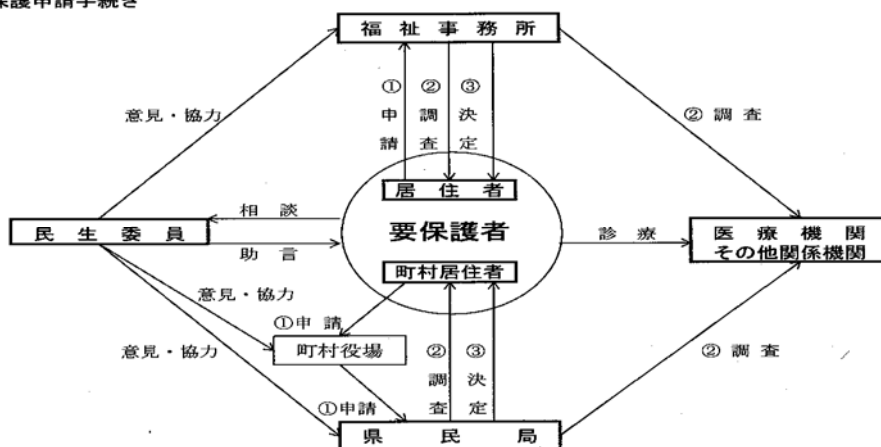
生活保護法第19条第1項によると、生活保護の実施主体は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を任意で設置する町村長である。福祉事務所は

後述するように町村でも設置でき、県下で福祉事務所を設置している町村は12町村中3町村である。したがって、県民局が対応する生活保護は、福祉事務所が設置されていない町に関するものに限られてくる。ただ、岡山県には、福祉事務所を設置していない町村が9あるので、これらの町では各県民局が実施主体となっている。各県民局が対象としている生活保護対象者数は以下のとおりである。

平成21年度において備前県民局で169世帯244人、備中県民局で123世帯180人、美作県民局で177世帯222人である。

各県民局が実施主体となる、生活保護申請手続は、次の図のとおりである。

○ 生活保護申請手続き



まず、生活困窮者は、自宅又は病院、町村役場あるいは県民局において、民生委員や病院ケースワーカー、町及び県民局の担当職員等に対して、事前の相談を行う。その上で、受給を希望する者は、原則として町を経由して、県民局に対し、生活保護の申請を行う。

その後、県民局の担当者が対象者を訪問し実情調査を行っている。

そして、実際に生活保護を実施するか、却下するかどうかの決定を、県民局が行うことになる。

(ウ) 児童福祉

児童福祉においては、少子化対策、次世代育成支援として「岡山いきいき子どもプラン2010」の推進、子育て夢づくり応援キャンペーンの事業の実施、子どもがいきいき環境づくり事業が、児童健全育成施策の推進として地域組織活動（母親クラブ）の推進、放課後児童クラブ等が、保育所機能の充実として休日保育、病児病後児保育、延長保育事業等、マイ保

育園サポート事業、子育て大学・地域タイアップ事業等が、児童虐待防止対策として、児童虐待防止等ネットワーク事業等が行われている。

そのために、関係機関・地域との連携の強化、研修会等が行われている。

(エ) 母子寡婦福祉

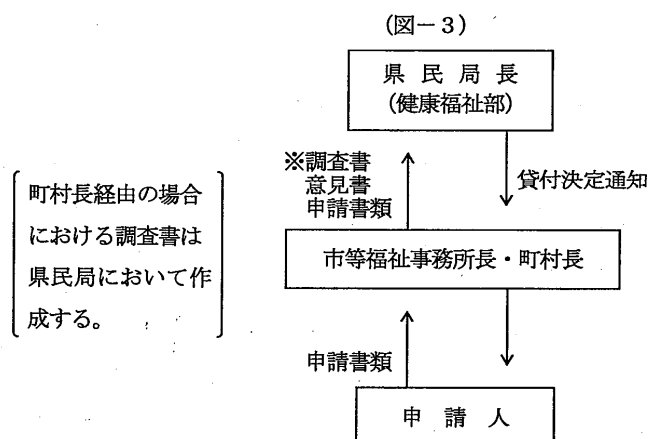
母子寡婦福祉においては、ひとり親家庭の自立の促進として母子寡婦福祉資金貸付けが行われている。

県民局健康福祉部関係で行っている貸付金は、母子寡婦福祉資金貸付けのみである。

a 母子寡婦福祉資金貸付手続の流れ

手続の流れは、次のとおりである。

県民局長に提出する申請書類は、すべて市等福祉事務所長又は町村長を経由する。



まず、貸付希望者は、市町村へ事前に相談に行く。その際、市町村の相談員のみならず、県民局からも、担当者が各市町村へ出向いて対応をする。その後、貸付希望者は、市の福祉事務所又は町村役場に対して、申請書を提出する。その申請書は、市町村において民生委員の意見書及び市の場合は調査書等を添付の上、市町村から県民局へ送付される。申請書が送付されてくると、各県民局において、審査が行われる。貸付けが決定されると、各県民局は、市町村を経由して、貸付希望者に対して、決定通知書を送付する。その後、貸付希望者は、借用書を市町村を経由して各県民局に提出する。そして、貸付希望者の指定口座に送金をして貸付けが執行される。修学資金等の場合は、母親が主債務者、子どもは連帯債務者として貸し付ける。

b 償還の手続

各県民局は、貸付金を返済しなければならない義務者に対して、償還のお知らせ及び納入通知書を送付する。

支払期限までに返済がなされなかった場合、各県民局は、文書、電話、訪問等により早期納入を督促する。

なお、債権回収における管理は、各県民局が電子データによる管理と並行してペーパーベースの滞納者整理票による管理もしている。

各県民局の平成21年度の滞納額及び償還額は次のとおりである。

			備前		備中		美作	
			母子福祉資金貸付	寡婦福祉資金貸付	母子福祉資金貸付	寡婦福祉資金貸付	母子福祉資金貸付	寡婦福祉資金貸付
償還所要額	滞納繰り越し分	件数	1,626	290	2,558	15	1,190	132
		金額	24,462,445	4,972,261	20,222,665	238,998	20,836,730	2,155,039
	当該年度	件数	1,885	44	3,104	51	1,200	0
		金額	19,546,040	781,736	2,598,335	639,191	12,815,201	0
	計	件数	3,481	334	5,662	66	2,390	132
金額	44,008,485	5,753,997	22,821,000	878,189	33,651,931	2,155,039		
償還本年度	滞納繰り越し分	件数	77	7	407	2	125	1
		金額	534,661	100,000	3,443,576	31,250	2,423,113	67,000
	当該年度	件数	1,644	32	2,399	41	1,097	0
		金額	17,930,301	569,336	21,707,368	502,941	11,695,065	0
	計	件数	1,721	39	2,806	43	1,222	1
金額	18,464,962	669,336	25,150,944	534,191	14,118,178	67,000		
滞納額	滞納繰り越し分	件数	1,549	261	2,151	13	1,065	131
		金額	23,927,784	4,607,557	16,779,089	207,748	18,413,617	2,088,170
	当該年度	件数	211	12	705	10	103	0
		金額	1,615,739	212,400	4,275,989	136,250	1,120,136	0
	計	件数	1,760	273	2,856	23	1,168	131
金額	25,543,523	4,819,957	21,055,078	343,998	19,533,753	2,088,170		

イ 障害者福祉

(ア) 事業内容

岡山県では、障害者長期計画の推進、障害者福祉計画の推進、障害者スポーツの推進、また、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されたことに基づき、障害者自立支援法の着実な運営のための市町村への支援等、障害福祉サービスの推進、地域生活支援事業、発達障害のある人の支援体制の整備推進等が行われている。

(イ) 手帳の交付について

障害者福祉の対象である身体障害者手帳及び療育手帳の交付は次のとおりである。

a 身体障害者手帳

身体障害者手帳の交付状況は次のとおりである。

◎身体障害者手帳の交付状況

障害区分別の推移 (各年度3月31日現在)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
視 覚 障 害	6,567人	6,472人	6,452人	6,279人
聴 覚 障 害	7,055	7,025	7,075	6,881
音声・言語	903	918	914	909
肢体不自由	48,085	48,396	48,826	48,381
内 部 障 害	20,072	20,719	21,311	21,564
計	82,682	83,530	84,578	84,014

障害等級別の推移 (各年度3月31日現在)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 級	25,385人	25,675人	26,071人	25,724人
2 級	14,613	14,495	14,405	14,113
3 級	10,829	11,022	11,136	11,199
4 級	18,840	19,472	20,157	20,552
5 級	6,459	6,416	6,400	6,245
6 級	6,556	6,450	6,409	6,181
計	82,682	83,530	84,578	84,014

年齢別の推移 (各年度3月31日現在)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
0～17	1,427人	1,434人	1,468人	1,461人
18～	81,255	82,096	83,110	82,553
計	82,682	83,530	84,578	84,014

申請者は、指定都市、中核市を除く市町村の窓口で身体障害者診断書・意見書の用紙を受け取り、障害者判定の資格をもつ医師（身体障害者福祉法第15条指定医）に受診し、当該診断書を作成してもらい、申請書を作成の上市町村へ提出する。

市町村は、受け取った書類を身体障害者更生相談所へ転送する。その上で、身体障害者更生相談所が、書類内容を審査し、等級判定の上、判定結果に基づき身体障害者手帳を交付する。

平成22年3月までは、所管が各県民局であったが、平成22年4月から本庁の出先機関である岡山県身体障害者更生相談所が所管することとなった。

b 療育手帳

療育手帳の交付状況は次のとおりである。

◎療育手帳の交付状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計
18歳未満	1,107	1,681	2,788	1,118	1,818	2,936	1,092	1,976	3,068
18歳以上	3,721	5,686	9,407	3,827	5,879	9,706	3,909	6,193	10,102
計	4,828	7,367	12,195	4,945	7,697	12,642	5,001	8,169	13,170

療育手帳は、概ね18歳までに知的機能の障害が現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある人に対して交付される。

申請者は、申請書を作成の上指定都市を除く市町村の窓口へ提出する。

市町村は、受け取った書類を18才未満であれば児童相談所へ、18才以上であれば知的障害者更生相談所へ転送する。その上で、児童相談所又は知的障害者更生相談所が書類内容を審査し判定結果に基づき療育手帳を交付する。

平成22年3月までは、所管が各県民局であったが、平成22年4月から本庁の出先機関である岡山県知的障害者更生相談所が所管することとなった。

ウ 福祉のまちづくりの推進

障害者福祉事業において福祉のまちづくりとして心・情報・物のバリアフリーの推進が行われている。

(4) 保健課

ア 精神保健福祉

精神保健福祉施策は、地域精神保健福祉施策として普及啓発事業、訪問相談、高次脳機能障害支援普及事業、自殺予防対策事業等、社会復帰・社会参加対策として精神障害者地域移行支援事業、精神障害者社会適応訓練事業、社会復帰相談指導事業、ひきこもり予防支援事業等が行われている。

イ 感染症対策

感染症対策として、感染症患者の把握及び二次感染の予防、結核、新型インフルエンザ対策、エイズ対策、肝炎対策等が行われている。

ウ 母子保健対策

岡山県では、健やか親子21を推進しており、妊娠出産の安定や女性の健康の支援として不妊治療対策事業等、子どもの心とからだの健やかな発達のための支援として、子どもの健やか発達支援事業、発達障害児支援強化事業等、安心できる医療・療育体制の整備として、乳幼児の先天性疾病予防対策、小児医療費公費負担補助事業等、思春期の保健対策として地域ではぐくむ思春期の心とからだの支援事業等が行われている。

エ 難病患者等への各種給付・相談事業

難病患者への対策として、医療費等の助成、地域における保健・医療・福祉の充実・連携、療養生活の質の向上を目指した福祉施策等の推進、臓器移植等の推進、原爆被爆者対策等が行われている。

オ 健康づくりの推進

生涯健康づくりの推進として、「健康おかやま21」セカンドステージの推進、健康づくり普及啓発等、また、がん予防・早期発見、食育の推進等が行われている。

(5) 衛生課

衛生課においては、主に生活衛生関係サービス、食品、水道、医薬品等の衛生確保のため関係施設への指導監視を行うとともに、住民に対して食の安全安心、薬物乱用防止対策及び献血推進等の啓発事業が行われている。

ア 指導監視・危機管理対応

食品、水道水、医薬品の衛生を確保するため、許可事務及び関係施設への指導監視等を行っている。

許可については、営業所が同一で複数の県民局にそれぞれまたがっている施設がある場合は、施設ごとに許可を出している。

イ その他

(ア) 衛生教育・食の安全・食中毒防止キャンペーン

衛生講習会及び食中毒の予防啓発等を行っている。

(イ) 薬物乱用防止啓発・献血推進

薬事監視、麻薬覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーン及び献血推進啓発事業等を行っている。

(6) 検査課

ア 備前保健所及び美作保健所の管轄範囲

検査課が設置されているのは、備前保健所と美作保健所のみである。

備前保健所検査課の管轄は、県内5保健所のうち、備前・備中・備北保健所の3保健所である。

美作保健所検査課の管轄は、美作県民局管内にある美作・真庭保健所の2保健所である。ただし、早急に行うものや、美作保健所に未設置の検査機器

を使用する検査については、備前保健所へ検査依頼をすることもある。

なお、備前県民局で聞き取りを行ったところ、備前県民局管内で検査が必要になった場合は、検査項目に応じて、備前保健所のみならず、本庁の出先機関である環境保健センターに検査を依頼することがあるとのことであった。

イ 検査対象及び根拠法律

検査課では、食品衛生法に基づき食品検査、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症関係検査、公衆浴場法に基づき入浴施設の水質検査並びに水質汚濁防止法等に基づき排水検査を行っている。

ウ 検査手続

検査の手続は次のとおりである。

平成22年度「包括外部監査」資料・美作県民局（美作保健所）健康福祉部検査課

2 検査手続の流れ

①検査計画の策定

↓ ・検査依頼機関（真庭・美作保健所衛生課、保健課及び美作県民局環境課）との年間検査計画に基づく検査実施

②各種検体の搬入

↓ ・検査依頼機関が食品・浴用水・工場排水等をサンプリングし搬入する

③検体の受付

↓ ・検体の検収、検査項目の確認

④検査依頼書(公文書) 受理

↓

⑤各種検査の実施

↓ ・理化学検査（食品添加物・残留農薬等の検査）、微生物検査（食品規格基準検査、食中毒菌等の検査）

⑥検査通知書作成

↓ ・検査担当者、検査区分責任者、検査部門責任者による検査結果の確認

⑦決裁・通知(公文書)

エ 備前及び美作保健所が保有する検査機器

備前保健所が保有する大型検査機器の一覧は次のとおりである。

大型検査機器等一覧(備品台帳(控)から任意に作成)

分類	コード 番号	品名	個 番 号	規 格	購 入 年 月 日	備 考 欄 の 記 載 等	簡 単 な 用 途 説 明	設 置 場 所
1-2-5	01	クロマトグラフ装置	16	VARIAN 300-MS型	H21.10.30	ガスクロマトグラフ質量分析計	食品中の残留農薬や食品添加物等を定量・同定する	第1機器分析室 中
1-2-5	01	ガスクロマトグラフ質量分析計		日本電子AMSUN200	H15.2.25		食品中の残留農薬や食品添加物、室内空気中の有機化学物質等を定量・同定する。	第1機器分析室 左手前
1-2-5	01	クロマトグラフ装置	17	アソレント・テカ/ビー (株)7890A	H22.2.2	表示付 ECDガスクロマトグラフ	微量成分をガス化させ目的とする物質を分離し、検出する装置。主に食品に含まれる農薬等の検査に使用	第1分析室 右5番目
1-2-5	01	ガスクロマトグラフ	4	島津製作所製キャピラリー スクロマトグラフGC-17A 他	H11.3.24		微量成分をガス化させ、目的とする物質を分離し、検出する装置。主に食品に含まれる添加物や農薬等の検査に使用する。	第1機器分析室 右2番目
1-2-5	01	クロマトグラフ装置	14	(株)島津製作所製 GC2010A	H17.9.15	指定重要物品		第1機器分析室 右3番目
1-2-5	01	クロマトグラフ装置	18	(株)島津製作所製GC- 2010PlusA	H22.2.23	検査課 重要物品 FPDガスクロマトグラフ	食品に含まれる添加物や農薬等の検査に使用する	第1機器分析室 右4番目
1-2-5	01	ガスクロマトグラフ	7	島津製作所GC-14B-PF	H6.3.31		微量成分をガス化させ、目的とする物質を分離検出する。食品に含まれる添加物や農薬の検査に使用する。	第1機器分析室 右1番目
1-2-5	01	高速液体クロマトグラフ	5	島津製作所(LC-VP)添加 物分析システム	H13.2.28		食品中の添加物(保存料・甘味料・着色料)の検査を行う。揮発性のないガス状になりにくい物質またはガス状にしては分解しやすい物質について液状のまま一定の圧力でカラムに通し、分離、定性、定量する機械である。	第2機器分析室 左
1-2-5	01	高速液体クロマトグラフ	9	島津製作所(LC-VP)動物 用医薬品仕様	H14.1.11		食肉、卵、魚介類に残留する動物医薬品の検査及び食品中の各種添加物の検査に使用する。	第2機器分析室 中
1-2-5	01	高速液体クロマトグラフ	12	(株)島津製作所(LC-10AT vp他)	H15.10.10		環境試料、飲料水、食品に含まれる有機化学物質(農薬、添加物、組成物質など)のルーチン検査におけるスクリーニングを行う。	第2機器分析室 右
1-2-1	05	分光光度計		日立偏光ゼーマン原子吸 光分光光度計Z-5000形	H10.3.10		検体中に銅、亜鉛、カドミウム、スズ等が含まれていると2000℃前後に加熱した時、原子となって固有の波長の光を吸収するため食品添加物などに含まれる重金属の有無と濃度等が求められる。	第1機器分析室 左奥
1-2-1	05	自記分光光度計	4	島津製作所UV-2200A	H6.3.31		食品添加物、汚染物質、飲料水の成分検査に使用する。	第2機器分析室 手前の部屋奥
1-2-5	01	クロマトグラフ装置	13	O-I-Analytical社製	H15.8.19	ゲル浸透クロマトグラフ	分析目的とする農薬等の有機化学物質を検体由来の夾雑物と分離する前処理行程を自動化した装置	第2機器分析室 手前の部屋中
1-2-2	け03	血液生化学自動分析装置		京都第一科学SP-4410	H9.3.19	スポーツケム 井笠から管理換え	健康推進業務、健康増進クリニック事業の血液検査(肝機能検査、GOT、GPT、γ-GTP、脂質検査、コレステロール、中性脂肪HDL-C)に使用する。	天秤室
1-2-5	む01	安全キャビネット		日立空調システムPCV- 1605BRG3	H15.3.24		食品を汚染しているカビの検査を実施するにあたり検査室内からカビの汚染をさけるため専用の安全キャビネットで作業する。	真菌検査室
1-2-2	き01	自動蛍光免疫測定装置		ミニバイダス 日本ビオメ リユーバイテック(株)製	H9.6.17		O-157抗原と反応する抗体を試薬として、抗原抗体反応により発する蛍光を測定することにより、O-157が食品中や水などに存在するかどうかを検査する装置	真菌検査室
1-5-1	02	実験台	17	(株)ガルトン製GA-895N改造 品3720×800×800	H19.3.22		有機溶媒等を下に吸引しながら操作できる実験台	検査準備室
1-2-5	ふ04	分析装置	6	(株)アラトバイオシステム* ジャパン製	H21.11.4	リアルタイムPCR装置StepOneTM	ノロウイルス検査、その他の遺伝子検査において、PCR反応と同時にPCR反応と同時にPCR産物を蛍光標識により、迅速に標的核酸の検出、定量を行う。	ウイルス検査室
1-2-5	い01	DNA,RNA抽出多検体処理システム	2	キケン製QIAcube9001282	H21.10.22	自動遺伝子精製装置 機体番号7566	ノロウイルス検査において、自動で核酸(遺伝子)の抽出、精製を行う。	ウイルス検査室

他方で、美作県民局が保有する検査機器一覧を確認の上、備前保健所が有する検査機器と比較をしたところ、美作保健所が保有する大型検査機器の主なものは、備前保健所が有している検査機器とほぼ同じものであった。

第5 県民局の機能強化

「地方振興局の再編」において、県民局の機能強化として、企画立案機能の強化、総合調整機能の強化、地域住民との協働における施策の展開、地域ニーズの県政への反映及び市町村支援機能の強化と連携体制の構築が挙げられている。このうち、企画立案機能の強化は、地域政策部協働推進室が受け持つことになっているので、それ以外の点について、検討を加える。

1 総合調整機能の強化

「地方振興局の再編」によると、総合調整機能の強化の内容としては、①本庁から県民局へ権限委譲を進め、県民局において申請から決定までの一連の手続を完了させ、二重行政の解消に取り組むこと、②地域の声を県政に反映させ、地域ニーズに基づく施策を推進することとなっている。

まず、本庁から県民局へ権限委譲されたものは、特には見られなかった。また、二重行政の解消についても、組織的かつ意識的に取り組んでいるものは見られなかった。

なお、総合調整機能について、各県民局に問い合わせをしたところ、企画調整情報課が部内で複数の課にまたがる事務について調整をしているということであった。

また、業務内容を確認すると、具体的な施策は本庁が行っており、各県民局共通で行われている。施策の内容を見ると、広域的な施策であり、全県にまたがる業務を内容としている。

2 地域住民との協働による施策の展開

業務内容を見ると、健康福祉部において、連絡協議会等を頻繁に行い、市町村等との協働事業が行われている。

備北保健所において、聞き取りを行ったところ、地域医療提供体制整備のための各医師会等との推進協議会、健康危機管理のための連絡会議、初動体制の整備、保健所の運営、食品衛生、栄養改善等の各種協議会、市の地域包括支援センターとの協働、家族会及び患者会等との協働が行われているということであった。また、NPO法人等民間団体へ委託している業務があるということであった。

3 地域ニーズの県政への反映

県民局長が各部から企画された事業を取捨選択の上、知事のところに持って行き、プレゼンテーションを行う。そして、認められれば、予算が付き、事業を行っていくことができる。その意味で、地域ニーズの県政への反映が行われている。

4 市町村支援機能の強化と連携体制の構築

「地方振興局の再編」によると、市町村への権限・事務の移譲などへの対応のため、県民局からの市町村への職員派遣や職員交流などによる人的支援を強化するととなっている。

(1) 平成16年以降の市町村への権限移譲件数

平成16年以降、保健及び福祉の関係では、県特例条例により28の事務項目について市町村への事務権限移譲が行われた。

	移譲内容		移譲先
H16	該当なし		
H17	該当なし		
H18	5事務項目	有料老人ホームの設置届出受理等	中核市・市
		未熟児の訪問指導に関する事務	市・町村
		未熟児の養育医療に関する事務	市・町村
		身体・知的障害者相談員の委託	市・町村
H19	4事務項目	数に増減を生じない民生委員協議会の区域の選定	市
		動物取扱業の登録等	中核市
		地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等	市
H20	2事務項目	軽費老人ホームの設置届出等	市
		地域密着型サービスとなる有料老人ホーム等の設置認可等	町村
		地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の設置認可等	町村
		地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等	町村
		地域密着型サービスとなる軽費老人ホーム等の設置認可等	町村

パッケージ移譲	
専用水道パッケージ	H19 高梁市
	H20 鏡野町
	H21 勝央町
福祉事務所パッケージ	H20 西粟倉村
	H21 美咲町
社会福祉パッケージ	H22 新庄村
	H22 新見市

平成21年4月の岡山市の政令指定都市移行に伴い、児童福祉、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務等の325事務項目について、法令の規定などにに基づき、岡山市に対して事務・権限移譲がなされた。

これを見ると、パッケージでない権限の移譲が平成18年及び平成19年に多く見られる。しかし、これは、平成21年4月より岡山市が政令指定都市に移行することを見越して、その前提として行われたものが多かったということである。

(2) 派遣数

また、岡山県から市町村への職員の派遣人数及び変遷は次のとおりである。

市町村への職員派遣状況						
	H16	H17	H18	H19	H20	H21
衛生	12	11	8	5	6	6
保健	9	5	4	0	1	1
福祉	1	5	6	4	3	16

なお、平成21年において、福祉部の職員派遣数が大幅に増えているのは、岡山市が政令指定都市に移行したことによる割愛派遣職員13人が含まれているためであり、それを除くと平成20年と同様の3人となる。

割愛派遣職員を除くと、平成17年以降、平成16年に比べて派遣人数が減少している。

第6 他府県比較

岡山県と他府県の総合出先機関及び出先機関の比較として、山梨県、静岡県、島根県及び広島県の4県を検討する。

山梨県においては、当初総合出先機関を設置したが、その後総合出先機関を廃止していること、静岡県においては、保健所支所を駐在化し保健所数を減少させていること、島根県においては、福祉事務所の見直しを行い、福祉事務所の町村への権限移譲により福祉事務所数を減少させ、保健所支所を本所に統合し廃止していること、広島県においては、総合出先機関が設置されていたが、見直しがなされ総合出先機関が廃止され、福祉事務所については市町村への権限移譲により廃止されたこと等、総合出先機関及び出先機関の見直しが行われている。

そこで、これら4県を検討する。

1 山梨県

- (1) 平成13年に地域振興局を5地域に設置した。目的は、総合調整機能の強化、県民サービスの向上、広域行政へ対応するための体制整備にあった。
- (2) 市町村合併が多く進展し、総合調整機能については、従来の振興局単位での機能よりは、県全体での機能の発揮が求められる状況になってきたこと、また、広域行政についても本庁での対応が望ましい状況にあること等から、地域の複合的課題に対する総合調整機能や広域行政への対応については本庁などへ移管し、振興局は出先機関として、情報収集機能と横断的な連絡調整機能との連携により広域化した課題にも迅速に対応できるようにすることとなった。

そこで、平成18年に再編された。保健福祉部門については、5健康福祉部と併置する8保健所を再編し、4所管区域ごとに保健福祉事務所として同一庁舎へ配置した。また検査業務については、衛生監視指導センターに一元化された。

- (3) その後、更に見直しがなされ、平成20年4月から新体制となった。

保健所については、専門性の強化・対応の迅速性の向上を図るため、保健所を分野別地方機関とし、支所の専門職員を本所に集中化し、支所を窓口機能に特化した保健分室に改組した。

2 静岡県

総合出先機関はない。それぞれの部門ごとに、出先機関が設けられており、保健

福祉分野については、健康福祉センターが設けられている。

平成15年には、出先機関の見直しが行われ、健康福祉センターは、9センター7支所あったところ、7センターとなり、支所については4箇所を駐在化し2支所のみとされた。

3 島根県

施策の企画立案及び総合調整機能を強化するため、1圏域1事務所として、総合事務所化が検討された。また、健康福祉センター（福祉事務所）の見直しが検討された。

その結果、平成17年4月には、健康福祉センターが廃止され、3福祉事務所及び7保健所に再編し、保健所支所が廃止され本所に統合された。

その後、隠岐福祉事務所及び東部福祉事務所は、権限を移譲し町村が福祉事務所を設置したため廃止された。

4 広島県

広島県において、総合出先機関の見直しが検討された。その内容としては、①地域の総合行政は基礎自治体が担いつつあり、地域事務所を設置した初期の目的は概ね達成したとして、地域事務所体制については見直しを行い、本庁直轄の現地事務所体制に移行すべきである、②福祉分野については、事務・権限の移譲により、今後はほとんどすべての業務を市町で実施していく、③現在保健所の設置の働きかけを行っている関係市へ保健所業務の移譲が完了するまでの間は本所の配置を検討すべきである、④二次保健医療圏の圏域については、保健所設置市を基本に支所の配置を検討すべきであるというものであった。

以上の検討結果を踏まえて、平成21年4月に、7の総合地域事務所から専門分野ごとに独立した事務所へと再編された。健康福祉関係では、福祉事務所としては廃止され、環境事務所・保健所として4の本所と3の支所が設置された。

第7 結果及び意見

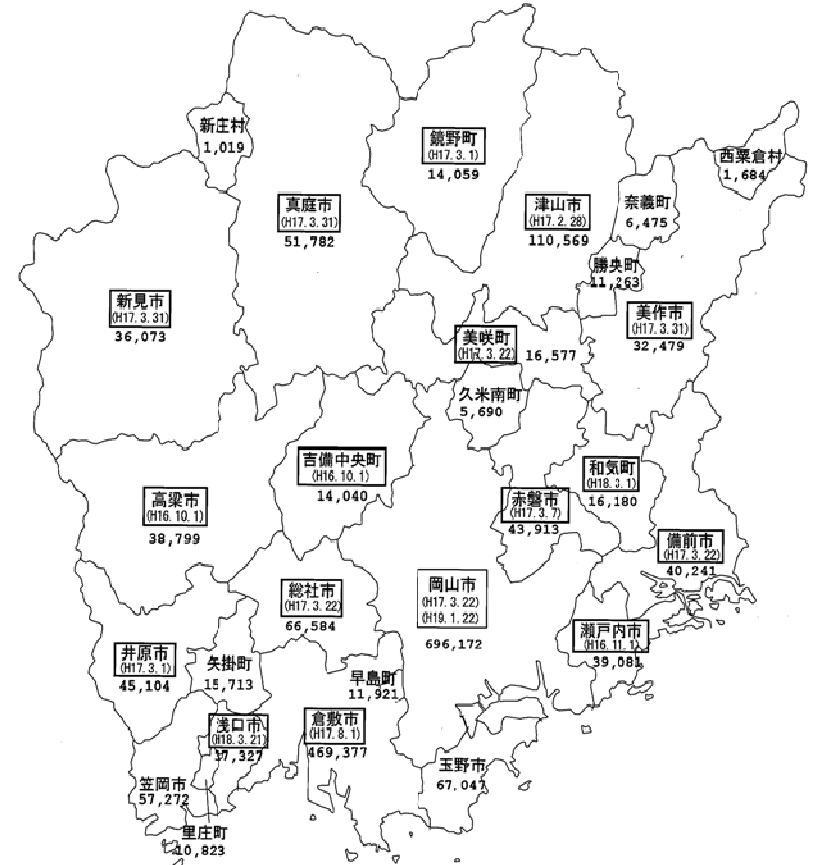
1 福祉業務について

(1) 市町村への福祉事務所の設立及び権限移譲に向けて、市町村との人事交流を図るべきである（意見）

ア 福祉事務所の市町村における設立は可能である。

社会福祉法第14条1項に、「都道府県及び市は条例で福祉に関する事務所を設置しなければならない」と規定されており、市においては福祉事務所を設置することが義務づけられているところ、下記のとおり、市町村合併により町村が市になったことで、市町村数は次のとおり推移し、平成17年の大合併前には78あった市町村数が、平成19年時点では27市町村数と減少し、町村数は68から12となった。

岡山県における市町村合併の状況
(平成19年1月22日現在)



市町村数の推移

~H16.9.30	78市町村 (10市 56町 12村)
H16.10.1~	73市町村 (10市 51町 12村)
H16.11.1~	71市町村 (11市 48町 12村)
H17.2.28~	67市町村 (11市 45町 11村)
H17.3.1~	62市町村 (11市 42町 9村)
H17.3.7~	59市町村 (12市 38町 9村)
H17.3.22~	51市町村 (12市 32町 7村)
H17.3.31~	34市町村 (14市 18町 2村)
H17.8.1~	32市町村 (14市 16町 2村)
H18.3.1~	31市町村 (14市 15町 2村)
H18.3.21~	29市町村 (15市 12町 2村)
H19.1.22~	27市町村 (15市 10町 2村)

<凡例>

- ・合併市町
- ・人口は平成17年国勢調査

○市 (合併期日)

そのため、各県民局が福祉事務所として対象とする町村数は激減した。

他方で、同条3項には、「町村は条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる」と規定されている。この点、広島県においては、市町村に福祉事務所を設立することで、県としての福祉事務所は廃止している。また、島根県においても町村に福祉事務所を設置することで、県が管轄している福祉事務所は残り1つのみとなっている。しかしながら、岡山県においては、福祉事務所が設置されている町村数は3町村にす

ぎないため、各県民局に福祉事務所の機能が残っている。

福祉事務所の町村への権限移譲が遅れているのは、町村の受入れ体制が整っていないためである。この点について、岡山県は、積極的に移譲事務に対する理解を深めるための町村職員の受入れ及び人的派遣等の人事交流をしておらず、町村の受入れ体制が整い要望されるのを待って人事交流を行っている状態である。

福祉事務所を設置することが可能になるべく人事交流を深めていく必要があると思われるが、実際において、市町村への職員派遣件数は平成18年をピークに以降減少している傾向にあり、福祉分野での人事交流は平成21年度で3町村にとどまり、多いとはいえない。

イ 現在の体制では、生活保護等の福祉業務のほとんどにおいて町村が書類の受付等の申請窓口となっている。そのため、県民局の職員が町村に赴いて相談及び面談に立ち会うなどしており、職員の移動等の無駄が生じている。また、地域住民が町村に問い合わせしたとしても、町村が対応できずに県民局に問い合わせをするなど、地域住民にとっても弊害が生じている。

ウ 上記したように、町村に福祉事務所が設置されることで弊害がなくなり、人員及び経費の削減につながると考えられることから、人事交流等を図るべきである。

(2) 現在県民局で行っている福祉事務所機能以外の福祉業務について、本庁への引揚げを検討すべきである（意見）

ア まず、県民局から本庁へ委譲した権限はなく、また業務内容においても広域的な施策を行うため具体的な施策は本庁が行っている状況にあり、各県民局の健康福祉部においては、「地方振興局の再編」で目的の一つとされていた総合調整機能の強化ということは行われていない。

むしろ、現状において広域的な業務を行うため具体的な施策は本庁が行っていることから、少なくとも健康福祉部においては県民局の総合調整機能という面は重要視されていないものと考えられる。

総合調整機能について、各県民局に問い合わせをしたところ、最終的な回答は、企画調整情報課が部内で複数の課にまたがる事務について調整をしているということであったが、当初の聞き取りの時点における回答は、備中県

民局及び美作県民局の総合調整機能について該当がないというものであり、総合調整機能の強化を意識的に行っている様子は見られなかった。

イ 次に、地域ニーズへの県政への反映という点について、確かに、各県民局長において企画された事業が本庁によって認められれば、予算が付き執行することができる。しかし、前述したように、岡山県においては、県北と県南において地域性（高齢化率等）があるところ、備中県民局においては当該県民局管内において北と南において地域差が生じている。そのような中で、備中県民局という単位で十分な地域ニーズが反映されるかという疑問である。むしろ、例えば本庁において県北や県南で施策を検討するなど広域的な対応をすることで、地域差のニーズを反映することができるものと考えられる。

ウ 児童福祉については、本庁の出先機関として児童相談所が設置され事務を行っているところ、各県民局においても養育や児童虐待等の児童福祉関係事務を行っている。各県民局に確認をしたところ、県民局は市町村主催の個別ケース会議に共に参加している程度であって、特別に児童相談所と協働して事業を展開しているということではなかった。この点、本庁へ引揚げがなされると、児童相談所が本庁の出先機関であることから、児童相談所との協働も効率的に行えるものと考えられる。

また、施設等の指導監査については、監査対象の業者等から各県民局及び本庁の監査において格差が生じているのではないかと疑問が生じているということであったが、本庁に統合されることで、監査の方針及び基準が画一化され、業者等からもこのような疑問が無くなるものと考えられる。

エ さらに、「第4 業務の概要」に記載したとおり、福祉事務所機能以外の福祉業務の対象者は、ほとんどが事業主及び市町村であり、窓口業務はほとんどないことから、広域的な対応をしたとしても県民一人一人の利便性が特に問題になることは少ないものと考えられる。

オ 以上から、福祉事務所機能以外の福祉業務について、本庁に引き揚げた方が効率的であると思われる。本庁に引き揚げることによって各県民局の職員数の減少については人件費の削減につながる。

2 保健業務について

保健所の位置が効率的及び適正であるか検討すべきである（意見）

保健所の業務の中で、衛生課及び検査課を除く保健業務の対象者の多くは、業者や市町村ではなく、一般の県民である。

県民の利便性を考えると、県民の身近に、保健業務を行う機関が存在することが望ましい。

区 分	人 口			区 分	人 口		
	男	女	計		男	女	計
岡山市	338,803	366,940	705,743	和気町	7,168	8,037	15,205
倉敷市	230,086	244,258	474,344	早島町	5,847	6,277	12,124
津山市	50,599	56,274	106,873	里庄町	5,156	5,738	10,894
玉野市	30,815	33,068	63,883	矢掛町	7,059	7,919	14,978
笠岡市	25,484	28,530	54,024	新庄村	454	505	959
井原市	20,509	22,734	43,243	鏡野町	6,462	7,160	13,622
総社市	31,799	34,260	66,059	勝央町	5,343	5,843	11,186
高梁市	17,172	18,749	35,921	奈義町	2,986	3,094	6,080
新見市	15,810	17,660	33,470	西粟倉村	748	837	1,585
備前市	17,784	19,703	37,487	久米南町	2,488	2,739	5,227
瀬戸内市	17,811	20,069	37,880	美咲町	7,303	8,151	15,454
赤磐市	20,560	22,877	43,437	吉備中央町	6,199	6,804	13,003
真庭市	22,968	25,688	48,654				
美作市	14,256	15,917	30,173				
浅口市	17,198	18,728	35,926	町村計	57,213	63,104	120,317
市部計	871,664	945,453	1,817,117	県計	928,877	1,008,557	1,937,434

しかしながら、県民局に併設されている備前保健所及び備中保健所は岡山市及び倉敷市の中心部に設置されているが、岡山市及び倉敷市においては各市が保健所を設置しているため、岡山市民は備前保健所を、また倉敷市民は一部業務を除き備中保健所を利用していない。

上記の図は岡山県下の市町村における平成22年12月現在の人口であるが、備前保健所の利用者は、東備支所が設置されていることから、玉野市、瀬戸内市及び吉備中央町の住民であり、その利用人口は約10万人であるところ、備前保健所は、利用者がいない人口約70万人の岡山市に設置されている。同様に、備中保健所の利用者は、井笠支所の管轄以外の総社市及び早島市の住民であり、その利用人口は約8万人であるところ、備中保健所は、利用者がいない人口約47万人の倉敷市に設置されている。つまり、備前及び備中保健所は、利用者のいない岡山市及び倉敷市の中心部に保健所が設置されており、利用者のドーナツ化が生じているのである。

また、「保健所の再編」により、保健所には本所と支所が設置されている。しかし、本所と支所が設置されたことで、次のような問題点が生じている。

本所は、支所との取りまとめや伝達等、再編によってかえって支所との調整業務が増えたという問題、地域医療連携は本所の業務となっているが、実質的にはやらざるを得ず二重行政につながるという問題、保健所長が支所に巡回に来るが、協議時間が足りないといった問題が生じている。

これらの問題を解決するためには、保健業務については、支所も純然たる出先機関として、支所の中で業務が完結する形態を取ることが必要であると考えられ

る。また、そうすることで、対象者である一般利用者の手続が支所のみで終了するため、一般利用者の利便性にも資することになると思われる。

以上から、保健業務については、保健所支所の形態も含めて、配置を検討すべきである。

3 検査業務について

1 箇所への統合を検討すべきである（意見）

現在、検査課が設けられているのは、備前保健所と美作保健所であるところ、それぞれが保有している検査機器は重複している状況である。相互に検査機器を比較して購入するという事はなされていない。また、前述したように、新機械が必要な検査については、美作保健所から備前保健所に送られることもある。この点、1箇所へ統合することで、重複して機械を保有する必要がなくなり、またより専門的な機械の保有も可能になるのであり、経費の削減を図ることができる。

また、聞き取りを行ったところ、検査課の職員は専門家が多数を占めているが、土日の検査態勢を要求された場合に、職員を集めることが大変ということであった。しかし、1箇所に統合し職員を集中させることで、緊急事態においても職員を集めることが容易になる。

この点、1箇所に統合することで、その1箇所で問題が発生した場合の対応及び移動時間が長くなる等の問題がある。しかし、この点については、次の対応を検討することで回避することができる。

岡山市及び倉敷市は、それぞれ保健所を設置し、検査業務を行っているため検査機器を保有しており、また、本庁の出先機関である環境保健センターにおいても検査機器を保有しており、それらが協働することで解消することができる。現に、備中県民局においては、環境保健センターに検査を依頼している。

また、民間の専門機関に対して委託することでも解消することができる。

この点について、行政上の検査であり、精密な検査が必要であるため、委託が困難であるということであったが、食品衛生法においては登録検査機関制度が設けられ行政検査を委託できることになっている。また、水道法においても、登録機関への委託が認められている。実際に水質検査については大分県、愛知県、千葉県、鳥取県が、感染症の検査については山梨県が、食品検査については広島県、島根県が民間に委託している。

以上から、検査課を統合することで、検査機器及び職員の統合及び削減をすることが可能となり、人件費等の経費削減につながるものとする。

4 全体について

健康福祉部の再編を検討すべきである（意見）

平成6年に保健業務と福祉業務の一体化を目指して保健所を地方振興局福祉部に統合して以降、地方振興局の再編及び保健所の再編に当たってもこの考え方は維持されたということであった。しかし、現状は上記したように、保健業務と福祉業務の業務内容は異なっており、それぞれの課ごとに業務を行い担当者も別々であり、統合で目指した一体化が十分になされているとはいえない。また、保健業務と福祉業務の総合調整という面においても十分機能していない。さらに、県民局に併設されていない備北保健所及び真庭保健所も存在しており、一体化が必ずしも必要というわけではない。

むしろ、上記したように、健康福祉の分野において、福祉業務については、福祉事務所を設置し権限移譲を検討すべきである。また、福祉事務所以外の業務については、広域的な対応をとる方が地域ニーズの反映につながるため、県民局という単位ではなく、本庁による集約を図っていく方がいいものと考えられる。

他方で、対象者が一般人である保健業務については、近くに窓口となる出先機関があった方が、県民の利便性に資することになる。この観点から、県民局という集約は、県民の利便性に反するものになると考えられる。そのため、対象者が一般人となる保健所業務については、むしろ出先機関として個別化を図っていくべきと考える。

これらの観点を踏まえると、健康福祉部が県民局に必要であるかどうか疑問があり、健康福祉部の再編を検討すべきである。

第4款 農林水産事業部

第1 地方振興局から県民局への再編時に検討された課題と再編の目的

平成17年の地方振興局から県民局への再編に先行して行われた業務仕分けにおいて、農林水産事業部については、次のように課題と再編の目的が検討されていた。

1 国庫補助金、国庫支出金のハード事業に係る事務処理（二重行政対策）

【平成16年ごろの状況と課題】

事業主体である市町村にとって、振興局を経由した二重行政となっている傾向が強い。

【再編目的】

本庁は国への申請窓口機能に純化し、再編後の局で計画・設計、審査、支払、会計検査への対応などの事務を執行し、現地機関では、許可申請手続、地元調整、現場監理等を行う体制を目指すこととするが、当面は、振興局の業務を見直して、一部の事務について本庁への権限集中又は市町村への事務移譲を検討する。

2 建設部のハード部門との一体化

【平成16年ごろの状況と課題】

農林水産事業部のハード事業については、建設部の事業と類似点が多いにもかかわらず、用地買収、設計書の審査等の一連の事務を農林・建設それぞれで実施している。

【再編目的】

地域特性にあった再編後の局としての特色を生かすため、本庁組織に先行して、農林水産事業部と建設部のハード部門を一体化した効率性のある事務の執行を目指す。

3 農業改良普及センター

【平成16年ごろの状況と課題】

農業改良助長法における農業改良普及センターの位置づけにおいて、必置規制の廃止、普及組織のスリム化等が検討されている。

【再編目的】

農業改良普及センターを技術・経営方式の普及や地域農業のコーディネートを担当する農林水産事業部の一つの部門として位置づけるとともに、現地機関においても普及・指導業務機能を持たせて実施し、一体的に業務を執行する。

4 ソフト事業

【平成16年ごろの状況と課題】

県財政が緊迫している状況において、ソフト事業については、県が行うべき業務を厳選して実施する必要がある。

【再編目的】

ソフト事業については、業務の内容を精査して市町村への権限移譲を行うこととする。

5 市町村合併への対応

【平成16年ごろの状況と課題】

市町村の合併による広域化が図られつつあり、局の事務を見直す必要がある。

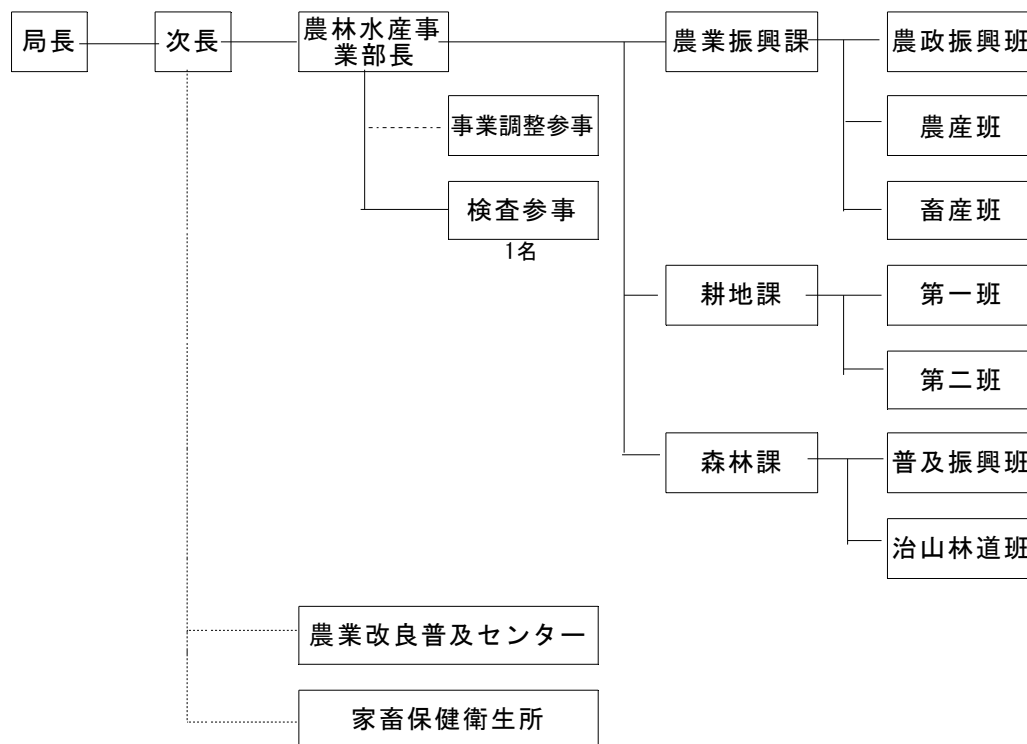
【再編目的】

市町村の合併による広域化を考慮して、地域で対応すべき事務事業については、可能な限り市町村に事務移譲する。

第2 組織体制

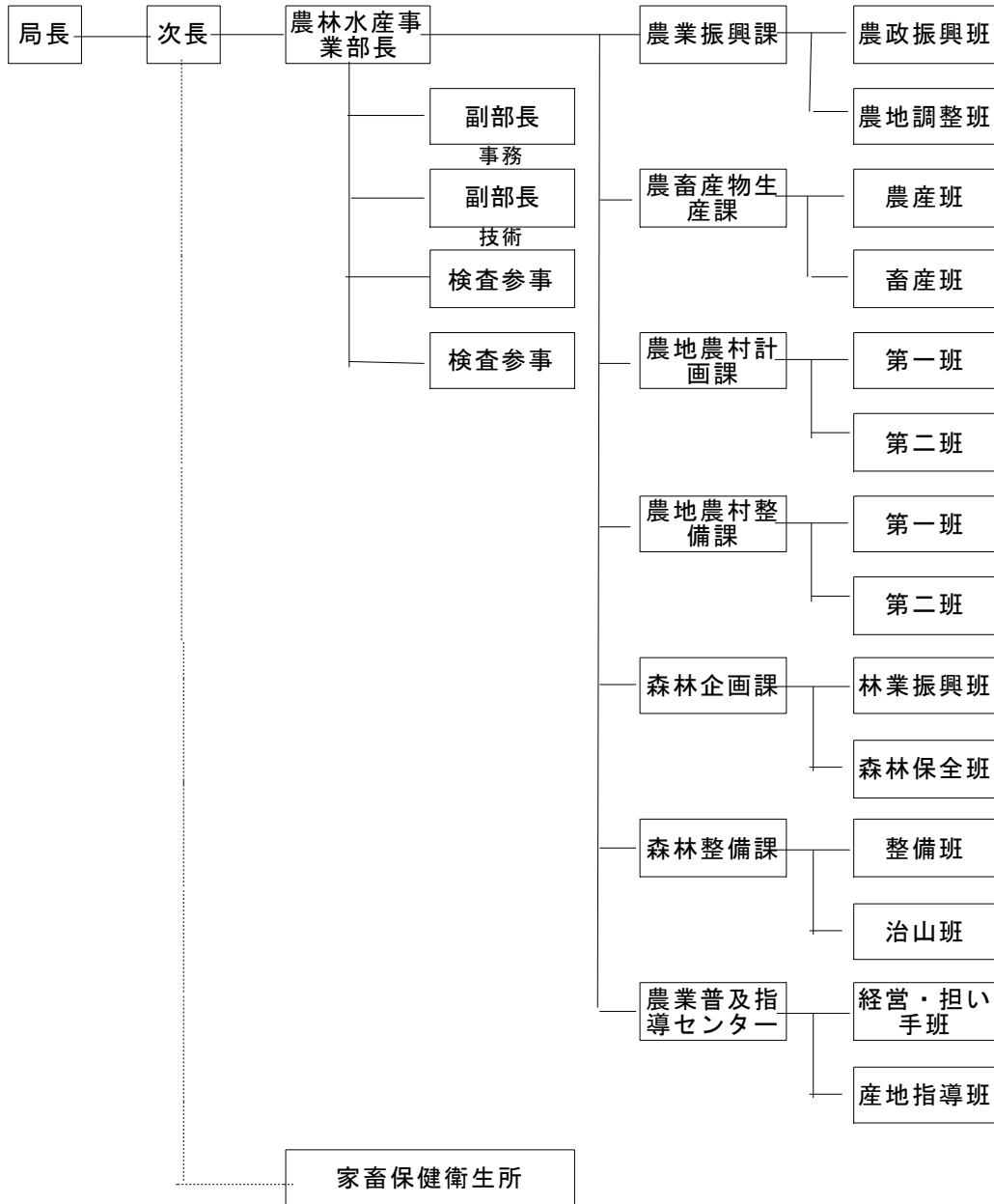
1 再編前（平成16年度）の地方振興局の組織

農林水産事業部は、県下9か所の地方振興局にそれぞれ設置されていた。平成16年度当時、各地方振興局によって若干の相違はあるものの、概ね次のような組織であった。



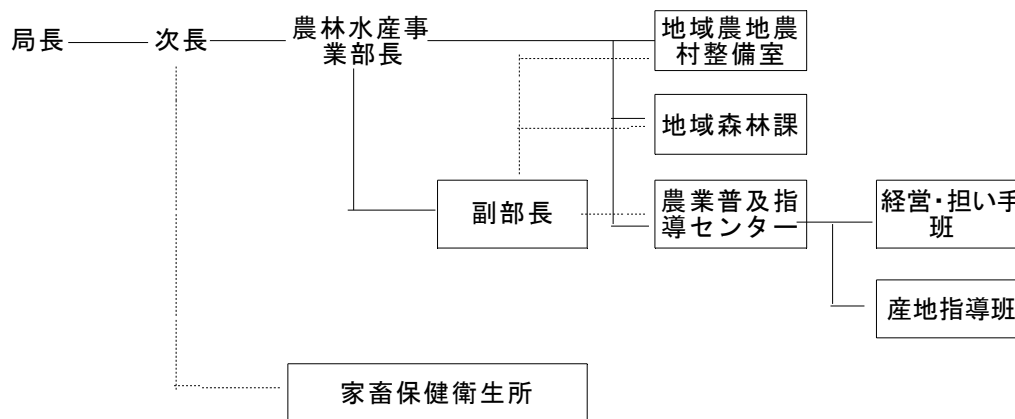
2 再編後（平成21年度）の県民局の組織

平成21年度の各県民局における農林水産事業部の組織は、各県民局によって若干の相違はあるものの、概ね次のとおりである。



3 再編後（平成21年度）の地域事務所の組織

平成21年度の各地域事務所における農林水産事業部の組織は、各地域事務所によって若干の相違はあるものの、概ね次のとおりである。



4 組織変更の概要

(1) 県民局への集約化

9 地方振興局で行っていた事務を3 県民局に集約化し、6 つの地域事務所では、地域農地農村整備室・地域森林課・農業普及指導センターのみの組織体制に変更した。

農林水産事業部の業務について再編前に行われた業務仕分けは次のとおりである。

○農林水産事業部業務

●:H17.4.1再編時の仕分け △:条件により可能な仕分け ◎:H21.4.1までに目指す仕分け

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			市 町村	外部 委託	廃止	県			市 町村	外部 委託	廃止
	本庁	局	支局				本庁	局	地域庁舎			
農地転用許可等農地関係の調整		●						◎		△		
農産物生産振興計画等の策定指導		●						◎				
肉用牛振興計画等の策定指導		●						◎				
農業振興対策												
米生産調整推進対策		●						◎				
国庫補助事業		●						◎				
単県補助事業		●						◎				
家畜改良事業		●	●					◎				
農畜産物災害対策		●						◎				
農業共済事業	●							◎				
農業制度資金		●						◎				
その他		●						◎				
内水面漁業振興対策		●						◎				
各種法施行業務												
畜産環境対策		●	●					◎				
農薬・肥料・飼料指導、取締り		●						◎				
食品品質表示の指導監督		●						◎		△		
その他法令等に基づく指導監督		●						◎		△		
農協等の指導業務	●							◎				
土地改良区の指導業務	●	●						◎	◎			
土地改良事業(県営・団体営)の換地業務		●						◎				
土地改良事業(ハード事業・団体営)												
団体営補助事業に関する指導業務		●						◎				
団体営災害復旧事業に関する指導業務		●						◎				
計画審査、法手続き等		●						◎				
設計審査、成功認定		●						◎				
土地改良事業(ハード事業・県営)												
計画、計画に係る地元調整、法的手続き等		●						◎				
用地、補償交渉、登記等		●	● <small>※3 (一定規模未満)</small>					◎				
補助金事務(補助申請・予算要求・残調・実績)、進行管理、工事に係る地元調整		●	● <small>※3 (一定規模未満)</small>					◎				
工事設計		●	● <small>※3 (一定規模未満)</small>					◎			◎	
工事設計審査、工事の監督指導、現場管理、工事検査等		●	● <small>※3 (一定規模未満)</small>					◎				
県管理施設(国営造成施設を含む)の管理		●	●					◎				
土地改良財産の譲与業務		●						◎				
土地改良事業(ソフト業務・農業基盤整備資金貸付)		●						◎				
単県補助事業		●						◎				
非補助土地改良事業		●						◎				

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	本庁	県		市町村	外部委託	廃止	本庁	県		市町村	外部委託	廃止
		局	支局					局	地域庁舎			
市町村森林整備計画		●						◎				
森林保全業務												
保安林・林地開発制度		●	●					◎	◎ (現地調査)			
森林保全巡視		●	●					◎	◎ (巡視員配置)			
美しい森づくり事業		●	●					◎				
美しい森施設管理		●						◎				
おかやま森づくり県民基金事業		●	●					◎				
治山・林道事業(団体営)		●						◎				
治山・林道事業(県営)												
計画、地元調整等(用地交渉含む)		●	●※3 (一定規模未満)					◎				
工事設計		●	●※3 (一定規模未満)					◎			◎	
工事設計審査、工事の監督指導、現場管理、工事検査等		●	●※3 (一定規模未満)					◎				
林業振興事業												
林業技術の普及		●	●					◎	◎			
造林・間伐事業(補助事業)の現地確認、調査野帳作製		●	●					◎	◎			
造林・間伐事業(補助事業)の補助金関係事務処理		●						◎				
森林病虫害防除		●	● (現地確認)					◎	◎ (現地確認)			
林業・木材産業の構造改革(ハード整備)		●						◎				
新築木材住宅普及促進事業		●	●					◎	◎ (現地調査)			
補助事業(その他)		●						◎				
林野火災予防普及啓発等		●						◎				
林野火災発生時対応		●	●					◎				
林業制度資金		●	● (現地指導)					◎	◎ (現地指導)			
森林国営保険業務		●	● (現地確認)					◎	◎ (現地確認)			
森林組合等の指導業務	●						◎					
自然公園		●	●					◎				
自然保護対策		●	●					◎				
鳥獣保護		●	● (初動対応)					◎				
狩猟		●						◎				
災害復旧事業		●	●※3 (一定規模未満)					◎				
農業普及事業		●	●					◎	◎			

※3 工事金額4千万円未満の工事

(2) 農業改良普及センターの位置づけ変更

農業改良普及センターの必置規制の廃止に対応し、農業普及指導センターに名称変更し、農業総合センターの内部組織から県民局農林水産事業部の内部組織へ体制が変更された。現場に出向くことが基本であること等を考慮して、9センター体制を維持して現地で実施している。

(3) 副部長

平成16年当時、農林水産事業部内に副部長ポストはなかったが、参事（事業調整担当）がこの業務を担当していた。県民局になって各県民局に副部長2名（1名は農業振興課長兼務）が置かれ、地域事務所ごとに副部長1名が置かれた。

(4) 検査参事

各地方振興局に1名（合計9名）から、各県民局に2名（合計6名）になった。

(5) 県民局内の課の増加

地方振興局時代の農業振興課・耕地課・森林課の3課体制から、県民局では、農業振興課・農畜産物生産課・農地農村計画課・農地農村整備課・森林企画課・森林整備課・農業普及指導センターの6課+1センター体制になった。

第3 業務の概要（平成22年度県民局概要より）

1 基本方針（3県民局共通）

農林水産業や農山漁村は、食料の安定供給はもとより、県土や自然環境の保全、文化の伝承、癒しの場の提供などの多面的機能を有しているが、過疎地・高齢化をはじめ、後継者不足等による耕作放棄地の増加などにより、産業としての農林水産業の活力低下と集落機能の低下が懸念されるなど深刻な状況にあることから、地域の主要産業である農林水産業を再建し、農山漁村のコミュニティや自然環境の再生を図ることが喫緊の課題となっているとの共通認識の下に、次の目標で施策を行うという基本方針を立てている。

- (1) 新規就農者等の確保・育成
- (2) 新たな品種の生産振興
- (3) ブランド化を一層推進
- (4) 米粉用米や飼料用米などの新規需要米の生産拡大
- (5) 地産地消の推進など食料自給率向上に向けた取組

- (6) 農商工連携の推進
- (7) 優良農地の確保
- (8) 地域ぐるみでの農地・水・環境の保全
- (9) 耕作放棄地の再生利用
- (10) 二酸化炭素の吸収源となる間伐等による森林整備
- (11) 企業と協働の森づくり

2 主要施策

各県民局の主要施策として掲げられている項目は次のとおりである。共通項目が多いが、一部の県民局のみが掲載している項目もある。

- (1) 農産物の生産振興（共通）
 - ア 水田農業の振興（共通）
 - イ 園芸の振興（共通）
 - ウ 有機無農薬農業の振興（共通）
 - エ 笠岡湾干拓地における大規模畑作農業の振興（備中）
 - オ 日本一の「おかやま黒まめ」ブランド強化事業（美作）
- (2) 畜産業の振興（共通）
- (3) 森を支える林業・木材産業の強化（共通）
- (4) ブランド品目の生産振興と販路拡大（備前）
- (5) 新規就農者等の確保・育成（共通）
- (6) 認定農業者等の担い手の確保・育成（共通）
 - ア 認定農業者等の確保・育成（共通）
 - イ 集落営農の組織化・法人化（備前・美作）
- (7) 食の礎となる基盤整備の推進（共通）
 - ア 農業生産基盤の整備（共通）
 - イ 農道の整備（共通）
- (8) 耕作放棄地の解消対策の推進（共通）
- (9) 農林水産物の鳥獣害防止対策の推進（共通）
- (10) 環境保全型農業の推進（備前・備中）
 - ア 耕畜連携によるたい肥の利用促進（備前・備中）
 - イ 農薬安全対策等の推進（備前）

- (11) 食料自給率向上対策・地産地消運動の推進（共通）
- (12) 農商工連携・6次産業化の推進（備前・備中）
- (13) 新技術を生かした21世紀型農業の推進（普及事業）（共通）
 - ア 担い手育成
 - イ 産地育成
- (14) 中山間地域の活性化（美作）
- (15) 農山村のふるさと資源の保全推進（備中・美作）
- (16) 洪水・土砂災害・高潮対策の推進（共通）
- (17) 安全な農林水産業の生産確保（備前・備中）
- (18) クリーンライフ100構想の推進（備前）
- (19) 豊かな自然を育む海づくり（備中）
- (20) 公益的機能を高める森づくりの推進（共通）
- (21) 里山ふれあいの森づくり（備前・備中）
- (22) 温室効果ガス吸収対策・循環型社会の形成推進（備中）
- (23) おかやま田園環境整備の推進（備前・備中）
- (24) 快適な農村、漁村空間の整備（共通）

3 事務事業一覧（3 県民局の比較）

（1）農業振興関係

	新規就農トータルサポート事業	8,938	4,178	9,724
	女性農業者等経営参画推進事業	645		
	認定農業者確保・育成リース事業		6,492	17,993
	集落営農育成促進事業	2,493		16,196
	集落営農推進体制整備事業	250		
	集落営農高度化推進事業	250		
	企業の農業参入モデル事業		4,265	12,955
	農地保有合理化促進事業			457
	農地確保・利用支援事業	265	740	
	農業近代化資金利子補給承認	貸付232,490		
	農業経営基盤強化資金計画承認	貸付379,730		
	農業経営改善促進資金計画承認	貸付73,600		
	就農施設等資金貸付決定	貸付51,705		
	中山間地域等直接支払交付金	438,942	298,646	881,215
	中山間地域等直接支払推進交付金	3,612	4,454	10,232
	農業委員会活動費	34,393		
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	502		
	備中流耕作放棄地再生モデル事業		都市住民、地域住民との協働	
	ヤギ放牧等棚田保全普及啓発事業	467	1地区	1,000
	中山間地域等生活・交流基盤整備推進事業	46,947	71,232	93,867
	市町村生産調整推進費	32,050	21,762	
	水田営農推進事業	5,176	4,900	7,856
	日本一の「おかやま黒まめ」ブランド強化事業	2,369		11,850
	備中地域農林水産物のPR推進		ビビット備中支援	
	県内外への情報発信		アンテナショップ活用・イベント参加	
備中備前備後	女性の職能を生かした地域特産品づくり推進		プロチーム結成・特産品ガイド作成	
	おかやま米粉需要創造事業		フェアへの参加	
	明日のおかやま有機づくり事業	333	11,638	1,175
	めざせJ1！園芸作物ステップアップ事業	61,323	146,393	73,367
	6次化商品流通販売等促進事業		フェアへの参加	
	食料自給率向上に向けた啓発推進		対策会議設立他	
	食料自給率向上対策・地産地消運動の推進（地方振興事業調整費）			11,606
	おかやま地産地消推進事業		フェスタ参加他	
	農産物安全GAP推進事業	117		
	農作物鳥獣害防止対策事業	14,031	8,026	20,946
	鳥獣害防止総合対策交付金			2,000
	事業調整費（「備前おかやま」くだもの高付加価値化事業）	3,158		
	事業調整費（新技術・新品種等の導入による園芸産地活性化事業）	3,136		
	強い農業づくり交付金	4,157	23,011	111,910
	公共育成牧場活性化対策事業「みんなの牧場へ」ステップアップ事業	644	12,219	3,477
	肉用牛生産条件特別整備事業		19,507	7,798
	肉用牛広域後代検定推進事業	472	524	2,741
	和牛の放牧を活用した耕作放棄地解消対策事業（放牧適正和牛確保対策）	120	408	1,898
	畜産担い手育成総合整備事業	361,568	23,850	
	畜産環境対策指導		法対象農家228戸	
	水田を活用！高品質畜産物生産対策事業		14,373	887
	おかやま黒豚等産地づくり推進事業			7,757
	ライブストックフュージョン計画（地方振興事業調整費）			1,587
	土地資源活用飼料基盤拡大基本調査			36
	蒜山地域ジャージー活性化モデル事業			5,059
	美味しいジャージースイーツ全国発信事業（地方振興事業調整費）			4,232
	生乳集送基地洗浄水確保対策事業（地方振興事業調整費）			5,239
	美作発「元気印ソーセージ」開発事業（地方振興事業調整費）			920
	情報基盤整備（元気な地域づくり交付金）：放送施設			450,000

(2) 農地農村整備関係

農地農村整備等関係	国営付帯県営かんがい排水事業	1,340,000	配水路2005m他	122,000
	経営体育成基盤整備事業	39,000	ほ場整備	116,000
	防災ダム事業	100,000	堤体工	15,000
	県営ため池等整備事業	280,500	6箇所測量他	58,000
	農業用河川工作物応急対策事業	173,200		186,500
	地すべり指定管理・予防事業		7地区	
	地すべり対策事業		3箇所擁壁工他	144,000
	湛水防除事業	413,000		
	海岸保全施設整備事業	175,000	堤防工	
	県営用排水施設整備事業		水路改修	
	災害復旧事業		47箇所	90,096
	防衛施設周辺整備事業			109,699
	広域営農団地農道整備事業	1,026,000	井原芳井・阿新他	
	一般農道整備事業	65,146		100,000
	農道保全対策事業			120,000
	広域漁場整備事業	350,000		
	地域水産物供給基盤整備事業	45,000	潜堤捨石他	
	児島湾締切堤防等維持管理事業	296,236		
	国営造成施設県管理補助事業	126,571		
	国営造成施設管理体制整備促進事業	1,260		
	土地改良施設耐震対策事業	7,000		
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	7,000	フリップ弁・ポンプ電動化	174,000
	海岸施設等維持管理事業	8,564		
	土地改良財産管理	3,348	国営造成施設・県営造成施設	
	元気な地域づくり交付金(かんがい排水)	333,100		
	元気な地域づくり交付金(ほ場整備)	124,000		
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農業用排水施設)	108,000	生態系保全施設・自然環境保全活用施設	162,500
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(区画整理)	124,000		
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農産物処理加工・直売施設)			242,762
	農業集落排水(資源循環)統合補助事業	84,800	処理施設・ポンプ施設等	762,000
	農地・水・環境保全向上対策	153,673	共同支援・営農支援	223,550
	H21年災害復旧事業	14,284		
	農地・農業用施設災害復旧事業			101,096
	基幹水利施設管理事業	23,838	笠岡湾地区	
国営造成施設管理(管理体制整備型)	16,144			
基幹的農業水利施設適正管理事業	20,457	ダム3箇所		
非補助土地改良事業 小規模ため池補強元利償還助成事業	263,400			
非補助土地改良事業		かんがい8地区・農道3地区		
小規模土地改良事業	357,920	かんがい51地区・農道外30地区	244,461	
団体営ため池等整備事業		12地区		
地域用水機能増進事業		ソフト・ハード事業		
県営畑地帯総合整備事業		畑かん施設他		
おかやま農村資源活用推進事業		農業振興関係の事業	1,471	
おかやま田園環境整備の推進		井原・総社		
中山間地域総合整備事業		農業用排水・農道・ほ場・防災等	510,000	

(3) 林業関係

	事務事業名	備前県民局	備中県民局	美作県民局
森林 計画	森林整備地域活動支援交付金事業	31,102	総社・井原・矢掛・高梁・新見へ	245,209
	森林整備地域活動支援市町村推進事業	190		
	森林異動調査事業	49		
	ゆめ・みらい・おかやまの森づくり推進事業		保育のつどい等33回	
	松くい虫防除事業	57,370	散布・伐倒駆除・土壌改良・再生等	
	市町村提案型森づくり事業	8,901	樹幹注入・間伐材搬出促進	
	森林整備加速化・林業再生事業	3,907		188,468
	低コスト実践モデル団地設置事業			21,000
	林業・木材産業構造改革事業			93,689
	美しい森づくり事業	578	美しい森の修繕	
	おかやま森づくり県民基金事業(共生の森)	776	保育活動	
	おかやま森づくり県民基金事業(森林活動促進への支援)	2,011	行事開催・自主活動支援	
	緑と水の森林基金事業	1,650		
	緑の募金事業	2,863		
	県産材利用木造住宅資金利子補給事業			20
	おかやま木で家づくり推進事業	30,900	28,800	
	木とふれある快適学習環境づくり事業	設置1,037組		
	おかやまの木でつくる快適環境整備促進事業	22,247	8,858	
	森林組合広域合併推進対策事業		びほく森林組合	
	おかやま森づくり情報発信事業	233	150	
	ニューフォレスター創造事業	7,612	雇用5人他	
	ニューフォレスター育成支援事業	2,510		
	間伐等森林整備促進対策事業		グラブ1台他	
	地球温暖化防止等間伐推進5ヶ年計画			623,229
	農山漁村活性化プロジェクト交付金		プロセッサ1台他	
	林業・木材産業改善資金		13,300	
	林業労働安全・安心推進事業	263		
	冷夏長雨緊急対策農林事業元利償還助成事業	844		
	狩猟・有害鳥獣駆除事業	14,984		
	森林 整備	森林保全管理事業		山火事予防等
造林補助事業		207,599	造林・保育・改良・作業路等	
森林保全再生事業		31,738	間伐・作業道・搬出等	
森林整備加速化・林業再生事業		2,000	間伐・作業道・里山再生等	
市町村提案型森づくり事業		9,135		
治山事業(県営)		359,399	12地区	366,692
水源地域整備事業			水源地域整備	201,732
治山事業(団体営)		7,150	林地災害防止・林地災害復旧	
林道災害復旧事業				14,063
地すべり防止事業				50386
林道整備事業(県営)				484,779
林道事業(団体営)		88,975	開設・改良・舗装・小規模林道含む	552,080
小規模林道整備事業(単県)				155,464
条件不利森林公的整備事業			搬出間伐	
安全・安心おかやま農山漁村基盤臨時整備事業			43,319(農地農村整備等も含む)	77,300

各県民局における農林水産事業部の支出の内訳は次のとおりである。

	備前県民局	備中県民局	美作県民局
農業費	986,824,119	780,657,355	1,366,415,682
畜産業費	214,485,648	27,090,449	45,438,119
農地費	4,516,635,925	3,145,164,207	2,028,250,487
林業費	448,648,933	1,069,081,925	2,569,427,598
水産業費	270,442,107	95,823,000	
合計	6,437,036,732	5,117,816,936	6,009,531,886

4 業務の種類と現状

農林水産事業部では、ハード事業（農林土木等）・ソフト事業（農林振興等）・普及事業を行っている。

（1）ハード事業

ハード事業には、農道整備・ため池補修・林道整備・治山などがある。農道整備事業の流れは、次のとおりである。聞き取りの結果、工事関係の流れは、農業土木・森林土木・建設部と共通とのことであった。

ハード事業には、「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等現場に赴くことが多い事務がある。

農業土木部門については、各地域事務所に施工管理部門を置き、そこから現場に赴いているので、施工管理のための現場までの距離は地方振興局時代と変わらない。しかし、1,000万円以上2億円までの工事について、県民局で入札が行われるようになったので、説明や入札のために設計図書を持って地域事務所から県民局に複数回赴くことが必要となっている。1,000万円未満の工事についても、検査参事に説明するため県民局に赴いているとのことであった。このように県民局となった後、説明や入札のための移動が増加している。

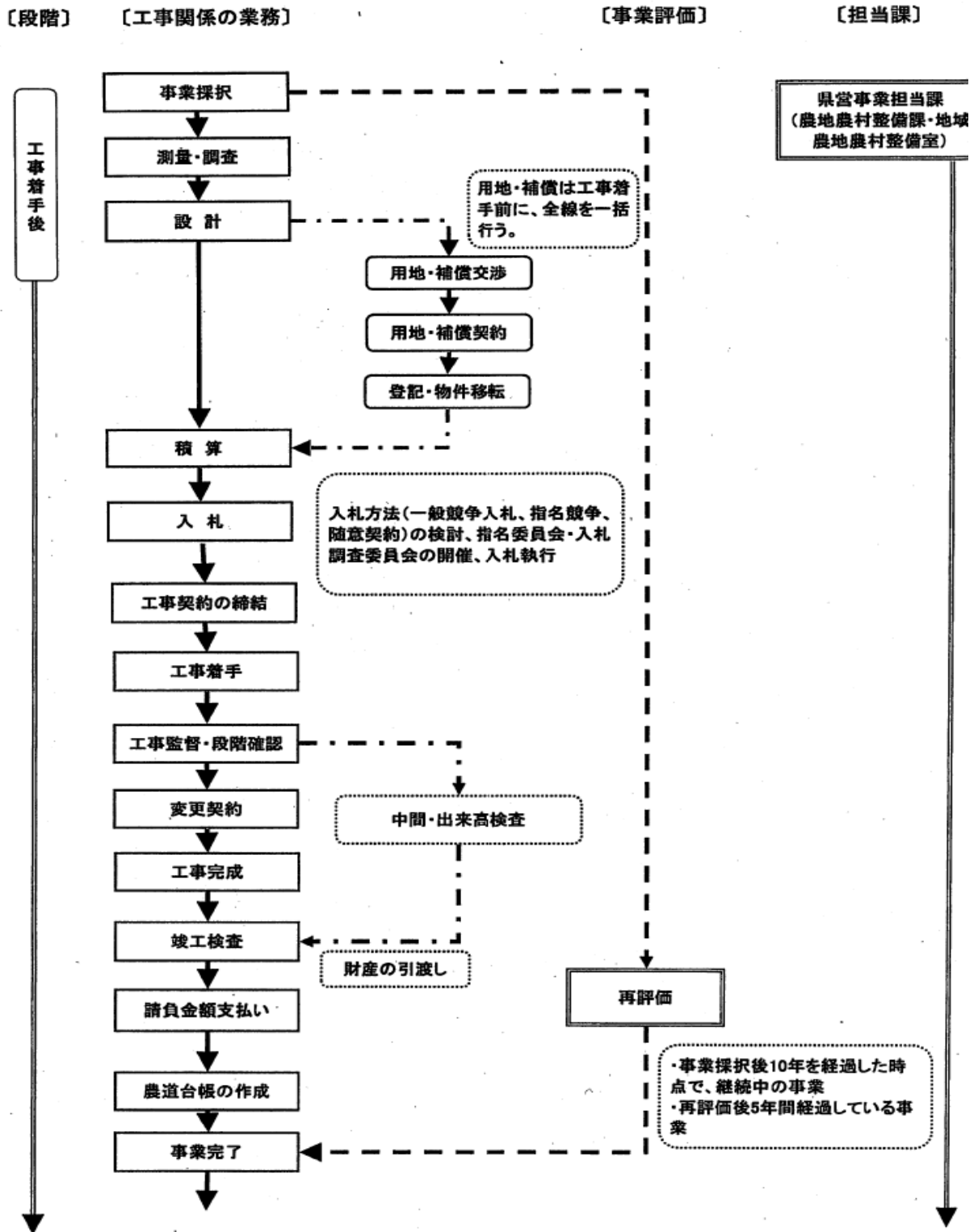
森林土木部門については、施工管理部門を3県民局に集約したため、県民局から遠方の現場に赴く必要が生じ、現場への移動距離が大幅に増加している。

農業土木部門が地域事務所に施工管理部門を残したにもかかわらず、森林土木部門が施工管理部門を県民局に集約しており、両部門に方針の違いがある。工事件数の違い等が影響した可能性がある。

以上のとおり、3県民局とも地方振興局当時に比べて、移動距離と移動時間が増加している。特に、備中県民局は、県民局が置かれている倉敷市が管内の南東端に位置しており、県北の新見・高梁地域との移動距離が長くなっている。

農道整備事業の工事の流れは次ページのとおりである。

農道整備事業の流れ 《工事関係》



(2) ソフト事業

ソフト事業には、工事管理を含まない振興事務、許認可事務、委託事務、補助金、交付金、貸付金等の事務がある。ソフト事業は、地域による特性はあるものの、交付金や補助金の関係もあって、県下全域で実施されている事業が多い。許認可事務の中には、市町村に権限移譲した事務もある。

(3) 農業普及事業

生産性や品質の向上、経営発展のためには不断の技術革新が必要であるが、農業分野の技術革新は、農業者の自助努力のみでは困難であり、公的試験研究機関等で開発された革新的な技術を現場にあった形で普及することが重要であるとの認識の下で、農業普及事業が実施されてきた。

農業普及事業は、試験研究機関と農業者の橋渡し役として、公的試験研究機関等で開発された革新的な技術を現場にあった形に組み立て、農業者に普及するというものである。普及の方法として、講習会を開催することもあるが、直接農家に赴いて活動することも重要である。普及事業には、農家との信頼関係が必要である。また、年1回しか収穫できない農作物も多く、果樹のように収穫までに数年を要する作物もある。このような場合、1年ないし数年サイクルとなる。

農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、国と都道府県の協同事業として実施されている。平成16年以前、各都道府県に地域農業改良普及センターが必置され、一定の資格をもった普及職員を配置していた。普及職員は、現場で直接農業者に普及活動する「改良普及員」と改良普及員に対する指導などを行う「専門技術員」の2種類があった。

平成16年農業改良助長法が次のように改正された。

- ・普及職員を「普及指導員」に一元化
- ・普及センターの必置規制を廃止
- ・普及手当の弾力化（普及手当支給の上限規定を廃止）

法改正を踏まえ、国では、次の見直しを実施された。

- ・革新的技術・経営方式の普及、地域農業のコーディネートに事業を重点化
- ・資格試験受験要件の引上げ等による職員の資質向上
- ・国から都道府県への交付金を縮減

上記法改正と見直しを受けて、岡山県においても、農業改良普及センターについて組織の見直しが行われた。普及活動は、試験研究機関との協力関係を持ちながら、現地で実施するという性質を持っている。農業改良助長法の改正を受けて、岡山県は、平成16年の業務仕分けにおいて「農業改良普及センターを技術・経営方式の普及や地域農業のコーディネートを担当する農林水産事業部の一つの部門として位置づけるとともに、現地機関においても普及・指導業務機能を持たせて実施し、一体的に業務を執行する。」という方針を検討し、平成18年度に、現地で普及活動を実施することを勘案して9箇所の設置状況と業務内容は変更せず、名称を「農業普及指導センター」に変更し、農林調整部門と普及部門の連携をより強化するため、農業総合センターの一部門から県民局の農林水産事業部の中に位置づけを変更して、地域の行政施策との一体的推進を目指した。

普及指導員は、作物・花き・果樹などの専門に分かれて、地域ごとに活動している。そのため、農業普及指導センターの各班にそれぞれの専門職は1～2名という状況にあり、普及活動の効果は普及指導員個人の資質に頼らざるを得ない体制となっている。

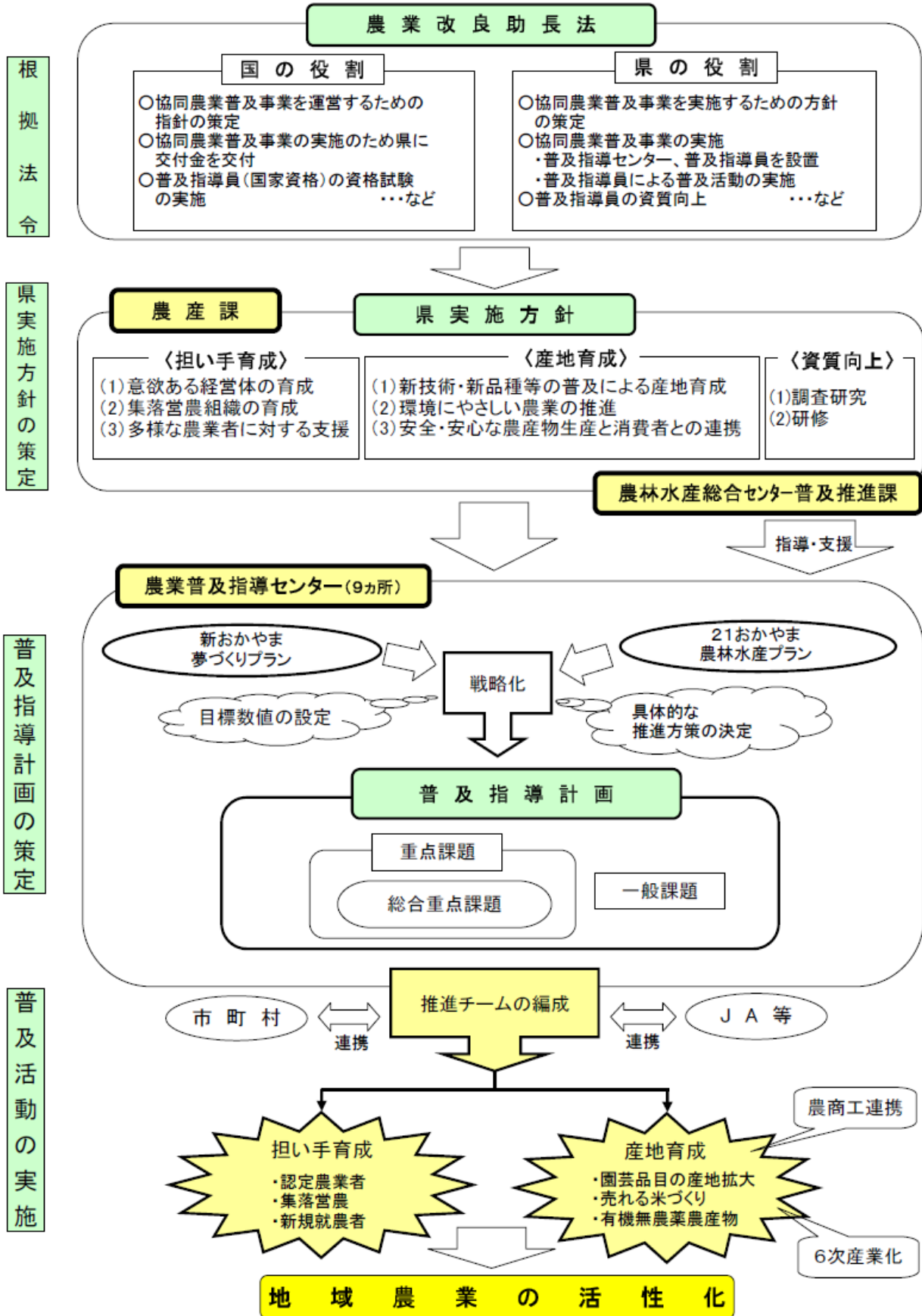
普及指導員も県職員であることが影響して、ごく一部の例外を除いて勤続期間が短い。農業普及活動を実効的に行うには、農家との信頼関係の構築が不可欠である。信頼関係は個人対個人の関係であり、個別の農家から普及指導員の知識・意欲・人柄などを知って信頼されるまでには一定の時間を要する。したがって、短期間で信頼関係を構築することは容易でない。また、農作物の中には、果樹や米など収穫までに1年以上のサイクルとなる作物も多い。

普及指導員の勤続期間が短いと、農家との信頼関係構築が困難となる上、普及事業について、収穫までに1年ないし数年を要する作物の場合、プラン・ドゥー・チェック・アクション（PDCA）という対応ができない。

また、上述のとおり、農業普及事業には、経営方式の普及や地域農業のコーディネーターも期待されるようになっており、また、TPPなど「平成の開国」が議論されている状況において、技術指導だけでなく、マーケティングも含めた強い農業の育成支援が課題となっている。

岡山県の農業普及指導事業の体制は次ページのとおりである。

農業普及指導事業



備中県民局管内の農業普及指導センターの産地指導班(H21.5.1)

倉敷			井笠			高梁			新見		
職名	勤続年数	専門分野	役職	勤続年数	専門分野	役職	勤続年数	専門分野	役職	勤続年数	専門分野
所長	1.1	農業	所長	1.1	農業	所長	1.1	農業	所長	0.1	農業
班長	1.1	花き	班長	4.1	作物	班長	0.1	作物	班長	2.1	畜産
主幹	2.1	畜産	副参事	1.1	畜産	副参事	4.1	作物	副参事	1.1	果樹
主任	1.1	野菜	主幹	1.1	花き	副参事	1.1	野菜	主幹	0.1	作物
主任	5.1	作物	主任	1.1	野菜	主幹	3.1	果樹	主幹	2.1	果樹
主任	3.1	野菜	主任	0.1	果樹	主幹	1.1	花き	主任	3.1	作物
主任	2.1	果樹	主任	1.1	果樹	主任	0.1	野菜	主任	0.1	野菜
技師	4.1	野菜	主任	2.1	野菜	主任	0.1	果樹	主任	0.1	花き
技師	1.1	作物	主任	0.1	果樹	主任	0.1	畜産	主任	0.1	花き
班長	0.1	野菜	班長	0.1	野菜	技師	1.1	果樹	技師	1.1	野菜
副参事	0.1	果樹	主幹	2.1	果樹						
主幹	0.1	作物	主幹	1.1	作物						
主任	0.1	花き	技師	2.1	畜産						
主任	0.1	作物	技師	1.1	野菜						
主任	1.1	野菜	技師	2.1	果樹						
技師	2.1	農業									
技師	2.1	果樹									
平均	1.57		平均	1.37		平均	1.2		平均	1.1	
人数	17		人数	15		人数	10		人数	9	

5 事務移譲と協働の現状について

上述のとおり、ソフト事業は、市町村への事務移譲を行うこととされていたが、平成17年から21年までの間で、農林水産事業分野において市町村への事務移譲が決定したのは、下記のとおりである。

- (1) 農地転用（4ha以下）の許可を市町村へ
- (2) 耕作目的の農地の権利移動の許可を市町村へ
- (3) 農用地区内における開発行為の許可を市町村へ
- (4) 農地賃貸借契約の解約等の許可を市町村へ
- (5) 土地改良区等における換地計画に関する事務を市へ
- (6) 土地改良区の定款等に関する事務を市へ
- (7) 土地改良区の監督に関する事務を市へ
- (8) 土地改良区等における事業計画の適否決定及び認可を市へ
- (9) 保安林内の立木伐採等の届出等を市町村へ
- (10) 卸売市場の開設許可等を政令市へ
- (11) 牧野への立入検査等を市へ
- (12) 農用地造成事業等に係る土地改良区と農用地外資格者との調整等を政令市へ
- (13) 地すべり防止区域内の制限行為の許可等（農林水産省所管分）を中核市へ

その他、農林水産事業分野において、今後、事務移譲する対象となっているのは、次のとおりである。

- (1) 農住組合の設立認可等
- (2) 交換分合計画等の認可等
- (3) 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等
- (4) 家畜排せつ物の適正な管理に係る指導等に関する事務
- (5) 農業協同組合（専門農協に限る）の設立・解散認可等
- (6) 農事組合法人の設立・解散届出の受付等
- (7) 森林組合の設立・解散認可等
- (8) 漁業協同組合の設立・解散認可等

第4 他府県の特徴ある取組状況

1 島根県（農業土木部門と建設部土木部門の統合）

島根県では、平成18年4月、農業土木及び森林土木（実施設計、用地交渉、入札、施工管理、竣工検査等）と、土木建築事務所を統合して、県土整備事務所を設置した。農・林・土木の一体的整備を可能とする、効率的運営を可能とする、地域密着体制確保・危機管理体制維持を可能とすることなどを目標としている。

その概要、メリットとして公表されているのは、下記のとおりである。

公共事業の新たな執行体制について

(組織検討委員会 報告)

1. 新たな執行体制の概要

今後の事業費の動向をふまえ効率的に事業執行を行う観点から、農林水産部地方機関の公共事業実施部門と土木部地方機関とを統合し、新たに県土整備事務所(仮称)を7圏域単位に設置する。

統合する内容は、農林振興センターで行っている公共事業すべての分野についての事業実施機能(実施設計、用地・換地、入札、施工管理、竣工検査等)と、土木建築事務所の機能全部。 なお、農林ソフト部門との連携を保つため、調査計画機能は新たな農林振興センター(東・西・隠岐)内に設置。

また本庁については、調整部門の強化、連携協議の実効性向上策等を行う。

2. 統合のメリット

- ①住民からの意見、苦情等の窓口が一本化することにより、県民サービス向上が図られるとともに、わかりやすい組織となる。
- ②ひとつの事務所に農・林・土木の情報が入り、その情報を計画段階に還元することにより、一体的な整備が今まで以上に効率的で円滑に進められる。
- ③建設業界に対して、地域バランスや発注時期を調整した一元的な発注計画を示すことが可能となる。
- ④職員の意識改革が進み、双方の技術ノウハウを持ち寄ることが容易となる結果、より質の高い施工が可能となる。
- ⑤事業実施段階での各種調整が容易となる。
- ⑥共通的な業務の人役(入札契約業務、工事検査等)を効率化できる。
- ⑦業務用の公用車、備品等の稼働効率上がり経費節減につながる。
- ⑧今後の事業費減少により人員を削減していく中で、農林、土木単独の場合、現行の7圏域の事務所配置からさらに6以下への統合を検討しなければならなくなるが、地域密着体制確保や危機管理機能(水防、除雪、災害等)維持の観点からは問題がある。統合事務所として一定の事業量、人員を確保することにより、7圏域体制の維持が図られる。

3. 統合の実施時期：平成18年4月

※なお、平成16年度対比で公共事業費の概ね半減を予定している平成20年度を目途に、土木事業所の執行体制や、漁港整備事業等の一体化を検討する。

※参考：一般公共事業費の試算(空港、ダム等プロジェクト分を除く。単位:億円)

	H16	H17	H18	H19	H20
農 林	286	239	210	170	130
土 木	651	571	450	380	330
合 計	937	810	660	550	460
H16対比		86%	70%	59%	50%

2 研究部門の地方独立行政法人化(青森県・北海道)

青森県と北海道では、工業部門と農業部門の試験研究機関を統合して、地方独立行政法人を設立した。

【地方独立行政法人青森県産業技術センター】は、平成21年4月1日に設立された。その組織及び同年度の決算状況は下記のとおりである。

(1) 組織(平成21年4月1日)



1 予算

(単位:百万円)

項目	平成21事業年度 予算(A)	平成21事業 決算(B)	増減額 (B)-(A)
収入			
運営費交付金	4,560	4,437	△ 123
自己収入	198	243	45
売払収入	168	209	41
使用料及び手数料収入	8	9	1
農商工連携ファンド運用益収入	20	19	△ 1
雑収入	2	6	4
受託研究等収入	225	256	31
補助金	2	470	468
借入金収入	2,800	2,800	0
計	7,785	8,206	421
支出			
業務費	4,278	3,922	△ 356
試験研究経費	1,369	1,111	△ 258
農商工連携ファンド補助金経費	20	9	△ 11
人件費	2,889	2,802	△ 87
一般管理費 (内人件費)	480 (397)	639 (469)	159 (72)
受託研究等経費	225	256	31
補助金	2	470	468
農商工連携ファンド造成費	2,800	2,800	0
計	7,785	8,087	302
収入-支出	0	119	119

2 収支計画

(単位:百万円)

項目	平成21事業年度 収支計画(A)	平成21事業 年度実績(B)	増減額 (B)-(A)
費用の部	5,369	5,075	△ 294
経常費用	5,166	4,824	△ 342
業務費	4,391	3,956	△ 435
試験研究経費	1,257	940	△ 317
受託研究等経費	225	227	2
農商工連携ファンド助成経費	20	9	△ 11
職員人件費	2,889	2,780	△ 109
一般管理費	480	639	159
財務費用	0	1	1
雑損	0	0	0
減価償却費	285	228	△ 57
臨時損失	213	251	38
収益の部	5,369	5,132	△ 237
経常収益	5,156	4,881	△ 275
運営費交付金	4,449	3,893	△ 556
受託研究等収益	225	255	30
農産物等売払収益	168	209	41
使用料及び手数料収益	8	9	1
農商工連携ファンド運用収益	20	19	△ 1
財源措置予定額収益	0	99	99
補助金収益	0	23	23
雑益	2	6	4
財務収益	0	1	1
資産見返運営費交付金等戻入	100	45	△ 55
資産見返物品受贈戻入	183	319	136
資産見返補助金等戻入	1	3	2
臨時利益	213	251	38
純利益	0	57	57

3 資金計画

(単位:百万円)

項目	平成21事業年度 資金計画(A)	平成21事業 年度実績(B)	増減額 (B)-(A)
資金支出	7,785	12,012	4,227
業務活動による支出	4,872	4,105	△ 767
投資活動による支出	2,913	7,558	4,645
財務活動による支出	0	3	3
次期中期目標期間への繰越金	0	346	346
資金収入	7,785	12,012	4,227
業務活動による収入	4,965	4,814	△ 151
運営費交付金による収入	4,560	4,338	△ 222
売払収入	168	196	28
使用料及び手数料収入	8	9	1
雑収入	2	26	23
受託研究等による収入	225	224	△ 1
補助金等による収入	2	22	20
投資活動による収入	20	4,398	4,378
財務活動による収入	2,800	2,800	0

【地方独立行政法人北海道立総合研究機構】は、平成22年4月1日に設立された。

組織は次のとおりである。



農業研究本部

- 中央農業試験場（長沼町）※
 - └ 岩見沢試験地（岩見沢市）、遺伝資源部（滝川市）
- 上川農業試験場（比布町）
 - └ 天北支場（浜頓別町）
- 道南農業試験場（北斗市）
- 十勝農業試験場（芽室町）
- 根釧農業試験場（中標津町）
- 北見農業試験場（訓子府町）
- 畜産試験場（新得町）
- 花・野菜技術センター（滝川市）

水産研究本部

- 中央水産試験場（余市町）※
- 函館水産試験場（函館市）
- 釧路水産試験場（釧路市）
 - └ 加工利用部（釧路市）
- 網走水産試験場（網走市）
 - └ 加工利用部（紋別市）
- 稚内水産試験場（稚内市）
- 栽培水産試験場（室蘭市）
- さけます・内水面水産試験場（恵庭市）
 - └ 道北支場（増毛町）、道南支場（八雲町）
道東支場（中標津町）、道東内水面室（網走市）

森林研究本部

- 林業試験場（美瑛市）※
 - └ 道南支場（函館市）、道東支場（新得町）
道北支場（中川町）
- 林産試験場（旭川市）

産業技術研究本部

- 工業試験場（札幌市）※
 - └ 野幌分場（江別市）
- 食品加工研究センター（江別市）

環境・地質研究本部

- 環境科学研究センター（札幌市）※
 - └ 道東地区野生生物室（釧路市）、道南地区野生生物室（江差町）
- 地質研究所（札幌市）
 - └ 海洋科学研究センター（小樽市）

建築研究本部

- 北方建築総合研究所（旭川市）※
 - └ 構造計算適合性判定センター（札幌市）

※ 研究本部設置場所

第5 結果及び意見

1 ハード（農業土木）部門について

- (1) 県民局への集中化に伴う移動距離と時間の増加の実態を把握するため、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について調査すべきである（指摘事項）。

地方振興局から県民局への組織変更に伴い、職員の移動距離が増加したとの話が多くの職員から寄せられた。職員の移動距離の増加は、仕事の効率性の観点から人件費に影響するだけでなく、ガソリン代や車両代などの経費支出にも影響する。

大変な労力をかけて、地方振興局から県民局へという重大な組織変更を行った以上、その効果を正確に把握することは、県民に対する義務である。人員削減による効果だけでなく、移動距離の増加による経費支出増加も評価しないと、組織変更の正確な評価はできない。

しかしながら、岡山県は、移動時間・移動距離・用務の内容・支出の変化について、これまで、全く調査を行っていないとのことであった。

本監査において、移動距離の増加を数字として明らかにする目的で、「岡山県公用車予約・管理システム」で公用車の利用状況を確認することによって、平成16年度との比較を行えないかを検討した。しかしながら、同システムでは比較検証ができないことが判明し、独自調査を断念した。

組織変更の結果、移動距離の増加による経費支出の増加というマイナス面が指摘されている以上、実態を把握して適切な対策を講じて、無駄を削減するために、実態調査を行うことが必要である。

- (2) 県民局から現場に出張する場合、現場近くの地域事務所への出勤ないし現場への直行直帰を柔軟に認める運用を検討すべきである（意見）。

県民局に勤務している者が現場に赴く場合、県民局に出勤し、公用車を使用して現場に赴き、用務を済ませて、県民局に帰ってから帰宅している状況である。ヒアリングにおいて、森林土木や災害対策等に関して「地方振興局から県民局への組織変更後、現場との距離が遠くなって移動距離と移動時間が増加した。特に、備中県民局において、新見管内・高梁管内への出張が遠距離で距離と時間を要している。」という意見が寄せられた。

管内の地域事務所に近い現場の場合、地域事務所に出勤して現場に赴き、用務を済ませて地域事務所に戻るという方が効率的なケースがある。地域事務所への出勤と

いう運用について、ヒアリングしたところ、柔軟な運用を行うことについて特に異論はなかった。地域事務所への出勤という運用を行う場合、出勤先が異なることになる関係で通勤手当の支給に問題があるのかもしれないという懸念が示された。しかし、これは、運用上の問題であって、通常の出張の場合と大きく異なるものとは思われない。

現場への直行直帰について、ヒアリングの結果、許可を得れば自家用車による出張が可能とのことであった。ただし、自家用車の利用を認める場合、事故があった場合のリスク回避を検討する必要がある。

(3) 地域事務所の工事発注権限を拡大すべきである（意見）。

平成20年度までは、支局室長決裁で4000万円未満の工事について支局で工事発注を行っていた。支局から地域事務所になった平成21年度は4,000万円未満も部長決裁となり、県民局で工事発注を行った。平成22年度から、1,000万円未満の工事について、地域事務所の副部長決裁で入札を行っているが、1,000万円以上1億円未満は農林水産事業部長決裁、1億円以上2億円未満は県民局長決裁で県民局において入札を行い、2億円以上は本庁で決裁し、県民局で入札を行っている。

県民局で入札を行う場合、地域事務所の担当者が工事関係図書をもって県民局に説明に行く。ヒアリングによると、説明する上司の都合がつかなければ、何日にもわたる場合もあるとのことであった。このように県民局体制に移行した後、地域事務所管内の工事を発注する場合、地域事務所の担当者は県民局との往復のために、移動距離と時間を要するようになった。

発注金額の割合を勘案して副部長の決裁権を拡大して、地域事務所の工事発注権限を拡大すれば、地域事務所の担当者が説明のために県民局へ赴く回数は減少する。これにより、人件費の面でも交通費の面でも効果が期待できる上、職員のモチベーションアップも期待できる。

地域事務所の工事発注権限を拡大することによって、地域事務所職員を増員する必要が生じるのではないかという懸念も指摘されており、県民局から地域事務所へ異動させるなど工夫を行い、総人員を増加させないようにする必要はある。

(4) 農林水産事業部と建設部との人事交流を活発化し、農林土木職の大多数に建設部の事務ができる能力をつけさせるべきである（意見）。

「農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化」は、県民局への再編直前に検討されており、効率性のある事務の執行を目指すという意味で興味深い提案である。

土木工事における農林水産事業部と建設部の事務内容の差異についてヒアリングを行ったところ、概ね次のような回答があった。

「根拠法令が異なっているため整備目的が異なり、事業採択までは異質である。ため池やほ場整備など農業土木特有の事務がある。土木工事の進め方や管理の仕方は共通している。一部で人事交流が行われている。一体化は以前から検討されているが、現在、補修工事などについて計画段階から同じ者が一貫して行っており、いずれが効率的かの比較は難しい。」

根拠法令が異なっているため、採択までに差があることは確かであるが、土木工事の進め方や管理の仕方は共通しており、島根県のように整備目的などの計画は別部署が行うという体制もありうる。

また、同一人が計画段階から最後まで担当する体制には相応の合理性もある。しかしながら、職員が2-3年で異動となっている現状をみると、ある程度の期間と予算を要する工事について計画段階から一貫して担当することはほとんどなく、職員の異動に伴って引継ぎが行われているのが実情である。

ため池やほ場整備などの農業土木特有の工事についても、人事交流によって経験を積むことにより建設部の職員でも対応可能となり得る。

現在、土木職を農林水産事業部に配属し、逆に農林土木職を建設部に配属するという人事交流を行っているが、その人数はごくわずかである。

将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。

(5) 農林水産事業部の「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を建設部に統合し、農林土木と建設部の施工部門を地域事務所に置き、地域事務所に部長と同等の決裁権限を付与して、柔軟かつ効率的な組織体制を検討すべきである（意見）。

「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等は、現地で実施すべき業務であり、農林土木と建設部とで工事の進め方に差はない。両者を統合することによって、人員削減も期待できる。

さらに、これによって、移動距離と移動時間の削減による効果だけでなく、同一人が複数の仕事をこなすことによる人件費削減効果が期待できる。現地における災害時の緊急対応体制も強化できる。計画的な社会基盤整備、決め細やかな管理、仕事量に応じて柔軟な人員配置が可能となる。そして、部長と同等の権限（1億円までの工事についての決裁権限）を付与することにより、ほとんどの工事が地域事務所で完結し、決裁や入札のために大量の書類をもって県民局を往復する必要もなくなる。

島根県では、平成18年、県下7圏域に「県土整備事務所」を設置し、農業土木のうち「実施設計」「用地交渉」「施工管理」「竣工検査」等を土木部門と統合し、県下3か所の「農林振興センター」には「調査計画機能」のみを残すという形で、土木部門との統合を実施している。このように、農林水産事業部と建設部のハード部門と一体化することは可能である。

農林水産事業部と建設部のハード部門の一体化は、岡山県においても検討されていたのであるから、先行実施した島根県の県土整備事務所の取組とその効果を検証すべきである。なお、島根県の取組を評価する場合、県土事務所内における専門職種の配置状況の変化を見るなどして土木部門と農業土木部門との一体化の進捗状況を調査すべきである。また、土木のハード部門を県下7圏域に置いていることの意味とその効果についても検証すべきである。

2 ソフト部門について

(1) 県が担当しているすべての許認可事務について、再度洗い出しを行い、可能なものはすべて市町村へ事務移譲し、不可能なものについても窓口事務を市町村に事務委託をするべきである（意見）。

岡山県の農林水産部門は、市町村への権限移譲が比較的すすんでいる。しかし、いまだ県に残っている事務がある。完全に移譲されることなく事務が残っていると、

人員を配置する必要があるだけでなく、申請窓口を県民局に集中すると、県民は、県民局に赴いて申請しなければならない。県民が近くで申請できるようにするためには、地域事務所に受付部門を残すことが必要になる。

市町村に事務移譲することは、県民サービスの観点からも、県組織のスリム化の観点からも有益である。

(2) 同じ内容の委託事業や補助事業が各県民局それぞれで行われている例が相当数ある。

これら事業のうち、本庁に引き揚げた方が効率的なものがないかどうかに関して、再度、洗い直しをすべきである（意見）。

新規就農トータルサポート事業、中山間地域等直接支払交付金など同じ内容の委託事業や補助事業について、3県民局それぞれが行う場合、それぞれに担当が必要であるが、本庁が担当すれば1名で足りる。

委託や補助を受けている者について、市町村等の公的機関や外郭団体等も多く、本庁へ来させることについての県民負担を考慮する必要のない相手も相当数ある。

現地に赴いて確認する必要や現地の状況を把握する必要があるケースもあるが、現地へ赴く頻度や内容を精査することが必要である。

3 普及部門について

(1) 普及指導員について、異動頻度を減らして勤続年数を延ばすべきである（意見）。

農業普及活動について、直接農家に赴いて活動することが重要であり、農家との信頼関係が基礎になければならない。信頼関係は個人対個人の関係であり、普及指導員の知識・意欲・人柄などを知って個別の農家から信頼されるまでには一定の時間を要する。したがって、短期間で信頼関係を構築することは容易でない。また、収穫までに1年ないし数年かかる作物もある。普及指導員が、農家との信頼関係を構築し、プラン・ドゥー・チェック・アクション（PDCA）という対応を行うためには、ある程度長期間、同じ部署で活動する必要がある。

しかるに、上述したとおり農業普及員の勤続年数は、一部の例外を除き、あまりにも短い。同一部署での勤続年数が短いことは県職員全体の特徴であり、この人事は癒着防止には効果がある。しかし、農業普及活動については例外を認めないと効果があがらない。

(2) 農業普及部門について、組織の位置づけを再検討すべきである（意見）。

農業普及活動は、試験研究機関と農業者の橋渡し役として、公的試験研究機関等で開発された革新的な技術を現場にあった形に組み立て、農業者に普及するというものである。試験研究機関との関係を維持しながら、現地で活動を行うという二面性がある。

農業改良普及センターの必置規制がなくなり、岡山県は、農業普及指導センターを県民局の農林水産事業部の一部門に位置づけ、部内の他課との協働に期待した。しかし、ヒアリングによると、課長間での定期的な会議は行われているものの、普及指導員の活動については変化がないとのことであった。農業普及指導センターが県民局の農林水産事業部の一部門に位置づけられたことは普及活動に影響していない。

また、TPPなど国際的な市場開放圧力が強まる中、農業普及については販売先や販売方法を含めたマーケティングも踏まえた活動が期待されている。農業普及員個人の研修による能力アップでは、到底対応できない状況である。

ヒアリングによると、県民局の農林水産事業部でのマーケティング活動は、農協と協力して日本国内数箇所にアンテナショップを出している程度であった。従って、県民局の農林水産事業部との協力関係を強めても、国際的戦略はおろか、日本国内への販路開拓などのマーケティング力は強まらない。

岡山県において、マスカットやピオーネや黒豆など特産品の普及において農業普及活動が大きな成果をあげてきたことは評価すべきである。しかし、販売先も見据えた普及活動は行われてこなかった。

農業普及については、試験研究機関との協力関係と現地での地道な活動だけでなく、マーケティングの提案も含めた活動が期待される。この3つを機能させることが可能な組織体を検討して、農業普及部門の位置づけについて再検討すべきである。

(3) 農業普及部門を試験研究機関に戻して、農業普及活動も含めて試験研究機関を独立行政法人化することの是非について調査すべきである（意見）。

青森県や北海道では、試験研究機関を統合して、地方独立行政法人を設立した。農林水産部門については、試験研究の過程で販売可能な商品ができる。試験研究部門は、他の研究機関との協力関係を持つなどして、効率的な運営を行うことが可能である。つまり、試験研究機関は、「経営」という観点を入れることが可能である。

ブランド戦略についても、既に県内の一部地域のブランドが確立しているにもかかわらず、県が関与すると、県全域を踏まえたブランド化を図る必要から別の全県統一ブランドを推進している例がある。つまり、県が関与した場合、県内の一部地域だけのブランドを売ることができない。この点についても、地方独立行政法人であれば、ある程度、自由にブランド化戦略を行うことが可能となる。

農業普及部門についても、マーケティングという効果が期待されている現状では、「経営」という観点が必要となってきた。「経営」という観点で対応可能な組織体に担わせることによって、普及指導員個人の資質に頼っている農業普及活動から、組織としての農業普及活動に変更できる可能性がある。また、「経営」という観点からみた普及指導員の効率的な配置も可能となり、同一場所での勤続年数の問題もクリアできる。

農業普及活動は、性質上、農業協同組合その他都道府県以外の団体が行うことも可能である（農業改良助長法6条3項参照）が、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるので、効率的に行わせるため、地方独立行政法人が実施するのが相当である。

ただし、協同農業普及事業は、都道府県と農林水産省が協同して行う事業とされており、国から都道府県に対して交付金が支給されている。この交付金を受領できる仕組みを維持することも重要である。

交付金は、各都道府県の農業人口、耕地面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において協同農業普及事業を緊急に実施することの必要性等を考慮して政令で定める基準に従って決定される（同法6条2項）とされている。

協同普及事業とは、大要、次に掲げるものとされている（同法7条）。

- ① 普及指導員を置くこと
- ② 普及指導員が普及活動を行うこと
- ③ 普及指導センターを運営すること
- ④ 普及指導協力委員が活動を行うこと
- ⑤ 農業者研究教育施設において農業後継者に研修教育を行うこと
- ⑥ 普及指導員の研修、農村青少年団体の指導者の育成を行うこと

県に普及指導員を置くことが交付金を受けるために必須であれば、県職員である普及指導員を地方独立行政法人に出向させるという方法もあり得る。

まずは、岡山県内の他の地方独立行政法人（岡山県精神科医療センターなど）の状況から独立行政法人化による効果を分析しつつ、先行した二道県の試験研究機関独立行政法人の状況を調査して、今後の対応について不断の検討を継続すべきである。

第5款 建設部

第1 再編に先行して行われた業務仕分け

1 平成17年の地方振興局から県民局への再編に先行して行われた業務仕分けにおいて、建設部については以下のとおりの検討が行われていた。

(1) 地方振興局の現状と課題

- ハードからソフト重視への施策転換に伴い従来型の公共工事の進め方が急速に見直される中で、事業費は減少しているものの、コスト削減、事業評価など業務は複雑、多様化しており、それらの課題に迅速に対応できる組織、さらには職員の意識改革が求められている。
- 設計書の電子化、電子入札、電子申請など業務の電子化の波が急速に押し寄せている。
- 災害時における初動体制の一層の充実が求められており、その拠点としてのウエイトが高まっている。
- 各局建設部(事務所)間で事業費・発注件数に相当の開きがあり、例えば、岡山局建設部では県全体の4分の1の事業費を抱えるなどバランスを欠いた状況になっており、また、一方で玉野・建部建設事務所については、市町村合併の進展により所管区域の見直しを検討せざるを得ない状況となっている。
- 県有施設については、県の直接管理から市町村・業者への管理委託、さらにはNPO・各種団体との協働システムの構築が模索されている。

(2) 平成17年再編における業務仕分けの基本的な考え方

[全般]

- 土木行政における現場事務所には、現地調査、用地取得、工事の設計、入札、施工、完了検査、施設の維持管理までの一連の作業を一体として行う機能、さらには災害時における拠点としての機能がそれぞれ求められており、県内どこへでも一定の時間・距離で到着することのできる場所に事務所を構える必要がある。

その意味で、現在の9地方振興局建設部は県内にバランスよく配置されている。

- 今回の地方振興局の再編においては、まず、県と合併市町村との役割分担

を明確にした上で、再編後の局、現地機関の機能分担を考える必要がある。

- 現在地方振興局建設部が行っている業務については、当面、基本的にはそのまま現地で行うが、合併の状況を見据えながら、市町村へ移譲すべき業務は権限、財源、人材セットで移譲する、あるいは業者等に委託するなどの方法により、現行の地方振興局建設部の業務を極力スリム化していかなければならない。
- 市町村合併により所管区域が複数の地方振興局にまたがることがあらかじめ想定されている建部建設事務所、事業量の少ない玉野建設事務所については、その在り方を検討する。

[部内組織]

- 部内の組織については、県有施設の維持管理と公共事業の企画立案に重点を置いたものとする。

再編後の局：建設企画課・工務課の充実（事務職の配置、市町村指導、計画立案機能の充実）

現地機関：維持管理（補修）課の充実、用地課の縮小などを検討する。

[本庁]

- 土木部及び地方振興局建設部内に、合併後の市町村への権限移譲について検討する職員を置く。
- 2 また、平成17年以降更なる再編（現地機関廃止等）を目指す際に考えられる役割分担の基本的方向として、次のような議論があった。
- 市町村合併の動向を踏まえ、県と市町村との役割分担を見直した上で、現地機関の建設部の在り方を再検討する。
 - 地方振興局農林事業部の広域基盤整備部門との統合を検討する。
- 3 平成17年4月再編時の仕分け、平成21年4月までに目指す仕分けは次表のとおりであった。

○建設部業務

●: H17.4.1再編時の仕分け △: 条件により可能な仕分け ◎: H21.4.1までに目指す仕分け

振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時						
	県			市	外部	廃止	県			市	外部	廃止	
	本庁	局	支局	町村	委託		本庁	局	地域庁舎	町村	委託		
道路・河川管理													
各種許可・措置命令		●	●					◎	◎	△			
パトロール		●	●					◎	◎	△			
公共施設の維持補修		●	● ^{※3} (一定規模未満)		●			◎	◎ ^{※4} (一定規模未満)		◎		
港湾・海域、海岸、漁港管理 (各種許可・措置命令)		●	●	●				◎	◎	△	△		
砂防・急傾斜地管理 (各種許可・措置命令)		●	●					◎	◎	△			
砂利・採石 (採取計画の認可・措置命令)		●	●					◎	◎	△			
都市公園管理		●						◎			△		
国有財産管理 (調査、維持・保存)		●	●					◎	◎	△			
屋外広告物規制 (許可・違反広告物除却作業)		●	●					◎		△			
宅地造成等規制 (許可、完了検査)		●	●					◎		△			
建設業者管理 (指導・相談、営業所調査、経営事項審査)		●	●					◎					
建築物規制 (確認、検査、許可、指導等)		●	●					◎		△			
建築資材の再資源化(リサイクル法) (届出の受理、助言・勧告)		●	●					◎		△			
水防		●	●					◎	◎	△			
工事計画、進行管理		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
工事設計審査		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
工事検査		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
市町村工事技術指導		●						◎					
市町村補助事業の設計審査		●						◎		△			
公共事業用地取得、用地補償交渉		●	●		●			◎			◎		
公共嘱託登記等													
事前調査、登記		●	●		●			◎			◎		
未登記処理		●	●					◎					
公共施設の建設・改良 (道路・河川・砂防・港湾・漁港・公園)													
調査、測量、設計		●	● ^{※3} (一定規模未満)		●			◎			◎		
設計協議、地元調整		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
工事の監督・指導		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
予算要求、認可申請		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
漁港等の整備													
県営事業(ハード)の入札等		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
県営事業(ハード)の設計、現場 管理等		●	● ^{※3} (一定規模未満)		●			◎			◎		
ダム施設の建設													
調査、測量、設計		●	● ^{※3} (一定規模未満)		●			◎			◎		
設計協議、地元調整		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
工事の監督・指導		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					
予算要求、認可申請		●	● ^{※3} (一定規模未満)					◎					

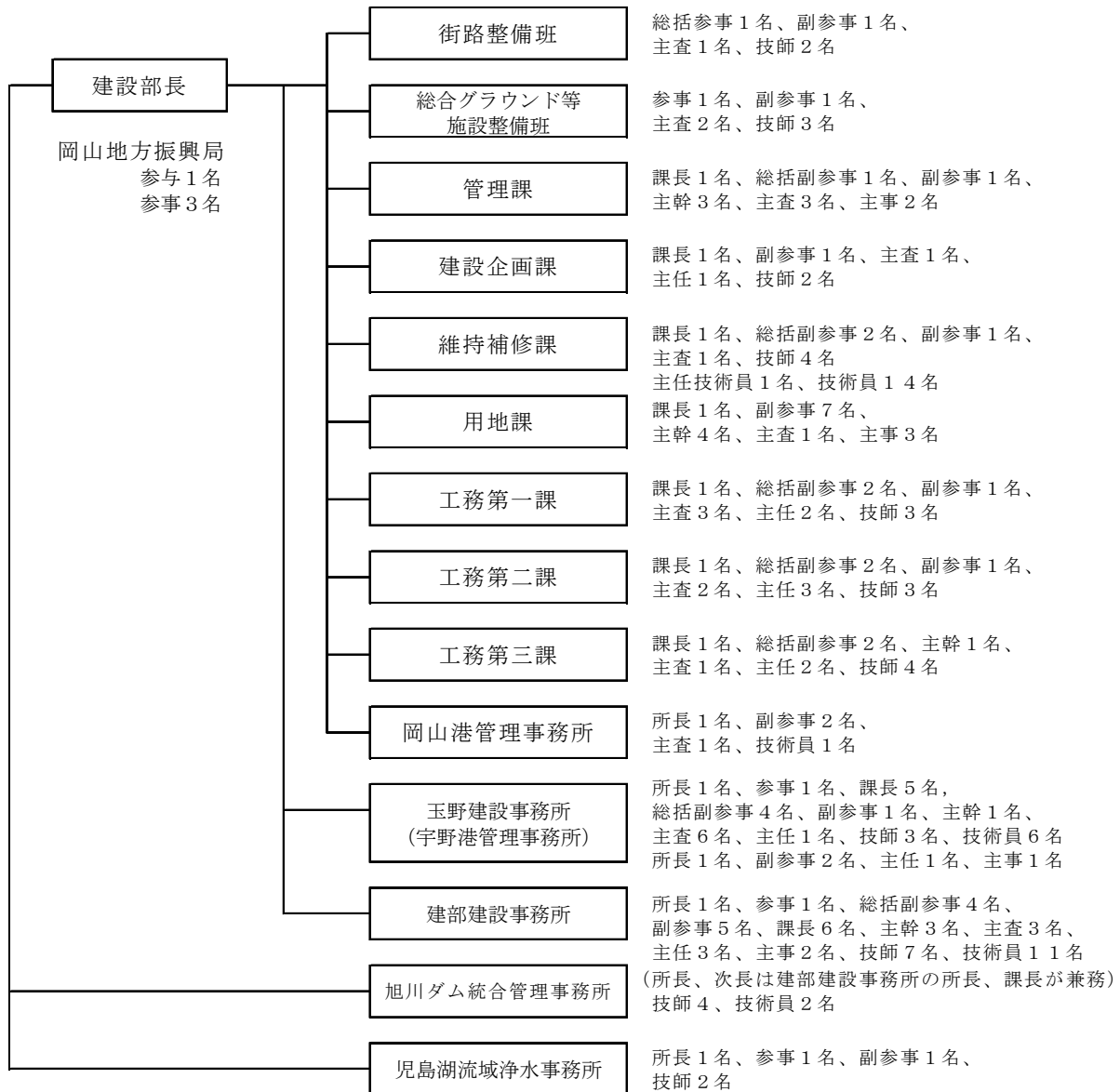
振興局で行っている主な業務名	H17.4再編時						H21再編完了時					
	県			市	外部	廃止	県			市	外部	廃止
	本庁	局	支局	町村	委託		本庁	局	地域庁舎	町村	委託	
災害復旧事業		●	● ※3 (一定規模未満)					◎				
ダム管理		●	●		●			◎	◎		◎	

※3 工事金額4千万円未満の工事
 ※4 工事金額1千万円未満の維持補修工事

第2 組織体制

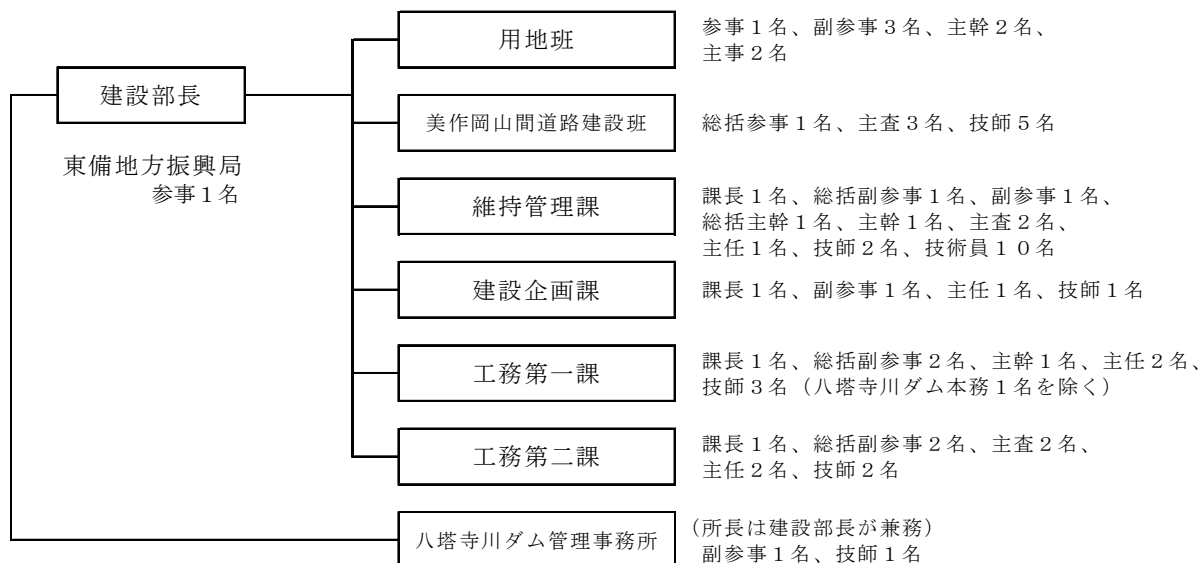
第2章の備前・備中及び美作県民局の概要（平成21年度）において、平成21年時点の3県民局の組織と所管事務を記載したが、地方振興局から県民局への再編により建設部の組織体制がどのように変わったかを確認するため、ここで改めて平成16年度と平成21年度の組織図を比較対照する。

【平成16年度 岡山地方振興局・建設部 組織図】

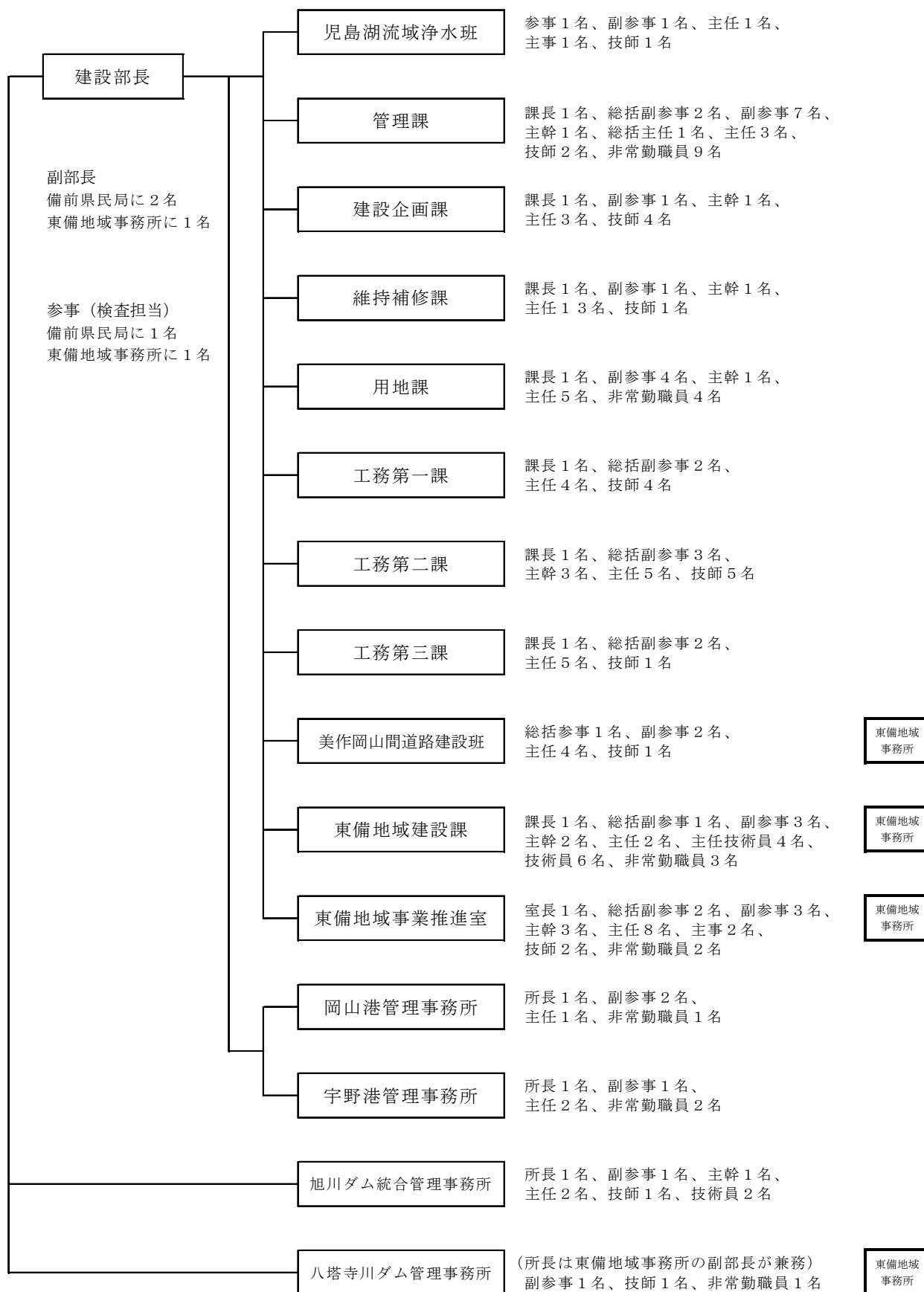


※ 振興局の人員内訳については、平成16年度の事務分掌調査票もしくは職員録から記載した（以下、他の振興局も同様）

【 平成16年度 東備地方振興局・建設部 組織図 】

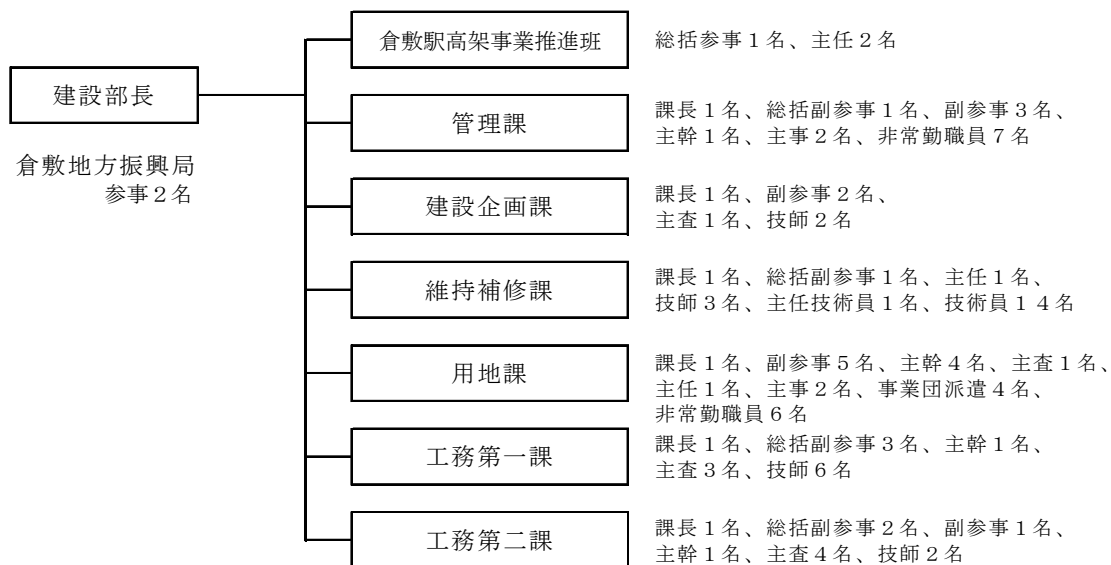


【 平成 2 1 年度 備前県民局・建設部 組織図 】

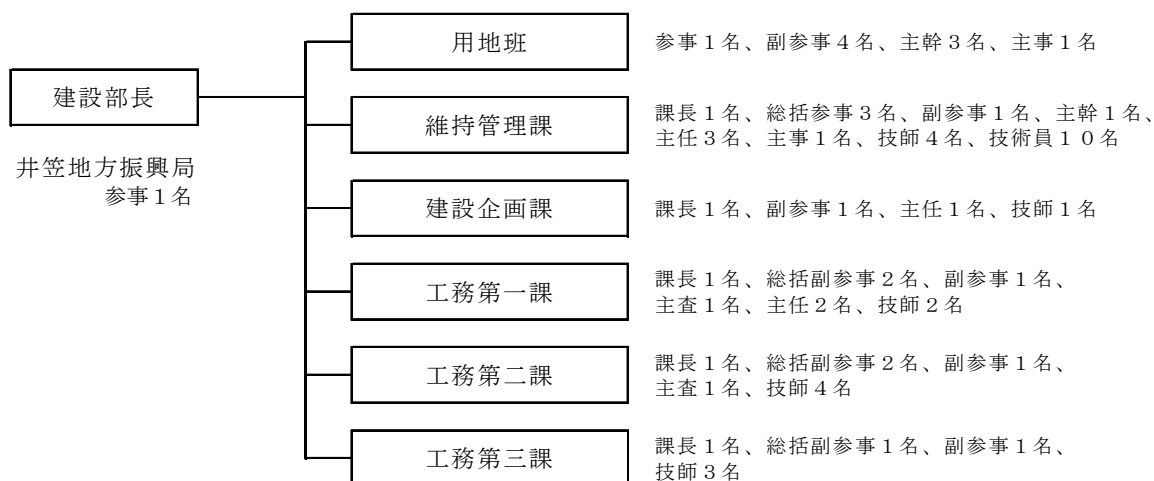


※ 県民局の人員内訳については、平成 2 1 年度の事務分掌調査票から記載した（以下、他の県民局も同様）

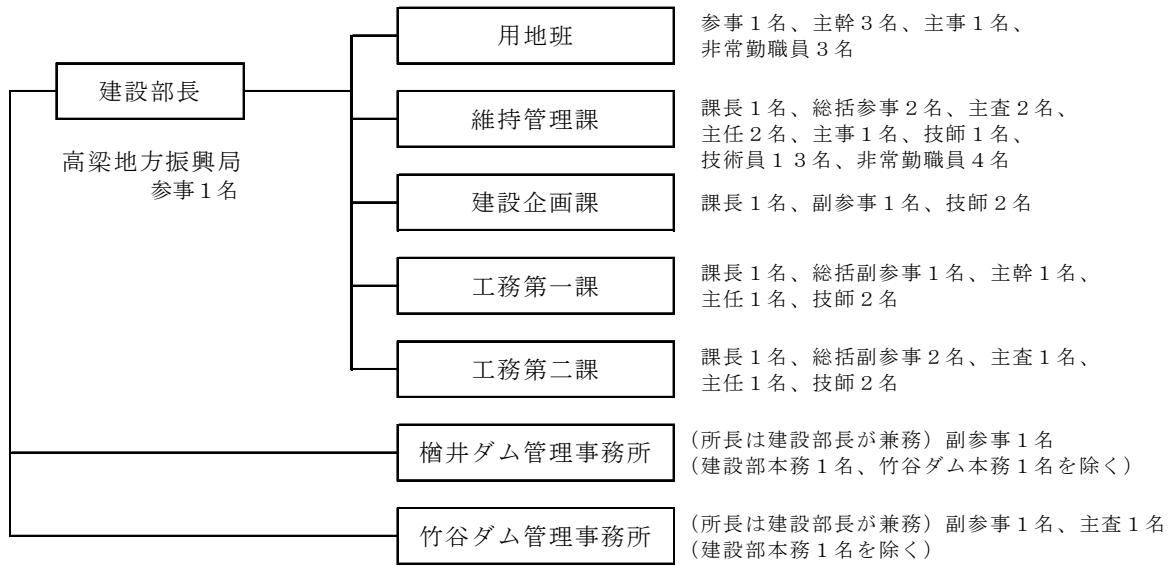
【 平成16年度 倉敷地方振興局・建設部 組織図 】



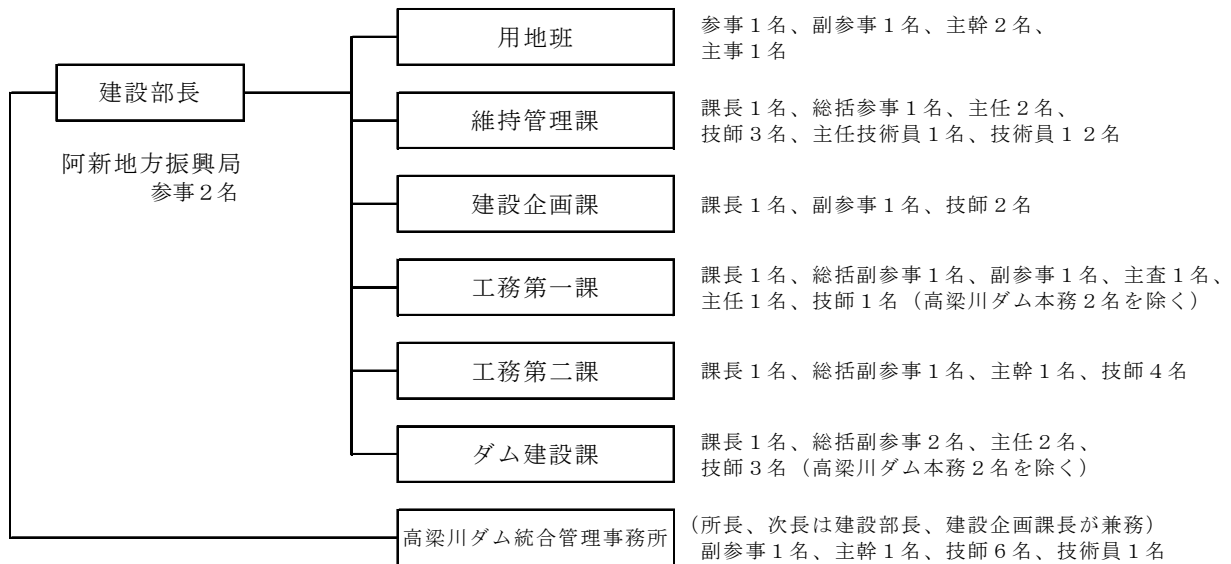
【 平成16年度 井笠地方振興局・建設部 組織図 】



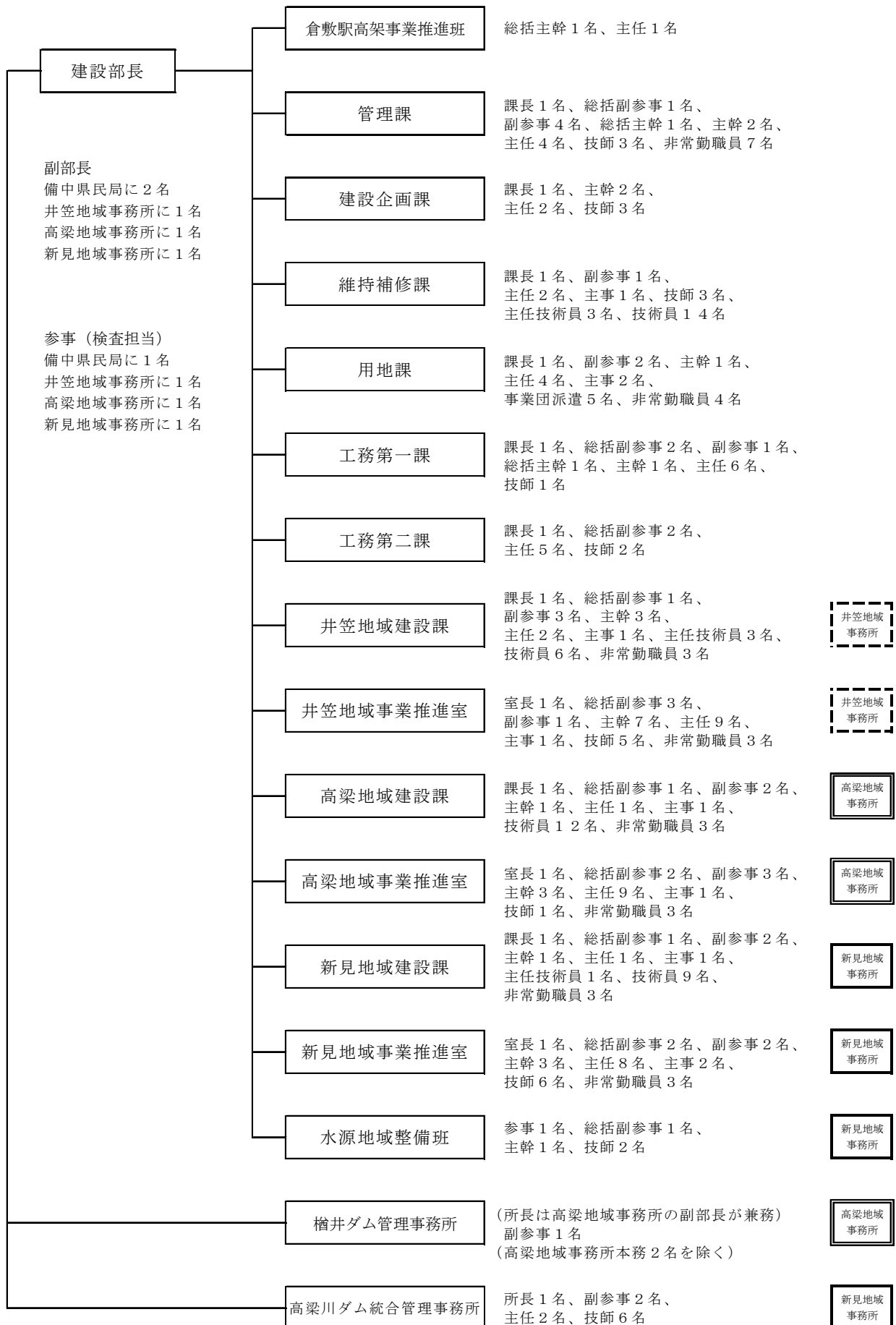
【 平成16年度 高梁地方振興局・建設部 組織図 】



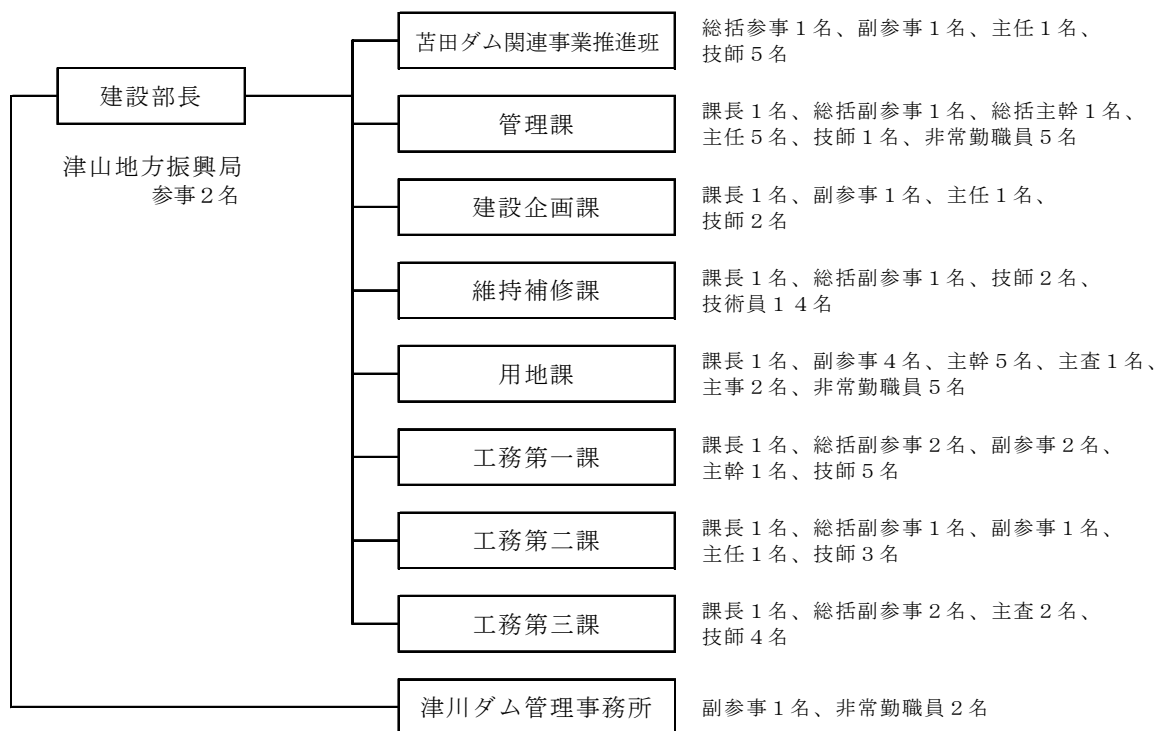
【 平成16年度 阿新地方振興局・建設部 組織図 】



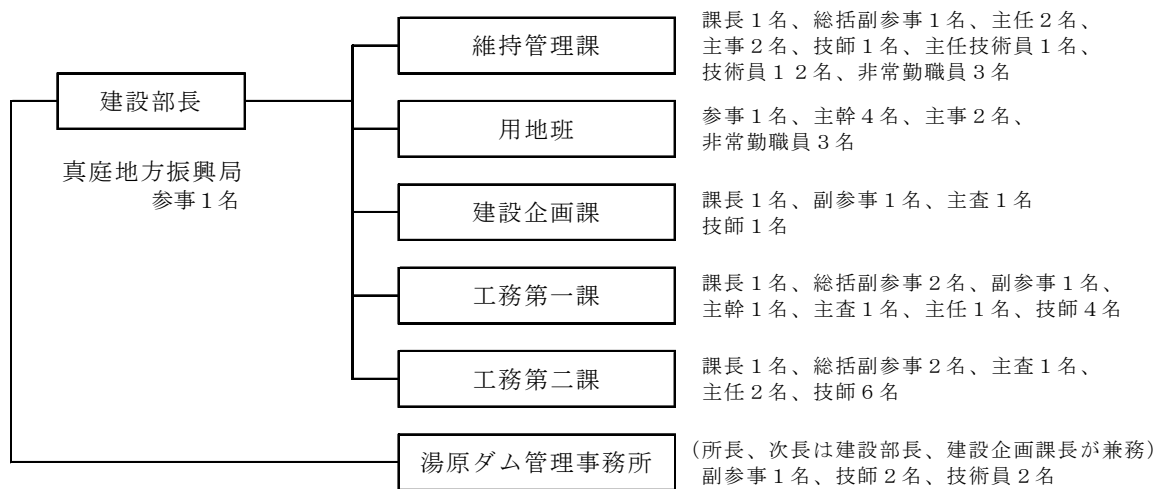
【 平成 2 1 年度 備中県民局・建設部 組織図 】



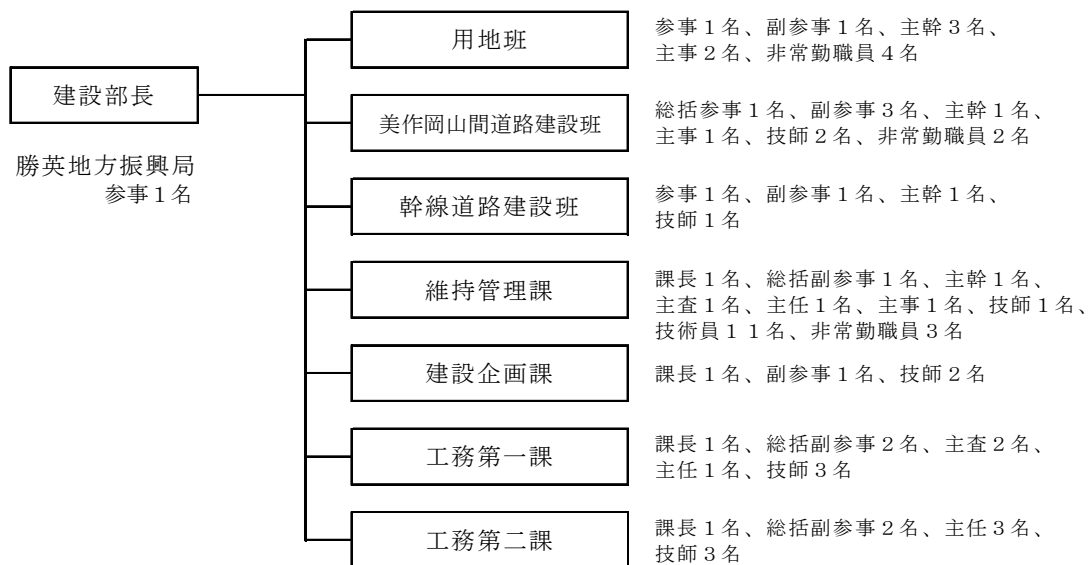
【 平成16年度 津山地方振興局・建設部 組織図 】



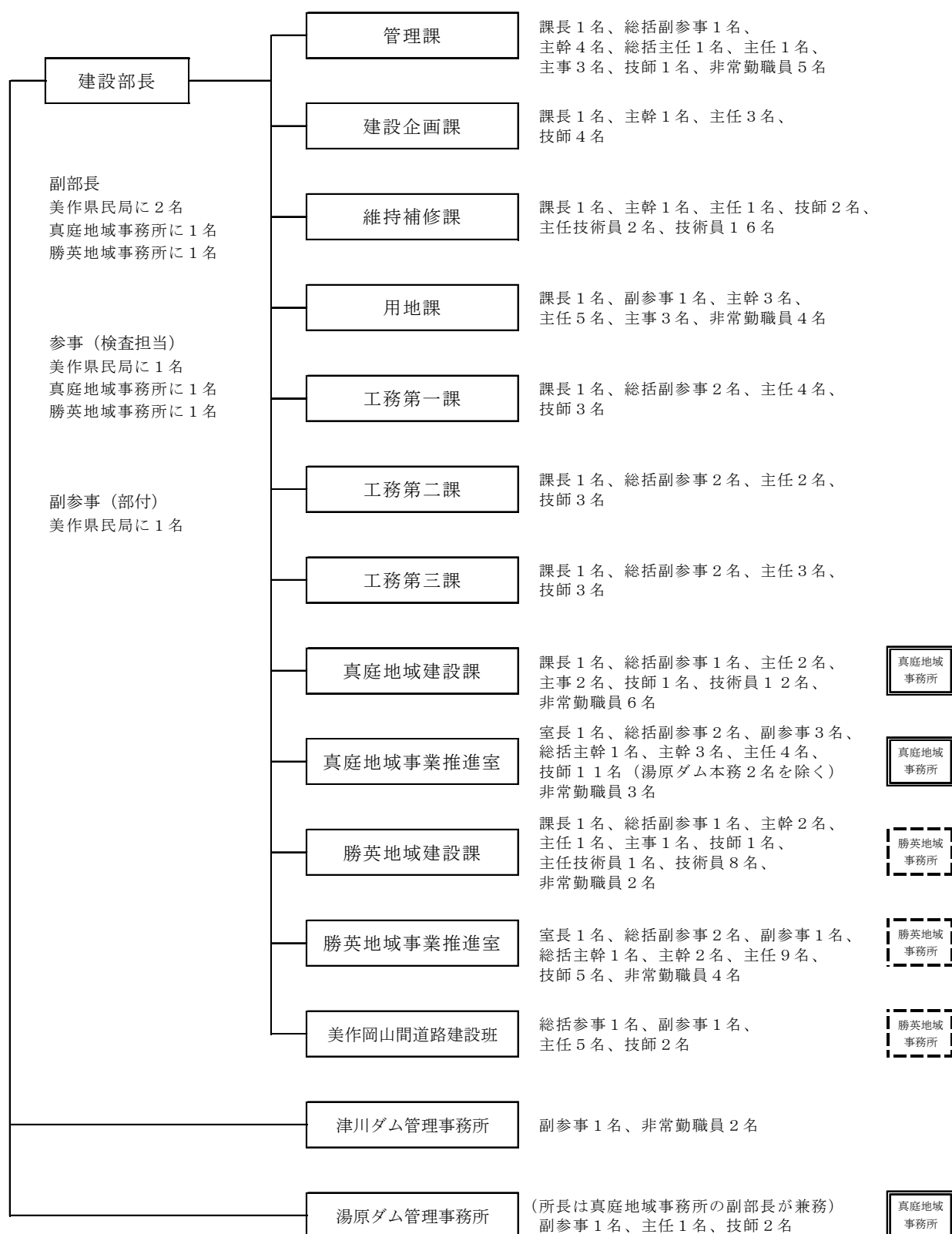
【 平成16年度 真庭地方振興局・建設部 組織図 】



【 平成16年度 勝英地方振興局・建設部 組織図 】



【 平成 2 1 年度 美作県民局・建設部 組織図 】



1 再編による変化

県民局への再編により、9 地方振興局建設部が 3 県民局建設部に統合され、建設部長が 9 人から 3 人に減っている。

さらに、課が統合されたことによって管理職の人員が大きく減り、全体の職員数でも一定の削減効果が出ている（もっとも、平成 21 年 4 月に岡山市が政令指定都市に移行したことに伴い、国道や県道の管理などの事業を岡山市に移譲したことによって備前県民局で 51 人減の影響があったとの試算があり、また、公共事業の減少や道路パトロール等の管理業務の一部を民間に委託した影響もあると考えられるため、全体の人員減は再編以外の影響も考慮に入れる必要がある）。

また、建設業許可に係る調査や経営事項審査関係業務は 3 県民局に集約されている。

2 玉野建設事務所及び建部建設事務所について

「地方振興局の再編」で示された方針に従って、出先事務所としては廃止し、県民局建設部に業務が集約されている。

3 再編後の県民局体制について

各県民局に副部長 2 人（事務・技術各 1 人）と参事（検査担当）1 人、各地域事務所に副部長 1 人と参事（検査担当）1 人を配置している。

また、地域事務所には地域建設課と地域事業推進室を置き、以下のとおり、県民局の各課に相当する業務を行っている（なお、平成 22 年度からは、地域事業推進室から審査班と用地班が独立し、それぞれ地域設計審査班と地域用地班になっている）。

《地域事務所》		(県民局)
地域建設課	〔	管理班 … 管理課に相当する業務
		維持補修班 … 維持補修課に相当する業務
地域事業推進室	〔	審査班 … 建設企画課に相当する業務
		用地班 … 用地課に相当する業務
		工務班 … 工務課に相当する業務

第3 業務の概要（平成22年度県民局概要より）

1 基本方針

（1）備前県民局

備前県民局は、県都・岡山市を含む5市2町を管轄している。

特に、政令指定都市である岡山市及びその周辺地域は、岡山空港や瀬戸中央自動車道・山陽自動車道・中国横断自動車道岡山米子線の高速道路等の広域交通網の整備、交流拠点港としての宇野港の機能向上により、中四国の拠点としての性格が備わってきている。

この圏域が一体になり、新たな経済文化圏を形成するための先導的な役割を果たし、県民が「協働」しながら活力ある地域産業や歴史的文化施設の発現・創造をしていくためには、魅力ある都市機能の充実や、長期的な視野に立った効率的な施設整備が急務になっている。

建設部においては、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向け、県民一人一人が真に豊かさを実感でき、快適に生き生きと生活できる地域社会づくりを推進することを基本目標としている。

その実現のために県が策定した「新おかやま夢づくりプラン」に沿って、「教育と人づくりの岡山」の創造、「安全・安心の岡山」の創造、「産業と交流の岡山」の創造を基本戦略として、各種基盤整備事業の一層の推進を図っている。

（2）備中県民局

北は中国山地から、南は瀬戸内海までの7市3町にわたる備中県民局管内は、高梁川流域に広がる山間部、中山間地域、瀬戸内海沿岸の平野部と、変化に富んだ自然条件に恵まれ、その中で育まれた特色ある文化、観光資源、全国に誇る高品質の農林水産物、また、瀬戸中央自動車道・山陽自動車道・中国横断自動車道岡山米子線など縦横に延びる高速道路網・鉄道網、さらに水島港などの恵まれた交通基盤、水島に代表される優れた産業集積などの諸条件を最大限に生かしながら、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」を実現するため、「新おかやま夢づくりプラン」に沿って自立と協働、創造と改革の理念の下、個性ある社会基盤の整備に取り組んでいる。

（3）美作県民局

美作県民局管内は、北に中国山地、南に吉備高原を望む3市5町2村からな

り、中山間地域が大部分を占めている。中国縦貫自動車道や中国横断自動車道岡山米子線といった広域交通網が整備され、山陽、山陰、京阪神方面への結節点となっている。また、県3大河川の旭川と吉井川により豊かな自然環境が形成され、蒜山高原や美作三湯などの観光資源に恵まれている。

これら諸条件を生かして、広域的な交流・連携を促進させるため、社会基盤整備を推進している。

一方、厳しい地形条件の下で過疎化、高齢化が問題となっている。地域住民が快適に安心して生活することができるよう地域の実情に応じた対策を進め、併せて、地域住民と協働して活力ある地域づくりを推進している。

さらに、厳しい雇用情勢の中、これらの対策として、地域活性化・生活対策に資するきめ細やかなインフラ整備などに取り組んでいる。

なお、平成21年8月台風9号災害の復旧工事に全力で取り組み、災害からの早期復興を進め、地域の安全・安心対策を推進している。

2 主要施策

(1) 道路事業の促進

広域的な交流及び連携を強化するため地域間連絡道路の整備を推進するとともに、日常生活の基盤となる道路について地域の実情に合わせ効率的、効果的な整備を行っている。

また、近年の交通量の増大や車両の大型化により、路面が著しく損傷している箇所や騒音・振動が環境基準を超えるような箇所において、低騒音舗装などの舗装改良を実施し、安全で円滑・快適な交通環境を創出している。

さらに、交通安全対策の必要な道路については歩道の整備や交差点改良等を進め、落石、崩土等が多発する路線においては危険度や緊急度の高い箇所を優先し防災施設の整備等を計画的に実施している。

(2) 河川・砂防・災害復旧事業の促進

水害や土砂災害等を防止するため計画的な河川改修を促進するとともに、中小河川の災害防止対策を行い、土石流、急傾斜、地すべりの危険箇所について対策事業を実施している。

(3) 港湾・海岸事業の促進

中四国州を見据えた人流・物流機能強化のためには、港湾施設の整備も喫緊

の課題となっており、宇野港や水島港の機能強化を図りながら、利用の促進に取り組んでいる。

また、「岡山県沿岸海岸保全計画」を平成20年3月に改訂し、海岸の整備を計画的、重点的に実施している。

(4) 下水道事業の促進

児島湖の水質は、近年の人口の都市集中及び産業の発展により汚水量が増大したこと等により、ホテイアオイやアオコの発生が確認されるなど富栄養化が進んでいる。

このため、昭和53年度から、児島湖の水質保全を目的として、岡山市、倉敷市、玉野市の各一部と早島町の市街地全域を計画区域として児島湖流域下水道事業を始めた。

(5) おかやまアダプト事業の促進

地域の道路・河川の一定区間を自らの養子（アダプト）とみなし、認定を受けた住民や企業、学校が活動の主役として定期的に清掃・美化活動を行う事業を推進している。

(6) 岡山ロードサポート事業の促進

任命を受けたロードサポーターが道路の異変を発見した場合、その情報をサポーターホットラインにより通報する事業を推進している。

(7) 公共土木施設の維持管理等の徹底

道路、河川の維持管理及び民間の開発行為に係る許認可等については、関係法令に基づき適正に行い、県土の保全、通行等の安全の確保に努めている。

異常気象時には、「岡山県道路防災対策要綱」・「岡山県道路通行規制実施要領」に基づき、事前通行規制を実施している。

また、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」（寒冷法）に基づき冬期（毎年12月1日～3月31日）の除雪体制の下、除雪を実施している。

(8) 建築物の質の向上と快適な環境保持

建築物の安全性の確保や市街地環境の保全を図るため、建築基準法に基づく建築確認及び検査並びに建築許可や認定等により、建築基準法が遵守されるよう指導を行っている。

(9) 建設工事に係る資材の再資源化の促進

建設リサイクル法に基づき、特定の建設資材について適正な分別解体等及び再資源化の実施を確保するための措置として「届出」の指導審査を行っている。

(10) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の促進

高齢社会に的確に対応し、かつ障害のある人が社会生活の中で自立した生活をおくるための施設整備を促進している。

(11) 建築物の省エネルギー化の促進

省エネ法に基づく建築物の省エネ措置の周知を図るなどにより、建築物の省エネルギー化を促進している。

第4 予算執行状況

建設部における平成21年度の予算執行状況（支出済額を節ごとに合計したもので、繰越明許費や特別会計、事業調整費を含む）は以下のとおりである。

これによると、道路工事などに関わる15節「工事請負費」が大きな割合を占めていることが分かる。

また、設計測量にかかわる13節「委託料」、用地取得・補償などにかかわる17節「公有財産購入費」や22節「補償、補填及び賠償金」の額が大きいことも建設部の特徴である。

(注) この予算執行状況は、各県民局及び各地域事務所で執行された額を合計したものであり、職員の給料など本庁で執行された額は含まれていない。

また、地域事務所管内の事業であっても、決裁権限との関係から県民局で執行された額については、県民局の欄に計上されている。

節	内 容	備前県民局	東備地域事務所	小 計
1	報酬	30,902,105	9,603,250	40,505,355
2	給料	0	0	0
3	職員手当等	0	0	0
4	共済費	5,850,924	2,125,013	7,975,937
5	災害報償費	0	0	0
6	恩給及び退職年金	0	0	0
7	賃金	13,682,854	5,045,557	18,728,411
8	報償費	10,500	498,818	509,318
9	旅費	817,805	510,170	1,327,975
10	交際費	0	0	0
11	需用費	287,047,850	136,481,743	423,529,593
12	役務費	78,510,169	44,990,488	123,500,657
13	委託料	2,347,918,684	582,959,451	2,930,878,135
14	使用料及び賃借料	2,018,121	1,117,254	3,135,375
15	工事請負費	7,619,527,195	1,170,020,685	8,789,547,880
16	原材料費	8,587,709	1,486,868	10,074,577
17	公有財産購入費	152,363,847	39,806,942	192,170,789
18	備品購入費	3,945,390	1,854,000	5,799,390
19	負担金、補助及び交付金	52,118,900	3,484,226	55,603,126
20	扶助費	0	0	0
21	貸付金	0	0	0
22	補償、補填及び賠償金	163,009,341	84,607,163	247,616,504
23	償還金、利子及び割引料	66,290,850	755,344	67,046,194
24	投資及び出資金	0	0	0
25	積立金	0	0	0
26	寄附金	0	0	0
27	公課費	312,400	163,800	476,200
28	繰出金	0	0	0
	合 計	10,832,914,644	2,085,510,772	12,918,425,416

節		備中県民局	井笠地域事務所	高梁地域事務所	新見地域事務所	小計
1	報酬	20,771,070	11,087,550	10,941,820	11,019,480	53,819,920
2	給料	0	0	0	0	0
3	職員手当等	0	0	0	0	0
4	共済費	4,251,561	1,853,657	1,528,103	1,792,624	9,425,945
5	災害報償費	0	0	0	0	0
6	恩給及び退職年金	0	0	0	0	0
7	賃金	11,468,710	2,593,450	590,000	4,954,350	19,606,510
8	報償費	121,650	0	108,000	11,500	241,150
9	旅費	770,660	434,740	438,205	1,431,665	3,075,270
10	交際費	0	0	0	0	0
11	需用費	187,612,667	153,501,807	181,404,177	174,464,630	696,983,281
12	役務費	84,097,607	11,701,535	64,495,583	78,594,407	238,889,132
13	委託料	939,532,523	579,012,031	412,157,478	557,610,398	2,488,312,430
14	使用料及び賃借料	1,194,760	467,726	502,240	3,167,270	5,331,996
15	工事請負費	9,240,494,077	1,212,094,700	836,856,500	751,299,950	12,040,745,227
16	原材料費	8,949,210	2,487,466	8,483,464	5,123,263	25,043,403
17	公有財産購入費	693,330,696	261,886,557	181,504,556	26,411,078	1,163,132,887
18	備品購入費	1,634,430	641,250	587,400	346,185	3,209,265
19	負担金、補助及び交付金	4,507,398	5,455,420	1,951,700	1,013,650	12,928,168
20	扶助費	0	0	0	0	0
21	貸付金	0	0	0	0	0
22	補償、補填及び賠償金	712,454,004	757,715,207	109,319,283	196,981,128	1,776,469,622
23	償還金、利子及び割引料	7,066,845	295,994	4,300,696	1,344,064	13,007,599
24	投資及び出資金	0	0	0	0	0
25	積立金	0	0	0	0	0
26	寄附金	0	0	0	0	0
27	公課費	189,000	122,200	166,300	459,900	937,400
28	繰出金	0	0	0	0	0
合計		11,918,446,868	3,001,351,290	1,815,335,505	1,816,025,542	18,551,159,205

	節	美作県民局	真庭地域事務所	勝英地域事務所	小計
1	報酬	19,330,982	11,147,507	11,703,340	42,181,829
2	給料	0	0	0	0
3	職員手当等	0	0	0	0
4	共済費	4,064,176	2,217,257	2,316,914	8,598,347
5	災害報償費	0	0	0	0
6	恩給及び退職年金	0	0	0	0
7	賃金	11,984,880	6,654,335	5,670,050	24,309,265
8	報償費	0	74,500	0	74,500
9	旅費	1,857,963	1,010,855	964,850	3,833,668
10	交際費	0	0	0	0
11	需用費	234,852,208	220,984,455	219,085,039	674,921,702
12	役務費	40,571,684	22,960,859	17,904,791	81,437,334
13	委託料	980,339,088	732,755,843	1,026,149,432	2,739,244,363
14	使用料及び賃借料	4,469,527	3,739,411	2,916,308	11,125,246
15	工事請負費	10,236,730,499	979,601,171	1,121,316,500	12,337,648,170
16	原材料料費	11,031,191	933,317	11,382,784	23,347,292
17	公有財産購入費	292,458,110	59,580,269	472,898,812	824,937,191
18	備品購入費	3,130,127	414,240	5,031,480	8,575,847
19	負担金、補助及び交付金	9,723,946	2,392,648	2,377,887	14,494,481
20	扶助費	0	0	0	0
21	貸付金	0	0	0	0
22	補償、補填及び賠償金	782,195,668	181,026,467	594,500,701	1,557,722,836
23	償還金、利子及び割引料	32,293,482	7,337,234	2,299,224	41,929,940
24	投資及び出資金	0	0	0	0
25	積立金	0	0	0	0
26	寄附金	0	0	0	0
27	公課費	718,200	825,300	473,100	2,016,600
28	繰出金	0	0	0	0
	合計	12,665,751,731	2,233,655,668	3,496,991,212	18,396,398,611

第5 道路事業について

1 事業進行の流れ

ここで、建設部の主要事業である道路事業について概観する。

道路事業における事業進行の流れを図示すると次頁のとおりである（なお、前述のとおり、地域事務所においては、地域建設課が管理課と維持補修課に相当する業務を行っており、地域事業推進室が建設企画課と用地課、工務課に相当する業務を行っている）。

2 地方振興局から県民局に再編されたことにより、大きく変わった点

地方振興局体制時には、9地方振興局にそれぞれ局長と建設部長が配置されていたので、原則として地方振興局で事務が完結していた。

ところが、県民局体制に再編されて3県民局・6地域事務所となり、地域事務所には建設部長がいないため、決裁権限との関係で一部工事の入札・契約・支払が県民局で行われるようになるなど、地域事務所で事務が完結しない事態が発生することとなった。

そのため、現在ではほとんど毎週、地域事務所の職員が県民局に出張する必要があるが生じている。

特に、工事の執行に関する事務についてその影響が大きいと考えられるので、続いて入札の現状を概観する。

【 道路事業における事業進行の流れ 】

業 務 の 内 容	担当課	業務委託
-----------	-----	------

調査・ 計画 期間	1) 地元要望や市町村との調整	工務課	
	2) 事業事前評価（1億円以上）	工務課	
	3) 平面・縦横断測量	工務課	あり
	4) 詳細設計	工務課	あり



用地 買収 期間	1) 地元説明	工務課、用地課	
	2) 用地測量、補償物件調査	工務課、用地課	あり
	3) 用地交渉	工務課、用地課	
	4) 用地契約、法務局登記	用地課	



設計書 入札・ 工事 期間	1) 工事の発注単位で設計書（予定価格算出）を作成	工務課	
	2) 入札、契約を行う	建設企画課 （総務課）	
	3) 現地工事の現場監督や地元調整を行う	工務課	
	4) 工事の検査を行う	検査参事	
	5) 契約金額の支払い	（総務課）	



維持 管理 期間	1) 日々の道路パトロールを行う	維持補修課	あり
	2) 舗装や水路が痛めば、その補修工事等を行う	維持補修課	
	3) 道路と民地との土地境界立会要請等に対応	管理課	
	4) 照明柱や照明灯のメンテナンス	維持補修課	あり
	5) 道路路肩部分の除草	維持補修課	あり
	6) 死骸処理や各種苦情対応	維持補修課	

第6 入札の現状

1 契約方法について

地方自治法第234条で、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされ（同条第1項）、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている（同条第2項）。

なお、一般競争入札および指名競争入札とは、以下のような契約方式である。

① 一般競争入札

一般競争入札は、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式である。

② 指名競争入札

指名競争入札は、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者（原則として3名以上）を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式である。

2 岡山県における一般競争入札（条件付）の対象工事

岡山県が発注する建設工事に関し、一般競争入札（条件付）実施要領が定められており、その第2条に対象工事が規定されている。

第2条 入札の対象となる建設工事は、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。以下この条において同じ。）が別表に掲げる建設工事の種類ごとに同表に定める金額以上の工事（設計金額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事を除く。）とする。

別表

建設工事の種類	金額
土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。） 又は建築一式工事	1千万円
上記以外の工事	4千万円

したがって、土木一式工事（橋梁上部工事等の特殊な工事を除く。）又は建築一式工事では設計金額が1千万円未満であれば指名競争入札の方法によることができ、それ以外の工事では設計金額が4千万円未満であれば指名競争入札の方法によることができることとなっている。

3 決裁権限

次に、工事の執行に関する事務について、県民局における決裁権限を確認する。

【 県民局共通決裁事項 】

1件2億円未満の工事の執行（岡山県工事執行規則に基づくものをいう）の決定（入札の公告、指名入札者の指名、入札予定価格、最低制限価格及び調査基準価格の決定を含む）及び建設工事に準ずる委託の決定（変更により1件2億円以上となるものであらかじめ知事の承認を受けたものに係る決定を含む）

ア 1件1億円以上の工事（設計金額による。以下同じ） 局長

イ 1件1千万円以上1億円未満の工事 部長

ただし、農林水産事業部及び建設部にあつては、軽易な変更（設計変更の額が起工工事価格の3割以内のもので、工事の施工に当たって重要な変更を伴わないもの）に係るものであつて、あらかじめ地域事務所の課室で執行することとされたものに限り、副部長とする。

ウ 1件1千万円未満の工事 部長

ただし、指名競争入札における指名入札者の指名に係る事務を除くものについては、農林水産事業部及び建設部にあつては、副部長とする。

（注）イのただし書きは、平成22年4月以降に変更された部分である。

この結果、地域事務所管内の工事であっても、設計金額が1件1千万円以上のものについては、建設部長の決裁を受けなければならず、地域事務所で事務が完結しないこととなった。

また、設計書類は図面等があり、機密保持の必要も高いため、電子送信や郵送などの方法によることが困難で、現状ではほとんど毎週、地域事務所の職員が書類を県民局に持参して、建設部長の決裁を受けている。

さらに、1件1千万円未満の工事であっても、「指名競争入札における指名入札者の指名に係る事務」は建設部長の決裁事項とされている。

そこで、次に入札指名委員会及び入札調査委員会について概観する。

4 入札指名委員会及び入札調査委員会

(1) 入札指名委員会について

岡山県が発注する建設工事等に係る指名競争入札に参加する者の指名について調査審議を行うため、入札指名委員会を設置することとされており、その所掌事務は次の事項の調査審議である。

- ① 岡山県工事執行規則に定める工事の請負契約に係る指名競争入札に参加させる業者の指名
- ② 岡山県事務処理規則に定める工事及び用地買収に係る調査、測量、試験及び設計の委託契約に係る指名競争入札に参加させる業者の指名
- ③ 低入札価格調査に基づく落札の可否

(2) 入札調査委員会について

岡山県が発注する建設工事の一般競争入札（条件付）について調査審議を行うため、一般競争入札（条件付）調査委員会を設置することとされており、その所掌事務は次の事項の調査審議である。

- ① 入札参加資格及び入札の公告内容等
- ② 入札参加資格の審査、確認及び入札不調後の取扱い
- ③ 低入札価格調査に基づく落札の適否

(3) 構成メンバー

具体例として、東備地域事務所管内の工事に関する入札指名委員会及び入札調査委員会の構成メンバーを挙げると、以下のとおりとなっている。

備前県民局：建設部長、副部長2名、管理課長、建設企画課長、用地課長
東備地域事務所：副部長

したがって、地域事務所の副部長は、入札指名委員会及び入札調査委員会に出席するため、ほとんど毎週、県民局に出張しているのが現状である。

5 平成21年度の工事入札件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
備前民局 実施分														
指名競争入札	備前民局本局管内	0	2	13	14	21	14	24	24	28	18	18	5	181
	東備地域事務所管内	0	0	1	3	6	7	2	1	4	2	0	1	27
	備前民局本局管内	0	0	2	4	2	22	13	6	8	3	3	6	69
	東備地域事務所管内	0	0	1	7	1	18	7	2	7	1	1	0	45
東備地域事務所 実施分														
指名競争入札	東備地域事務所管内	7	1	4	1	9	23	2	4	38	10	1	0	100

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
備中民局 実施分														
指名競争入札	備中民局本局管内	3	2	5	12	10	19	4	16	26	20	10	0	127
	井笠地域事務所管内	0	0	2	6	4	11	1	4	1	5	2	1	37
	高梁地域事務所管内	0	3	0	2	4	9	1	0	2	3	3	0	27
	新見地域事務所管内	0	0	1	1	3	5	3	3	1	3	2	0	22
	備中民局本局管内	0	0	1	4	3	18	6	6	4	5	0	0	47
	井笠地域事務所管内	0	0	2	4	8	27	3	2	0	1	2	0	49
一般競争入札	高梁地域事務所管内	0	0	0	2	4	15	2	2	3	3	1	0	32
	新見地域事務所管内	0	0	0	3	1	11	7	3	0	2	0	2	29
	井笠地域事務所 実施分													
指名競争入札	井笠地域事務所管内	0	2	1	6	5	18	12	9	14	15	8	4	94
高梁地域事務所 実施分														
指名競争入札	高梁地域事務所管内	3	4	4	15	7	8	8	5	8	9	2	0	73
新見地域事務所 実施分														
指名競争入札	新見地域事務所管内	0	2	5	2	0	12	16	5	18	1	1	0	62

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
美作民局 実施分														
指名競争入札	美作民局本局管内	7	8	15	17	30	27	47	40	36	24	12	5	268
	真庭地域事務所管内	0	0	1	1	6	1	14	0	1	1	0	1	26
	勝英地域事務所管内	0	0	2	1	2	4	8	0	3	13	11	11	55
	美作民局本局管内	0	0	4	4	10	10	17	2	4	2	0	0	53
	真庭地域事務所管内	0	0	2	2	16	8	21	0	4	5	2	3	63
	勝英地域事務所管内	1	1	5	8	1	8	12	3	9	8	28	36	120
真庭地域事務所 実施分														
指名競争入札	真庭地域事務所管内	0	4	4	1	9	6	33	5	6	18	9	6	101
勝英地域事務所 実施分														
指名競争入札	勝英地域事務所管内	3	3	1	1	11	19	8	3	21	47	42	60	219

※ 網掛けの部分が、県民局で実施されている地域事務所管内の工事入札の件数

第7 他県の動向

第5章でも触れたとおり、近年多くの都道府県において総合出先機関の廃止が検討されているところであるが、滋賀県でも、平成21年4月から地域振興局制度を廃止し、行政分野ごとに単独事務所を設置している。

ここで、滋賀県が平成20年10月に策定した「総合地方機関の見直し方針」から、土木部門における組織再編の概要を紹介する。

土木部門においては、現在の振興局等の建設管理部では、各種社会基盤整備事業の調査・設計、用地取得から現場施工管理、公物（道路、河川等）管理、開発・建築に伴う許認可など現地性の極めて高い事務を行っており、県民の安心安全や生活環境への関心の高まりから身近な社会資本へのきめ細やかなメンテナンスや整備ニーズも高まっており、また、水防、雪寒、事故等の対応は緊急性、迅速性が求められます。

このため、所管区域を現行どおりとして、現在の振興局等の建設管理部を土木事務所に再編します。

また、建築確認等の事務については、集約化を図ります。

第8 結果及び意見

1 地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである（意見）

地方振興局から県民局へ再編した結果、ほとんど毎週、地域事務所の職員が県民局に出張する必要性が生じている。

人員と経費の削減、行政効率の向上が求められている中で、地域事務所の事務を完結させるために時間・労力・経費をかけて地域事務所の職員が県民局に出張することは、全くもって非効率というほかない。

さらに、業務の担当者と決裁権者が別の庁舎にいたのでは、説明・議論をすることも必然的に少なくなり、意思決定の迅速化も図れない。

この点、平成17年1月に岡山県が策定した「地方振興局の再編」でも、再編に伴う課題への対応として、「支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるよう、支局に配置する責任者に権限を付与します。地域

庁舎における窓口対応業務等についても、県民サービスの観点から地域庁舎で完結するよう、地域庁舎に課を設置し、その責任者に権限を付与します。」とされており、支局や地域庁舎で事務が完結できるような体制の確立が指向されていた。

これは、再編の進め方として、平成17年4月からの第1段階で3県民局・6支局体制に移行し、平成21年4月からの第2段階で3県民局・6地域庁舎体制に移行し、平成21年4月の再編完了時には、建設部においても、維持補修や窓口対応業務等を除いて、県民局に業務を集約することを前提にしていたためと考えられる。

ところが現実には、土木工事関連業務を含め多くの業務を地域事務所で引き続き行うこととなった。

その原因は、①総合出先機関を廃止し、単独事務所を設置した滋賀県においても、「土木部門においては・・・現地性の極めて高い事務を行っており」、「所管区域を現行どおりとして、現在の振興局等の建設管理部を土木事務所に再編します」とされ、また、岡山県の平成17年再編における業務仕分けの基本的な考え方においても、「土木行政における現場事務所には、現地調査、用地取得、工事の設計、入札、施工、完了検査、施設の維持管理までの一連の作業を一体として行う機能、さらには災害時における拠点としての機能がそれぞれ求められており、県内どこへでも一定の時間・距離で到着することのできる場所に事務所を構える必要がある」とされていたとおり、建設部の業務はなお現場との関連性が強いこと、②支局機能縮小の前提となる市町村への事務・権限移譲等も十分に進んでいないことと考えられる。

結局のところ、現状では県民局へ再編したためかえって合理的な運営ができなくなっている点があるといわざるを得ない。

そこで、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきである。

ただし、地域事務所の工事発注権限を拡大することによって、地域事務所の職員を増員する必要があるのではないかという懸念も指摘されており、県民局から地域事務所へ異動させるなどの工夫を行い、総人員を増加させないようにする必要はある。

2 工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである（意見）

前記のとおり、地域事務所管内の事業は、なるべく地域事務所で事務が完結できるような体制の確立を目指すべきであるが、体制確立までの当面の方策として、工事の執行に関する事務の決裁権限を見直すべきである。

このことは、平成17年1月に岡山県が策定した「地方振興局の再編」で「支局で実施する事務のうち、支局のエリアに関する事務は支局で完結できるよう、支局に配置する責任者に権限を付与します。」としていた方向性にも合致する。

特に、平成17年4月からの第1段階で3県民局・6支局体制に移行した際、支局に配置されていた責任者に4千万円未満の工事に関する決裁権限が付与されていたことを考慮すると、現在の地域事務所副部長にも同程度の決裁権限を付与することが相当である。

そうすれば、地域事務所内において完結する事務が増え、行政効率が向上する上、権限を与えられた職員が意欲と責任を持って業務に当たり、能力向上にもつながると考えられる。

3 入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである（意見）

地域事務所の副部長は、入札指名委員会及び入札調査委員会に出席するため、ほとんど毎週、県民局に出張しているのが現状である。

一堂に会して議論することの利点はあるものの、やはり移動にかかる時間・労力・経費の無駄は否めない。

特に、前記のとおり副部長の権限を強化する場合には、必然的に業務量が増えると考えられ、一層の合理化が必要である。

そこで、入札調査委員会及び入札指名委員会にテレビ会議システムを導入するなど、合理化の方策を検討すべきである。

4 建設部と農林水産事業部との人事交流を活発化し、建設土木職の職員に農林土木職の業務ができる能力をつけさせるべきである（意見）

詳細は農林水産事業部における結果及び意見で述べたとおりであるが、将来に向けて建設部と農林水産事業部との人事交流を更に活発化すべきである。

このことは、各職員の能力アップにもつながり、今後の柔軟な組織変更を可能にする効果を持ち、ひいては、人件費の削減効果も期待できる。